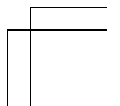
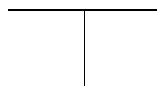
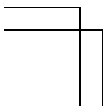
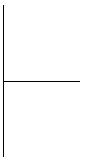
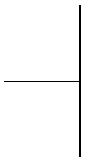
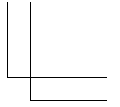
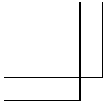


広島県立文書館資料集
5

村上家乗
元治元年・慶応元年

広島県立文書館



i 凡例

凡例

- 一 本書は、広島県立文書館資料集⁵として、広島大学文学部日本史研究室が所蔵する「家乗 続編巻之廿一 文久四年」と「家乗 続編巻廿二 元治二年」を、「村上家乗 元治元年・慶応元年」として刊行するものである。
- 一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。
- 1 原本には本文のほかに頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行なったが、都合上、頭書の位置を変更した部分もある。
 - 2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は必ずしも改めなかった。また、井(ならびに)は小字で示した。
 - 3 変体がないは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而已(のみ)は、小字で示した。また、合体字^方(より)・^{コト}・^ノ(シテ)はそのまを用いた。
 - 4 漢字の反覆に「々」「や」「」を用いているものは、「々」に統一した。「く」は原文のままとした。
 - 5 原本の振りがなはそのまま残した。
 - 6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには()、なお疑問が残るものには()、カ)、脱字があると判断される部分には()、脱カ)、誤って重複したと判断され

- る箇所には(衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。
- 7 原文の虫損などで読めない部分は とした。その場合(虫損)などと傍注を付した。
 - 8 適宜、読点(、)および並列点(・)を付した。
 - 9 平出・闕字は省略した。
 - 10 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「、」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、とくに注記しなかった。
 - 11 著者自身が貼紙をして文字を抹消した部分は、抹消した文字も残し、その部分を右傍に「貼紙」として示した。
 - 12 著者が転記した部分には転記確認したという趣旨の「スミ」と朱書した貼紙があるが、これは省略した。
 - 13 内容上、補足説明を要する部分に*を付し、注として巻末にまとめた。
 - 14 本文中に引用されている宸翰と勅書については『維新史』第三巻により校訂し、該当箇所に、印を付け、頭注にその異同を示した。
 - 15 その他必要に応じて(、)で傍注を付した。
- ― 読者の便宜のため、巻末に村上家乗関係系図、および人名・寺社名索引を付した。
- ― 本書の解説にあたっては、伊藤哲司・角保ますみ・河内昭一・下寺和男・関根玲子・高岡逸子・八田哲彦・和田敏子各氏(以上、広島県立文書館古文書解説同好会第二グループ会員)にお世話になった。
- ― 本書の解説・注は西村 晃(主任研究員)が、組版は長沢 洋(同上)が担当した。

iii 目次

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	元治元年	村上家乘 元治元年・慶心元年	凡例	解題	目次
.....
六	七	七	六	五	四	四	三	二	九	八	二	四	三	一		

人名・寺社名索引	(1)
村上乘関係系図	(19)
注	一七九
	十二月	一七一
	十一月	一六四
	十月	一五七
	九月	一五二
	八月	一四六
	七月	一四一
	六月	一三六
	閏五月	一三三
	五月	一二五
	四月	一二七
	三月	一一一
	二月	一〇四
	正月	九六
	慶応元年	九五

解題

広島県立文書館では、平成十五年度に、広島藩家老東城浅野家の家中、村上彦右衛門の日記「村上家乗 続編」のうち慶応二年（一八六六）分を「資料集3」、平成十七年度に慶応三年・明治元年（一八六七、六八）分を「資料集4」として刊行した。今回は元治元年・慶応元年（一八六四、六五）分を「資料集5」として刊行する。

東城浅野家とその家中村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」（以下「家乗」と記す）、作者村上彦右衛門等については「資料集3」ですでに紹介したので省略し、ここでは「資料集4」と同様、本書が対象とする元治元年から慶応元年、この二年間の政治・社会的経過を概観し、彦右衛門とその周囲の二年間の動向を記すことにする。

一 元治元年・慶応元年の政治情勢

元治元年は禁門の変から第一次長州征伐、慶応元年は条約勅許から第二次長州征伐の出兵と、この二年間は中央政局において歴史の分岐点となった重要な年であった。広島は第一次長州征伐の前線基地となり、政治面にとどまらず、社会的・経済的においても大きな影響を受けることになった。

文久三年（一八六三）八月十八日、尊皇攘夷論を掲げ、京都の政局で主導権を握っていた長州藩と、三条実美等、尊攘派公卿の勢力伸長を快く思わない会津藩と薩摩藩は、公武合体論者の朝彦親王（中川宮）と連携し、ク

デターによって彼等を京都から追放することに成功した(八・一八政変)。これにより、長州藩主毛利慶親と世子毛利定広は国許で謹慎を命じられ、政治的な主導権を失った。

政変後、尊攘派に代わって上京した將軍後見職一橋慶喜、前福井藩主松平慶永(春岳)、前高知藩主山内豊信(容堂)、前宇和島藩主伊達宗城、薩摩藩主父島津久光は、それぞれ朝廷から参与に任命されて国政への関与が認められ、京都で参与会議が開催された。また、勅命により二度目の入京を果たした將軍徳川家茂は、元治元年(一八六四)正月二十一日と二十七日の両日、広島藩世子浅野茂勲など在京諸侯等を従えて参内したところ、孝明天皇から両度にわたり公武一和を望む旨の優渥な勅諭が下され、政局は公武一和で安定するかに見えた。しかし、二月十四日に開催された朝議は、横浜鎖港を主張する一橋慶喜と、その困難を主張する島津久光等との間で紛糾した。この問題に象徴されるように、参与諸侯と慶喜など幕府有司との間に対立が生じ、不満を抱く参与諸侯は次々帰国して参与会議は解散、それに続いて在京諸侯も帰国したため、公武合体政権樹立の夢は儚くも潰えることになった。「家乗」の作者村上彦右衛門は、文久二年(一八六二)から三年にかけて二度上洛し、特に二度目は文久二年十一月から約半年間滞京したこともあり、京都情勢には深い関心を寄せ、「家乗」の元治元年二月・三月の末尾に京都情勢の風聞をまとめて記している。

長州藩処分について幕府は、長州藩末家・吉川経幹と家老を大坂に召致して尋問し、八・一八政変で山口に落延びた七卿を差出すよう命じ、それに服さない時は征討の兵を送ることに決し、二月十一日、和歌山藩主徳川茂承を將軍名代とし、広島藩など一二藩に長州藩追討の内命を下した。これについて長州藩に同情的な彦右衛門は「以之外」のことに批判的に「家乗」に記している(一八頁)。

一方長州藩では、元治元年に入ると来島又兵衛・久坂玄瑞等が中心となり、率兵上京を図ろうとする積極策が論じられるようになった。八・一八政変後も京・大坂では尊攘派の長州藩などの志士が密かに潜伏して、謀

vii 解題

報活動を続けていたが、六月五日、京都の三条木屋町の池田屋で謀議中に京都守護職の配下として京都の治安維持に当たっていた新撰組に急襲され、九名が討ち取られた池田屋の変。彦右衛門は二十日になって京都からの来状によりこの事件の情報を得ている。この事件を契機に、来島又兵衛・久坂玄瑞や、福原越後・益田右衛門介・国司信濃の三家老等の積極派に押されて、長州藩は率兵上京を決意し、六月十五日から順次出発する。上京した福原越後は伏見の長州藩屋敷、久坂玄瑞・真木和泉等は山崎・天王山、国司信濃・来島又兵衛等は嵯峨天龍寺にそれぞれ陣営を構え、三方から京都を包囲した。その後、真木や福原等はこの率兵上京を正当化する歎願書や哀訴状等を在京各藩留守居や所司代等を通じて提出したが、朝議では一橋慶喜の意見が容れられ、退兵勧告を行うことに決した。しかし長州藩兵はその説得を聞き入れず戦闘に突入した。まず十八日朝、伏見藩邸から伏見街道を北上した福原隊が藤森で彦根・大垣藩と戦い敗北した。同日、嵯峨天龍寺からは国司隊が途中で二手に分かれ、来島隊は蛤門へ、国司隊は中立売門方面へ向かった。国司隊は中立売門を突破して蛤門へ殺到し、会津藩兵と激戦となったが、薩摩・桑名藩兵の応援が加わり、来島が討死になると国司隊は総崩れとなった。一方、久坂・真木等は鷹司邸をめざしたが、堺町門から中へは入れなかったため、裏口から回り邸内に入った。ここで諸藩兵と放火を交えたが、鷹司邸が猛火に包まれたことから、久坂等は自刃して果てた。真木も一旦山崎に引上げた後に同志とともに自刃した。

こうして戦争は一日で終了したが、長州藩屋敷等二ヶ所からあがった火の手は二十一日朝まで消えず、北は一条通から南は七条の東本願寺まで、京都市街の三分の二を焼き尽くした。この火災で公家邸や武家屋敷の焼失は数十に及び、「東洞院四条下ル」の広島藩邸も焼失した。焼失家屋は二万八千戸に達し、京都の河原は避難民でこった返した。

禁門の変が起こる前、彦右衛門の耳には、率兵上京は会津藩が長州藩作事方の者を殺害に及んだことが契機

となったという風聞(四八頁)や松平容保の弱腰等、会津藩に関する悪評が届く一方で、池田屋の変には長州藩は関与しなかったという説や、率兵上京しても長州兵には乱暴な行動がないという風聞(以上五一頁)等、長州藩には好意的な評判が届いている。禁門の変後もこの長州藩の好評、会津藩の悪評に変わりなかったことを彦右衛門は「家乗」に記している。その他彦右衛門は、この禁門の変に関して岡崎の高謙院(道興の父高平室)や、東城浅野家親類の公家、芝山家・高辻家・錦小路家の安否に心を砕いている(以上五九頁)。

幕府は長州藩を徹底的に制裁しようとして、朝命を得て中国・四国・九州などの二藩に出動命令を下し、將軍自ら長州征伐のために進発することを声明した。国司信濃が上京する際に与えられた長州藩主父子の黒印の軍令状(五五頁)が薩摩藩により押収されたことにより、長州藩の罪状は明らかとなった。総督には初め和歌山藩主徳川茂承が、後に代わって前尾張藩主徳川慶勝が任命された。八月十三日には五方面からの攻口と従軍諸藩の部署が発表され、広島藩主浅野茂長と分家の浅野長厚は芸州口先鋒を命じられた。十月二十二日、総督は大坂城に諸藩重臣を集めて、長州藩攻撃についての軍議を開き、十一月十八日を総攻撃開始の日と定めた。

一方長州藩は、前年の文久三年(一八六三)五月の攘夷決行への報復として英・米・仏・蘭四国連合艦隊の猛攻を受け、八月五日から四日間の戦闘でほとんどの沿岸砲台が破壊されて陸戦隊の上陸・占領を許し、十四日には講和を結んだ。この連合艦隊の報復攻撃に関する風聞は早くから広島へ伝わっていた。彦右衛門は、五月十三日、英・仏・米の艦隊二〇艘が長州藩に襲撃したという風聞を紹介し、広島藩の海防体制を不安視している(三九頁)。下関砲撃に当たり、長州藩内部では尊攘派の「正義派」が後退し、代わって幕府への恭順を主張する「俗論派」が藩の主導権を握った。

広島藩では、禁門の変後に連合艦隊襲撃の報を聞いて、向島・大崎島・厳島などの諸島に兵を派遣したほか、また国境警備のため、東城浅野家では三名の一隊を奴可郡東城町へ、同様に上田家でも一隊を佐伯郡小方村

ix 解題

へ派遣した。また、城下防衛のため、出火の際の出張体制を改め、海田市・廿日市間に渡し船を設けて旅人を城下町へ入れないなどの厳戒体制を取った。

八月二十一日、岩国の吉川経幹が、東城浅野家の菩提寺である佐伯郡古江村海蔵寺で広島藩主弟の浅野式部等と会見し、禁門の変は三家老が藩主父子の宿志を取違えたことから起こったもので、今後の処置については幕府の差図を待つという藩主の上申書を幕府へ取次ぐよう要望した。広島藩では、大坂城での軍議前に、薩摩藩の大島(西郷)吉之助との間で、長州藩に謝罪させ、戦わずして征長を終局させる方針で合意ができており、総督徳川慶勝もそれに同意した。十月二十七日に総督の命を受けた尾張藩士長谷川惣蔵が来広して幹旋に当たり、十一月二日に来広した大島も、広島藩年寄上座の辻将曹と協議の上、岩国で吉川経幹に会い三家老の処刑を勧告した。総攻撃を前にした十一月十四日、広島藩の先鋒を命じられた家老上田主水・番頭寺西雅楽・同天野保允の三隊が広島城から出陣し、佐伯郡の国境へ向かった。岩国藩士に警護された福原・益田・国司の三家老首級が、長州藩家老志道安房によつて広島国泰寺に届けられたのは同日朝のことであった。下広途中の総督に代わり、尾張藩家老成瀬隼人正がその首実検を行い、総督府から十八日の防長進撃は無期限中止の命が下された。

総督は十六日に広島へ到着し、本営とする浅野右近上屋敷に入った。同日、成瀬隼人正は吉川経幹を広島に召喚し、幕府大目付永井主水正・目付戸川鉉三郎等とともに詰問した。十九日、総督は吉川経幹に対し、毛利敬親父子自身の謝罪書提出、山口城の破壊、山口滞在の五卿引渡しを命じた。このように征長の情勢も落着きを見せたため、佐伯郡草津・古江村に出動していた広島藩の上田・天野隊には、二十二日に撤兵の命が下った。総督府は、長州藩恭順を巡察するため、幕府目付戸川鉉三郎と尾張藩家老石河佐渡守を長州藩へ派遣した。十二月十九日に戸川等は山口城破却を見分したが、形式的なものに過ぎず、萩でも同様であった。十二月八日、

総督は出兵諸藩の重臣に長州処置について諮問し、藩兵を残して藩主は帰陣するよう命じた。そして、戸川等一行が長州藩から帰広した十二月二十七日に従軍諸藩兵の解陣が布達され、老中稲葉・脇坂・板倉等の幕府使僚は帰途に着き、翌慶応元年（一八六五）正月四日、総督徳川慶勝も広島を出発した。こうして第一次長州征伐は、平和裏に征長を終局させる方針で臨んだ総督徳川慶勝により、その方針通りに幕が引かれた。

さて、十一月十八日の防長進撃期限が迫るにつれ、広島へは老中・大目付・目付など幕府役人や諸藩兵などが続々と集結した。このうち要職には家老屋敷・藩御用屋敷が提供され、その他寺院や有力町人宅、一般民家などが本陣・下陣・旅館として宿割りされた。広島に集結した諸藩兵の人員は一〇藩、約二万六千人に及び、さらに軍夫を加えると、その数は莫大であった。このような莫大な人馬が長期にわたり滞在したことにより、藩の財政難により長らく沈滞していた広島市中の経済は潤った。広島市民はこれを「お入り込み」と称し、戦争景気を謳歌した。

このため、市中は戦争前の緊迫感よりも、むしろ軍勢集結による華やいた空気に覆われた。「家乗」には軍勢を率いた諸侯が入市するたびに、見物客が集まる様子が描かれている。彦右衛門自身も十一月七日の福山侯到着の様子を見物し（七七頁）、十六日の総督徳川慶勝の到着に至っては、家内総出で見物している（八一頁）。彦右衛門は、長州問題と平行して発生した水戸藩尊攘過激派による天狗党の乱にも注目し、元治元年（一八六四）三月筑波山の拳兵から武田耕雲斎の西上と降伏、そして翌年二月の処罰まで「家乗」にその動向を書き留めている。

総督徳川慶勝による強引過ぎる長州征伐の幕引きに対して、幕府内では早くから寛大過ぎるという不満が強かった。幕府は、元治二年正月五日、広島まで大久保紀伊守と目付山口駿河守を派遣したが、すでに総督は広島を発った後であった。両名は総督一行を本郷まで追いかけて、毛利父子と七卿を江戸へ召喚し、征長軍の解陣を禁止することなどを指令した。しかし総督はそれを拒否し、二十四日に京都へ帰着した。

xi 解題

幕府は正月十五日、長州藩に関する今後の処置は江戸で行い、將軍の進発は中止すると宣言した。幕府は長州藩が容易に恭順したことを過信し、これを契機に失墜の危機にあつた幕府の權威を復活させようと目論んだ。そしてこの後も毛利父子と五卿の江戸召喚に固執し、大目付・目付等に命じて江戸に護送させようとした。このため広島・宇和島・龍野・大洲藩にその斡旋を指令したが、各藩はいずれも固辞して受けなかった。

この間に長州藩内の事情は一変した。元治元年（一八六四）十二月、高杉晋作が俗論派打倒の兵を下関で挙げて以降、一ヶ月にわたる内戦を経て、藩政は急進派が掌握するところとなつた。急進派は、外は恭順を尽し、内は武備を敵にするといひゆる「武備恭順」の藩是を確定する。

このような情勢から、幕府は毛利父子の召喚を断念してやむなく將軍親征に決し、慶応元年（一八六五）四月、前尾張藩主徳川茂徳（のち和歌山藩主徳川茂承と交代）を征長先鋒総督とし、彦根藩等に出兵を命じ、將軍進発の日を五月十六日と決定した。以後約一年間にわたり、再征をめぐつて幕府と長州藩との間で掛引きが展開し、広島藩はその両者の連絡調整役を果たすことになる。幕府はさらに長州藩末家と長州藩家老を召喚したが、それにも長州藩は応じず、九月二十一日、將軍徳川家茂に長州藩再征の勅許が下された。

幕府が第二次長州征伐の準備を進めていた慶応元年九月十六日、英・仏・米・蘭の四ヶ国公使が軍艦九艘を率いて兵庫沖から大坂湾に集結して、条約勅許と兵庫開港を要求するという事件が発生した。英国公使パークスは、二十三日に会見した老中阿部正外に二十六日の返答を求めた。阿部は老中松前崇広と相談し、朝廷へは報告だけに止め、四ヶ国公使の要求を認めようとした。驚いた一橋慶喜は、とりあえず阿部・松前の両老中を引責謹慎させる一方、若年寄立花出雲守・大坂町奉行井上主水正等をパークスと会見させ、十日間の猶予を承諾させた。これを知つた朝廷は、両老中の罷免と官位剥奪、国許での謹慎を幕府に命令した。

老中は幕府の役職であり、徳川家の執政機関である。その人事を朝廷が幕府に命じたということは、將軍や

幕閣にとっては自己の権威に関わる事柄であった。大坂城でこの命令を受けた將軍や幕閣は動揺し、將軍家茂は將軍職の辞表を朝廷に提出し、江戸へ帰ることにした。この報告を受けた將軍後見職一橋慶喜等は、伏見で將軍の一行を引きとめ、二条城へ連れ帰った。慶喜は十月四日に参内して兵庫開港・条約勅許を奏上し、小御所を徹して開かれた会議では、勅許を得ることを主張して一歩も譲らず、翌日、条約は勅許、兵庫開港は不可という勅命を受けた。こうして兵庫開港は先送りという形で妥協が行われ、四ヶ国艦隊は横浜へ帰った。条約勅許問題が解決すると、棚上げになっていた長州再征問題も本格化した。十一月二十日に至って、広島国泰寺で、幕府大目付永井主水正等による長州藩名代宍戸備後助に対する訊問も実現した。その一方で、幕府はその兵威を示すため、十一月七日に従軍諸藩の攻撃部署を定め（広島藩は芸州口の第一陣）、十二月十日までに各部署に出兵するよう命じた。「家乗」によれば、まず十一月二十六日に、先鋒総督を命じられて石州口へ向かう和歌山藩勢が広島から可部へ向かい、十二月三日には幕府歩兵隊等が大挙して広島へ入った。その後も六日に彦根藩、八日に矢板藩と続き、二十六日には、松原講武所で幕府歩兵隊が練兵を行う砲声数百発が迅雷の如く聞こえるようになり（一七七頁）、広島市中は一年前のような騒然とした雰囲気にも包まれることになった。

二 東城浅野家の「趣法」について

本書で目立つのは「御趣法役所」、「御趣法筋」といった「趣法」のつく語句である。趣法とは、借財を整理・返済して元に立ち直るために実施される改革のことである。

化政期以降、広島藩は極度の財政窮乏に陥り、嘉永期の藩債は約七二万両、年間収入の一・七倍に及んだ。三家老家では、国境守備の任務や外国船への対応のため軍備増強を図る必要があり、その財政状況も広島藩同様火の車であった。上田家では減石により藩への上納米が家計を圧迫し、安政五年（一八五八）段階の借財は合

xiii 解題

計七八二貫余、一ヶ年の利息だけでも五七貫余に上ったという。三原浅野家では、勘定奉行沖和多理が差紙相場を誤り、「莫大之御損亡与相成、益以御逼迫相益御困窮」となったことが本書に見える(一四七頁)。慶応元年(一八六五)四月、広島藩は、第一次長州征伐などによる家中経済の困窮を考慮し、三十年余ぶりに借米を解消したが、その直前には広島藩士による盗難事件が起こるなど、事態は切迫していた(二二頁)。藩では財政不足分を補うため、家中から借米や減石を行う一方で、国産の奨励や国産品の統制などを実施して収入の増大を図った。安政五年(一八五八)に浅野茂長が藩主となると、文久二年(一八六二)から藩主自ら領内を廻村し、郡制改革を実施に移した。その改革の一つに殖産興業政策の推進がある。文久二年から三年にかけて藩は、桑の植付けと養蚕、楮・櫨苗の植付け、新開起地などを奨励した。また、文久三年八月に新設した郡役所七課の一つに勸農方があり、さらにその中に撫育・開地方・生産方・趣法方・山方を置いた。翌元治元年(一八六四)正月に発足した生産掛が、銅山方・鉄方・油方・山方などの事務に携わっていることから、領内各地で土地や人情に合った物産開発の試みが開始されたと思われる。たとえば東城浅野家の給知が比較的集中する奴可郡は「米不自由之郡柄」、「難洪郡」で、鉄山も休山して沈滞化していたが、文久二年十二月、奴可・三上郡役所は、町新開に居住する困窮者を奥郡へ入植させ、「一廉之家業」を起こす計画について割庄屋に意見を求めている。また、元治二年正月には、郡内の割庄屋や庄屋が郡中趣法用掛や勸農・生産掛に任じられ、各村で商品作物の調査・生産の指導を行うなど、これまで農業に力を入れない奴可郡の体質改善が図られようとした。

東城浅野家の給知では具体的にどのような殖産興業政策を実施したのか、本書に見える「趣法」という語句がそれを解く鍵になる。この企画は恐らく「趣法役所」で立案し、実施に移されたのではなからうか。佐伯郡石内村では石内川の豊かな水量を利用した蠶生産が企画された。蠶生産は櫨の実を水車の臼でついて粉にする必要があつたが、石内川の豊かな水量がそれを可能にした。元治元年九月二日に彦右衛門が「石内村御趣法製蠶御

場所」の見分を行った時には試行に過ぎなかつたが(六四頁)、水車が完成した十一月二十六日の見分では、「佐々余程之御利潤」が生じることを十分に予想させる出来栄であつた(八三頁)。十二月十六日には野口金兵衛と佐々木猶馬がこの製蠟方の担当となり、生産も本格化していったと思われる。慶応二年の第二次長州征伐では石内村が東城浅野家の本陣となつた影響からか、慶応三年二月二十六日に縮小案が出されたこともあるが、その後蠟生産は続けられた。元治元年四月十五日、武芸稽古を行うと称して藩の御建山である牛田村の神田山の一部を借用しているが(三三三頁)、これは蠟の原料となる蠟生産が目的であつた。

製蠟のほか「御趣味之御基本」となる事業として期待されたのは、奴可郡下千鳥村と高田郡上根村での人参生産であつた。元治元年十二月十六日に下千鳥村医師良達が「生産御用奇特」により東城浅野家の医師格並に取立てられていることからすると、これは薬用人参と思われる。この人参生産のこの後の動向は不明である。

また、東城浅野家の給知村の一つである世羅郡小童村は「近年大困窮」の状況であつたが、元治二年五月に村立直しのため趣法所が設立されることになり、製蠟方御用向を勤めていた野口金兵衛が現地へ向かつている(二二六頁)。ただし村の立直しは容易ではなく、慶応三年二月には「少々不風俗之様子」があつたことを「家乗」は伝えている(資料集4 一一頁)。

このほか、慶応元年閏五月二十八日には、安芸郡海田市の神保屋清次郎から、酒造株と神保屋所持の酒を買い上げ、東城浅野家自ら酒を販売する事業が企画されている。広島藩家老たる東城浅野家が行う商行為は、財政難からやむを得ず実施に移すもので、口外も憚られ、家政を取仕切る彦右衛門にとっては内心忸怩たるところであつた(二二六頁)。

以上のような「趣法元年」となつた元治元年の暮れ、各事業は未だ利潤を生んではいかつたが、「趣法」の手筈が整つたことから、十二月二十三日、彦右衛門は担当者自宅に呼んで軽い酒肴を振舞つた(九〇頁)。

xv 解題

三 村上彦右衛門とその周辺の動向

村上彦右衛門は元治元年に五十一才を迎えた。前年の文久三年四月三日に最後の実子千代雄槌が病死し、九月四日、与力家の堀尾善大夫（笑石・嘉善）から二男敬次郎を養子（厄介）に迎えて以来、村上家に大きな変動はない。家族を含めて、体調を崩すことはあっても大事には至らなかった。

村上家の親類では、後述するような敬次郎の実兄堀尾勝登の結婚・離婚一件がある。このほか、文久四年正月四日、養子敬次郎の実父堀尾笑石に、敬次郎にとっては異母妹に当たるとみが生まれたが、同年十二月二十三日に死去した。同家には慶応元年十月十一日に男子貞登が生まれている。また彦右衛門の従兄で、妻並の実兄木野一馬にも、同年正月十二日に友蔵が生まれたが、これも同年六月八日に死去した。彦右衛門の異母妹梅（辻清人妻）には元治元年十一月九日に次男保馬が誕生し、これを機に長男八十槌は源之進と改名した。彦右衛門の弟森岡万之進には慶応元年八月二十四日に女子の好が誕生した。元治元年六月十日には桑原叔婆（大おじ嫁）が八十九歳の高齢で死去した。木野一馬は文久三年十月に、佐伯郡小方村陣屋の警衛監督を命じられ、元治元年二月二十九日、広島から赴任して行った。同年十二月十九日、上田家士で剣術指南家であった松田峰登が酒に酔い、黒川村で福岡藩の飛脚を斬り付けて殺害するという事件の責任を負わされ、慶応元年二月「御叱り」に処せられ、そのまま体調を崩した（翌慶応二年二月七日死去）。

敬次郎の兄堀尾勝登は、平野伝右衛門の娘むらと結婚した。堀尾家は東城浅野家でも格式が高い与力家、一方の平野家は与力家ではないものの、当主伝右衛門は当時御用部屋詰で、両家の家格はほぼ対等と思われる。両家の婚姻に関する最初の記事は文久四年正月二十五日であった。堀尾笑石から相談を受けた彦右衛門が平野家側へ縁談を申し込み、平野側にも特に異論はなく、四月一日、彦右衛門夫婦と敬次郎も招かれ婚礼が挙げら

れた。平野室が娘のむらを連れて村上家を訪れたのは九月二十八日のことである。夫婦のことでむらに「心得振不行届」があり、彦右衛門が懇諭したところ悔悟した様子で帰っていった。しかしその後、年が明けても勝登とむらの折合いは改善されなかった。彦右衛門は二月二十日に勝登を呼んで説得、その後も堀尾・平野両家から相談を受け、両者を取りなして二十六日には何とか折合い、二十九日には後室（笑石室）が挨拶に来て、「殊之外程合宜敷」き様子と報告したものの、その二ヶ月後の四月六日、むらが堀尾家の家風に合わないという理由で、平野方へ和談の上差戻し、離縁ということになるのである。堀尾笑石によれば、離縁の原因は「嫁之生質甚狭隘、伝右衛門夫婦教導方も兎角熟」としていないと、嫁側の責任としているが、勝登側にも「我儘之仕方」があつたことも認められた（一七頁）。

「家乗」を読むと、江戸時代の武家は予想以上に離縁が多く、当時は短命のこともあつて再婚が多いことに気づく。堀尾勝登の父笑石は文久二年八月十八日に妻を病気で失つた後、二ヶ月も経過しない十月二十八日には後妻（己斐村神主山田市正養女、長束市郎右衛門娘かね）と縁組みしているし、勝登自身も、離縁の三ヶ月後には、縁談、府中村神主田所大進養女、長束清次郎娘）があり、一旦父笑石が引取つた後の九月七日に婚礼を挙げている。長束家は、市郎右衛門が元治元年七月に知行格となつたばかりで、家格としては堀尾・平野・村上家とは一段低いために、一旦神主家の養女となつて縁談が進められたものと思われる。離縁となつた平野家のむらも、慶応二年正月二十二日には家老上田家士の桃井保衛の後妻に縁付いている。彦右衛門の弟である森岡万之進は、弘化二年十一月、村上家の親類筋に当たる岩崎家から妻を迎えていた千衛を離縁した。万之進が弘化五年三月に再婚した相手は、東城浅野家でも歩行列の高木唯一の妹たつであつた。この縁談は家格よりも「右女人柄方発至極、家之為ニ相成候者」と見込んで進められたものであつた。このように、「村上家乗」からは当時の武家の婚姻制度の一端をうかがうこともできる。

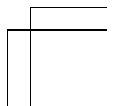
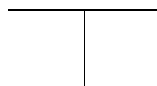
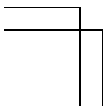
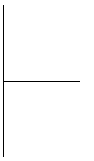
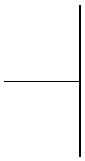
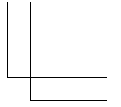
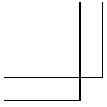
xvii 解題

参考文献

- 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九～九七年)
『日本史大事典』(平凡社、一九九二～九四年)
『芸藩通志』(一九一〇年)
『広島県の地名』(平凡社、一九八二年)
『角川日本地名大辞典』(広島県、角川書店、一九八七年)
『広島城下町絵図集成』(広島市立中央図書館、一九九〇年)
『広島県史』(広島県、一九七二～八四年)
『広島市史』(広島市、一九三二～二四年)
『新修広島市史』(広島市、一九五八～五九年)
青木 茂編『新修尾道市史』(尾道市、一九七二～七七年)
『三原市史』(三原市、一九七〇年)
『廿日市町史』(通史編上)(廿日市町、一九八八年)
『東城町史』(自然環境・原始・古代中世・近世通史編)(東城町、一九九九年)
『小童村誌』(小童村誌編纂委員会、二〇〇二年)
『深安郡広瀬村誌』(広瀬村誌編纂委員会、一九九四年)
『広島県人名事典』(芸備先哲伝)(歴史図書社、一九七六年)
- 『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)
『三百藩藩主人名事典』(新人物往来社、一九八六年)
『三百藩家臣人名事典』(新人物往来社、一九八九年)
『平成新修旧華族家系大成』(吉川弘文館、一九九六年)
『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林、一九九七～九八年)
- 『広島県大百科事典』(中国新聞社、一九八二年)
所 莊吉『図解古銃事典』(雄山閣、一九八七年)
笹間良彦編『新甲冑師銘鑑』(里文出版、二〇〇〇年)
『維新史』(吉川弘文館、一九八三年復刊)
『維新史料綱要』(東京大学出版会、一九八三年覆刻)
洪沢 栄一『徳川慶喜公伝』(平凡社、一九七六～七七年)
『芸藩志』(一九七七年、文献出版)
小鷹狩元凱『芸藩三十三年録』(自慢白鳥年中行事)、『広島蒙求』(元凱十著、一九三〇年)
林 保登『芸藩輯要』(芸備風土研究会、一九七〇年復刊)
高橋新一編『芸藩輯要人名索引』(増訂版)(一九九〇年)
『広島県神社誌』(広島県神社社、一九九四年)

- 薄田太郎・薄田純一郎『宮島歌舞伎年代記』(国書刊行会、一九七五年)
- 『幕末維新の芸藩と国老上田家展』(広島市文化振興事業団(広島城管理事務所)、一九八九年)
- 政治史・茶道史研究協議会編『上田家文書調査報告書』
上田家家政史料集成(広島市教育委員会、二〇〇五年)
- 廿日市市宮内まちづくり委員会編ふれあい部編『宮内の歴史と文化 第一版』(宮内公民館、二〇〇七年)
- 西村晃「厳島神社管絃祭御供船をめぐって―広島城下町祭礼断章―」、『広島県立文書館紀要』第9号、二〇〇七年)
- 上田家文書(三原市立中央図書館蔵)

村上家乗
元治元年・慶応元年



人皇百廿二代
 御諱^{*}統仁
 弘化丁未御即位、從神武
 元年辛酉二千五百廿四年

今上皇帝御宇十九年
 文久四年龍次甲子

平天下七年

源家茂公^{*} 德川家康公十四代、從安政戊午

治国七年

源茂長公^{*} 淺野長政公十三代、從安政戊午
 御寿五十三

齊家十七年

紀道興^{*}

家乘 文久四年 元治改元 統編卷之二十一

(表紙)

村上家乘 元治元年 4

兄弟
寅卯之間

家乘統編卷之廿一

文久四年甲子 村上七世彦右衛門邦裕君綽謹記

正月 小

元日、癸卯、晴、余寒緩、^{*}慈君奉始家内何れも平安加寿、^{*}曉起、若水、神拝、廟拝、蓬萊、祝詞、屠蘇、大福、齒固、読書始、吉書始等夫々如恒規、日出過麻上下着出仕、御登城前於御居間御目見仕、御機嫌能御超歳被遊、御規式御身祝等被為濟候恐悦申上也、夫方御宇衛様江御祝詞申上、御目見被仰付、御蓬萊被下之、相濟已鼓前退出、夕八時揃、年頭御礼於御書院申上、奏者渡辺雅登、相濟惣御礼中致席詰、其後御用向有之、暮前退、^{*}祝詞客来多人数有之也

二日、甲辰、晴、朝有霜、^{*}敵凝、^{*}早朝方回礼二出、^{*}右近様・^{*}主水様江出、夫方左之通相勤、夕八半時頃帰宅、尤午後一応帰宅、昼飯仕回候而又出儿也、後之帰宅掛御館江御機嫌伺二出儿

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 香川多仲 | 久野八十助 | 久留杏蔵 | 河瀬喜和馬 |
| 山村静登 | 丹羽正司 | 坪内久米之助 | 須藤並人 |
| 浅野助九郎殿 | 岡本主馬殿 | 妙慶院 | 白神社 |
| 島本広右衛門殿 | 常念寺 | 杉岡文磧 | 八島周軒老 |
| 西向寺 | 深町真喜太 | 藤田敬次郎殿 | 一井嘉内 |
| 奥弥右衛門殿 | 下瀬孫平殿 | 大柿忠次郎殿 | 蔵田庫之進 |

5 正月

四日朝

黄粉餅

海苔

右献于廟

五日、御乗初之節、御家司・御用人へ御馬御貸被下候義、三百石以上二而八御貸無之御例之(所)、當時何れも三百石二者無之候得共、馬飼料御仕向二而飼候馬故、右二准、手馬二而乗(馬)、被仰付候也

六日、堀尾小児名

おとみ

右之内、山村・深町・蔵田二而致祝盃也、今日も祝詞客来彼是有之也、今日玄關詰者木原清次郎頼置也

三日、乙巳、晴或曇、風吹、峭寒、朝海蔵寺江拜參、騎馬二而行、佐藤益之丞伴入、昨今共供列者若党兩人、槍・草履取・合羽籠也、尤今日者合羽籠者略入、海蔵寺二而和尚達而被留致祝盃、未鼓前歸、夕御多門内知行格以上へ祝詞二參、御館江毛出、岩崎・堀尾二而致祝盃、祝詞客来彼是有之也、御城表今日迄御家中御礼也

四日、丙午、晴、有暄意、午後為伺御機嫌罷出、平野へ祝詞二行、祝盃出、祝客兩三人二不過、御城表今日者昼後少將様江御祝詞御帖附候由也、堀尾笑石内至夕方安産之由、歎・見舞旁使遣入、出生者女子也

五日、丁未、朝曇、微雨、後晴、御馬御乗初二付、麻上下着、五半時頃出仕、御規式中御馬見所北へ相詰、例年御馬拜借被仰付候得共、当年者手馬騎乗仕候様二与御意有之、御馬方騎乗之次二致乘馬、手馬故右之次第也、上御乗初之節之御次第右之通之由也、午後主水様為御祝詞御出被成、御送迎二罷出、若殿様旧臘廿八日大坂御着船被遊候旨申上有之候由、御船中御問合悪敷、且御船中方備前候へ御贈答筋被為在、為御使(虫撰)、御供之御年寄辻將曹殿岡山江被遣候様之事二而、同所へ(虫撰)者御滯船毛被為在、彼是二而右様御延着二被為成候由也、慈君・家小夜中堀尾へ歎・見舞旁二參ル

六日、戊申、晴、朝凝、余寒之意あり、御役所始二付例時出勤、夕八時前退、今船便二、京師岡崎様江御祝詞申上之奉文幾田迄出入、且旧冬者兎角御不例之御様子二

〔今午後上柳町出火、大久保宇都殿(御屋敷) 焼失之由、出仕中二而跡二而聞也

付、伊勢干瓢・東城大豆少許つゝなから御慰に差上ル也、堀尾小兒名付之由、村上敬次上郎被招参ル

七日、己酉、晴、余寒強、例時出勤、夕八時前退、江戸御留守居手付太田孫平旧冬御国勝手被仰付、当所へ引越候由、今日始而御館へ出候付謁ス、七十八歳之由、豊鎌之老人也、今朝出仕掛、堀尾へ安産之歎二行也、(平野)夜伝右衛門来話又

八日、庚戌、曇、余寒緩、朝乘馬、未鼓頃平服二而左之通勤二出ル、祝詞并挨拶等を兼而参ル、当时勢故平服二而参ル也、辻・藤川・水谷・木野二而祝盃出ル、木野二而八緩々話し、入夜帰ル、(木野)米槌旧臘以来風邪未透与(虫損)由也

藤川每登殿 辻清人殿 原十郎二殿 小島易人(殿方)

山中碩庵老 滝戸幸蔵殿 山下角大夫殿 堀田助六殿

水谷八十郎 木野一馬 堀田孫六

右出掛御館へ為伺御機嫌出ル

〔九日、堀尾へ安産を祝し左之通贈る也
一染地木綿 一切
一赤小豆飯 一器
一御(出掛) 一鉢

九日、辛亥、雨降、朝者少々雪毛雜ル、余寒薄、例時出勤、夕八時前退、隊列訓練始二付出ル、御吉例之通、御身祝御鏡開二付、御表・御奥方御切餅頂戴仕ル也、夕(森岡)万之進來話ス、酒を饗又

十日、壬子、雨降、余寒薄、終日宅二而御用向相勤、大島五兵衛来、堀尾七夜内祝之由、慈君被招御出被成也、敬次郎も同断、夜風吹、強

十一日、癸丑、晴又曇、峭風、余寒強、宅二而御用向有之、五兵衛来、未鼓頃相濟恒規之通具足鏡開致ス、夕調練へ(出力)敬次郎今日年礼二出ス也

7 正月

十二日

雨水

夕七時七分

十三日

御物

鏡袋

子粉

扇子

一式本

右慈君御拝領被成也

十五日、木野小児名、左
之通之由也

友蔵

十七日、公方様旧臘

七日御軍艦二而江戸御発
途、今月七日摂州兵庫港
へ御着船、翌八日大坂江
御着、直二御入城被遊候

十二日、甲寅、曇、余寒緊、例時出勤、夕八時前退、木野方内室安産、男子出生之旨手紙二而為知来ル、家小夜中木野へ見舞二行、宿入、宮崎藤九郎為御礼出府到着之由案内有之候二付、見舞使遣入、当度素読所御貸被下、直二同所へ到着也、外面々者去冬、振合二而皆々居残被仰付也、今朝初寅二付、毘沙門天御法楽与して福寿院弟子来、表二之間二而御趣法役所御小姓組出会、諸事取計也

十三日、乙卯、微雨、終日霏々、寒、朝素読所講釈始二出、直二出勤、御吉例之通御具足御鏡開二付、麻上下着、於御居間御鏡餅御手自頂戴仕ル也、夕八時退、調練江出ル、藤九郎出府中、素読所昨年之如当家表之間江移ル也、左之通大御目付衆方申来也

明十四日左義長火見廿馬御透覽毛可被遊思召二付、御家老中火見廿馬被差出候得者、御城内乘馬之義、明日限御免可被下思召

右之趣、先年以来度々被仰込候義毛有之候得共不相候之处、此度右之通、思召を以被仰出候者、御三家一統之美目、忝次第也、慈君夕方御奥江御上リ被成、入夜御下リ、御酒等御頂戴被、且御宇衛様方三品御頂戴被成也、家小夜從木野帰ル十四日、丙辰、曇、不絶小雨織々、左義長二付、四半時麻上下着出仕、如例御爆竹中御門前江出ル、相濟御次へ恐悦二毛出ル也、早朝御宇衛様御用向二而被為召、御奥江出ル、御門前御爆竹之節手馬を毛出、堀尾勝登騎乘致入也、当年者御上御馬六匹、予并御用人両家手馬共都合九匹出、殊之外賑敷有之也、堀尾笑石・桑原吉郎二祝詞入来、祝盃致入、夕、星野武平次方物見江左義長馬見物行、天氣合故御家

村上家乗 元治元年 8

之由、当度江戸御留守中、
口々・橋々等御固々嚴重
之事之由也

十七日夜

膳

鱈 うすみそ

汁蛤

飯香物

平 半へい

葛かけ

酒肴

吸物たい

并鉢 数の(子カ)

平鉢 鯛煎付

水菜

八寸 豆ふ(大御野)

あみ子

同日、家来龜蔵、当季暇
を乞候二付暇遣入、今朝
下宿致入也、下女も昨日
方替ル也、尤其外者其儘
也

中馬者少し、尤御並様方御馬出候御馬数者相心二有之也、
堀尾勝登・佐藤喜代見交代して騎(虫損)、予馬者駿足之部へ入、評判宜敷由也、慈君も
山田多喜登方物見へ御見物二御出被成候由也

十五日、丁巳、晴、或曇、寒シ、与力御礼登城二付早朝出仕、一応退、又例時出勤
夕八時過退、敬次郎、今日白鳥辺へ年礼二遣入也、夕岩崎およし祝詞入来

十六日、戊午、晴、余寒又返、朝宮崎藤九郎入来、例時出勤、夕八時半頃退、妙
慶院江敬次郎為参也、夕宮崎を訪、着具を觀、御用達所御歩行組立野一郎・永田
権助・山田養吉、内密示談事有之、平川静一郎伴し来ル黄昏頃方来ル、右三人を伴

御館江出、御小座敷二而御逢被遊、相濟、又宅へ来、及談話、取合せ酒を出入、権
助者始而謁入、外兩人者京師二而致二面候仁也、何れも慷慨有志之士也、佐藤喜代
見此間乘馬之謝二来、勝登者当(虫損)

十七日、己未、晴、余寒強、早朝御用向二付(出仕方)、其後御用人両士并大島五兵衛与
宅に於而申(虫損)「義有之、続而又宮崎藤九郎入来、御用向申談、其節も五兵衛会入、入

夜相濟、酒飯を饗入、平野伝右衛門をも取持二招也

十八日、庚申、晴、余寒、宅二而御用向有之、出勤不致、尤極夕為窺御機嫌罷出ル
也、御奥方、右近様より御到来被遊候由二而、塩鴨肉御頒賜被仰付也、慈君夜中

辻江御泊掛二御出被成也、木野へ安産を祝し小豆飯・肴を贈る也、今日御用召有
之也

十九日、辛酉、晴、午後余寒纒甘、朝有地震、例時出勤、夕八時頃退、調練江出

9 正月

十八日、御用召
 一金老兩
 石井寿兵衛
 年来出精二付
 御切米五斗
 御増
 土屋篤三郎
 廿一日
 歎二付御暇
 御祝義金兩
 老女
 八十野
 式人扶持
 銀式枚
 右同人
 右年来相勤候付生涯被
 下之
 老女被召出
 被下物並之通
 小倉恒助母
 さた
 千代浦与
 改名

ル、夕曇

廿日、壬戌、雨、余寒大緩、午後宮崎藤九郎入来、五兵衛毛来、御用向申談、夕為
 伺、機嫌罷出、右近様昨日御出府被成候由也
 廿一日、癸亥、晴、暖、例時出勤、夕八時退、丹羽庄藏入来、明日御遠馬之御供被
 仰付候由二而、当家之馬借用之談有之、諾又ル也、老女八十野、老年且病身二付、
 歎之通御暇被下、代り小倉恒助母老女、被召出也
 廿二日、甲子、晴、又余寒返、尤今暁者雨降也、例時出勤、夕八時退、西向寺江
 兵藏代參申付、三原波多野権祐方頭書状此間達入、去ル十五日御武具奉行被仰付
 候由為知越又也、夜宮崎藤九郎入来、深更迄話、在饗又
 廿三日、乙丑、曇、時々雪飛、余寒峭、風強、御恒例之御家祈祷二付明星院被出、
 如例前後挨拶、御料理之節相伴被仰付、相済、御次二而恐悦申上、夕八時頃退、旦
 那樣今朝臨時二御登城被遊、御内密被仰上事共被為在候御様子也、丹羽庄藏へ昨
 日馬を貸候筈之处、天氣二而昨日之处御遠馬御延引、今日二成候由二而、今日無心
 申来、用立る也、御祈祷之御供物頂戴被仰付、夕調練江出、吉田与九郎夜前出府
 之由二而入来之由也
 廿四日、丙寅、朝廷上有雪、嚴凝、例時出勤、夕、過退、夕宮崎江被招行、御用
 人兩人御用部屋辺、有饗、西向寺江兵藏代參申付、夕万之進來
 廿五日、丁卯、晴、余寒嚴凝、例時出勤、夕八時過退、小倉恒助母此間結構被仰付
 候挨拶入来之由也、堀尾笑石入来、平野伝右衛門娘を倅勝登妻二縁談被取組度相

村上家乗 元治元年 10

廿二日、左之通御改名之由

遠江様御事

浅野飛騨様

廿七日

啓蟄

昼八時八分

廿九日、旧臘廿四日夜、防州下之関海二而薩州蒸気船、摂州兵庫方長崎へ綿を積回り候を、同所台場長州方出張之所方大炮打掛、段々相喧之燈杯毛揚候へ共、無体二打立不休候二付、矢庭二走逃れ、小倉沖江碇泊致居候処、其内二船中発火二相成、終二翌廿五日之朝二至船者焼沈、乗組六十九人之内四十人傍船之援救二依而助命致シ、廿九人行衛

談有之、先方御中小姓組之事故、充分二者無之候得共、御両家之内二も一向二相当之義無之趣二付、存旨無之旨及内答置也、有合酒を饗入、明後廿七日御泉水江御並様方被為召、御手馬二而御乘馬被仰付候旨、被仰出候由也

廿六日、戊辰、快晴、朝有氷霜、後余寒大二三廿六、朝乘馬、丹羽正蔵、此間馬を賃候

謝入来、方木野へ安産歎且一馬風邪之由二付見舞旁行、森岡へ年始延引二付行、

両家二而酒出ル、頼東三郎殿へ年礼来儀之謝、堀田孫六へ近日小方引越之由二付暇

乞、石井寿兵衛、祝詞且昨年之挨拶事旁二行、妙慶院へも宝国祥月二付卒与参ル

廿七日、己巳、曇、余寒稍緩、例時出勤、夕八時比退、宮崎藤九郎明日出立、被引取

候由二付訪之、同人も留守中為暇乞被来候由也、西向寺江兵蔵代参申付、夕調練

へ出ル、旦那様、今日御泉水江御出被遊、御手馬御騎乘被成、上之御馬も御騎乘被

仰出候処、其者少々御申分毛被為在、御断被仰上、跡二而御召替之分者御自分御

馬役へ乘馬被仰付、御供之御馬役森仙太郎乗之、御両家様之処御同様之由、御並様

方御馬方御馬役江御前二於而乘馬被仰付候者、天和年中以來無之候処、当度右之次

第、実二感戴二堪たる事也、尤其以來も御乘馬御覽之度々前廉奉之、御用人衆方示

談之頭書二者、先此度者御家来乘馬者不被仰付思召与申事者いつも有之来候処、当

度果而右之通り、偏二当君之御英明、二奉感服也、諸事相済候而御庭内御拜見、夫

方御前二而御吸物・御酒等御戴被遊候由、夜亥鼓後被為也

廿八日、庚午、晴、余寒少緩、例時出勤、夕八時退、昨日御乘馬無御滞被為済候

恐悦、出仕之上御用達迄申上候也、夕松田健蔵入来、酒・餅を饗入、此間右近様御

// 二月

不知、焼溺与相見候由、長州之所置甚粗暴之至二候へ共、其实右船者全交易荷物を積居候二付、夫を察シテ右様之所置二及候哉とも云ふ風説也

〔朔日〕* 高謙院様方左之通拝領

一ブリキヒ 一
一水餅 三包
右 慈君へ
一染付盃 一
一扇子 五本
右 彦右衛門
一扇子 二本
一紅 一猪口
一ふし粉 一袋
右 家小へ
一鞭緒 一
一扇子 二本
右 敬次郎

供二而出候由也、〔小倉恒助家内向不都束二付而高木来助方へ当分同居、今日引移候由、久々長屋へ差置候謝二来

廿九日、辛未、晴、朝冷、後稍余寒退、〔朝乘馬、御裏へ出ル、為伺御機嫌出ル、当年者初午二付、三之御丸稻荷社、御家中始郡町諸人拜参不相成段被仰出候由、御人数出之節相図鐘御用二相成、元鐘時之御櫓内二釣有之、其余左之々所々々二而撞候事二相成候由也

渦御門左側土居 超覚寺 〔* 〕 広寂寺 〔* 〕 長安寺 〔* 〕
東町端新番所 御武具役所 〔* 〕 一本木鼻 〔* 〕 仏護寺 〔* 〕
慈仙寺 〔* 〕 浄国寺 〔* 〕 西町端新番所 御船手 〔* 〕
〔* 〕 国泰寺 〔* 〕 興禅寺 〔* 〕

〔村上〕 敬次郎少々頭痛有之、夕方臥、少々感冒共与被存也

二月 小

朔日、壬申、朝晴、後曇、寒し、〔例時出勤、夕八時退、調練江出、敬次郎今日も少々熱有之、時々吐之気味も有之、全疣虫之事与見ゆる也、〕〔* 〕石州大森表御静謐二相移、御出張之人数引払被仰出、今日帰着有之候由也、〔御宇衛様今日白神・禅林寺江御参詣被遊候由也

二日、癸酉、終日快晴、稍覺春光、尤風者冷也、〔敬次郎今日者快方二、食餌毛給候得共、猶用心致させる也、〕〔木野へ一馬風邪見舞二兵蔵遣入、未暇々無之由、米槌毛

村上家乗 元治元年 12

大樹公正月十五日御上
洛 二条御城江入御之由
也

先達而出勤中又々腹痛再発、丹羽之方ニ逗留之由、是又見舞ニ遣入、追々快方ニ者
候得共、未透与無之由也、京都高謙院様方御書頂戴、御年玉品々頂戴仕候也、紫
野昌林院方も書状来、扇子一箱被惠

三日、甲戌、晴、峭風、朝有霜、右近様御出ニ付、五半時頃出勤、御玄關御送迎、御

目見も仕、夕八時退、御医師佐竹玄白老為御館入被出、初而謁、玄白老至而馬好ニ

而、途中いつも馬上ニ而往来被致候由也、此間御泉水江被為召御出被遊候節、御取

持ニ被出、御直ニ御立入之義被相願候由、是迄も毎時御取持ニ被出候由也、夕調練

江出ル、今朝堀尾笑石被来、平野娘嫁ニ所望、下地同方闇約事之義被頼、諾し置、早

速家小方伝右衛門呼ニ遣し、咄為致、從是内答申聞候善也、敬次郎今日者快起也、

小者替り召抱、佐伯郡白砂村百姓幸兵衛一男之由、当切方洪江藤之進殿方ニ居候

处、同方京都詰被蒙候二付、道中馬之守護不堪ニ付暇出候由、渋江氏江聞合ニ遣し、

何も子細無之趣ニ付抱ルニ決入、渡辺家来之世話也、依而下地之小者清太、若党ニ

取立遣入也

四日、乙亥、曇、夕雨、例時出勤、夕八時比退、夕平野伝右衛門来、娘之義ニ付内

談事有之也、今朝乘馬

五日、丙子、曇、時々雨霏々、暖、夕調練定日ニ候得共、少々感冒之気味ニ而頭痛・

悪寒有之候ニ付、出場怠也、木野へ見舞使遣入、一馬追々快方之由也、堀尾後室

被来、内談事也

六日、丁丑、朝晴、夕雨、暖也、例時出勤、九半時退、感冒未快、頭痛・腰痛ニ而

13 二月

七日、被仰付

一吟味役

桂 辰馬

右専御当用方へ出勤

御用向申談候事

一吟味役本役

一御山方其儘兼帯
星野武平次

右勤向者只今迄之通也

一御歩行組御雇
被下物並之通

幸次郎倅

星野貞之助

困ル也、朝笑石被来

七日、戊寅、雨、時々有間歇、暖、感冒不快候二付出勤不致、御用人中江紙面を以
案内二及ふ也、西向寺江代参兵藏申付、朝伝右衛門を呼、有内談

八日、己卯、晴、午後暄、吉田与九郎、予不快為見舞人来、風邪快方二候得共、終
日致用心也

九日、庚辰、晴、寒、風邪快二付、理髮剃頭、例時致出勤也、右近様御出府之
御土産二御到来遊候由、浜焼卯七箇御奥方御領賜被仰付也、夕八時過退、調練江

出ル、辻清人・森岡万之進入来之由也、近年之時勢柄、相凶承次第一同登城之上、

緩急二寄御人数可被差向旨兼而被仰出有之候处、此度御軍制御变革、一二之備方御
手当被仰付候輩者、鐘之相凶二而一番手出張之当番方順々屯所へ可被罷出与の旨此

間御家中江被仰出候、一二之御備組猶被仰出候由、鐘相凶・屯所割凶面并軍用心得
之大概御書付も有之也、鐘相凶者、一声搗続二而一之手出張、二声搗続二而二之手

出張、三声搗続^(二カ)而三手出張之筈、屯所者三御門内、橋御門前を一与して、西御門、
北御門、予か屋敷門前迄も順々二割付有之、一ノ手三備、二ノ手三備、三ノ手三

備宛也、軍用心得も下地方之被仰出与者余程御取捨有之也、別二写し可置也

十日、辛巳、晴、寒、例時出勤、御前講也、省三郎殿被講、夕八時過退、夕平野伝
右衛門来

十一日、壬午、快晴、稍暖、朝御乘馬江出ル、堀尾江此間内祝到来之謝旁二行、平
野之方娘弥所望二応可申旨、伝右衛門内答申聞候段申置也、仲人者石井寿兵衛被頼

村上家乗 元治元年 14

十三日、京都方便

大樹公去月廿一日初而御
参内被遊、其前二二条御
城江勅使有之、右大臣二
御転任被仰出候由申来

薩州昨年以來生麦村一

件英夷与争論、約ル処、

賊人しらへ出し、刑罰二

被処、被殺候者之妻子へ

扶助金相渡候事二談判居

合、双方和熟二相成、就

而者右和熟之証与して、

薩州軍艦十五艘買入周旋

を英人受負候之由也、奇

事也

同日

春分

夕七時四分

候積之由也、夕調練江出ル、今日初午二候得共、三之御丸稻荷社諸人拜参無之三
付客来等も無之、尤辻清人・森岡万之進来、酒を饗

十二日、癸未、晴或曇、風寒し、石内村焼山并古江御山屋敷内見分事有之、佐藤氏同

伴二而行、帰途長武左衛門街宅へ寄、入夜帰、達而留、少々饗二値也、夜半後雨降

十三日、甲申、雨、暖也、例時出勤、夕八時過退、夕調練江出、桑原吉郎二方紙

面二而、来ル十五日鮮珠信士五十回忌正当、軽法事致執行候由、茶一袋贈来、時勢

柄且類焼後之事故案内者不致与の事也、今朝堀尾笑石昨日之謝二被来、長武左衛門

も謝二来

十四日、乙酉、雨霽、俄暖、午前為伺御機嫌出ル、堀尾家内、長束市郎右衛門方

へ皆々被参候由二而、敬次郎も被招行也

十五日、丙戌、晴、或時々雨過、又寒、例時出勤、夕八時退、夕玉打稽古見合二

出ル、夜堀尾笑石被来、京都芝山様方例年之通御年玉、烟艸入・扇子三本拝領仕

ル也

十六日、丁亥、晴或曇、昨朝桑原法事、清住寺へ兵藏代参申付、朝妙慶院へ参詣

且右近様へ御出府中為伺御機嫌罷出、丹羽正司江木野米槌不快を訪、最早快、此間

方出勤致候由也、例時出勤、夕八時前退、今日飯田六郎殿方馬乗初、佐藤喜代見・

得并勤次郎予か馬を借用之義相頼候二付兩人江貸出入、渡辺・佐藤両家之馬も出候

由也、当時後松原明地講武所二成候故、表小姓町二於而有之、殿様二も御小屋構出

来候而御透覽被遊候由也、夜中辻妹子供不殘連候而年始旁二来、中津屋後家も昨日

15 二月

〔十六日、大坂状
大樹公御参内被遊候処、
*神武帝山陵御修覆当節成
功之御賞与して、従一位
御昇進被為蒙宣下候由也
〔殿様、江戸内海御警衛、
*一之御台場御預ケ御免被
為蒙仰候由也

方来、宿居ル也、〔今夕木野米榎年始并病中見舞之謝旁入来、酒を出入
十七日、戊子、晴、暄、〔朝神田八幡宮江詣、池田加賀守ニ而神酒を饗ス、〔御機嫌
伺与して出ル、〔佐藤喜代見昨日馬立用之謝入来、〔中津屋後家今昼帰ル、〔夕訓練へ
出、〔旦那様今朝御用談ニ御登城被遊候由也
十八日、己丑、快晴、暄暖、初覚春景、〔朝吉田与九郎入来、〔例時出勤、夕八時退、
〔夕辻清人来、*三宅吉左衛門・吉田与九郎折柄噂致し一緒ニ酒鮓を饗ス、夜妹子供共
伴し帰
十九日、庚寅、晴、風寒、〔例時出勤、夕八時退、直ニ訓練江出ル、〔夜片岡弘来、申
談事有之、明日雷管製造を見ニ可参段約し置也、〔今日三宅吉左衛門・吉田与九郎昨
夕之謝ニ入来之由也、〔夜家小木野へ見舞ニ行、一馬追々快方之由也
廿日、辛卯、朝曇、後晴、〔午後為伺御機嫌出仕、直ニ御船屋敷御茶屋江行、ドンド
口製薬・雷管製造を覽、大島五兵衛も参、ドンド口製薬八甚奇也、弘能鍛錬之様子
也、*長束佐一郎・水主平野増蔵も掛りニ而出ル、極夕相済、弘酒を饗ス、入夜帰ル、
行掛清住寺桑原墓所へ参也
廿一日、壬辰、晴、風寒、〔例時出勤、夕八時退、直ニ訓練江出ル、〔今朝乘馬、〔極
夕万之進訓練戻りを来話
〔森岡〕
廿二日、癸巳、晴、暄暖、〔例時出勤、夕八時退、*月次講釈、省〔金子〕郎殿被出也、〔西向
寺江兵蔵為参也、〔堀尾笑石被来、平野方娘弥明廿三日・廿四日之内ニ囉受候積之旨
被申候由也、〔平野方も、明朝囉受ニ堀尾方石井寿兵衛来候筈之旨為知旁家内来也、

村上家乗 元治元年 16

廿七日

清明

夜五時七歩

〔夜長武左衛門来話又

廿三日、甲午、曇、後晴、俄暖、〔朝賣心流劍術見物二出、近来稽古益盛、若年之方格何れも達者、目を驚、就中星野貞之助組打秀逸、感心之至也、夕為伺御機嫌出仕、直二調練江出、堀尾勝登入来、今朝平野之方囉受濟候由、何角之謝辞有之也

廿四日、乙未、曇、後晴、〔朝乘馬、〔例時出勤、夕八時過退、〔未鼓前有地震、〔夕木野江小方引越前見舞、暇乞旁二行、酒出ル、入夜まで話歸ル、吉田清太郎を訪、西向寺江も参ル、木野引越弥来ル廿九日夜潮二乗船之積二致治定候由也

廿五日、丙申、曇、時々微雨、〔例時出勤、今日者右近様御出、調練御見物有之候二付、午鼓後方其方へ出ル、夕七半時前相濟、大隊調練教師渡辺雅登被勤也、右近様御家来戸田伝太与申を御連被成、同人も見物仕ル、江戸下曾根門人二而調練功者之仁之由也、〔夜雨降

廿六日、丁酉、晴、暖、〔午後為伺御機嫌罷出、〔未鼓後方牛田御山江見分事有之、渡辺雅登同道二而行、帰途辻江寄、酒出、入夜帰宅

廿七日、戊戌、晴、暖甚、〔朝乘馬、御裏へ出、〔例時出勤、夕八時退、〔調練江出、〔片岡弘入来、深更迄話入、酒を饗入、〔僕常助、野崎七左衛門殿へ付江戸へ参度由二而暇を願、代人を出候故暇遣入、代二出候者、堀川町薦屋文助与云者請人二而、同町庄蔵与云者也、直二召抱也、〔西向寺江代参兵蔵遣入

廿八日、己亥、雨、又寒、〔例時出勤、夕八時退、〔三原波多野清太郎来、内用有之、一昨日当所へ参、又明後日者右近様御供二而帰候由也、酒を出入、〔夕平野伝右衛門

17 二月

廿九日

去ル廿一日、年号左之通
改元被仰出候旨御移檄出
ル

元治

昨日京都便之趣申来

一 正月十六日、宇佐・香

椎右両社江奉幣使、梅

深中将殿江被仰出候由

日光例幣使、櫛笥殿被

仰付候由

来、夜家小木野へ泊掛二参也

廿九日、庚子、晴、暖、右近様為御暇乞御出被成候二付、御送迎与して五半時出勤
尤今朝者旦那様海蔵寺御参詣御留守中二付、予御出会申上、御口上拜聴仕ル也、右
近様明日三原江御出立被成候由、松田健蔵へ使を以暇乞申遣又也、吉田与九郎入
来、木野米槌来、今晚同方小方引越之処、船中も公候故家小毛一緒二乗船致参、二

日夜番船便二而返し候而如何哉之旨申聞、節句前何角不都合之義も有之候二付、先
此度者不参方二致度旨答置、米槌謙造与致改名候由也、敬次郎夕方木野へ見立旁二
遣入、夜中家小伴帰、去ル廿一日年号改元被仰出候由也、右近様方先達而為伺御
機嫌罷出候御挨拶御使被下也

一 二月十六日、会津侯京都守護職御免、五万石御加増、陸軍総裁被仰付候由、伏見入道御
宮御還俗被仰出、山階宮与申上候由、右伏見宮者中河宮御舎兄様之由也、薩摩少将侯去
七月英夷軍艦渡来之攘斥御力被尽候御功勞を被賞、未御上京者無之候得共、御馬一匹御
拝領有之候由、島津少将君右同断之御趣意二而鞍置馬御拝領、右両君於幕府御賞譽之御
沙汰有之候様二与被仰出候由、戸田越前侯神武天皇陵御普覆功成候義、深辰賞被為在候
旨二而從三位宣下、同氏大和守君右同断之御趣意二而從四位下宣下、御劍拝領、永々山
陵奉行、大名格被仰出候由、右島津少将君者三郎殿事、戸田大和君者越前守様御舎弟二
而、昨年来山陵御修覆之奉行被仰付、戸田和二郎殿与申候御方也、京都在留之諸藩土益
暴、毎夜処々二而殺害人五六人二不下、夜中人行絶而無之、寥然たる事之由也、長州侯
御糾問筋有之、自然御承伏無之候得者、不得已討手被差向候御内手組二而、將軍家御名

朔日、此間淺野外記殿
 己斐村江見分事二被參候
 处、歸掛馬土橋より落、腰
 脱し、翌日二至死候由、全
 口捕之者不都東方之事之
 由也

二日、若殿様去月廿四
 日御参内被遊候处、御国
 元江御暇被為蒙仰、従公
 儀も御暇被仰出候二付、
 同廿九日京都御発駕、大
 坂方御船二而御帰城被遊
 筈之旨申上有之候由也

代紀州侯江御内意有之、其外十二諸侯江討手之御内意有之、以之外之事共、既二当御藩
 毛其御内之由、右者從幕府之御内命之由也

京都守護職会津侯御代松平春嶽侯江被仰付、大蔵大輔様与御改名被成候由

年号熟字之出处、左之通之由

易曰、乾元用九天下治、三国志曰、天地以四時成功、元首以補弼為治

三月 大

朔日、辛丑、曇、時々雨霏微、寒、例時出勤、夕八時退、調練江出、右近様今日
 三原へ御出立被成候由也

二日、壬寅、晴、暄、朝御用向二而召、御館江出、巳鼓後方藤之森社江參詣、馬
 二而參、未鼓前帰宅、小森佐渡守留而神酒を饗、連翹・彼岸桜・桃花・菜花一時競
 発、野外春色佳也

三日、癸卯、快晴、暄、朝辰鼓出仕、如例御登城前於御居間御祝詞申上、夫方御輿
 江出、御宇衛様江御祝詞申上、御目見被仰付、御手付熨斗被下、御雜飾拜見被仰付、
 白酒頂戴仕也、万之進(森岡)・清人(辻)・甚吉郎(藤川)・伝右衛門(平野)・良之進(若尾)祝詞二来、節句之酒を饗、
 慈君夕方御輿江召ル、御上り被成、入夜御下り被成、御酒御戴被成候由也、昨日
 木野方家小迄文二而様子申来、朔日朝無滞小方へ着船、安心致候との事申来也、夕
 三宅内外室も来話

四日、甲辰、雨、寒、例時出勤、夕八時過退、慈君夕堀尾へ御出被成、昨上巳雜祭

19 三月

八日
海堂満開、山桜将散

之残響有之候由也

五日、乙巳、晴、風吹、又返返也、朝為伺御機嫌出仕、堀尾へ縁組熟談二成候歎并節句祝草餅被贈謝等二行、夕調練へ出、水谷伯母君朝方御出、夜中御帰被成也、兼而被仰出候出張相函鐘、来儿十一日昼後撞試有之筈、尤依之御人数出張者決而無之旨、心得之御移檄出儿、小姓町裏令門、此後昼夜切之義毛同断、今来年段々御取捨之廉被仰出候内、俗体二而隱居名、剃髮・惣髮等二而俗名者不相成旨毛被仰出、其外者御並様方御家来之不閑事故不記

六日、丙午、晴、朝霜降、寒、頗不順氣也、朝御乘馬江出、例時出勤、夕八時過退、中津屋豊助来

七日、丁未、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、西洋流玉放稽古見物二出、西向寺へ兵藏代参申付儿、御宇衛様今日海蔵寺江御参詣被遊候由也、若殿様、明八日水主町大雁木昼九時御供揃二而御帰城被遊候筈之由也、松浦久米之丞殿方御勘定所吟味役同格・学問所世話役被仰付候段為知被越也

八日、戊申、晴、暖、貫心流劍術部坂村江出稽古有之由、敬次郎午前参、及暮帰朝野口金兵衛就御用向来、同人一昨日御知行所村々方帰候也、慈君午後方妙慶院へ御参詣、夫方直二森岡へ御出被成、達而御留申候由二而御宿被成也、若殿様今午後御帰城被遊、旦那様為御目見水主町江御出被遊也

九日、己酉、晴、暖甚、例時出勤、夕八時前退、夕出直二乘馬、御家中大乘切有之、御城内通候付卒与出而見物ス、馬数八十余出候也、調練江出儿、家小兼約二

村上家乗 元治元年 20

十一日、当家門長屋先達而頃迄小倉恒助二貸置候場、御武具之製雷管場二当分相成、今日方始ル也

当四月廿七日信楽廟卅三回御忌、当月江取越御法事執行致候筈二付、今日御墓磨二家来遣入也

十五日

穀雨

明六時二分

木野一馬へ小方引移之歡書状出し、左之通贈之也

扇子 一箱

肴料 一封

而岩崎へ参、同方方内(タカ)星野武平次方物見へ参、乗切致見物候由也、岩崎、調練之引取掛参くれ候様二与申、母子共今朝来、達而請候二付参ル、心祝事有之由二而響入、菅馬之進・武内保之進会入、慈君夜中森岡方御歸り被成也

十日、庚戌、晴、暖、朝木野謙造入来、去ル二日二小方方歸候由也、例時出勤、夕八半時前退

十一日、辛亥、晴、暖、巳鼓後為窺御機嫌出ル、夕調練江出ル、兼而之通、今日未鼓後、御城元鐘方相図之撞試始ル、諸所繼鐘も追々聞候得共、何分元鐘声至而微二して、二声三声之綾も不分明之様二聞え、諸方之繼鐘猶更幽二して寢与者不聞候也、今朝(平野)右衛門を呼、内談之義有之

十二日、壬子、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、乘馬、御馬場江出、御奥方大髭山方出候麻少許御頒賜被仰付也、夜森岡弟婦子供共泊掛二来、万之進も来、微響を設十三日、癸丑、晴、暖、例時出勤、夕八時退、調練江出、森岡弟婦午後方高木江行也、今朝(浅野)目那樣、内記様江御出被成、御居間江御出、御同間二而御逢被為在、御退出之節者御次之間迄御送り被成、至而御叮嚀之御事二被為在候由也、堀尾、平野縁組願下、敬次郎を歡二遣入也

十四日、甲寅、雨降、午時前御用向二付出仕、退掛平野伝右衛門へ堀尾之方縁組熟談二成候歡、且挨拶之意も有之、寄、御宇衛(縁勝方)今晩方極御忍二而牛田御山屋敷江御出被遊候由也、夜風荒吹、雨亦未罷、温

十五日、乙卯、晴復曇、例時出勤、夕八時退、今午後、去冬之振を以馬術出精之

21 三月

十六日早晨
 酢和会
 香茸
 すたれふ
 油あけ
 うと
 こんにやく
 けむ
 白みそ
 御汁 苞豆ふ
 粒椎竹
 青み
 御飯
 御香の物
 葛煮
 玉麩
 ふぎ
 岩茸
 おろし生姜
 御平
 飛龍頭
 蕨 筍
 椎茸
 青み
 木のめ

輩江御馬御貸被下、祇園迄遠乗有之、^(雅登)渡辺・佐藤も手馬二而被行、予者明日先考御祥月忌二付不参、尤馬者万之進江貸入、今日者主水様^(森岡)之上也、今日者主水様之方二も御同様之事二而、兼而御馬役同土申合せ有之、御同方御向屋敷江集、一緒二乗出、外御家中衆三人被参、彼是二而馬数十九匹参候由也、敬次郎十日市迄見物二参候由

十六日、丙辰、微曇、寒、^{*}先考廟御祥月、早晨祭祀如恒規勤之、^{*}妣廟も奉配祀也、^{*}朝妙慶院へ参、途丹羽庄司不快を訪、兎角眩々無之、困候由、湿瘡之毒足手節々江集、疼痛甚敷候由也、^{*}例時出勤、夕八時退、堀尾笑石入来之由、^{*}極夕堀尾へ此間縁組願下之歡二行、来月朔日二祝用致度由被申、夜中迄話、酒出ル也

十七日、丁巳、夜来雨、夕方霽、^{*}朝為窺御機嫌出仕、貫心流剣術見物二出ル、^{*}堀田恂之助殿息伊三郎殿来儀、謁入、同姓勝太郎殿江御助情筋相調候挨拶二見へ候也

十八日、戊午、曇、寒、朝者晴、^{*}朝乘馬、御馬場江出、^{*}例時出勤、夕八時退、^{*}夜平野伝右衛門来話又

十九日、己未、曇、後雨降、^{*}例時出勤、夕八時退、^{*}調練江出ル、^{*}小島易人殿殿島御台場へ被往候由、暇乞与して来儀有之也

廿日、庚申、雨、午後方罷、夕霽、^{*}夕堀尾笑石入来、内話事有之

廿一日、辛酉、晴、寒シ、^{*}例時出勤、夕八時退、^{*}今日朝五半時揃、講武所方大芝江劍槍出稽古有之、敬次郎劍術之方江出ル、殿様・若殿様御出、御覽有之、此御方御家来中も劍槍合而廿人許出、末二達者組之勝負御好被為在、其内江も吉田与九郎・岩崎良之進・武内保之進・土屋秀太郎・長束清次郎杯出候由也、極夕帰ル

村上家乗 元治元年 22

御菓子

焼まん頭
巻せんへい
吹よせ

以上

夕 御茶

豇豆飯

十八日

塞衾炉

廿二日、西向寺江参候
節住持へ逢、来ル廿七日
信楽廟御法事取越之義及
相談、何之問も無之旨申
也

廿四日、左之通寺納
御経料 金貳百足
御鉢米 精六升
僧中江 銀三匁
以上

廿二日、壬戌、晴、朝寒、夕暖、妣廟御祥月二付早朝西向寺江参、祭祀者十六日二相濟也、素読所講釈江出席、相濟直二出勤、夕八時退、高木来助、先達而迄小倉恒助永々長屋江置遣候謝二来、今日も先日之振二而棄切有之、当家之馬堀尾勝登江借、同人朝頼二来、夕又礼二来、今日も主水様之方申合せ、御家中衆も少々被参候之由、河瀬喜和馬戻り懸、主水様裏門前二而寺尾兵之進殿馬与混し合、双方落馬之由也、老女千代浦方、明日御宇衛様六丁目御屋敷江御出被遊候二付、夕方被為召候間、夕八半時頃方罷出候様二与申聞、御請申置也

廿三日、癸亥、曇、夕方雨、朝御用向二而御年寄蒲生司書殿江行、謁入、帰途松浦久米之丞殿へ先日為知之歎二行、小島易人殿へも暇乞二見へ候挨拶二行也、帰宅掛卒与御館江出ル、夕調練江出、七時頃方御下屋敷江出、今日者御二所様御出被遊御酒肴頂戴仕、御用人両人も被出、辰之進様二も御出被成、去冬以来長々御出物二而御困被成、御久ふり之御出故、御慰二茶巾餅一重差上候也、夜及深更帰宅、御宇衛様二者今暁方之御出二而、今晚者御泊被遊候由也

廿四日、甲子、雨、例時出勤、夕八時過退、来ル廿七日日法事二付、備物西向寺へ為持遣入也

廿五日、乙丑、晴、御宇衛様夜前從御下屋敷被為入候由也、例時出勤、夕八時退、大島五兵衛母之一周忌取越、今日法事致候由二付、寺江代参遣入、今夕旦那様六丁目御館江御出被遊、石井大膳殿并小幡(二書)・吉田両先生父子共御招有之候由也

廿六日、丙寅、晴、午前為伺御機嫌罷出、前記之通、明日信廟御年回取越御法事

23 三月

左之通茶を贈
 藤川氏
 森岡氏
 桑原氏
 廿四日
 御切米壹石御増
 *桑原内蔵二
 年来出精相勤候二付
 堀尾今日結納相贈候之由也
 廿六日、廟飾如旧額、他
 方之備物如左
 一安平麩 堀尾
 一菓子料 辻
 一菓子并花 石井
 一菓子料 藤川
 一菓子 森岡
 一玉麩并花 平野
 一蒸菓子 岩崎
 一菓子料 桑原
 一独活 大島

致候二付、今夕西向寺相招 七時頃入来 於内仏読経・和齋等相濟、酒を饗入、其節左之通招也
 西向寺 同 伴僧 藤川每登殿 辻清人
 石井寿兵衛 森岡万之進 平野伝右衛門 岩崎良之進
 堀尾後室 岩崎およし 田中実五郎家内不残
 岡野新五 国蔵 小回り 三次
 右之内石井寿兵衛当番之由不來、岩崎およし不快二而断也、献立左之通、料理者田中実五郎を頼、三次手伝呉る也
 前酒 三ツ組盃 銚子
 厚焼とうふ すわへ
 九年雨 井 竹子
 高野豆腐 葛煮
 れんこむ ひしき 石焼豆腐
 膳 みそ 竹輪ふ 大盆
 汁 しみ 青み 八寸 竹子
 玉麩 酢漬 竹子
 ふき 井 小くらふ 三ツ葉
 酢わへ 油あけ 青み
 れん根 大こん 餅
 こんやく めし 香物から漬

村上家乗 元治元年 24

一 菟弱
一 三ツ葉
新五 実五郎

後段
平 紅切
からし

大盆 八寸 京菜
あられあけ 平鉢 大てんかく
井 わかめ 吸物 初霜
す 醤油 おろし生貫 しぬ茸

菓子 焼饅頭

出入之者者膳上之通、酒肴者一種也

右之通何も無滞相済、当時世之事故、格別手輕ニ致し、辻・森岡も家内向者不招候也

廿七日、寺江別回向（中略）
左之通

廿七日、丁卯、晴、朝辰鼓頃方西向寺江参、法事中詰ル、敬次郎も同様ニ参ル也、法事中左之通参詣被詰

桑原氏
岩崎氏

辻清人 藤川甚吉郎 森岡万之進 平野伝右衛門

田中実五郎

法事前二堀尾勝登・大島五兵衛・桑原吉郎ニ参詣、線香被備也、巳鼓前相済帰宅、
例時出勤、夕八時退、今夕六丁目御館江御出入之御歩行組御招ニ付、予ニ出候而
受調、献酬をも致候様ニ被仰付、八半時頃方出ル、御用達所詰御歩行組一井嘉内・
今井小左衛門・山本勘大夫、町方御歩行目付森元滝七・森脇孝太郎出ル、緩々及談
話、入夜帰、岩崎良之進・森岡万之進・辻清人昨日之挨拶・見舞旁人来
廿八日、戊辰、晴、朝平野伝右衛門入来、御乗馬へ出ル、例時出勤、夕八時退、

25 三月

晦日

立夏

昼八時七歩

〔衷心一周忌法事二付、妙

慶院へ備物左之通

一回向料 銀三両

一靈供米 精三升

一塔婆料 銀貳匁

〔堀尾・大島・平野・岩崎へ法事二付何角之謝敬次郎遣入、矢野犀右衛門先日以來不
快引籠居候二付見舞同人遣

廿九日、己巳、晴、寒シ、〔心下痞塞、食不進、頭痛も有之、少々困ル

晦日、庚午、晴、風寒シ、〔例時出勤、夕八時退、〔堀尾笑石入来、明晩嫁引受祝用被

相整候筈之由二付、其節彦右衛門并敬次郎參候様二噂有之也、〔平野伝右衛門方も明

夕慈君・家小參くれ候様ニ与申候由也、〔来月三日美心源童子一周忌二付、妙慶

院江法事之義頼遣、前夕小僧一人差越被呉候様申遣、備物も為持遣入也、〔森岡万之

進又々昨年之如面部江癩瘡致引籠候由二付、見舞使遣入、先為指事二者無之候由

〔正月廿七日、大樹公江被下勅書之写

1、先百姓ニ

ト百姓トニ背ンカ

2、思テ止コト能ハス、嘗テ

列卿武將ト是ヲ脱カ

3、二武備充実ノ令ヲ伝ヘ、

内ニ八諸役脱カ

朕不肖之身ヲ以、夙ニ天位ヲ踐ミ、忝茂万世無欠之金甌ヲ受、恒ニ寡徳ノ先百姓ニ¹ (虫撰)

事ヲ恐ル、就中嘉永六年以來、洋夷頻ニ猖獗来港シ、国体始ト云ヘカラス、諸僣沸騰シ

生民塗炭ニ困ム、天地鬼神、夫朕ヲ何ト力云ン、嗚呼是誰ノ過ソヤ、夙夜是ヲ² 議セシム

如何セン昇平ニ百年³ (有餘脱カ) 威武ノ外寇ヲ制圧スルニ足ラサル⁴ (ヲ脱カ) 若妄ニ膺懲ノ典ヲ拳ントセ

八、却テ国家不測ノ禍ニ陥ン⁵ ヲ恐ル、幕府断然朕力意ヲ拡充シ、十余世ノ旧典ヲ改メ、

外ニ八諸大名參勤ヲ弛メ、妻子ヲ国ニ帰シ、各藩⁶ ノ冗員ヲ省キ、入費ヲ減シ、大炮艦ノ⁷ (脱カ)

備ヲ設ケ、實是朕力幸ノミニ非ス、宗廟生民ノ幸也、且去春上洛廢典ヲ再興セシ事、嘉⁸ (カ)

賞スヘシ、豈料ヤ、藤原実美等、鄙野ノ匹夫ノ暴説ヲ信用シ、宇内ノ形勢ヲ察セス、国

家ノ危殆ヲ思ハス、朕力命ヲ矯、輕卒ニ攘夷ノ令ヲ布告シ、妄ニ討幕ノ師ヲ興サントシ、

長門宰相ノ暴臣ノ如キ、其主ヲ愚弄シ、故ナキニ夷船⁹ (ヲカ) 二砲撃シ、幕府ノ使ヲ殺シ、私ニ¹⁰ (幕使カ) (暗脱カ)

村上家乗 元治元年 26

4 上八山陵ヲ安シ奉リ、下八生民ヲ保チ、又列藩ノ力ヲ以テ各其要港ニ備ヘ、出テ八数艘ノ軍艦ヲ整ヘ」脱カ

5 「祖先ノ心ニ違フ」ナカレ」。「祖先ノ家業ヲ尽セヨ、若怠惰セハ、特ニ朕力意ニ背クノミニ非ス、皇神ノ靈ニ叛ク也、祖先ノ心ニ違フ也」カ

6 「思ヲ焦シ、勉テ征夷府ノ職掌ヲ尽シ、」脱カ

実美ヲ本国ニ誘引ス、此ノ如キ狂暴ノ輩、必罰セスンハ不可有、ト雖、^(然リ脱カ)皆是朕力不徳ノ致ス所ニシテ、^(又脱カ)實ニ悔慙ニ堪ス、朕思ヘラク、^(脱カ)我所謂砲艦ハ彼力所謂砲艦ニ比スレハ、未慢夷ノ胆ヲ吞ニタラス、^(ツカ)国威ヲ海外ニ顯スニタラス、却テ洋夷ノ輕侮ヲ受ンカ、故ニ頻リニ願ヒ、^(テハカ)入ル、^(脱カ)天下全力ヲ以テ撰海ノ要衝ニ備ヘ、^(津カ)無飽醜夷ヲ征討シ、^(脱カ)先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ、夫去年八將軍久敷在京シ、今春モ又上洛セリ、諸大名モ亦東西奔走シ、或ハ妻子ヲ其国ニ帰ラシム、^(及ハカ)宜ナリ、費用ノ武備ニ応セサル事、^(八脱カ)今ヨリ決テ然ルヘカラス、^(七脱カ)勉テ太平因循ノ雜費ヲ減省シ、カヲ同シ、心ヲ專ニシ、^(二脱カ)征討ノ備ヲ精銳シ、^(三脱カ)武臣ノ職掌ヲ尽シ、^(ノ脱カ)永ク家名ヲ辱シムル」勿レ、^(七脱カ)嗚呼汝將軍及各國ノ大小名、皆朕力赤子也、^(ノ脱カ)今天下ノ」ヲ朕ト共ニ新セン」ヲ欲ス、^(民カ)國ノ財ヲ耗ス」ナク、^(七脱カ)姑息ノ奢ヲナス」ナク、^(七脱カ)膺懲ノ備ヲ嚴ニシ、^(五)祖先ノ心ニ違フ」ナカレ、^(廿一日カ)天地鬼神モ又汝等ヲ何トカ云ン歟、云々

右同日、於小御所大臣・公卿方列席、大樹井列藩四十八人江御示之宸翰写、^{*}但、尹宮御席中ニ而御拝戴、一統江御回シ、^(八脱カ)後御元江納候由也

嗚呼汝方今形勢如何ト顧ル、^(八脱カ)内則紀綱廢弛、上下解体、百姓塗炭ニ苦ム、殆ト瓦解土崩ノ色ヲ顯シ、外ハ則驕虜五大洲ノ凌侮ヲ受、^(羅カ)正ニ併吞ノ禍ニ羅ラントス、其危実ニ如累卵又如燒眉、朕之ヲ思テ夜不能寢食、不下咽、嗚呼汝夫是ヲ如何ト顧、^(ル脱カ)是則汝ノ罪ニ非ス、朕力不徳ノ致ス所、^(躬カ)其罪在朕身、^(子脱カ)天地鬼神夫朕ヲ何トカ云ン、何ヲ以祖宗ニ地下ニ見ユル事ヲ得ンヤ、由テ思ヘラク、汝ハ朕力赤、^(赤脱カ)朕汝ヲ愛スル」如子、^(赤脱カ)汝朕ヲ親ム事如父セヨ、其親睦ノ厚薄、^(係スカ)天下挽回ノ成否ニ関、^(赤脱カ)豈重ニ非スヤ、嗚呼汝夙夜心ヲ尽シ、^(赤脱カ)天下人心之企望ニ対答セヨ、夫醜夷征服八國家ノ大典、遂ニ膺懲ノ師ヲ興サスンハアル

27 三月

7 「願クハ」脱カ

可ラス、雖然無謀ノ征夷八実ニ脱カ好ム所ニ非、然ルユヘンノ策略ヲ議シテ、以テ朕ニ奏セヨ、朕其可否ヲ論スル詳悉、以テ一定不拔ノ国是ヲ定ムヘシ、朕又思ラク、古ヨリ中興ノ大業ヲナサントスルヤ、其人ヲ得スンハアル可カラス、朕凡百武將ヲ見ルニ、苟モ其人有ト雖、当時（松平容保）会津中將・越前中將（松平春邑）・伊達前侍従・土佐前侍従・島津少将等ノ如キ八頗ル忠実純厚、思慮宏遠、以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル、朕是ヲ愛スル子ノ如シ、汝ラ是ヲ親ミ、与ニ計レヨ、嗚呼、朕ト汝誓テ衰運ヲ挽回シ、上ハ先皇ノ靈ニ報、下ハ万民ノ急ヲ救ハントス、若急情シテ成功ナケレハ、殊ニ是朕ト汝ノ罪也、天地鬼神、夫是ヲ極スヘシ、汝勉旃々々

二月十四日、將軍御参内之節、勅答書写*

去月廿七日拜見被仰付候宸翰之觀旨者、御即位以來皇国之災禍ヲ悉ク、躬之御上ニ而、御反求被為在候勅諭而、誠以恐懼感泣之至奉存候、情幕府従前之過失ヲ自反仕候得者、多罪之至奉存候、臣（徳川）家茂不肖之身ヲ以徒ニ重任ヲ辱メ、紀綱不振、内外之禍乱相踵、頻年悩宸襟候而已ナラス、去秋上洛之節攘夷ノ勅ヲ奉スト雖モ、其事実遂ニ難被行、横浜鎖港ノ談判スラ未タ成功之期限モ難量、折柄再命ニ依テ上洛仕候上者、極而逆鱗ニ触レ、敵譴ヲ可相蒙者素ヨリ覚悟仕候処、意外之宸賞ヲ奉蒙候而已ナラス、至仁之恩諭ヲ以テ臣家茂并大小名ヲ赤子ノ如ク御親愛、将来ヲ御勸誠被為在候条、臣家茂一身之上ニ取り海岳之鴻恩、実以可奉報答様モ無之候、自今以後万事ノ旧弊ヲ改メ、諸侯ト兄弟ノ思ヲ成シ、心カヲ合セ、臣子ノ道ヲ尽シ、太平因循ノ冗費ヲ省キ、武備ヲ嚴ニシ、内政ヲ整生民蘇息致シ、損海防禦ハ勿論、国兵備ヲ充実仕リ、洋夷ノ輕侮ヲ絶チ、砲艦ヲ嚴整シ

テ、遂ニ膺懲ノ大典ヲ興起致シ、御国威ヲ海外ニ輝耀スヘキノ条件等弥以勉励仕、乍恐
 宸衷ヲ奉休憩度奉存候事ニ御座候、乍併膺懲妄挙仕間敷トノ叡慮之趣ハ堅遵奉仕、必勝
 ノ大策相立候様可仕奉存候、尤横浜鎖港之儀者既ニ外国（工七方）使節差立候儀ニ御座候得者、
 何分ニモ成功仕度奉存候得共、夷情難測候得者、沿海之武備ニ於而者益以奮勵仕（奮勵勲仕方）、武臣
 ノ職掌固守仕、大計大議者悉ク国是ヲ定メ、宸断ヲ奉仰、皇国ノ衰運ヲ挽回シテ、外者
 慢夷ノ胆ヲ吞、内ハ生靈ヲ保テ奉安叡慮、上者皇神之靈ニ報奉リ、下者祖先ノ遺志ヲ繼
 述仕度奉存候、是則臣家茂之至誠懇禱ニ御座候、依之此段御請奉申上候、臣家茂誠恐誠
 懼頓首謹言

御請

臣家茂

二月廿二日、伝奏ヨリ御達写

去十四日勅答書之旨趣、横浜鎖港之一条御請振不分明ニ付、一橋中納言へ御訊問之所、
 尤鎖港之成功者是非共可奏条、更以書取言上之旨被聞食候、猶又以別紙被仰出候通、尽
 力勉励可有之御沙汰之事

横浜鎖港之儀精々可遂成功、且又諸国兵備充実致シ、洋夷之輕侮ヲ絶（絶候ト之趣カ）ニ有之趣達叡聞候
 処、此上者惣国之守禦緊要之事ニ候、差当リ摂海之要港急務タル上者、神速其功績相顕
 レ、人心安堵、不数年征夷之実相行、奉安叡慮候様御沙汰之事

前段御書取之写

去ル十四日差上候勅答書之内、横浜鎖港之一条御請振不分明被思食候由、慶喜へ内御沙
 汰之趣承知仕候、然ル処弥鎖港仕候見込ニ而、已ニ外国へ使節差立候義ニ御座候間、是

29 四月

朔日
日蝕五分
朝五時一分方四時二終
二日夕
酒肴
井 三しほ漬
八寸 葛煮
深鉢 和会物
茶漬
酢わへ
汁 すめ
飯 吸物
平 阿平森掛
くす掛

非共成功仕候心得二御坐候、尤再度蒙聖諭候、無謀之攘夷仕間敷与之趣奉畏候、就而者沿海之武備充実致候様可仕奉存候、依之此段申上候、已上、但慶喜八郎一橋公御名也

二月

臣家茂

四月 小

朔日、辛未、晴、風寒、例時出勤、夕八時退、今朝更衣、御礼登城、日蝕二付四時揃二相成候由也、夕調練江出、慈君・家小夕平野江被招参、尤家小者辞候得共、達而請候二付参、夜堀尾へ被招行、敬次郎も夕方参、有饗、山村静登、石井寿兵衛夫婦、平野伝右衛門家内不残、長束清次郎等会入、及深更帰宅、寿兵衛者媒灼也、少々悪寒・腰痛之気味有之、困ル也
 二日、壬申、晴、夕曇、終日頭痛、悪寒・腰痛も有之、且食不進困ル、依而井沢元秀拜診二出候を呼、診を乞、薬を投、此節流行事二而少々微熱有之由申也、実応一周忌速夜二付、夕方妙慶院弟子生籠来、内仏二而回向、且家小請二任せ百万遍を繰也、相済酒・茶漬を出入、左之通招也、尤万之進者引籠中二付不来
 辻清人 森岡万之進 平野伝右衛門 岩崎およし
 田中実五郎家内共 木原清次郎
 三日、癸酉、曇、朝之内微雨、夕晴、朝法事二付、妙慶院へ敬次郎為参、回向中相詰、兵蔵も供之外二為参也、予者風邪不快候二付不参、左之通法事前後参詣之由也
 堀尾勝登 大島五兵衛 平野伝右衛門 岩崎良之進

村上家乗 元治元年 30

三日、妙慶院江卒都婆備

辻氏

水谷氏

岩崎氏

昨日御奥方御内々実内
内仏へ御花を頂戴被仰付、
御懇之御義、感戴也

六日、主水様今日陸地小
方江御被成候由也

渡辺雅登殿

木原清次郎

星野武平次

佐藤益之丞殿

辻清人

田中実五郎

風邪不快候二付出勤不致、手紙を以而御用人江及案内也、敬次郎夕方堀尾へ被招往、近所客来有之候由

四日、甲戌、晴、暖、風邪最早快方二候得共、今日も用心致し不能出勤、吉田与九郎・堀尾笑石・平野伝右衛門入来、与九郎者見舞、笑石者見舞並二此間之挨拶、伝右衛門者明日五ツ目二堀尾家内を招候二付、何れも招度旨申候由、予者不謁、今日貫心流剣術先師祭之由、敬次郎出儿、景物有之由也

五日、乙亥、朝雨、又罷又降、風邪快二付、剃頭理髪、午後為頼御機嫌罷出、井沢元秀来診、慈君も昨日方御風邪被成候付診を乞、熱有之由申、薬を投、其後御脚湯二而発汗二成、大ニ御快方也、大島五兵衛見舞入来、吉田与九郎入来、今日途中二而主水様へ御出会申上、風与見損、御失礼申上候由二而内談有之、極夕方平野へ被招行、敬次郎も行、慈君・家小者辞入、堀尾家内不残、藤川每登殿・石井寿兵衛夫婦・岩崎良之進母子会、有饗

六日、丙子、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、今朝乘馬致入、御馬養生有之、手馬養生を頼也、右二付御馬捕之者江酒料四匁遣入也、堀尾へ此間之挨拶・歎旁二行、矢野犀右衛門先日以来不快引籠居候二付訪之、何分不通容体二見ゆる也、夕宅二而吉田与九郎へ御用之趣申達、加席御目付野原八右衛門来、夕井沢元秀慈君来診、大御快方之由申也、酒を饗、岩崎およし入来

七日、丁丑、晴、寒、朝素所（読脱カ）会読を聴二出ル、夫方出勤、夕八時退、西向寺江（森）蔵代参申付、吉田与九郎明日東城へ引取候旨二而暇乞三入来之由、従是モ可訪積二候処、午後既旅宿へ移候由二付、使を以暇乞挨拶申遣又也

八日、戊寅、曇又晴、寒、夕方妙慶院実心墓所へ参、丹羽正司不快を訪、菓子を贈、水谷へ寺へ塔婆被備候挨拶二行、森岡万之進不快を訪、石井寿兵衛へ法事之謝二行、桑原吉郎二へ同断并昨年来無沙汰見舞旁二行、桑原へ昨年火事見舞後何モ不遣候二付、一品料与して金百疋贈る也、水谷・桑原二而酒出ル、万之進面部之発瘡余程甚敷困候由、尤今日者少々膿之出モ軽く成候由也、黄昏帰、出掛御館江為伺御機嫌出ル也、慈君夕方江御出、御宿被成也

九日、己卯、晴、寒、不順気也、例時出勤、夕八時退、去春於京師若殿様御上京被遊候砌、為御迎御馬御差出被成候二付而、従若殿様御交肴五尾一折今日被遊御拝領、右御肴之内鱈一尾、昨年京都二而御用向相務候二付而之御趣意二而御内々頂戴被仰付候旨老女千代浦申聞、不存寄御懇之御義、難有謹戴仕也、帰而告于廟、且慈君へも切肉少し為持差上ル也、夕調練へ出、端午幟立二付客来并無用之信物贈答不仕候様二との義二付、従上之御移檄有之也、此御方二而者兼而方其通り也

十日、庚辰、晴、寒し、例時出勤、午後退、宅二而御用向有之也、小島左源太一昨夜後妻を迎候由二付、為歎敬次郎遣又也、夕桑原吉郎二法事之挨拶入来、酒を饗又、敬次郎武内保之進同伴、東講武所へ槍術稽古二出ル也

十一日、辛巳、晴、夕曇、寒、飛驒（浅野）様御出二付、夕八時前方出勤、日入頃退、如

例 御居間ニ而御目見モ仕ル也

十二日、壬午、晴、寒し、終日宅ニ而御用向相勤、先日之風邪未透与無之哉、少々熱モ有之哉ニ而、悪氣有之候而惣体不快ニ付、朝脚湯致発汗、尚又井沢元秀江薬を乞也、敬次郎講武所江出ル、夕長武左衛門御用向ニ而來話又

十三日、癸未、晴、暖、悪寒未去、頭痛之氣味有之ニ付出勤不致、御用人中江如例及案内也、夕井沢元秀來診、矢張先日之風邪未透与不致也与申、此節斯様之風邪流行之由也、大島五兵衛來、長尾弘策西洋馬具を持來、騎試度ニ付馬を貸呉候様ニ申聞、貸又也、右馬具モ一覽致入、簡便之様ニ者見へ候得共、本邦之馬具ニ愈て有益様ニ者更ニ不見、且甚見立無之、不景氣之物也、辻清人入來、家小様子ニ寄明晚方小方ニ而木野へ遣候合故、其段慈君江之伝言相囑也

十四日、甲申、晴、暖、今日モ悪寒、兎角颯破離与者不致候得共、余程快方ニ付、午後為窺御機嫌出ル、堀尾笑石入來、先達而以來内談之同方着具、弥宮崎之方江三拾四兩ニ而致世話候筈ニ致決談、明日東城江便有之候ニ付其段宮崎へ申遣又也、岩崎およし來、桑原吉郎ニ方此度小屋掛を今少シ念入取繕、今暫相濟せ度積之由ニ而、借銀之義内談有之、予モ近頃手元甚不如意ニ付不任心底、其内考候而可及返答与申置也、家小木野江参度兼而之願、此節天氣モ好候ニ付、今晚遣入、敬次郎モ参、本川方小方番船便ニ、表一間借切ニ而参ル、兵蔵井下女言人付遣入也

十五日、乙酉、晴、暖、例時出勤、夕八時退、平野伝右衛門留守見舞ニ來、牛田御山莊統御建神田山之内御借用之義、先達而御勘定奉行衆江御頼談ニ相成候之処、御

33 四月

十六日

小満

明六時六分

借用相調、昨日引渡有之候由也、武芸稽古場所等之御都合被仰立二候得共、内実者毛上御建之御見込、全御趣法筋二付而之義也、今日於席渡辺雅登江申演、心覚之書付渡置候処、夕方同人方紙面を以勝手次第仕候様被仰出候段申来、返書二御請申出ル也

心覚

一私儀佐伯郡小方二おゐて親類木野一馬方へ要用之義罷越、帰路宿願之義有之、敵島江社参仕度奉存候、依之日数五日之間御暇被下置候八、忝仕合奉存候、此段相叶候様奉願候、以上

四月十五日

村上彦右衛門

夕方兵藏從小方歸ル、船中間合能、今朝五時頃着船、直二木野へ上り候由也十六日、丙戌、晴、暖、朝試馬、妙慶院へ代参申付、例時出勤、夕八時退、田御山此度御拜借地二相成候場見分三行、佐藤益之丞被行、大島五兵衛・平野伝右衛門も行、御山方も行也、佐々木直馬方坐敷二而大島五兵衛酒肴を設置候由、饗入、予者明朝小方へ往候心組有之二付早く帰、辻江寄、慈君へ御暇乞申上、且先達而両度法事之節之挨拶も兼而述、酒を出入、藤川江も法事之挨拶二行、帰り堀尾・平野へ留守頼旁二行、暮前帰、御表并御奥江者夕方退出前為御暇乞罷出、御次二而御機嫌窺也、当度者暫時之事故、留守中御用人江頼置候迄二而、外向江案内并御家来中江之達等二者不及候也

十七日、丁亥、晴、薄暑、朝黎明比出立、小方へ赴、遠足を試之為步行二而適、家来

村上家乗 元治元年 34

〔千年寺八專念寺〕^{〔虫撰〕} 糾
文字

〔鳥越〕清太・庄蔵召連、留守二者兵蔵吉人差置也、〔出立之案内御用人両家江手紙を以申遣
又也、〕廿日市今晚黒田若侯御泊之由二而、御閑札出し有之也、〔大野町二而弁当を
喰、瀑布一見入、水者此節少なれと絶景不可道也、小方村二而木野へ夕八時過着、里
程八里二して近し、宮内村千年寺根二四里之塚松有、夫方鑿出之峠絶頂、大野村江
入余程行而五里塚松有之、夫方瀑布を過六里七里之塚迄大野村也、玖波村江入、八
丁二して玖波町駅所也、上田公炭役所有之、立派也、此所方小方迄者廿丁位之事歟
与思わる、小方二者紙之役所有之、是亦立派也、此度御出来之御茶屋者裏町二而、山
手東向也、御長屋御建前共立派也、尤屋者皆茅也、木野屋敷御茶屋之並^{〔二方〕}而、北側
門長屋有之、二間玄關、間取も相応二広し、堀田孫六・松田^{〔鶴登方〕}何某屋敷も同並也、尤
長屋者無之、建前も木野方者手狭二見ゆる也、〔小方町本通り者相応立派二候得共、
裏町者至而あはら也、〕家小・敬次郎共無事二逗留罷在也、〔夕酒を被饗、〕極夕町内
并二敵宮辺一覽入、敵宮者山上也、両所二大炮二挺、六斤迦農・十五寸忽微炮と見
ゆる、浜手之炮台者いまた御出来二不相成様子也、〔夕方曇、夜雨降、好湿也〕
十八日、戊子、雨、午後霽、暖、〔夕窃二御城山へ登、一覽入、本丸、一・二之丸、
梨之丸、蟻之丸、松之丸、鐘之丸等夫々標札建有之、処々石垣も有之也、〕西念寺^{〔中力〕}与
云浄土宗之寺木野屋敷後之山上二有之、行而一見入、相応之寺也、〔朝夕有饗、〕夕
町人共彼是鉄炮稽古二来也、日夕来候之由、〔今晚乗船、宮島へ渡海之積故、多門二
居候、〕本吉太郎与申者江船之義相頼、同人世話二而御用船並二而今晚方明日広島迄
之渡海を掛而借切呉る也、船主孫二与申候由、〔夜五半時頃何れも乗船、直二宮島へ

35 四月

廿三日、御側者頭長尾正司殿、此間講武所へ調練稽古ニ被出、帰宅被致候与、狂氣之姿ニ而矢庭二刀を被拔候二付、家内衆迎ニ被出掛、急ニ被差留候処、誤而大二手疵を被受、子息も統而被取支候処、是又大分之怪我被致候由、其日者着具ニ而之調練ニ有之候処、着具甚見苦敷、且業も間違多赤面被致廉段々有之候方狂氣被致候との沙汰也

渡、今晚者茂呂浜与歟申処江碇泊致入也
 十九日、己子、晴、薄曇、早朝舟宮島存光寺之鼻へ着岸、五時頃方弥山江登山、九時過下山、夫方昼飯を仕回、兩社江參詣、神楽を献、少々処々見物、八時過乘船、直ニ出帆、夕七時三步頃江波築離外江着船、同処ニ而汐を待、夜亥鼓後帰宅、御用人兩家江紙面を以及案内也、昨日以来痔腫步行二障、困ル
 廿日、庚丑、晴、涼、御表・御輿共御次迄朝之内罷出御機嫌を窺也、留守中見舞二預候先方江敬次郎を挨拶二遣入也、堀尾後室・岩崎良之進・平野伝右衛門為見舞入来、此間以来腹中飲水溜候気味ニ而不快、且痔腫も有之候二付、杉岡文碩を呼、診を乞、薬を投、貼薬を患也、辻ニ而慈君江帰着御知世旁人を遣入、明日大融廟御祥月之処、痔痛ニ而起居六ヶ敷二付御断申上、御延引仕也、堀尾へ山村・長束等家内被招候由ニ而、家小參候様後室方噂も有之候得共、昨日迄之疲労も有之、辞候由、敬次郎被招參
 廿一日、辛卯、晴、例時出勤、夕八時退、夕調練江出、痔痛故教師者不致、御輿方笋五根拜領仕也、昨日岩崎およし来、桑原之方類焼後、中々容易ニ家普請杯者出候事ニも無之候二付、仮小屋を今少取繕、今暫為濟度二付、銀貳百目、年々綿秋五拾目宛之返弁ニ而取替之義無心之内談有之候得共、予迎茂近来追々借銀相増、左様之義八心底ニ不相任候二付、一応及断置、猶今日文ニ而委細ニ断申遣也
 廿二日、壬辰、晴、西向寺へ代參兵藏申付、例時出勤、夕八時退、文碩来診、慈君御輿方笋三根御拜領被成也、平野伝右衛門方過日娘祝用濟、何角之謝与見之、酒

村上家乗 元治元年 36

廿六日、一条御城江八、御名代中川修理大夫様御登城、於御前被為蒙仰候之由也

前記之長尾正司殿、自割腹せんと被致候得共、浅疵二而落命二者不至由也

廿七日早晨

酢わへ

油あけ

香たけ

御皿

れむこん

大こむ

こんにやく

けむ

白みそ

御汁

しる苺

青み

御飯

御香物

くつ煮

御坪

岩たけ

玉ふ

ふき

おろし生姜

肴を恵、厚意也

廿三日、癸巳、晴、夕曇、午前為窺御機嫌罷出、夕調練江出、業者不致、吉本恒之丞・長東市郎右衛門父子・三宅内外を調練戻りを招饗入、市郎右衛門者無抛問有之、不来、恒之丞・市郎右衛門昨年敬次郎引越以来折を以可饗含有之候得共、兎角不得折、遅引二相成候也

廿四日、甲午、雨、涼、西向寺江兵蔵代参申付、例時出勤、夕八時退、宗播磨守様御前様暫御逗留被為在候处、今朝爰元御発途、肥前田代江御歸り被成、尤草津方御乗船、嚴島へ御渡海被遊候由也、夕辻清人入来、慈君明晩御歸り被成候二付、家小御迎旁二今晚方参候様申聞、明日午後為参可申与申置也、酒を饗入

廿五日、乙未、晴、朝涼、後薄曇、例時出勤、夕八時退、家小午後方辻江行、敬次郎も夕方行、家小者駕籠二而遣、酒・鮓・竹笋之饗有之候由、夜中慈君も一緒御歸り被成、尤御駕籠二而御歸り被成、家小者夜中故步行二而歸ル也

廿六日、丙申、曇、午前方時々雨、涼、若殿様去ル十八日、京都二条御城二於而少將二御昇進被遊、御書付今日御到来二而、御弘有之候由、旦那様二毛御登城被遊也

廿七日、丁酉、曇、冷氣、信楽廟御祥月、如例常称廟御一緒二祭祀、尤去廿一日大融御祥月祭祀、予痛所二而御延引申上置候故、今晨御同様祭祀致又也、大教廟も素方御同祀也、例時出勤、夕八時退、調練江出、今朝西向寺江者、痛所未快故、敬次郎代参申付也、今朝久留俊蔵来

廿八日、戊戌、雨、時々有降歇、例時出勤、夕八時退、

37 五月

四日、菅馬之進死去之為知、^{*}山崎右内方紙面ニ而申越、倅猶人幼弱ニ付、弟諸人を養子ニ致、猶人

三日 入梅

暮六時八分

芒種

二日

点心

御茶

夕

以上

卷せんへい

干菓子

焼饅頭

御菓子

山椒

青み三ツ葉

山の芋

椎茸

飛龍頭

竹子

御平

廿九日、同人江為見、得斗駈合せ候処、治定ニ相成候付去ル廿三日谷口喜作御銀才領ニ參候便ニ送遣候処、己亥、朝纒晴、又雨、夕又晴、午後為窺御機嫌出、堀尾着具便利を以被売払候との事ニ付、兼々宮崎之方頼も有之、幸之事故同方へ致世話度、吉田与九郎先達而逗留中、無滞着之由ニ而、今夕喜作便ニ厚礼申来、代金三拾四兩被差越也、右着具者元藏田百太郎所持之具足を、先年堀尾之方へ被買入候、甲者義類、類当者加賀、其外も大概明珍家之作ニ而相応上品之着具也、夕慈君・家小、堀尾へ歎ニ行、予も折柄寢酒を給ニ来候様ニ与申来、參ル、有饗也

五月 大

朔日、庚子、晴、冷氣、朝見合事有之、卒与出勤、一心退、又例時出勤、夕八時退也、今朝乘馬、尤大島五兵衛方ニ長尾弘策方預り居候西洋馬具を借、掛而騎試ル、堀尾へ昨日東城方来候金子三拾四兩慥ニ為持遣又也、夕調練江出、今日者一同江御酒被下也、予も拝飲仕也、今日御城表御昇進御歎之御帖附惣出仕、回勤も有之候由也、^(森岡)万之進今日方快出之由也、今朝来也
二日、辛丑、晴、冷氣也、夕為窺御機嫌出ル
三日、壬寅、晴、冷氣也、朝致乘馬、例時出勤、夕八時退、夕調練江出
四日、癸卯、晴、冷氣不堪単衣、例時出勤、夕八時前退、菅馬之進久々病氣之処、昨夕以来不相勝由ニ付、今朝為見舞家来遣入、内実昨夕物故之由也、万之進來、癩瘡治後酒食共致要慎候ニ付、明日端午祝詞致無沙汰候旨申候由也、慈君先達而以来、

者諸人嫡子二致^(出)置候之由也

〔六日、西町二而昨夜辻切有之、被斬候人者空鞘

辺之者、即死二者不至候へ共、大分深手之由也、

斬人者素方^(熟方)熟れ之仕業与申義、一円不知由也、此

間流川二而毛右二類候義有之由、近頃世上之人氣

二連、兎角殺伐之氣被行、甚不好事也

〔菅諸人江為吊慰敬次郎遣又也、岩崎江毛為見舞

同人遣入

〔七日夕
御茶

〔右献廟
豇豆飯

折々咽喉不利之御氣味有之、且少々御頭痛毛有之候二付、昨日杉岡文磧二見舞候様申遣置候処、今夕来、診を乞、御頭痛者全御感冒之御氣味、少々熱毛有之、咽喉之不利者募候得者膈噎之様二毛可相成二付、早く其方之療養可致与申、薬を投也、

〔夜管葬式、家来を光叔寺江遣し葬二会せしむ^(広方)

五日、甲辰、曇又晴、薄暑、朝為御祝詞罷出、御登城前於御居間御祝詞申上、御奥

江毛出、如例御宇衛様江御祝詞申上、御奥方昨日、從右近様御到来之粽御頒賜被仰付也、堀尾笑石・同勝登・平野伝右衛門・岩崎良之進為祝詞入来、祝酒を饗

六日、乙巳、曇、薄暑、例時出勤、夕八時前退、夕文磧来診、慈君未御熱氣有之、全類瘧瘧之熱与申也、辻清人・森岡万之進来、折柄文磧一緒二酒を饗入

七日、丙午、雨、涼、夕歇、例時出勤、夕八時前退、常称廟御祥月二付、退出後西向寺江參、慈君今日者大二御快方也、其後者御食噎之御氣味毛先無之也

八日、丁未、晴、薄暑、夕為伺御機嫌出、庭前之枇杷熟候二付、初穂を御奥江御慰二差出又也、夕御乘馬江出、致乘馬、佐竹玄白老手馬を牽被出、藤岡熊太郎毛御

家中両匹牽出、騎而入御覽、玄白老毛被騎、玄白老者至而馬好二而、常々駕籠之代二騎馬二而往来被致候由也

九日、戊申、晴、薄暑、例時出勤、夕八時退、調練江出、昨日久野秀太郎此節当処へ出居候由二而入来之由也、杉岡文磧慈君来診、未御熱氣有之趣申候之由也

十日、己酉、晴、涼、例時出勤、夕八時退、夕素読所二於而席書御覽有之、出、敬次郎毛書、今日前髪組之内二而好出来候分重而御所望二而、一紙ッ、揮筆被仰出也

39 五月

〔十七日、去ル十三日之記ニ有長州異船之風聞、全虚説ニ而、曾来襲等之義者無之、尤遙洋中ニ船影見候与の風説ニ候へ共、是又いかゝ難信〕

十一日、庚戌、朝雨、後休、猶曇、〔朝為窺御機嫌出仕、又實心流劍術見物ニ出ル、昨夕少々齒痛有之也、〕夕調練江出

十二日、辛亥、朝方雨霏微、至夕滂沱、〔例時出勤、夕八時前退、〕慈君今日八少々悪寒之御気味有之也

十三日、壬子、雨罷、午後又々時々有降歇、〔朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕八時前退、〕調練江出、〔杉岡文磧慈君来診、時々少々御息迫之気味有之者腹部少シ御水気有之旨申候由也、〕長洲海江異船見江候由小倉表方相聞候旨、外聞之面々方注進有之趣ニ而、西郡之方江郡方方急々今日御人出有之候由、右者英仏船十八艘、墨船二艘、合而廿艘全来襲之趣ニ相聞候由、未詳説者不相聞候得とモ、実説二者有之趣也、長藩二者兼而此来襲を期、御手当者嚴重ニ相調居候由、先達而以来風分有之事也、当御藩坏之形勢ニ而者、事迫切ニ相成候而者甚御不案之事也、可警

十四日、癸丑、快晴、冷、〔旦那樣今朝御登城被遊、殿様去ル五日御用之義御坐候付、御名代田付主計殿ニ条御城江被出候処、昨年御上洛御参内之節供奉被遊候ニ付、從四位上ニ被叙候段被為蒙仰候旨御達し有之候由、尤御様子モ被為在、いまた御請者不被仰上候由也〕

十五日、甲寅、雨降、〔例時出勤、夕八時過退〕

十六日、乙卯、晴又曇、夕雨、〔妙慶院江敬次郎為参也、〕例時出勤、夕八時過退、今朝月次講、梅園順次郎殿被講、此後者同人モ省(金子)三郎殿被申合、出由也

十七日、丙辰、晴、涼、〔朝御乘馬江出、〕僕庄蔵当家馬を牽、小鷹狩登殿之馬之後ニ

村上家乗 元治元年 40

十八日

夏至

昏九時七步

御出頭役

御歩行支配

御役料並之通

永井仲之助

御出頭加御免

御用達

御膳番兼帶

御役料並之通

奥田政次郎

御切米五斗御増

山中十兵衛

年来出精相勤候付

御奥通御免

森 仙太郎

隨出居候由之處、誤而前二面部を被蹴、大二出血、鼻側少々致怪我、尤頼軍江重々蹄当候もの見へ、所宜敷故格別之事二者無之、早速坪井道成・金子元達を迎見合を頼、道成疵処を一針縫、膏藥・服藥共被惠、何分爲指事二者無之候得共、何れ體二者可相成与被申也、酒を出入、元達へ折柄慈君診を乞ふ、何分いまた御熱有之候間、何れ熱を早く不取候而者六ヶ敷か、水腫之氣味も有之候得共、皆熱之所爲二有之、文磧藥劑(七方)至極宜敷候得共、其内考も有之候間、猶文磧へ可申値と申也、夕文碩来診、慈君何も御同様、元達申通り熱者取不申候而八不相成候得共、何分熱も水腫も追々被取可申候得共、食噎之分者何れ劣り可申、左候而八治療些六ヶ敷、熱之分八幾那を用可申与申也

十八日、丁巳、晴、例時出勤、夕八半時退、今朝殿様三之御丸江被成御坐掛、土屋政之進大腰辺二下座罷在候処、平伏不仕候由二而、御供頭方尋有之候由、尚又此御方へも木村外記殿方姓名相違無之哉之旨尋參、依之御差扣可被遊哉之旨被爲仰込奉恐入也、殿様江者平伏可罷在処、其義不都束二而右之様子也、夕金子元達慈君来診、何も御同様、幾那者至極可宜与申也、今日御役替有之也

十九日、戊午、晴又曇、例時出勤、夕八時過退、辻清人・堀尾後室・岩崎後室、慈君爲御見舞入来、夜辻妹爲御見舞来、宿又

廿日、己未、雨、薄暑、夕爲親御機嫌罷出、文磧来診、慈君御熱之方者大分減候由申、今日者惣体御快方也、夕辻清人来、酒飯を饗入、妹者今晚も宿也、今夕大御目付衆被出、御差扣可被遊哉之被仰込、不及其義思召之旨御年寄衆方被申上候由

41 五月

廿一日、東城町人卅八人之者々、当御時勢之訳柄を申合、(獻方)納金致、惣高式千五百金、昨日送り出二相成、今日致見分、実奇特之義、上之御幸福也百金献納之人名

一千金 小方屋 源兵衛

五百金 丸山屋 清四郎

三百金 金屋 半助

一式百金 筑前屋 栄助

一百金 湊屋 周兵衛

右之余者五拾金以下二金迄也

也、奉恐悦、尤右二付而恐悦二者不罷出也、(夜風荒吹

廿一日、庚申、霽、薄暑、永井仲之介御役成爲吹聴入来、三宅吉左衛門慈君爲御見舞入来、(辻妹今晩帰ル也)

廿二日、辛酉、晴、薄暑、(早朝海蔵寺江拜参、去ル廿日澄廟御祥月之処、前記之通二而差悶、不得拜参候故也、西向寺江七参、例時出勤、夕八時退)

廿三日、壬戌、雨、涼、(辻清人・吉本恒之丞爲見舞入来、夕爲窺御機嫌出ル、御吉例之通於明星院御祈祷有之、御供物頂戴被仰付也、坊主中島清甫持参、謁而御請申返又也、夕御軍備調練江出ル、今日方月六日之定日二而、御家法御軍備之調練始

る也、京都岡崎様方御手摘之晩茶少々頂戴仕也)

廿四日、癸亥、晴、(例時出勤、夕八時退、山田多喜登一昨夜後妻を迎候由、敬次郎歎二遣入、且永井仲之助江も同人歎二遣入、多喜登後妻者主水様御家中藤田群左衛門娘之由也、西向寺江兵藏代参申付)

廿五日、甲子、晴、(例時出勤、夕八時退、御奥方慈君御不快無屹御尋二而、御到来之御蒸菓子二重頂戴被仰付、千代浦方爲持来、御請文二而返書旁申出候也、告于廟

(今般從京都、豊前国宇佐宮并筑前国香椎宮江爲奉幣使梅溪中将様御下向、近々御領内御通被成候二付、当町御通行之節、御道筋へ罷出候義用捨、家来等御道筋へ堅不

罷出様急度可申付、男女爲拜見罷出候義一切無用、火之用心別而念入候様、且遠丁者勿論、鉄炮稽古并貝太鼓其外都而鳴物迄も用捨可有之との旨御移檄出ル也、夕御

奥天満宮江拜参、足輕玉放稽古見合へ出ル)

村上家乗 元治元年 42

廿六日、乙丑、晴、涼、〔朝為窺御機嫌罷出、槍術稽古見物二出ル、御奥方天満宮御供物頂戴仕ル也〕

廿七日、丙寅、雨、涼、〔例時出勤、夕八時退、御軍備稽古江出ル、雨天故業無之、

〔森岡松寿院明日三回忌致法事候二付、今夕敬次郎差越くれ候様二与此間万之進方

申置候二付遣入、西向寺江も為參也、長安寺并高木来助会候由也、〔今日諸武芸出精

之面々御賞し有之、敬次郎も諸口紙式束頂戴、出勤中佐藤益之丞方被相達、御請者

即席二申述也

廿八日、丁卯、雨、涼、〔例時出勤、夕八時退、丹羽正蔵入来、正司今以睨々快方二

無之候由也、〔文積来診、慈君大二御快、最早幾那も引可申旨申也

廿九日、戊辰、雨、蒸、〔朝木野謙蔵来

卅日、己巳、雨、蒸氣、〔例時出勤、夕八時退、御銀見分有之、御趣法役所江出ル、

〔慈君今日方文積薬を御引被成、先達而取寄置候撰州住吉宝積寺之膈症丸を御服被成也

六月 小

朔日、庚午、晴、向暑、〔例時出勤、夕八時退、夕御軍備操練江出、〔敬次郎夜癒守社江参

二日、辛未、曇、午時後方雨、〔朝月次御集会二付主水様御出被遊、御乘馬有之、平

常御乘馬之節之通予等も出、手馬致騎乗、御相手之面々も皆々勝手二致稽古、御家

二日、武田勇殿、御目付
与記候者誤、御先手者頭
也

三日、猿猴川々支者、此
節橋普請中二而舟渡之由
也

四日

小暑

朝五時三分

中馬も如例来、殊之外賑敷有之候也、奉幣使梅溪(通兼)中将様今晚海田市御止宿二而、明日当町御通行之筈二候处、河辺川満水二而御遅滞二相成候由也、夕森喜久二来、奉幣使之節、仙太郎預り馬之先方見回り被勤候处、手馬差問之義有之候二付、当家之馬を貸進シ呉候様二与頼来、諾又、先方者御目付武田勇殿之由也、今朝留守中小林土佐守来、是又奉幣使拜礼二出候節馬を致借用度由申置、後刻様子聞二人を可差越与申、帰候由也、仙太郎方者下地粗申居候故、喜久二江及許諾也

三日、壬申、雨、午後歇、朝素読所講釈二出席、直二出勤、夕八時退、調練江出、梅溪様御通行明日之所、猿猴川々支二而又一日御延引二相成候由也、夕森喜久二来

四日、癸酉、霽、後雨、夕雨、雷鳴入夜不罷、例時出勤、夕八時退、辻清人入来之由、奉幣使愈明日当町御通行之由、兼而之通武田氏方馬を牽二被越、用立候也、
終夜雨強降

五日、甲戌、朝雷鳴、内一声動震、今朝五時頃奉幣使当町御通行相濟候由、廿日市之御休二而玖波之御泊、同所迄長州侯方御船出、夫方海路直二筑州へ御渡り有之筈之由、畢竟長州領近頃人機立居候故、陸路之御通行御断二而右様御船を被差出候之風説也、朝四時頃武田殿へ立用之馬戻し来、午鼓頃為窺御機嫌出候处、出水定尺二至候申出有之二付、直二相詰、至而急水二而、家屋并人抔毛流れ出候、追々水増未鼓前已二言丈五尺余二至、早速旦那様御受場所へ御出馬被遊也、其後吉尺(丈)七尺余迄漲、去儿嘉永三年之大水方纔二劣候由、夜亥鼓後御引取被遊、子下刻備防休致歸

村上家乗 元治元年 44

〔六日、昨日之出水二、運上場中背一人流水を拾二出候処、誤而溺死二及候由也〕

〔八日、此間奉幣使三原表御通行之、御城之櫓人覗申居不審有、御返答振不都束二而六ヶ敷相成、尤約ル処、内濟二者至候得共、從右近様内分百金御出室二相成候之由也〕

〔九日、因州侯方御使者有之、此間中当所逗留、若殿様江御目見を願候処、御申分被仰立、御逢無之、御年寄二而辻將曹殿於御客屋心对有之候由、右御使者者急度大臣之体二而者来候得共、其実者至而卑官二而、全當時之周旋

宅也

〔六日、乙亥、快晴、俄然向暑、例時出勤、夕八時退、水谷・森岡へ昨日之水見舞二使遣入、町門下金比羅前之辺方者未舟二而往来致候由、水谷毛于今門内迄網打舟乘込候由、尤昨日毛座上へ水揚り候程二者無之候由也、林太郎八跡三郎平不相更出入致度由、田中実五郎を以願出、聞届遣し、今日見舞二来候也、辻妹此間以來腹痛二而困候由、見舞使遣入〕

〔七日、丙子、晴、向暑、朝素読所会読へ為聴聞出席、直二出勤、夕八時退、西向寺代參兵藏申付、若殿様年頭之御礼、今日方始候由也、慈君今日者少々御腹痛之御気味有之也〕

〔八日、丁丑、晴、向暑強、朝為窺御機嫌出仕、文磧来診、慈君全氣候之御障、雨水中り候之事与申、薬致加減也、膈症丸者一昨日迄二而御済被成也、右薬動二而少々御腹瀉之気味者下地有之候得共、其分二者無之由文磧申也、極夕木野一馬方書状達入、二男友蔵病氣之処、追々差重り、養生不相叶、昨七日夕八時頃死去、直夜前同所出棺、今朝当所興徳寺江送葬致候善之旨申来、驚入也、病氣之次第等者一円不申来也、堀尾笑石入来〕

〔九日、戊寅、午後曇、夕雨、例時出勤、夕八時退、昨夕辻清人入来、妹腹痛兎角全治二不至由也、夕調練江出、雨降出早退、文磧来診、慈君今日者大二御宜敷旨申候由也、終宵雨暴降、今朝乘馬〕

〔十日、己卯、晴又曇、蒸、今日方御役所早出勤二成候二付、辰鼓出勤、午鼓前退、

45 六月

方仲間之者と相聞候由、
至而之能弁者二候之由
也、姓名者左之通二承ル

速水兼造*

十二日、夜前、猫屋町々
門之番人を狼藉者刀二而
疵を為負、行衛不知候由
番人者落命二者不至由也

十三日、於御前、御年寄
上座勤向唯今迄之通被仰
付

辻将曹殿

右将曹殿者御年寄之中
二而者随分学文毛有之、
器量有之人之由兼々承候
処、右之通先輩を超越し
て被仰付候者、定而御政
事向重く御委任之尊慮共

講釈御定日、梅園順次郎殿被講也、慈君夜中以来復御腹痛・御腹瀉二而御困被成、
午前桑原吉郎二方叔婆ヲホラチヨメ氏病氣差重候由、口上二而為知来、為見舞兵威遣入、先日
以来病氣不勝候処、今朝病死之由、全体者昨年類焼後以来之病氣也、当年八拾九歳
高年也、岩崎江毛使を以悔申遣入也、夕丹羽正司不快を訪、且木野児友藏之死去を吊、
水谷伯母君を訪、夫方帰途上杉文磧方へ寄、兼而薄約束二而、水楼二而饗二預ル、堀
尾笑石毛被參、敬次郎も同人同伴二而參ル、園部玄仙老会入、入夜亥鼓前帰、今晚
子刻桑原葬式之由二付、兵藏を清住寺江使者二遣入也

十一日、庚辰、晴、向暑強、朝為窺御機嫌出ル、岩崎良之進へ桑原之悔二行、劍
術見物二出ル、夕調練へ出ル、杉岡文磧来候由、慈君今日者御快方也、羽州米沢
御城下、去ル四月十五日出火二而二之御丸江焼込、昌寿院様御住居御類焼被成候旨
御年寄衆方申上有之候由也

十二日、辛巳、曇、蒸、早朝出仕、午鼓前退、中津屋後家、慈君御見舞二来宿
十三日、壬午、晴、暑、早朝出仕、午鼓前退、夜半以来腰痛甚敷候処、今朝出勤
中方腰脚痛、悪寒毛有之候二付、歸而臥、夕文磧来、慈君昨来者大二御快方也、予
診を乞候処、全暑邪之氣味二而、少々熱氣有之候得とも為指事二者無之、軽く脚湯
二而致発汗可然与申、薬を患、地御前周五郎も慈君御見舞来、夕方中津屋後家も同
道し歸ル、今日木野亡児初七日二付、興徳寺江代參遣入也、夕脚湯、少々致発汗
也、夕御軍備江不能出

十四日、癸未、晴、暑、朝桑原へ悔・見舞旁敬次郎遣入、午後方悪寒去、腰痛止

村上家乗 元治元年 46

哉与奉恐察事也、将曹殿
果而能御目鑑二不被違、
御国政斯人二依御一新二
も相成候へ者、実二恐悦
之至ならん歟

十六日

土用

朝四時九分

廿日、京都方申来内

一五月廿七日頃、左之両
堂上御脱走、行衛不相
知、未極秘二成居候由
一先達而水府之土田丸稻
右衛門与申人総頭二而、
同志之士式百人余致徒
党、水府を脱シ、烈公
之神主を奉、日光山江
参籠、幕府弥攘夷御決
議二不至二於而八、夷
人之商館へ乱入、麁殺

夕方御奥方、少将様方御拜領之御着御取分頂戴被仰付、告于廟、拜味仕ル、鱸魚切
肉也、堀尾勝登祇園迄馬を借度之旨所望二付、夕方立用致入、入夜戌鼓頃返し来也
十五日、甲申、晴、暑、例時出勤、午鼓前退、辻清人入来、妹快起致候旨申候由也
十六日、乙酉、晴、朝涼、後熱、南薰多、土用入也、早朝例時出勤、午鼓退、敬
次郎長束市郎右衛門方江被招朝方参、堀尾家内皆々参候由、妙慶院并西向寺貞善童
子墓へ同人為参也、夕杉岡文磧来診、予者今日限二致退葉、慈君者今少御服葉被成
候様二与申也、敬次郎夜中帰ル、当年者御供船者不出候由也、附足輕夏御貸米如
例昨日相渡、米価諸郡米二而石百三拾三刃替之由、大二下落二及也、夜中腹瀉二而
困ル

十七日、丙戌、晴、朝夕涼、午熱甚、朝為窺御機嫌出ル、今朝以来腹瀉止也、御
鎮守御法樂之御供物頂戴仕ル也

十八日、丁亥、晴、午熱甚、朝夕者有涼風、早朝乘馬、例刻出勤、午鼓退、当年
者宮島御祭礼在中人之出相應有之、旅人も多候由也

十九日、戊子、晴、暑、朝涼、早朝例刻出勤、午鼓退、辻清人入来之由、調練江
出、丹羽庄蔵暑氣問安入来

廿日、己丑、晴、甚暑、朝為窺御機嫌出ル、今曉来又々少致腹瀉候得共、一時之義
二而治、京都方来状、去ル六日未明、何事か其訳者不分候得共、甲冑或者着込着
拔身之鎗・刀を持候士、三条・四条・大仏辺を東西江奔走、大二致騒動、全浪士之
旅宿江仕掛戦争有之候様子、四五人者被召捕、右捕手者一橋公・会津侯・彦根藩中

47 六月

二及候段致祈誓、以之外なる事之由風説有之処、右浪士此節者、日光山方十二里江戸寄太
 平山江籠居、幕府江何か建言致候由
 一水府浪人此節京都へ毛
 三百人計入込候由二而、
 騷動致候由也

同日

大暑

今晚九時六分

等之士并二王生在留之浪士之趣二相聞候由、不取敢申来

廿一日、庚寅、晴、暑甚、早朝例時出勤、午鼓前退、石井寿兵衛暑氣問安入来、

夕調練江出

廿二日、辛卯、晴、暑威稍敵、早朝出勤、午鼓退、西向寺江兵蔵代申付、桑原吉

郎二方明日二七日二付、当座法事執行致候由、岩崎へ伝言為知有之候二付、見舞旁

使遣入、内仏へ菓子料を供、水谷八十郎暑氣問安入来、武田勇殿方過日馬を用立

候謝与して芝肴三尾被恵、并二僕庄蔵江酒一樽切手被恵候由二而、今朝森喜久二持

参、厚挨拶之伝言申置候由也、三宅吉左衛門暑氣問安入来

廿三日、壬辰、晴、熱強、朝者涼、朝御両家様江暑氣為何御機嫌出、山村静登・丹

羽正司・坪内久米之助・久野八十助・久留杏蔵・井上市太郎・深町真喜太等江見舞

正司久々引籠候二付、先達而退隱之義願書差出候処、御差留二相成候由話也、御館

江も為何御機嫌出、山村静登・坪内久米之助入来

廿四日、己巳、晴、朝纔雲出、熱強、早朝御乗馬へ出、直二出勤、午鼓退、西向寺

江兵蔵為参也、菅諸人忌明二付返礼入来之由、真野謚五郎・室角峯登等為暑問安

入来之由、上杉岡文磧も入来之由、慈君も愈御快、此間方御退葉被成也

廿五日、庚午、晴、朝曇、夜来熱甚、早朝出勤、午鼓前退、巨那樣今日者不時御

登城被遊也、午後召候而出、山崎右内・奥田政次郎問安入来之由也、夜蒸甚

廿六日、辛未、晴、朝曇、炎熱、早朝為窺御機嫌罷出、夕又被為召候而出、今朝

朝も臨時御登城被遊候由也、杉岡文磧入来

村上家乘 元治元年 48

廿七日

一兜 一頭

銘早乙女家長*

但四十二間星盃、鍔五

枚盃、眉庇地鏝、鍔黒

塗、緘紺糸素掛

一類当 一

黒塗脛掛、緘同上毛引

右両品大破物

御払直段

金式両吉歩

予持参之分差出直段

金式両式歩

廿七日、^丙壬申、晴、朝些涼、午熱赫々、早朝御乘馬江出、例刻出勤、午鼓退、堀

尾於富此間以来吐乳難義之由二付、朝訪之、全発捨^{チケ}下地之様二見ゆる也、西向寺江

代参兵藏遣入、渡辺四郎右衛門、先達而修覆頼置候早乙女冑・類当共出来、夜前差

越呉、立派に調ふ也、右二付下地持来之頭形兜并猿類共御武具江差出、修覆之分者

御武具方御払二出を予申受候也、蓋御武具之御払者悉皆手入物、予か持来者其儘手

不入二御用二立候故、右之通引替二而申受候也、夫故兜・類当共御払之分者品宜候

也、木野謙蔵・久野八十助暑氣見舞入来之由、夜家小堀尾へ見舞、居合候而案内

二宜敷由也、夜些涼

廿八日、^丁癸酉、晴、朝些涼、後酷熱如燬、早朝例時出勤、午鼓退

廿九日、^戊甲戌、微曇、酷熱、三宅益登・岡島平之進・渡辺四郎右衛門入来、長州

御家老福原越後人数六百人程二而此間伏見着、外二今一頭人数四百人程二而郡山着

槍銃隊・角力杯毛居、屹度戦争之勢有之、風説二而者会藩江駆引事有之、上京与申

事、先達而長藩作事方之者を会津藩方及切害候二付而之義二も相聞候由、去儿廿三

日山村静登話二、長州方急々御人数上京之趣、佐伯郡御知行所辺方聞へ候との事二

有、全符合致又也、尤事之虚説者未詳也

七月 大

朔日、^{己亥}乙子、晴、炎熱如燬、早朝御乘馬江出、直二出仕、午鼓退、夕御軍備調練江

出、岡本主馬殿其外暑氣問安入来彼是有之、岩崎良之進忌明返礼二来候由、京師

49 七月

〔六日〕

立秋

夕七時庚子言分

〔同日〕

御用人並

堀尾勝登

〔御役料並之通

一 足輕言人御附被下

一 御小姓組支配連名等者

被差除、御奥通其外諸

外御用人之通被仰付也

〔知行格

一 言人御加扶持

一 勤向唯今迄之通

長束市郎右衛門

一 御次詰御免

松井左平太

〔七日、西向寺へ代参兵蔵

遣し、且長束市郎右衛門

へも昨日之歎申遣

〔長州侯方御使者有之、木

梨平之進与申仁来り、此

騒々敷趣三付、当御藩方も御人数御登せ、昨日御達有之、今日者直二皆々出立之由也、尤必出船なるへし

二日、丙丑晴、朝雲出、炎熱日二加、夕北方雷、白雨之気色あり、〔庭前之桃熟候

二付、少許慈君方御奥江御上被成也

三日、丁寅晴或曇、未鼓後快雨沛然、土用入以来之雨、実甘雨也、雷も一二声鳴

〔早朝出勤、午鼓後退、〔深町真喜太其外暑気問安来客有之、〔今日奉幣使当町御通行

之由也、御登り也、〔京都岡崎様方御書頂戴、〔錦小路前右馬頭様御事、去ル四月廿

五日長州赤間関二於而御卒去被成候由也、御三十歳之由、至而之御精忠二被成御坐

候処、案外之御身前二被為成、御冤罪御明白之場二不被為至候而御卒去被成候者御

痛々敷奉存候事也、乍去長州二而八殊之外御叮嚀之御取扱二御逢被成候由也

四日、戊卯朝曇、蒸、後晴、炎熱甚、〔早朝出勤、午鼓前退、〔夕亦曇、涼

五日、己辰朝曇、後晴、酷熱、〔午前為伺御機嫌出、〔堀尾勝登方明六日四時御用

召之奉書到来之為知有之、挨拶・見舞与して敬次郎遣又也、〔浅野助九郎殿方潑尾魚

被患也

六日、庚辰朝曇、後晴、酷熱如燬、〔早朝例時出勤、午鼓後退、〔堀尾へ敬次郎遣

入、勝人御用人並被仰付也、〔夕同人為吹聴被来、〔夕堀尾へ歎二参、〔渡辺・佐藤被

参、一席二而祝酒を被饗、山村静登・深町真喜太・大島五兵衛・平野伝右衛門も会也

七日、辛巳晴、午後炎熱如坐甌、〔日出過為御祝詞罷、御目見へ被仰付、御奥江毛

罷出、御宇衛様御目見被仰下、如例御手附熨斗被下也、〔御用向申談事有之、御用人

間水主町御屋敷二而辻將曹殿（注）承接有之、昨日竹之丸御屋敷二而若殿様御達被為在候由也

九日、京都岡崎様方暑中御尋并中元御祝義与して左之通拜領仕也

索麵 五十把
團扇 五柄

十一日、今日船便二左之通高謙院様迄差上、錦小路前（續德）右馬頭様御靈前へ御靈供二御加御上被下候様二与御願申上候也、表向之御発無之二付、岡崎御庵室二而御吊被進候由也
干瓢 二把
代式刃四分也
但右之趣者幾田迄頼遣し候也

三人・五兵衛・伝右衛門を退出後宅へ會、午後相濟、折柄節句之酒を饗也、（森岡）万之進・清人為祝詞来、祝酒饗候由也、（注）夜蒸、今朝長束市郎右衛門為吹聴来也
八日、（丙）壬午、晴、残炎依然、午後不堪、朝御乘馬へ出、其後昨日之面々宅江會、御用向申談、午前相濟

九日、（丁）癸未、晴、残熱如燬、昨夕堀尾勝登此間之返礼入来、朝例時出勤、午鼓後退、夕御用向有之、御館江出、直二御軍備調練江出、夕万之進來、暫話入、酒飯を饗入

十日、（戊）甲申、晴、秋炎嚴酷、例時出勤、午鼓後退、夕東方雷鳴

十一日、（己）酉、晴、朝些涼、後炎威嚴酷、朝為窺御機嫌出、岩崎およし朦中を訪、堀尾へ先日之謝二行、佐藤江倅喜代見縁組願下之歎二行也、夕調練江出、東方雷鳴、白雨之景色也、御奥方御到来之西瓜を御分賜被仰付也

十二日、庚戌、晴、炎威軋嚴酷、朝例刻出勤、午鼓退、堀尾笑石入来之由也、夕西山雷鳴、夜一緒内并知音家之墳臺江点燈与して兵蔵遣入也

十三日、辛亥、晴、残炎嚴酷難堪、今日方例年之如御役所廢事、朝為窺御機嫌出、岩崎良之進來、桑原方石塔文字頼之義伝言申也、夜西向寺・妙慶院江參、如例一封を贈、其外西蓮寺・因伝寺・本照寺・興徳寺等江參也、敬次郎七伴

十四日、壬子、晴、残暑嚴酷、黎明方海蔵寺江拜參、馬二而適、清住寺・伝福寺江歸途詣、家小夜寺參致入也、今朝万之進來、去月廿九日之記二有之長州御人数、大將者御家老福原筑後（越後方）二而、途中惣着具、鉄炮切火繩与申様之事二而、甚嚴重之行

51 七月

〔十六日、僕庄蔵暇遣し、
左之通召抱、今日方来、
田中実五郎口入也、
古江村百姓
政蔵
十九才
若党清太(鳥越)も暇を乞候二付
承届、尤代有之迄者勤候
筈也

装、江戸江趣候旨申立、伏見二逗留、朝廷江も何歟建白筋有之、同所二而命を待居候
趣之処、京師二而者会津侯殊之外御周章二而、口々江御人数を出被固、(松平容保)中将君者御
所内御駆込二而、六門敵敷御固メ有之、何様二も御評判悪敷、長藩二者何も軍争を
可致心得二而登候、(虫損)無之旨申、少も乱暴ケ間敷義者無之、尤人数者八番手二分、一
手四拾宛之銃隊二而、頭分騎馬、旗二流宛、福原者八番手二打立、胴勢五十人、右
之内力士も一隊有之、惣人数者余程之事之由也、〔長藩之士八人脱藩、此節京師江入
込、甘露寺殿江投訴、中河宮様并会津侯を討取せ被下候様二与六ヶ敷申建、両君殊
外御恐怖、專御用心有之由、去ル五日去月之大変者、鎧師何某与申者悪謀を企、右
両君を焼討二致候積二而、同志十四五人も党を結居候処、其義及露顯、長州方之回
し者歟与之疑惑二而急二及騒動候得共、長藩者一円不関事之由、何分不絶騒々敷由
也、右之趣者皆々京都方聞へ候説也
十五日、癸丑、晴、残熱敵酷不堪、〔朝為窺御機嫌罷出、夕平野伝右衛門・岩崎良
之進來、中元之祝酒を饗入、夜而巨寺江点燈兵蔵遣入
十六日、甲寅、晴、残熱依然無少減、〔朝例時出勤、午鼓前退、妙慶院へ兵蔵代参
申付
十七日、乙卯、朝曇、南西見虹、雨将来終不降、午熱赫々、夜間纒涼、〔朝乗馬、〔御
機嫌伺罷出、〔長州若殿御上京之由二而、此間御先馬廿牽許登り、今日御家中多人數
通行、昨日も同様二而馬數七十余、御步行組体之者者小槍を自身携、土分者家来二
槍を為持、中二者鎖帷子・着込等着、全軍装出立二相見候由、若殿者御軍艦二而御

廿二日

処暑

朝五時一分

此下伏見御屋敷御類燒者後二承、堀覆少々燒候位之事二而御燒失二者無之候由也

登与申風評也、今日通行之人數者、昨日方も多キ由也、夜慈君辻江御出被成也十八日、丙辰、朝曇、雨はらつく、熱勢少挫候得共蒸氣有之也、朝御用向二而御勘定奉行西村保五郎殿江参候所、応対断二付薬師寺小兵衛殿江行、謁入、浅野助九郎殿江先日到来物之謝、岡本主馬殿江暑中来儀之謝旁二行、直二出勤、午鼓後退、桑原俊太来候由、夕桑原江為見舞敬次郎遣入也十九日、丁巳、晴、朝夕涼、午間も酷熱減勢、朝例時出勤、午時前退、夕訓練江出、辻江慈君御見舞且吉弥此間以來熱有之困候由二付見舞使遣入、吉弥未暇々不致候由也

廿日、戊午、晴、終日涼、夕森岡万之進來、常廟御日記内覽之義を乞、右者家を不可出之秘書二候得共、同人忠孝奮勵之一端二も可相成与存候二付許諾二及、先天明二年之御日記方同三年迄二年分借与也、酒飯を饗、寛話致入也

廿一日、己未、曇又晴、朝涼、後熱、朝御乘馬江出、例時出勤、午鼓後退、夕訓練江出、辻江見舞清太遣入

廿二日、庚申、曇、時々欲雨終不雨、蒸熱、西向寺江代参兵藏遣入、例時出勤、午鼓後退、夕辻江見舞、永井仲之助、菅諸人江歡二行、藤川江見舞、辻二而酒出ル、於梅脇腋之痛兎角難治、今以困り候由、余程難儀致入様子也、尤懐(好方)肝七月二成候由二付、格別氣遣候様二者無之趣也、吉弥者追々快方之由也、夜中急御用向有之、卒与致出仕也、大御目付野村権祐殿被出、明朝臨時御登城之被申上、京都大變之趣也、京都大變之様子内々承候處、北川清之丞与申御步行組、去ル十八日立三而早御飛脚

53 七月

廿四日、左之通長州御家老中方御並様方へ夜前歟御来状有之候由也

前文略

外夷掃攘之義者御主意を奉及砲撃候処、近日英仏米蘭横浜へ相揃、恣宰相領海江来襲之風聞有之、於幕府も御承知有之義与相考、就而者征夷府之御職掌ニ於て御処置振如何之筋合ニ相成居候哉、外夷ニ於而も何歟疑惑仕、自彼応接ニ取掛候次第も有之哉ニ相聞、其節者逐条理申聞、決戦之覚悟ニ罷在候段、天朝・幕府江も御届仕置候、此段及御知達置候様宰相申付、如斯御坐候、云々

右者暗記之儘記置也

二帰り、同日長州御家老福原越後実者長門守様御美兄之由三百人之勢を率、伏見方稻荷街道通り入京之処、藤之森ニ而彦根侯之御固場方大炮を放掛、段々銃戦、又短兵接戦ニ成候処、長藩少負色ニ成候歟、次第二伏見江引取、然ル処伏見之長州屋敷江又彦根藩方大炮を打掛焼立、当御藩御屋敷も御類焼之由、切藤之森争戦右之通二候処、いつ之間ニ歟京師長州屋鋪方人数を繰出、中河(山)宮様御殿江大炮打掛焼立候二付、会津勢夫江撃懸り、又長州方勝負悪敷引取候を会津勢追行、綾小路方東洞院ニ而接戦、其辺大火、既二本藩同所御屋敷も危く様子ニ有之最中清之丞出足、罷歸候由、右二付大坂御城御固又甚御嚴重之事ニ有之由也、右二付御番頭今中大衛殿急々組を連上京被仰出候由也

廿三日、辛酉、晴、秋暑烈、旦那樣今朝五ツ時御登城被遊候処、夕七時御下城被遊、京都大変ニ付於御而殿様御前御意事被為在候由也、御下城御用向ニ付出仕、入夜亥鼓前退、此御方様急々東城表江御人数出被仰出、昨年之振を以、御目付菅平磨御人数頭ニ而、鉄炮組十人、御步行組四人、足輕式人、小回り小人等合三十二人、明廿四日九時出立被仰付也、(上由)主水様方も御同様小方へ御人数出候由、上方も玖波・草津等江御人数出候由也、皆長州之乱妨難計ニ付而之御用心之趣也、此御方御人数、昨年八鉄炮組廿人出候得共、当度者東城ニ而鉄炮組廿人、近頃御抱有之候故右之通也、(貼紙以下不用)家来森島兵衛も右御人数(申據)、今晚方御用向勤中暇遣久也、今朝辻清人入来、妹禎今日中西元亭老江診を頼置候之由申也、少し者宜敷方之由也

廿四日、壬戌、晴、秋暑酷烈、早朝出勤、夕七時前退、今八時過東城江御人数致

廿五日、京都之大火、上者一条通り、西者堀川、東者(河原)瓦町、南八七条迄焼廿一日之午比鎮火、御所并一条御城者不焼、東本願寺焼失之由後二相聞る、長州之陣所嵯峨之天龍寺・山崎宝寺・觀音寺等者会藩方焼候由、大坂長州蔵屋敷者廿二日二薩州・肥後之御人数を以詰番之者追立、受取二相成翌廿三日三郷之町火消を以打崩二相成、哀至極之事之由也、右者又其後高三方申来

廿五日、(森岡)万之進来候由、西向寺江代參清太申付、夕曇、終不雨、涼出立也、廿五日、癸亥、晴又時雲出、雨を合候得共不雨、秋暑酷烈、早朝出勤、夕七時前退、朝月次講積有之也、其後於御書院御小姓組並以上江、時勢二付何れも無油断致覚悟候様二との御趣意御意被為在、其節三之御間江席詰仕、相濟、猶又御意之趣予及演述也、尤総而一役一人宛罷出候也、昨夕京都廿日出之御早道歸、騒動も先一応居合二至、洞院御屋敷者弥御焼失、十九日之夜迄終宵炮声不絶候二付、薩州御屋敷方御人数出、長兵を追立、火器を悉奪取候二付、長兵大敗北二而山崎へ走、同所方舟二而逃散致、事鎮候由、何分討手之方八死人格別無之、長兵者余程死人多有之趣、火事者抑十九日四時頃堺町御門近辺諸所方焼出、二条方下、東者高倉、西者大宮、下者五条・六条迄迄焼失、東本願寺も焼失之趣二相聞候由、長兵之惣司福原越後、外二老人者切腹自尽与相聞候由也、長州若侯者十八日撰之兵庫迄御着船之処、同所方直二御引返与申風聞也、其後大坂方も廿一日出之来状有之、粗同様之振合、何分大坂之御警衛御手配殊之外御嚴重、十九日朝諸藩之御留守居御城代江御呼出二而、長州御征討之義被仰渡候之由、長州之落人十六人許被召捕候、大坂来状二而八京師之火事廿日之夜迄も未鎮火二不至趣二有之、何分二も大変也、夕渡辺四郎右衛門来、有合之酒饗、武具手入世話二預ルを謝ス

廿六日、甲子、晴、朝涼、後秋熱烈然、朝為窺御機嫌出ル、当时之形勢二付此場合三御門并外郭十二御門、暮六時方朝六時迄閉置、出入之輩念入糾有之候間、猥に出入無之様二との御趣意御移檄出ル也

一昨廿三日於御前被仰渡之御趣意左之通之由、追而内々承之也

一当月十八日於京都戰爭有之候旨、ケ様禁闕近

55 七月

一 夕兵乱差起候而八不容
 易義、甚以恐入候次第
 二 候事
 一 様子二寄父子之内急速
 上京致候義有之候事
 一 如此天下兵乱相発候上
 者、今日之事、此地与
 いへとも全戰場同様之
 訳二付、今日方諸事陣
 中と相心得、万事心在
 用、聊不覚悟之儀無之
 様可致事
 一 夕様之節八離間・流言
 等紛々差起候故、決而
 其説二不惑、上下一致
 二 相成、国威ヲ張、愈
 以忠勤ヲ抽、大節を不
 失様可心掛事

廿七日、乙丑、晴、秋炎尤厳酷也、朝例時出勤、午後退、西向寺江代參清太申付、
 夕調練江出、夕掛召候而御館江も出ル、旦那樣今日も不時御登城被遊、八時頃御下
 城被遊候由、京都大變二付而八、程二寄若殿急二御上京被遊義可被為在哉之御様子、
 且又於京都者長州御征伐之義も被仰出候歟之趣二内々相聞候也、京都大變之節、長
 州御家老国司信濃具足櫃二残居、薩州手江取揚候由、宰相公父子軍令条写
 申聞条々
 一 今度其方事上京申付、諸隊之者預置候、諸事(無緩可管轄力)心援管轄事
 一 伍中之者八令ヲ伍長二受、伍長八令ヲ隊長二受、隊長者惣督之指揮ヲ受、諸隊
 一 和可為肝要事
 一 私闘八不及申、輕拳妄動大事ヲ誤り候義者尤嚴禁之事
 一 惣テ非礼儀之振舞有間敷事
 一 奸淫大酒等堅禁止之事
 一 僭上虚飾之衣服八勿論無用たるへし、惣而諸士匹夫、貴賤之分限不可乱事
 右之条々違背之者於有之八、軍律ヲ相糾、品二寄切腹可申付者也
 元治元年六月
 慶親
 定慶(広方)
 国司信濃とのへ
 廿八日、丙寅、晴又曇、朝例刻出勤、午後退、外郭十二御門即今之形勢二付暮六
 時方朝六時迄閉置、往来糾方嚴敷相成候間、御家中家采用事有之、御郭外へ罷越候

村上家乗 元治元年 56

二日、山村之方此間内室安産、女子出生、深町之方先達而右同男子出生之由、為知者無之候得共、今夕歎与して敬次郎両家へ遣入、山村二而八酒も出、夜食も給候由也

五日、東城御人数歸候者御警衛廿三候訳二者無之候得共、同所二而、鉄炮組廿人新規御抱二而、先右二而急場之御手当(虫標)相調候所、(虫標)元却而御人数御入(虫標)之訳二相成候故之事也

五日、右近様御屋敷此後者爰元江御出不被成候節者御玄關へ切二相成候由、御年寄衆も近頃江戸留守中者玄關へ切二相成候様子也

義八成丈ケ日之内二為相濟、夜中往来少二致候様二との義被仰出有之也、今日方殿様御当分御城江御住居被遊、梅梢院様同三之御丸へ御逗留被遊候之由也、右者全御軍備之方御人少二付、御人数御練合之為歎との風聞也

廿九日、丁卯、晴、残炎強、夕就御用向出勤、旦那様今日不時御登城被遊、於京都去ル廿三日長州御追討之義被仰出、当御国も討手被為蒙仰、其外四国・九州・山陽・山陰諸侯方廿二頭程討方御蒙之由也

晦日、戊辰、晴、残炎熾酷、朝例時出、午後退

八月 大

朔日、己巳、晴、秋暑酷烈依然不弛、辰鼓前為御祝詞罷出、御表・御輿共如例御目見御祝詞申上、御出張等被為在候節之御供触被仰出、就而何時御出張可被蒙仰義も難計二付、御步行組以上御供之面々着具拝借願出候分者都而御貸下二相成候二付、予も家来用之着具・笠・大小等拝借申出、今日受取也、森岡万之進・辻清人為祝詞入来、祝酒を饗、夕平野伝右衛門同断、夕遠雷

二日、庚午、晴、朝些涼、後酷熱、今日者休日二候へ共、時勢二付其儘例刻出勤、午下刻退、夕白雨之気色二而少々雷鳴も有之、雨兩三点二して終二北山へ去ル、左之通御移檄出ル

鎗為持候御役々禄三百石以上之輩者当時勢槍持被滅候得共、若党(若力)二手槍為持可被申候、稽古着之儘出仕不苦旨者去春相達候通、即今之時勢、殿中二而も肌着

57 八月

七日

白露

暮六時四歩

八日、家来之約定致置、
姓名左之通

日高勸兵衛

(由緒) 十九才

右者此度兵藏義御扶持を
戴、二人扶持二被仰付候
処、右様奉公人を家来二
差置候而者有事節自分之
用二不立、甚不弁利二付
折柄暇を遣し、別二家来
を抱候合之処、兵藏義奉
公持之身前二候得共、此
度御増之吉人扶持を差出
〔由緒〕、右を以〔由緒〕掛置、
其儘暫相勤度、無余義相
願候故、不得已其分二聞
届遣又也、尤給銀〔由緒〕差
出度与申出候へ共、〔由緒〕分

相用并火事之節陣羽織二而出張不苦候事 暗記故少々文意可有相違

三日、辛未、晴、夕曇、遠雷、炎熱厳酷、朝堀尾勝登入来、頼事有之、早朝出勤、
夕未鼓前退、夕調練江出ル、夜中又勝登着具を携被来、着法を教ル也、今日長州
辺浮浪士与見へ、三滝・比治山辺、上之陷硝蔵江地雷火二而も仕込候手組ヲ致居候
者有之候哉之処、早速見付追立、少々者召捕二相成候哉之風説也、此後御家中十五
才以上、前髪無之子弟松原講武所へ昼夜五十人宛揃置候様被仰出候由也、異変之節
之御手御手当共歟与被察也、温恭院様御七回忌来ル八日於松栄寺御法事有之、大光
院様御七回忌来月十日御相当之処、於江戸者当月十日江御取越御法事御執行有之二
付、右両日共諸事穩便二仕候様二との御移檄出ル也

四日、壬申、晴、炎威如増、午後不堪、朝者涼、朝例時出勤、夕未鼓後退、深町真
喜太方御目付本役被仰付、組小姓御役料並之通被下候旨紙面二而為知来、依而敬次
郎を歎二遣又、饗有之候由、入夜帰、桑原吉郎二・岩崎およし返礼入来

五日、癸酉、晴、朝涼、後炎熱、巳鼓頃右近様御用人香川太仲急御用向二而入来、
謁入、直二同伴、御館江出ル、三原方一昨夜出立二而出候由、午鼓退、又飯後出仕、
未鼓後退、今夕東城御人数帰、兵藏も帰也 (森馬)

六日、甲戌、晴、朝涼、後炎、蒸最厳、例時出勤、夕八時退、夕乘馬致又也

七日、乙亥、晴、朝涼、後炎、蒸嚴酷、朝例時出勤、夕八時頃退、夕調練江出ル、
辻清人朝夕入来、兼而頼置候同方出入之勘兵衛与申者、有事節兵藏雇替二約束極置
度、同人請合出可申与申聞候由申也、夕来候節酒飯饗又、妹も弥続而快方之由也

者其儘是迄之通遣し候筈

二申付也

九日早農

酢和会

香茸

御皿

油あけ

こんややく
木くらげ

けむ

すめ

御汁

すと豆腐
粒椎茸
茗荷子

御飯

御物

茄子

隠元豆

玉ふ

おろし生姜

かむせふ

冬瓜

さくけ

牛房

椎たけ

白いも茎

輪袖

八日、丙子、曇、炎蒸最難堪、今日松栄寺温恭院様御法事、殿様御差支二而御不参

二付、御名代此御方様御勤被遊也、兼而者御寺詰も有之筈二候処、即今之形勢二付、

急二御茶湯同様之御作略二相成、総而之御寺詰相止候由也、夕方風吹、入夜転励也

九日、丁丑、夜来風烈、朝曇、後晴、俄生涼、慈眼廟御祥月二付早農礼服祭祀如規

相濟、慈光廟も如例奉配祀也、例時出勤、夕八時退、夕片岡弘入来、御用向申談也、

極夕此間清人へ頼置候勤兵衛来、田中実五郎を以左之通申渡、家来之約を定置也

一出張等之節家来二召列候義、約束を極め置候二付、此後毎月米吉斗宛為扶助遣

し候事

一自然実出張二至候節者、諸事外家来江准仕向物相渡、且留主妻子江者毎月式人

扶持二、小遣として銀式拾匁宛遣し可申事

十日、戊寅、晴、涼、朝例時出勤、夕八時退、実山祥月二付妙慶院へ兵藏代参申

付、夕御軍備調練江出ル、夜前御年寄衆方御連手紙を以、長州海江異船襲来、既

二及戦争候趣急報有之、依之向島・大崎島・厳島等江急御人数被差出候段申上有之

候由也、御人数頭者御先手者頭衆之様子也、風聞承候処、去ル五日方赤馬関二於而

戦争始り、異船廿艘余来、既二式艘者長州方撃沈候得共、何分夷勢之強干様二相聞

候由也

十一日、己卯、晴、涼、午暑、午時為窺御機嫌出、夕御軍備調練江出

十二日、庚辰、晴、涼、朝例時出勤、夕八時退、夕調練江出、夜御奥江罷出、御

用人中不残、大島五兵衛も出、御評議事有之也、此度海田市并草津へ渡海場御開

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

廿日市

村上家乘 元治元年 60

廿日、(長州征伐方)之討手御
手配左之通之由

山陰道討手

一ノ先 松平相模守

二 龜井隱岐守

三 松平右近將監

中軍 松平出羽守

山陰道討手之面々被統

候事

後備 加賀中納言家老
*長 大隅守

右岩見国江集會

四国討手

一ノ先 伊達遠江守

二 松平隱岐守

中軍 松平阿波守

四国討手之面々被統候

事

九州討手

一ノ先 黒田美濃守

二 松平修理大夫

三 有馬玄蕃頭

ル、西向寺江為悔兵藏遣入也、夕渡辺四郎右衛門入来、夜月光佳也

十六日、甲申、曇、如欲雨而復晴、蒸暑、朝妙慶院へ兵藏代参申付、例時出勤、夕

八時過退、堀尾勝登美母三周忌来ル十八日相当之处、明日江取越法事有之由二而、

夕敬次郎逮夜非時二被招参、即今之時勢故、寺も小僧を被請、一緒内も深町真喜太

并敬次郎而已被招候之由也、夕調練江出

十七日、乙酉、曇、午後雷鳴、未後快雨、去月三日以来之雨、旱枯一時蘇、朝本照

寺江敬次郎参詣、法事中相詰也、又西向寺隱居葬式、兵藏を使者二遣入也、已鼓

後為窺御機嫌出、堀尾へ中元以来何角之謝二行、矢野犀右衛門を訪、少々快方之由

氣力者平素不替見ゆる也、雨至、夕暫罷、夜又降、雷鳴終宵不休

十八日、丙戌、曉来雨罷、朝辰鼓後復快降、海獄院様百回御忌御取越、一夜越之御

法事二付、為御寺詰黎明方海蔵寺江罷越、今日者旦那様御不参二付、御名代御焼香・

御墓所御代拜共被仰付相勤、雨天故駕籠二而参ル人者渡ル也、供者若党兩人槍、小

者合羽籠也、若党江者御名代之節者上下着させ候先例なれ共、即今之時勢故平服二

而連、海蔵寺二而八向拜通り上ル、御用掛り御目付野原八右衛門、吟味役小島左源

太出迎有之也、相濟御斎頂戴、夕八時過帰、御館江出、御目見被仰付、御奥江毛出

御機嫌相伺、且少々御用向も有之、八半時頃退、帰宅、御用掛御用人者堀尾勝登也

帰途雨降甚、雷鳴不絶有之、帰宅一寸致休息候而又御用向二而出勤、及暮退、極

夕雷鳴烈敷一兩声、大ニ震入、入夜雷電不罷

十九日、丁亥、霽、不甚涼、例時出勤、夕未鼓後退、丹羽正蔵方御用人見習被仰

61 八月

四 立花左近將監
 右筑前国へ集会
 一ノ先 小笠原大膳大夫
 二 細川越中守
 三 奥平大膳大夫
 四 松平肥前守
 右豊前国へ集会
 印之(後方) 備江
 後備 京極佐渡守
 松平吉岐守
 在所(人驗指置) 差(可相待面方)
 加藤出羽守
 中川修理大夫
 三浦備後守
 松平中務大輔
 木下備中守
 廿一日
 一御側詰(中撰) 参
 佐藤喜代見
 御兒小姓方

付候段為知来ル、且那樣今朝臨時御登城被遊、夕七時頃御下城被遊、其後又出勤、及暮退
 廿日、戊子、晴、涼、朝御用向二而渡辺雅登・大島五兵衛入来、夕御軍備訓練江出、去ル十四日於京都長州御征伐之御手配被仰出候由二而、昨日御登城之砌御達之御書付写何れモ拜見被仰付、左之通也

山陽道討手 御名
 一ノ先 御名
 二 阿部主計頭 福山
 三 松平備前守 岡山
 中軍 惣督
 後備 山陰・山陽・四国・九州四道之惣軍を被統候
 松平三河守 津山
 坂脇淡路守 龍野
 板倉周防守 松山
 遊軍
 長州御征伐被仰出候付而者書面之通相心得、去月廿四日相達、国許江揃置候人数早々繰出、当月下旬方来月十日を限安芸国へ参集、差図相待可被申候、尤自彼妄動いたし候八、不待差図攻入誅伐可有之候
 但、人数之多少者家々之高三心し選兵強卒差出、雑人八可成丈相省可被申

村上家乗 元治元年 62

一 御小姓組本格
御蔵奉行

高木来助

かり方

一 御奉行

井口喜久(馬力)

御作事奉行方

一 御小姓組本格

御兒小姓

虎之丞(山奥)

御中小姓方

去ル十八日、水谷八十郎

御小納戸見習被仰付候由

也

廿二日、夜中岩崎へ安産

歎二行、名酒を饗入、左

之通児江名を付候由也

佐嘉登

廿三日

秋分

曉七時五分

廿四日早晨

候、且又大小之船々兼而用意いたし可被置候

八月

長州海異船襲来二付向島・大崎島・敵島等江被差出候御人数、従公辺被仰出候趣二付御引戻二相成候由也

廿一日、巳丑、晴、涼、岩崎良之進妻安産、男子出生之旨昨朝為知来、早速使遣、

今朝も敬次郎遣入也、例時出勤、夕八時退、今日御役替等少々有之、佐藤・高木へ

使を以歎申遣入也、岩国吉川監物殿、長州之義二付御頼事有之由二而、御西殿様御

内へ拝謁を被願、草津迄昨日着船、今日式部様御遠馬掛之御振を以同所へ御出、海

蔵寺二於而御逢被為在、御料理も出、御年寄者蒲生司書殿被参候之由也、夜中如例

御奥へ出、亥鼓退

廿二日、庚寅、晴、涼、西向寺江代参兵蔵遣入、例時出勤、夕八時退、夕御軍備

調練江出ル、今日午後旦那様不時御登城被遊也、西向寺方明廿三日横超院初法事

之由、御齋之案内有之也、昨記二有之吉川氏、当度者極手輕二して窃二被参との

様二承候得共、閑船者四艘限二而、町船者多分参、都合廿七艘之舟数二有之候由也、

全長州当度之一義朝廷江之御詫を御取持之義御頼之趣与相聞候也、夕万之進來(森岡)

廿三日、辛卯、曇、午後雨、朝丹羽正蔵へ家督二御役成之歎、山村静登江先達而安

産之歎二行、水谷へ伯母君先頃以来腹痛二而久々御困之由昨夕万之進方承候付見舞

杉岡文積江先頃之謝、留守見舞旁二寄帰ル、夜御奥へ出ル

廿四日、壬辰、雨、涼甚、能称廟御祥月祭祀如恒規相勤、西向寺江参詣不能、兵

63 八月

御菓 子	御平	御坪	飯 <small>(御方)</small>	御汁	御皿	酢わへ
焼饅頭 巻せんへい なつめ 以上	白いもくき しみたけ こほう 冬瓜 観世麩	あふらあけ こんにやく おろし生姜	御香物 くつに	粒椎たけ 茗荷子 小口	きくらけ こんにやく うり 油あけ 香たけ	香たけ 油あけ うり こんにやく きくらけ けん すめ

蔵代参申付、同寺へ昨日齋案内無沙汰致候付、挨拶申遣、香料一封を呈入、例時出勤、夕八半時退、慈君・家小夜中堀尾へ過日御役成之歎二参

廿五日、癸巳、雨罷、尚曇、涼、例時出勤、夕八半時過退、木野家来恒助来、同方皆々無事、尤一馬痛所今以透全快二不至候由也、風邪之気味、悪寒有之二付、夜御奥へ出候を御断申上、早臥

廿六日、甲午、晴、冷氣、夕為窺御機嫌罷出、且御軍備調練江出ル、朝渡辺四郎右衛門来、兼植刀替柄之義二付頼置候小道具持来くれる也、岩崎七夜祝之由、敬次郎被招、午二参、水谷方来ル廿九日大寿院殿七回忌之由二而茶の子来、即今之時勢故、非時案内者不被致由、此間断有之し也

廿七日、乙未、晴、冷氣、西向寺江代参申付、例時出勤、夕七時前退、夜中御奥江罷出、此間之晩より平野伝右衛門・佐藤喜代見も召候而出候二付、御書院二於而御表之御構二成也

廿八日、丙申、晴、後曇、暖、例時出勤、夕八時過退、夕御軍備調練江出、万之進來候由、夕方雨降

廿九日、丁酉、雨、涼、朝水谷法事二付、伝福寺江代参兵蔵遣入、堀尾勝登此間法事之節之謝入来、夕迄被話、調練(虫撰)致穿鑿也、夜中御奥江出、亥鼓前退

晦日、戊戌、霽、涼気也、朝例時出勤、夕八時過退、夕調練江出、作州津山侯・備中松山侯・備後福山侯等方此間以來追々御使者来、御陣所等之義何角御頼事有之候之由也

村上家乗 元治元年 64

廿九日、此度長州御追討
 山陽道一之手被為蒙仰候
 二付、右近様三原江一通
 之御人数御残し被置、
 其外之御人数御連御出府
 被成候様二との思召之旨、
 尤御日限者尚可被仰出旨、
 廿一日二御年寄衆方被申
 上候由也

朔日、長州御出陣御供
 御家老

上田主水様

御年寄

辻将曹殿

石井修理殿

御番頭

寺西雅榮殿

相組四十一人

天野保允殿

相組三十九人

九月 大

朔日、己亥、晴、冷氣、例時出勤、夕七時前退、夜御奥江出、御用濟、竹之御間二
 而何れも御酒被下、御側二而頂戴仕、尤御表構也、子鼓頃退、長州御追討之御先手
 被為蒙仰、御出陣可被遊二付、今日御家中江御供触被仰出、御並様方二而八主水様
 御供を被仰蒙候由也、近江守様二も御討手之御援兵被為蒙仰候由也

二日、庚子、晴、暖、石内村御趣法製蠟御場所為見分、極朝方渡辺雅登同伴二而行、
 大島五兵衛も參、五日市江回り馬二而參、野口金兵衛・佐々木猶馬詰居ル、御場所も
 余程出来二相成、水車も十日頃迄二者出来二成候由、何分屹仕たる御場所構也、蠟
 を絞を觀、未真之為試二候得共、程能出来候様子也、折柄郡方炮藥御製之御場所を
 も内覽致入、庄屋席次郎手引也、水車製二而二晝夜二而式百貫宛出来揚り候由、甚
 弁利之仕掛、人力を所用至而纒二して所成多且精、誠二御用弁二相成候事与被考、御
 場所も大造之御構也、金兵衛・猶馬勤番所二而致休息、帰宅戌鼓二及小也、森岡弟
 婦昨夜方来宿、今夕万之進迎二来、還候由也

三日、辛丑、晴、冷氣也、例時出勤、夕申鼓前退、下瀬孫平殿方去ル二日願之通
 隠居、家督篤之助殿へ結構被仰付候旨為知被越也、夜御奥江出、亥鼓前退
 四日、壬寅、晴、冷氣増、例時出勤、夕八半時退、夕調練江出、敬次郎誕辰、且
 例年九月人之祝意相兼、赤小豆飯を製、祝す、此度長州御征伐御討手配之義、去月
 廿日之記二有之通、於京都被仰出候分者御取消二相成、尚又於江戸左之通被仰出候
 由二而、御討手配之御書付并御奉札之写等去ル朔日二御達し有之、御家来中も於御

65 九月

御旗奉行

大島鞆負殿

御用人・同並

桜井与四郎殿

坂本十尋殿

金子徳之助殿

此続下二記入

四日、右近様(淺野)ニモ此度

之御供御蒙ニ成候之由也

御同方様御輿様先達而

御安産、御男子様御誕生、

御名左之通御附被成候之

由也

節夫様*十才

目付所拜見被仰付也

御惣督 尾張前大納言様*御老中*

御用掛 稻葉美濃守様

陸路芸州方岩国、夫方山口江攻寄候面々

御名

真田信濃守様

御名始江応援之面々

松平近江守様

板倉撰津守様

松平備前守様

陸路石州方萩、夫方山口江攻寄候面々

松平相模守様

龜井隠岐守様

松平三河守様

松平三河守始江応援之面々

有馬遠江守様

松平主計頭様

八 海路四国方徳山、夫方山口江攻寄候面々

松平阿波守様

吉番

副将 松平越前守様

板倉周防守様

阿部主計頭様

三浦備後守様

本多肥後守様

脇坂淡路守様

松平右近将監様

松平出羽守様

松平佐渡守様

松平隠岐守様

67 九月

- 同
 - * 天野民七郎殿
 - * 平岩金左衛門殿
 - * 内藤平八郎殿
- 六日
 - 一 御目付御免
 - 菅平磨
 - 筆順已前之通
 - 一 御目付役
 - 野原八右衛門
 - 岡島平之進
 - 一 御児小姓
 - * 八木鉄之丞
 - 御右筆勤向見習
 - * 松垣捨次郎他人告
 - 一 御步行組被召出、式人扶持
 - 御用部屋詰
 - 星野貞之助

七日、乙巳、雨、暖、西向寺江兵衛代参申付、例時出勤、夕八時過退、夜中御輿江出ル

八日、丙午、曉時々暴雨、午後晴、朝井上市太郎入来、時勢之義二付段々談話、議論有之、午後退也、夕為窺御機嫌出、直二調練江出ル、今日方寒露節也

九日、丁未、晴、冷氣、明日大光院様御七回忌御法事、當時勢御大略二而、一朝之御法事二相成候由二者候得共、今日御城表重陽之御礼者被廢候、此御方二而も御祝詞無之、依而朝之内平服二而御機嫌伺二出仕、佐藤江過日喜代見結構被仰付之歡旁二参、夕平野伝右衛門来、当家門多門之内先頃製菓場二成居、罷出候面々格別出精之様子二付、午後酒一陶一種を贈、勞を慰也、夕大御目付奥弥右衛門殿御用向二而御入来、致出会也、庭内之木練柿、此節風味宜敷候二付御輿へ差出、并胡桃当年者善生候二付、辰之進様江御内々差上ル也、慈若夕方御輿江御出被成、御酒御頂被成候由也

十日、戊申、曇又晴、暖、例時出勤、夕八時過退、御軍備調練江出、今日者藤田敬次郎先生被来也、夕乃之進來話、残酒を饗入、夜御輿江出ル、今日於国泰寺大光院様御法事、即今之形勢二付御作略二而、一朝二座之御法事二相成、御並様方も御寺人御寺詰二相成、此御方様御詰被遊、尤主水様二者殿様御名代御蒙被成、御詰被成候由也

十一日、己酉、晴、午後曇、雨飛、復晴、冷氣也、朝御乘馬江出、得井勘次郎御乘馬引取掛を呼、増田流軍用鞍固之相伝を請、午飯を饗入也、杉岡文統碩此間三原表方

村上家乗 元治元年 68

九日

御奥江

柿三十顆

辰之進様へ

胡桃百五十顆

右御内々差上候也、御移

与して左之通拝領仕候也

栗 少許

昨八日

寒露

朝四時二分

朔日記御出陣御供扣之

続

大小姓頭

原 新五兵衛殿
相組三十一人

近藤万之進殿
相組廿八人

御小姓組御番頭

本多庫人殿
相組四十一人

松井直馬殿
相組四十人

致歸着候由、来、折柄酒を饗、堀尾勝登請二依、今晚方七書之講釈を始ル、同人并岡島平之進・佐藤喜代見・三宅益登・藤川甚吉郎・武内保之進来也、一昨日辰之進様江胡桃内々差上候処、右御移二木練柿十五顆拝領仕也

十二日、庚戌、晴、冷氣也、例時出勤、夕八半時前退、直二御軍備調練江出、夜御奥江出、山村靜登過日之謝入来之由也

十三日、辛亥、晴、冷、例時出勤、夕八半時過退、夜中辻妹来宿、於たけ・八十槌者留守を致候由也

十四日、壬子、晴、冷氣、後暖、午後為窺御機嫌出、夕調練へ出、御奥方古江御山松茸九根拜領被仰付也、来ル十七日朝六半時揃、御手当之面々着具二而備立被仰也、

十五日、癸丑、晴、冷、後暖、例時出勤、夕八半時過退、月次講釈、梅園順次郎殿被出也、敬次郎深町真喜太江被招行、堀尾後室被行候由、夕辻清人妹迎旁入来、折柄堀尾内室を初而招、老室一緒二被来、微饗を設、夜妹帰、慈君毛御一緒二御出被成也、夜御奥江出

十六日、甲寅、晴、冷氣也、妙慶院參詣不能、兵藏代參申付、例時出勤、夕八半時頃退、調練へ出

十七日、乙卯、快晴、朝冷氣、後暖也、朝六半時揃二而御軍備有之三付、襯衣・小袴・陣羽織着、供列若党兩人、目印・具足箱・槍・手回り馬二而御裏江出ル、御馬場へ夫々之陣小屋、其処へ扣罷在也、貝之相凶二応身構、着具・兵糧等之次第有

69 九月

浅野八左衛門殿^{*}
相組四十四人
大御目付・同次席共 七人
御先手者頭 八人
組之者 四十人宛
御側者頭 八人
組之者同前
新組頭 十二人
組之者同前
御大筒奉行 七人
十八日、左之通風説書二見之
牧野備前守殿御達
大御目付
松平大膳大夫家来共、迫禁闕炮発之条、不恐天朝次第、殊二父子之軍令^(状)条

之、夫^(方)押軍・備立等有之、御前二も御出馬被遊、御裏御抱内御多門^(虫撰)「^(虫撰)」^(虫撰)遍備押有之、八時前^(相濟方)也、主従共一同兩度之兵糧相渡也、夕桑原吉郎二入来、十二月源入良栄信士五拾回忌相当、来儿廿日江取越輕法事執行致候二付、十九日夕敬次郎二而^(モ)差越呉候様二与申也、折柄万之進^(森岡)来、酒を饗
十八日、丙辰、晴、午前俄然雲出、急雨、雷鳴四五発、夕晴、暖甚、朝致乘馬、例時出勤、夕七時退、夜御奥江出、岩崎およし、嫁安産之節何角之謝入来
十九日、丁巳、晴、冷氣増、例時出勤、午後退、今日江波一之御小屋御借用二而、六斤迦農砲其外御備、出候百目玉・式百目玉等之放試有之二付、為見分退出後方参儿、御上二も御出被遊、夫々無滞相濟、入夜帰宅、六斤砲者片岡弘指揮、実弾・盒弾・焼紅弾等夫々手際二参也、鉄炮組之小隊打も有之し也、今日江波行掛、長束市郎右衛門へ過日昇進之歎二参、往来共馬二而行、敬次郎も武内保之進与同伴、見物二行也、今夕桑原取越速夜二敬次郎被招候得共、右予江波行三而家来差問候二付辞又、家小此間以来頭上発砲致候処、惣頭へ染瘡ヲ発、夫へ昨日方少々風邪之気味二而、熱之故歎疼痛強困也
廿日、戊午、晴、冷氣也、夜前以来感冒之気味二而微熱、頭痛有之、午後方臥、右二付今夕桑原へ参候約束之所不能其義、敬次郎を代二遣、厚挨拶申遣入也、今朝清住寺江兵藏代参二遣し、桑原法事中為詰也、慈君も辻二而少々御風邪被成候由也廿一日、己未、晴、暖、今日も頭痛不治、熱も有之二付出勤不致、御用人中江紙面を以案内申遣入也、夕文磗^(杉岡)来、家小を診、頭瘡之痛者全頭毒発砲二依而強動候二而、

村上家乗 元治元年 70

家来へ遣し候始末、重々
不屈之至、父子共官位并
御一字御称号被召放候旨
被仰出候段、為心得向々
江可被相達候

八月

十九日、江波一之御小屋
二於而打試

一六斤迦農煩

指揮 片岡 弘

副 牧野静磨

一式百目玉発煩車

指揮 吉本恒之丞

一 百目玉火箭炮車台

指揮 星野幸次郎

一 三百目玉神機車

一 百目玉 同

此二挺者臨時二參候得
共、時刻移晩景二及候
故發放無之

熱之事而已二者無之由申、予も折柄診を乞、真之微邪、少々熱有之由申、薬を投、長
束市郎右衛門一昨日參候謝入来、辻へ慈君御見舞、家来遣候処、最早御快由也
廿二日、庚申、晴、暖、熱氣未透与無之二付、今日も出勤不致候也、西向寺江代
參兵藏申付、家小昨夕以来以来面部腫張、大二致難儀也、御奥方栗少許拝領被仰
付也、今日者普照廟御祥月二付、早晨祭祀可仕之処、予・家小共不快故、御断申上
延引仕也、夕刻万之進為見舞来

廿三日、辛酉、雨、未後風吹、晴、暖、予風邪快二付今朝仕回致、已鼓後為伺御機嫌
出勤致也、夕方杉岡文磧家小来診、何分面腫者全地腫故、為差事二八無之旨申也、

辻清人人来、慈君御快由申也、慈君御奥方松茸御頂戴被遊也、御吉例之通、今
日於明星院御屋祈祷無御滞相濟、御供物頂戴被仰付、御用達方坊主中島清甫を為持
来、調而御請申返又也

廿四日、壬戌、晴、冷氣、例時出勤、夕八半時退、直二調練江出、今朝西向寺江
兵藏代參申付、家小面部之腫少々快方也、尤目皆江毒寄候歟爛而困ル、今日文磧来
候由

廿五日、癸亥、晴、暄、例時出勤、夕申鼓退、講釈順次郎殿被講也、夜中御奥江
出、御用濟、御酒頂戴被仰付也、家小今日者余程快方也、去ル十八日之頭書二記
又長州侯御父子官位・御称号等御取上之義心得之御移檄出、文面前二記又通也
廿六日、甲子、晴、暖、夜前御酒頂戴過量候二付、已鼓前方頭痛二成、未鼓頃迄臥
未後為伺御機嫌出ル、杉岡文磧家小来診

71 十月

廿三日

霜降

昼九時五分

廿四日、御馬養生、当家之馬も如例養生を頼む也

廿七日、乙丑、雨、暖、例時出勤、夕申鼓前退、御奥方三原方御到来之弱弱・里芋并大髭御山方出候松茸七根拜領仕也、西向寺江兵蔵代参申付、夜中七書講釈、先夜之面々来らる

廿八日、丙寅、晴、暖、祭礼二付御役所廢事、夕為伺御機嫌出、辻清人入来、慈

君夜從辻御歸り被成、於竹も来宿、平野室、堀尾内室を連、夜中来、内室夫婦合之

二付内々相談有之、心得振不行届之廉及懇諭候所、と云、悟二至候様子二而挨

拶有之也、当时節柄之義二付、此後旅行之面々兼而御定之袖印持参、所々番所二而

合印之持参之儀相尋候義も可有之二付、其節者袖印見せ通行可有之旨御移檄有之也

廿九日、丁卯、晴、寒、巳鼓後為窺御機嫌出、夕辻清人入来、祭酒飯を饗入、敬

次郎白神社方空鞘社江子後致参詣也

卅日、戊辰、晴、寒、例時出勤、夕七時前退、夕乃之進入来、残酒を饗、桑原吉

郎二法事之謝入来、夜御奥江出

十月 小

朔日、己巳、晴、寒、朝乘馬、例時出勤、夕八時過退、御軍備調練江出、夕申

鼓前八丁堀出火二付直二帰宅、火事装を着、例之場へ出張、段々大火二成、火点

至引取二成也、八町堀者梅木小路上角、浅野八左衛門殿屋敷火元二而、鉄炮丁

ヲ上へ、夫方流川・昇丁下東又南江燒、内町々門根下御旗多門辺二而燒止り候由也、

於三原松田健蔵去ル八月十三日病死之由、同月廿日之紙面二而松本太郎三方為知

村上家乗 元治元年 72

二日、昨日之類焼、屋敷
数三十軒之由也

八日

立冬

昼九時四分

十日、江州国友請負書左
之通

一カラペイン 一挺

外三ツ股玉取火門
鑄形漆

代金八両

一ピストール 一挺

玉目式刃、目当付
鑄形漆

代金貳両壹分式朱

江州国友

草野実弥

来、今日達也

二日、庚午、晴、朝寒、後暖也、朝御用向二而薬師寺小兵衛殿江行、夫方下瀬江隠
居・家督之歡、近火見舞旁二行、山中碩庵老・滝戸幸蔵殿・小倉道登殿江毛折柄見
舞、夫方妙慶院江參、水谷へ見舞、法事之節茶被贈候謝旁二行、又深町真喜太・久野
秀太郎へ御役成歡延引二成居候二付旁訪、午時歸宅、御館江毛為伺御機嫌出ル、夕
又西向寺江參、夫方清任寺桑原臺所へ參、直二桑原へ先日之挨拶旁行、森岡江回り、
同方二而緩々話、入夜帰、酒を出ス

三日、辛未、晴、寒冷、例時出勤、夕申鼓前退、夜御輿江罷出、子鼓後退、丹羽
正蔵過日之返礼入来之由也

四日、壬申、雨、寒、例時出勤、夕申鼓退、藤川甚吉郎入来之由也

五日、癸酉、雨罷、又降、寒、夜七書講会、例之面々入来、左之通従公儀被仰出候
旨御移檄有之也

松平大膳大夫家来共、兵器を以奉劫朝廷、不届至極二付、征伐之義諸家へ被仰
付候得共、猶御進発毛可被遊旨被仰出候、依而者銘々弥忠勤を励ミ、御主
意之趣相心得候様可致旨被仰出候、此段向々江不洩様可被達候 八月

六日、甲戌、晴、寒冷大增、例時出勤、夕八半時過退、調練出、小倉道登殿・山
中碩庵老近火見舞之謝来儀有之由、下瀬篤之助殿方者不快之旨二而此間使来也

七日、乙亥、晴、寒冷強、例時出勤、夕八時過退、慈君少々御頭痛二而御平臥被
成、辻清人・片岡弘入来、今朝西向寺江兵蔵為參也、久野八十助病氣二而久々困

73 十月

十五日、御年寄石井修理殿急ニ登坂被仰出、今日出船之由、右者尾州公御下坂、於坂城御征長之御軍議有之ニ付、諸国之御家老御呼寄ニ付而被登候事歟之趣也、全体者御並様方之御内御登可被成筈ニ可被為在候得共、乍恐其御器ニ被為当候御方様不被成御坐候ニ哉、残念之事也

候由、見舞使遣入、三原松田栄吉へ吊之書状、久留杏蔵へ届方頼遣入也、夜御奥江出、此間式部様方御拜領被遊候御所柿三顆御分賜被仰付也、京都芝山様方中元御祝義与して白木綿足袋一足被下置、老女千代浦方達入、御受同人迄申述置也

八日、丙子、晴、朝冷、後暖、夕為窺御機嫌出仕、夫方調練組点放見分ニ出ル

九日、丁丑、晴、朝冷、後暖、例時出勤、夕七時退、森島兵蔵江着下之麻上下一具遣入也、夜三宅吉左衛門入室入来、森岡おさよ泊掛ニ来、夜前高木へ来候由也

十日、戊寅、晴、朝冷、後暖、例時出勤、夕申鼓後退、月次講釈省三郎殿被講也、森於さよ今晚帰ル、夕方万之進迎ニ来、酒鮓を饗、朝片岡弘来、此間頼置候西洋流騎馬銃并拳銃国友草野実弥江申付呉候由申聞

十一日、己卯、晴、朝冷、後暖、夕為伺御機嫌罷出、直ニ御軍備江出、浅野助九郎殿方内紙面ニ而頼事有之、紅魚・烏賊を被惠、夜七書講談、今晚方由良都賀夫来也、敬次郎今晚素読所ニ而三毛八太郎・湯川勝之進申合せ、終夜温習致候由也

十二日、庚辰、晴、暖、小春之景也、例時出勤、夕申鼓後退、辻おたけ今日迄逗留、午後送り遣入也

十三日、壬巳、晴、暄、例時出勤、夕申鼓後退

十四日、癸午、晴、夕曇、暖、午後為伺御機嫌出、夫方槍術稽古見物ニ出ル、初穂祭、試合有之也、夜堀尾方咄ニ參候申来、行、酒出ル、長束市郎右衛門方娘安産男子出生之由、伝言ニ而為知越也

十五日、甲未、雨、暖甚、例時出勤、夕申鼓前退、夜霧深

村上家乗 元治元年 74

十八日、敬次郎武芸心掛
厚出精之御褒美与して諸
口紙言束被下置、奉謹戴
也

十九日、大坂来状、尾州
前大納言様去ル十五日御
下坂、南御堂へ御宿陣被
為在、凡三千人之御(調カ)勢
下宿五百番迄有之由、討
手御蒙之諸侯方最寄之分
者御主人様御出、遠路之
御方二者御使者を以御接
拶有之候由申来也

廿一日早晨

酔わへ
大根
油あけ
菰にやく
御皿
香たけ
れんこん
けむ

十六日、甲申、晴、寒、例時出勤、夕八半時退、調練江出、妙慶院へ敬次郎為參、
夫方長束市郎右衛門へ孫男出生之歡二遣又也、杉岡文磧来候由、家小弥快、致退葉
也、夜七書講会、例之面々入来

十七日、乙酉、晴、暄、朝御乘馬江出、又為窺御機嫌出ル、夕背脚灸治

十八日、丙戌、晴、暄、例時出勤、夕七時前退、木野謙蔵入来、先日小方之方へ見
舞二行候由、皆々無事二候得共、一馬今以左手透与快復二無之、被困候由、痛所者
最早快、指臂之肇屈未伸、開閉屈伸意二不任候由也

十九日、丁亥、晴、朝冷、後暖、例時出勤、夕申鼓前退、堀尾小兒不快之由、慈君
夜中御見舞被參也

廿日、戊子、晴、暖、午後乘馬、夜長武左衛門話二来、長束清次郎妻安産歡之返
礼二来候由也

廿一日、己丑、晴、暖、例時出勤、夕八時後退、御軍備調練江出、夜七書會講

廿二日、庚寅、時雨、風勁、有雷声、午後霽、寒冷増、普照廟去月御祥月祭祀延引二
付、今早晨献膳菓也、如恒規、例時出勤、夕八時退、西向寺江兵蔵代參申付、夕杉
岡文磧入来、予此間方少々心下痞候二付、投葉を乞、京師風説、中川宮様長橋局、
会津侯役局名局式人何れも不義密通二而、是迄段々姦謀等有之義、御末女中二忠
義之仁有之、此節露顯二及、又々朝廷騒敷、如何之變事出来二可相成哉与一統薄氷
之思を為候由、尤近頃肥前老侯御上京二而早速方何角御手配有之、皆々倚頼致候由
相聞也、肥前閑叟侯者当時之御英雄之由、兼而之評説也、虚実者未詳也

75 十月

白みそ
 御汁くわぬ 粒あめしあめみ竹
 御飯
 御飯
 御香物
 白わへ
 御坪 こんにやく
 せんまい
 のつへゑ
 牛ほう
 人しん
 あけ
 こんにやく
 御平 焼豆ふ
 焼栗
 香たけ
 里いも
 へち柚
 御菓子
 焼まん頭
 甘ほし
 蜜柑
 以上
 夕
 御茶
 小黑豆飯

廿三日、辛卯、晴、朝冷、後暖、午時乘馬、御機嫌伺二も出ル、洋流点放見分夕方
 出ル
 廿四日、壬辰、晴、朝冷、西向寺江代参兵藏遣ス、例時出勤、夕申鼓前退、慈光
 廟御祥月、夕御茶・豆飯を献、久野八十助病氣之処、養生不叶死去之旨、昨日之日
 付二而湯浅勝之助方為知来也、使を以悔申遣ス
 廿五日、己巳、晴、寒意大ニ加、例時出勤、夕八半時退、槍術稽古場方牛田御山
 屋敷江出稽(古脱カ)井山獵有之候由、敬次郎朝方行、兔一頭を獲候由、入夜帰、浅野助九郎
 殿方柚柑を被恵、夜寒冷強
 廿六日、庚午、晴、曉来初而雪飛、寒冷強、久野八十助死去を吊、浅野助九郎殿江
 度々到来物之挨拶二行、謁、妙慶院・西向寺江参、為親御機嫌出ル、夕方杉岡文
 磧入来、予心下速ニ快ニ付退薬可致段申置也、夕調練江出、夜七書講会
 廿七日、辛未、曇、寒冷強、朝乘馬、例時出勤、夕申鼓前退、藤川甚吉郎入来
 妹おとめを三原二而小池良太郎倅嫁二所望ニ預候二付、其意ニ被任度段毎登殿方相
 談之口上申来、存旨無之段及答置也、夜中御輿江出、今夕申鼓後有地震
 廿八日、壬申、晴、暖、例時出勤、夕申鼓前退、尾州前大納言様方御使者与して
 *長谷川惣蔵与申仁来、昨日登城御目見被仰付、御料理被下候由也、万之進来(森岡)
 廿九日、癸酉、晴、暖、久野淑人方当座法事之由二付、朝本照寺江為代参兵藏遣ス
 也、名倉求馬時候見舞与して昨日入来之由、敬次郎昨年入家以来誠ニ居合も好、且
 至而息才二而、稽古事・学事共精出、弥家風ニも心候二付、心中限祝意を含、同人

村上家乗 元治元年 76

廿三日

小雪

朝五時八分

誕辰之序ニ堀尾隠居・五兵衛あたり屹となく招候積ニ有之候処、其節差問候ニ付延置候故、今夕左之通を招候処而微饗を設也

堀尾笑石

同 勝登

大島五兵衛

平野伝右衛門

岩崎良之進

堀尾後室

同 娘

岩崎およし

右之外三宅内外家内も見合旁ニ呼也、何れも緩々被話也、尾州方此節御作事方大分来、東引御堂ニ旅宿之由也

十一月 大

朔日、昨夕招候面々皆々挨拶として入来、且三宅吉左衛門時候見舞入来

朔日、戊戌、晴、朝霧殊深、樹滴如雨、朝冷、後晴、例時出勤、夕八時過退、御軍備操練江出、今日方甲州流備之稽古ニ復也、例年之通知行物成并附足輕切米・鏝持給銀等渡る也、謹戴、告于廟、米価世羅米石二付百九拾式匁之由也、大坂者最高価、広島米石三百目余ニ騰、尤金価百匁之余ニ騰候由也、夜中御奥江罷出、御用済竹之御間ニ而御酒頂戴被仰付也、深更退

二日、己亥、晴、朝冷、後暖、朝島本広右衛門殿来儀、内談事有之也、已鼓為窺御機嫌罷出、尤御宇衛様御用向被為在、御目見仕也、堀尾笑石被来、内談事有之、公儀御目付戸川鉾三郎殿長州毛利大膳江御達之義ニ付御下り、夜前宇品島御泊、今朝水主町大雁木方言丁目御客屋へ被上候由、長州重役当地江為御呼寄、先日寺西盛人殿・寺尾生十郎殿御使者として長州へ被相越候由也、大膳殿・長門殿此節者防州山口を退、萩城江被引取、殊之外謹慎之体ニ有之由也

77 十一月

〔五日、石井修理殿昨日從大坂歸着、去月廿二日於坂城討手諸藩江防長討入之御手配、御軍令等被仰出候之由也〕

〔七日、薩州方御人数來候訊其後二承候所、當藩江御加勢之訊二者無之、薩侯者海手之御持口故、全陸上方回し、備之為二被差越、當藩之御手江御加候之義御頼之由、御人数者千人許之由、御手厚之事也〕

三日、庚子、晴又曇、暖、〔朝内用事有之候而、〕^{*}〔弘藤道庵老江行、謁入、〕〔例時出勤夕申鼓後退〕

四日、辛丑、晴、朝霧深、暖、〔例時出勤、夕申鼓前退、〕〔此節追々諸藩御宿割等到着有之、御荷物・陣具等船回し有之由也〕

五日、壬寅、晴復曇、暖、〔朝輕地震有之候由、予者不覚、〕〔朝為伺御機嫌罷出、〕〔御用向二就而御用人中三人共被來、又大島五兵衛也來、〕〔今日福山侯御人数來、竹屋町堀川方同所町寺江上り、皆々陣羽織着、旌旗も有之、立派二有之候由、御本陣者海雲寺之由也〕

六日、癸卯、雨降、寒冷、午後温、〔例時出勤、夕七時過退、〕〔夜七書講會、〕〔今日も福山侯御人数着到有之由也〕

七日、甲辰、晴、寒冷也、〔朝就御用向河瀬喜和馬江行、及心对、歸掛山村靜登江暇乞旁二寄、小方へ勤番被仰付、今夕出船、長州御出陣有之候得者、同所方直二御供二被相越候由也、西向寺江致意參歸儿、同寺も此度尾州公之御下陣被仰付候由二而、取片付甚混雜之趣也、〕〔例時出勤、未鼓前退、〕〔今日福山侯御到着之由二付、退出後東引御堂、堀尾之方出入越前屋幸蔵方江拜見二行、御陣装甚御立派、御人数も余程多相見ゆる、惣而陣羽織・陣笠着二而、着具二者無之、旌旗・鐘鼓等も有之也、渡辺・堀尾父子も被行、跡二而幸屋達而留、酒を出入、暮前帰宅、〕〔今夕尾州御家老成瀬隼人正殿、三丁目浜方揚陸到着有之、本陣者吉丁目御門筋二而、浅野守之進殿屋敷之由也、薩州方も御加勢之御人数統而同所方揚陸、〕^{*}〔中島辺寺院へ宿陣之由也〕

九日、左之通御惣督様方御達し有之候由二而御移檄有之也

兼而相達候通、来月十

一日、諸軍持口着到、

同十八日ヲ以攻懸り可

被申候、御軍令之趣弥

堅相守、諸将一和第一

候事

大雪節

七時二分

〔十五日〕

板倉侯御本陣

寺町

*超専寺

*浄専寺

本多侯御本陣

中島

*福寿院

*持明院

八日、乙巳、晴、冷、有霜、朝門前三而乘馬、夕調練江出、夜御奥江出、極夕河瀬喜和馬入来、謁又、御用向也、左之通御移檄を以被仰出也

〔浅野〕内記様・式部様御義、御弟様二御備被成候段、先頃公儀江御届被為濟候、右二

付以後様唱二仕候様被仰出候云々

*式部様之奥方今般御引上、様唱二被成進、以後式部様之御奥様与相唱候様被仰

出候云々

式部様之御奥様江此後途中二而下座可有之候、諸番所足輕以下土下座可仕事

一御住居所之義、京口御門内御屋敷御内構与唱候事云々

九日、丙午、晴、寒冷、例時出勤、夕申鼓前退、今朝板倉周防守様御到着有之、左

官町妙頂寺御本陣之由、御人数者昨日到着有之候由也、辻妹今朝安産、男子出生、

母子共無滞由為知来也、右二付慈君夜中御見舞被成也

十日、丁未、曇、時々微雨、寒冷強、例時出勤、及暮退、月次講積順次郎殿被講也、

〔梅園〕今朝島本広右衛門殿被来、謁、昨夕成瀬隼人正殿方為時候御見舞御使者来候二付、

此方様方も為御挨拶今日御使者被進候処、受引振殊之外御叮嚀之由也、今日板倉撰

津守様・本多肥後守様御到着、并御使番衆三人、御徒土目付・御小人目付到着之由也

十一日、戊申、雨、後霽、温、辻小兒今日三ヶ日二付名を与へ呉候様二与頼候付、

今朝名を調為持遣入、其序二十榎名をも改遣入、是八余り不絶申分有之候故也、

今日龍野侯御到着之由二付十日市迄拜見二参候処、又御延引二成候由二付空敷帰

儿、途中公儀御目付戸川鉦三郎殿長州重役へ台命御達与して古江村海蔵寺へ被参候

79 十一月

十一日
 三浦侯御本陣
(重頼)
 京橋丁
 * 専立寺
 辻小児名
 * 保馬
 同八十槌改名
 源之進
 今日於海蔵寺戸川殿心
 対長州重役左之通
 * 毛利隱岐
(毛利)
 六戸安房
 右御達事者全此度大膳殿
 父子御征罰被仰付候義を
 被仰渡歟、(与)内々相聞二、
 毛利重役八麻上下着、供
 連も至而軽ク、兵器等者
 一切無之候得共、供之士
 者皆倔強者と相見へ候之
 由也、爰元御用人も吉人
 被參、遠藤佐兵衛殿之由

行装を見物致ス、上下凡三四十人も可有之歟、皆着込・陣羽織・手槍二而嚴重之行
 装也、御目付寺西盛人殿、御用達御小姓組寺尾生十郎殿歟、先を騎馬二而被參也、
 夫方直二辻江歟・見舞旁二行、酒飯を饗ス、夕為窺御機嫌出仕、御軍備江出、夜
 七書講会、(玄重頼)今夕備前御家老到着有之候由、今朝者三浦備後守様御到着三浦備後守
 様御到着之由也、(上田)主水様御先立御出陣、来儿十四日御発途被仰出候由、今日旦那
 様成瀬隼人正殿江御見舞被遊候处、至而御叮嚀之御取扱振二有之、尤板倉周州侯御
 出、御用談中二而御達者不被成候由也
 十二日、己酉、曇、暖、夜前以来感冒二而頭痛悪氣有之候二付、今日者出勤不致、
 其段御用人中江及案内也、夕杉岡文磧来、乞診、真之微邪也与申、薬を恵、夕方
 丹羽正蔵・木野謙蔵・水谷八十郎江御供出陣前見舞、暇乞旁二敬次郎を遣ス也、丹
 羽二而被留、酒出候由
 十三日、庚戌、晴、寒冷也、感冒今日者快方二候得共、未悪寒不除候故不能出勤
 木野謙蔵明日御供二而出陣之由二付、為暇乞来、致祝盃也、(候)家小辻江見舞、明
 日御城内二而主水様御出陣并二其外御人数出、勢揃有之由二而、慈君卒与御歸り被
 成候様二与為申上候得共、御歸り不被成候也、(候)夜御用達御小姓組頭取植田乙次郎殿
 方予へ紙面二而、御年寄衆被申談度義有之候二付、只今御城江罷出候様二との義二
 有之旨申来候得共、引籠中二付御用人中被出候様二申談、佐藤益之丞被出、(候)石
 井修理殿鉄炮之御間二而被逢候、明曉六時国泰寺二於而此度御入込之諸藩御重役出
 会被有之候様二与成瀬隼人正殿方御達二付、其節此御方様御出会被遊候之様被仰付

村上家乘 元治元年 80

也

六戸者後二承候所、
志道^{シヂ}之由也

〔近江守^(松平)様今夕御出府被遊、東白鳥真木兵左衛門居宅御本陣之由也

十三日、辻江左之通贈之也

交肴 一鉢

赤小豆飯 一重箱

花染料 銀五兩

十五日

脇坂淡路守様御到着之由

御本陣

寺町

仏護寺

〔右近様^(淺野)今夕方御出府、直

二竹之丸御屋敷江御到着

之由也、御供者御要用之

御人数之外者三原へ御残

被置候之由也

候旨御意之趣御達有之候由也

十四日、辛亥、晴、寒冷也、感冒快二付已鼓前為伺御機嫌出仕、臨時御用向二付直

二相詰、未鼓退、〔昨日記之通、旦那様今早曉国泰寺江御出被遊候処、長州方吉川監

物、益田・福原・国司三家老之首級持参二而段々御詫之次第有之、成瀬御受込二而

右首級御受取、諸藩御家老列席、於本堂^(本堂)実檢有之候由也、〔御城内九半時揃二而、御

番頭天野保允殿・寺西雅樂殿并相組衆、且附屬之御先手者頭八人組共、大御目付式

人、御目付式人、御大筒奉行式人、大炮二隊、其外勘定方・兵糧方共夫々屯場所江着

到、主水様二者大鼓櫓下方東講所前^(武脱方)辺江掛御人数着到、装束者惣而小具足・陣羽織

足輕者具足着、夕七時過、一之備寺西雅樂殿附屬之大炮備方次第二押出二相成、第

三番目二主水様之御備也、一・二之御備凡千人余之由、相図鼓螺者近頃御改二相成

候由、長沼流也、銃隊者西洋流与相見へ候得共、行列押者矢張旗本之一相図也、主

水様御備凡千人位、殊之外御立派之事也、予宅御門外江出、見物仕、殿様鶴小屋前

へ急二御出馬被為在、御見物被遊候由二而、兼而者西御門通り行軍之被仰出二有之

趣之処、俄二南御門通り二相成也、主水様御家来騎馬之面々其儘馬上二而押軍有之

也、〔家小毛窃二星野武平次方物見へ参、致見物候由也、〔夜万^(森岡)之進來、酒を饗入、お

ます夜前方泊掛二来、一緒二帰ル也

十五日、壬子、晴、寒冷、例時出勤、夕未鼓後退、今朝月次御講積順次^(梅園)郎殿被出也、

〔主水様夜前古江村御止宿、今曉八時御供揃二而同村御立之筈二候処、御目付寺西盛

登殿早馬二而御供回之処江被驅付、尾州公方毛利大膳父子伏罪之姿相頭候二付、当

81 十一月

〔十六日、妙慶院へ代参兵藏申付〕

〔同夜御奥へ出ル也〕

〔吉川監物見へ、於国泰寺成瀬殿并永井主水正殿・戸川鉦三郎殿等応対有之御年寄辻将曹殿、薩藩大島吉之助杯も出、出会専周旋有之候之由也、永井殿八公儀大御目付也〕

〔十八日〕

尾州前大納言様方御拝領

槍^(身方) 三穂

銘 政常

〔御老中稲葉長門守様今日御到着之由、御旅館者真鍋御屋敷之由也、同所表御門者へ切、一丁目筋へ仮御門出来之由也、八丁馬場二ヶ所、三位小路二ヶ所江柵門出来、右近^(湯野)

月十八日攻懸日限之義、重^(而方)御一左右御達有之迄、攻懸被見合候様二与御達有之趣を以、暫同所二御見合之義被申上、依而其儘古江村二御滞陣二相成、惣而之御人数者草津町二滞陣之由也、今日尾州公海田市御到着二付、同所迄御見舞之御使者与して旦那様御越被遊候様二与兼而被為蒙仰、今曉方海田市江御出被遊、夜亥鼓頃被為入候由也、慈君今晚辻方御帰被成、お竹付来、今朝堀尾後室被来、明日尾州公当所御着二付、何れも為拜見越前屋幸藏へ同伴可致由被申候由也

十六日、癸丑、晴、寒冷也、昨記堀尾後室之誘二付、家今曉早起、越前屋へ行、慈君も跡方駕籠二而御出被成也、例時出勤、午鼓退、尾州公午前御着之由、慈君夕方御帰り被成、家小も同断、尤白昼故駕籠二而帰也、敬次郎も今曉方参候也、尾州公御行装者却而御立派二無之、鉄炮者大概古流、弓も台弓も御持せ之由也、石河佐渡守様二者夕方御着、田中興禅寺御本陣之由也、夕御軍備江出ル

十七日、甲寅、晴、寒冷有力、辻清人返礼入来、夜七書講会

十八日、乙卯、雨、寒冷也、例時出勤、夕御用人堀江太左衛門殿方面上被申談義有之二付、只今御城江出候様二との義紙面二而申来候二付、一応退出、直二御城中ノ口江出ル、御用達御步行組岩部左平次出会誘引二而、紅葉間御椽側二於而御用人遠藤佐兵衛殿応対有之、尾州様方御拝領物之義被申達也、則罷歸申上、入夜退也、供列者若党・小者二而、手槍ヲ為持出ル也

十九日、丙辰、雨、温、例時出勤、夕申鼓後退出掛堀尾へ見舞、おとみ兎角駢々無之、氣遣候由也

様御屋敷前方^方壹丁目筋御門迄者先達以来御圍切ニ相成候也、廿二日、長州三家老之首級江戸へ御下シニ相成候哉之風説有之也

大坂来状、紀州御人数凡貳千人程、安藤帯刀殿大将ニ而着坂有之、是又芸州へ御下り之趣ニ相聞候由申来候也

將軍様弥当月廿日江戸御進発、御上洛被仰出、尤常州一揆兎角平穩ニ不至趣ニ付、睨与者難相分之由申来也

廿三日

冬至

夜四時二分

廿二日之頭書ニ有之長州三暴臣之首級者、江戸

廿日、丁巳、曇、温、終日在宿、旦那樣今日尾州公御旅館江御出被遊候由也

廿一日、戊午、曇、午時方雨、寒冷、朝、石河佐渡守様御旅館興禅寺江為伺御機嫌出ル、御取次加島作右衛門、御用人飯沼五百之進・御家老内田善蔵出会、御出仕前御取込之由ニ而御逢者無之、善蔵緩話、御菓子を被下也、午鼓前帰宅、着服者平服、供列者両若党・小者、槍持騎馬ニ而出也、惣而町々諸藩士・卒等殊之外雜沓たる事也、^(淺野)帰宅後出勤、及暮退、今日者右近様御出被成、御出会申上也、夜七書講会、^(觀力)今日普照廟御祥月、菓子を献、夕御茶・豆飯を献也

廿二日、己未、晴、寒冷稍加、朝西向寺江兵蔵代參申付、例時出勤、夕申鼓後退

三原^{*}小林彦右衛門倅此度右近様御供ニ而出府之由ニ而入来之由也

廿三日、庚申、晴、寒冷大二加、南至也、防長攻入之期限御猶予相成、其後之御模様未相分候へ共、去ル十四日出陣之御人数一先御城下へ繰揚候様被仰出、尤寺西雅

楽殿・天野保允殿備之内、西口為警衛一大隊之御人数草津辺江被差残、交代被相勤管之旨、昨日御年寄衆方申上有之候之由、右二付主水様^(上田)二者今夕八時御供揃ニ而御材木場御渡、小姓町通、西御門方南御門江御通抜ニ而御入被成候筈之由也、夕為伺御機嫌出ル、調練方玉放見分ニ出ル、夕方片岡弘来話、夜迄留れ冬至酒を饗、岩崎およしも来、深更迄話ス、主水様兼而之御道筋替り、松原通り栗林筋江御入被成候由也

廿四日、辛酉、晴、朝有霜、寒冷強、始見氷、例時出勤、夕申鼓後退

廿五日、壬戌、晴、朝有霜、寒冷強、例時出勤、夕申鼓後退、御奥方天満宮御火焼

83 十一月

へ御下シ二而八無之、岩
 国江御戻二相成候由、如
 何之訳哉不審也

〔長州此節脱走之五卿寄
 兵隊五六百人ヲ卒(率カ)而清末
 江攻寄及騒動候之由風説
 有之、虚実者未審也
 〕今日於国泰寺左之御方
 々様へ若殿様御出会被遊
 御輕御饗心被進候筈之由
 也

脇坂淡路守様
 阿部主計頭様
 板倉周防守様

之御供物頂戴仕ル也

廿六日、癸亥、晴、寒冷緩、〔石内村水車凡出来二付、為中見分早朝方參ル、佐藤益
 之丞・堀尾勝登被行、大島五兵衛モ行、水車之工合殊外宜敷、ぼさ打・はたき・挽
 臼・篩・絞等悉皆水勢二而運動、聊人力を不費、実二好御道具出来、往々余程之御利
 潤モ出来可申与窃二恐悦を唱ル也、就、絞を水車二而仕掛ル者此御方二而之新発明
 二候処、考方モ程好出来、別而大慶也、帰途同伴待合之為海蔵寺を訪、達而留、酒
 を被出、入夜亥鼓前帰宅、予八馬上二而參候也、〔御門前を帰候節、南之方焰氣発
 失火与見へ候故、帰宅直二出張、真蒲下二而尾州人夫小屋焼失之由也、〕今日山村静
 登・水谷八十郎帰陣二付、何角為挨拶入来之由也
 廿七日、甲子、晴、寒冷復加、朝有霜、〔例時出勤、夕申鼓後退、〕大教廟御祥月、菓
 子・牡丹餅を献、〔御逮夜二付、例年之如煮込を製、初穂を慈君方御奥江御上被成也、
 御移二内紫柑五ツ被下置也、〕今朝水谷へ近火見舞使遣又也
 廿八日、乙丑、晴、向寒有力、朝見堅氷、〔例時出勤、夕申鼓退、直二撤兵調練江出、
 〕辻清人入来、酒飯を饗候由、〔今日、石河様方御到来之由二而紅魚切身御奥方御頒
 賜被仰付也
 廿九日、丙寅、晴、向寒強、有水霜、〔夕方為伺御機嫌出仕、折柄石河様御用人三尾
 惣大夫為窺御機嫌被出、始而謁、及挨拶也
 卅日、丁卯、曇、向寒強、有霜、夜雨、温、〔例時出勤、夕及暮退、〕近々讃州高松
 侯当所江御到着之由二而、御宿陣之御場所本藩江御頼有之候二付、此方様六丁目御

下屋敷を御立用被進度御振合二而内々御移合有之、今夕御用達所御小姓組津田三郎兵衛殿・御步行組今井小左衛門并高松藩中四五輩内見分有之候由也、此御方方者鱸兵馬・大島五兵衛・森岡万之進・長束吉之進等出会也、(来脱力)今朝鉄炮町、男子一人被切候而仆死居、尤裸体二而後手二縛し有之候由、先達而以同所辺者諸口々町門江御締候付、番人詰居合、十二御門内同様之振二相、(成脱力)白昼たり共旅人等之通行者決而無之処、何者之所為二哉、不審也、(浅替)右近様方御到来之三原大根二根、御奥方御分賜被仰付也

挿入文書

十八日	五ヶ寺	二丁目御用屋敷
稲葉様	真鍋	松平左金吾殿
十四日	永井	十日 向井左門殿
豊島屋	戸川	小笠原鍾次郎殿
桑原秀三郎	何れ寺丁目内	遅刻二相成候処
十一日	御先手衆	見合居候様二与
松平上総介殿	中島満足屋	同迄十四日
御徒土目付	岩田三蔵殿	水本龍太郎殿
紙ヤ丁山田屋	粟田耕一殿	紙ヤ丁久保
	尾州様	同迄十日
	廿九ヶ寺	いよや官次郎

85 十一月

御小人同
 加藤熊蔵殿(*)
 高橋清八(*)
 但此外ニモ有之
 紙ヤ丁
 高見屋
 九日
 板倉周防様 妙頂寺
 十日 十一ヶ寺
 本多様 持明院
 三ヶ寺
 薩州 六ヶ寺

七日
 阿部様 正清院(*)
 十式ヶ寺
 十五日
 脇坂様 仏護寺
 (十一ヶ)外六ヶ寺
 十日
 三浦玄蕃様
 専立寺 四ヶ寺
 十日
 板倉損津様
 浄専寺 外二ヶ(寺カ)

毛利左京(*)
 毛利淡路(*)
 毛利讃岐(*)

本家大膳家来共、先達迫禁關発炮之条、不恐天朝次第、殊ニ父子之軍令状家来へ遣し候始末重々不屈之至ニ候、依之其方官位被召放、居屋敷被召上候旨被仰出

十月十八日

神奈川奉行(*)
 脇屋卯三郎(*)
 毛利へ内通事致候付、切腹

松平大炊(*)
 右暴賊為追討水戸殿御名代被仰付候処、却而官軍へ対し不屈之所業ニ及候付、官位被召放、御咎被仰付

朔日

旦那樣御改名

河内様(淺野)

右者御老中阿部豊後守様

御同名二付而之御改名也

主水様御中屋敷御借用

者風説而已二而実事二無之由也

二日、材木町之刃傷尾藩

之士二者無之、淀稻葉侯

之渡六尺之由、惣而淀侯

之夫方者御役威を笠二着

而粗暴多候由也、尾藩者

惣温順、御制度至而能届

候趣二相見候之由也

八日

小寒

昼八時八分

十二月 小

朔日、戊辰、雨、向寒緩、例時出勤、入夜西鼓後退、今日二葉山御祭礼、此御方様

御名代御勤被遊、当度者御並様方御社詰者無之候由也、当暮七色々御差練を以御扶

助渡之員数少々御取捨、御仕向被下候旨、并諸色格別高直二付、当暮限諸銀渡物五

步増二而被下候旨被仰出也、但御扶助渡方者近年之振二而七步五厘渡也、旦那樣御

名、今日方河内様(淺野)与御改名被遊候旨被仰出、右二付麻上下着御次江出、御用達迄恐

悦申上候也、御奥江毛出、御宇衛様江恐悦、老女迄申上也、六丁目御下屋敷松平讚

岐守様江御宿陣二御立用被進度二付、御明渡二相成候之様思召之旨、今夕大御目付

入来申上有之也、右二付同所御多門住居之面々江、牛田御山屋敷并二素読所等御

貸被下、来儿三日迄二明退之義被仰出也、主水様六丁目御中屋敷も同様之由也

二日、己巳、晴、暖気成方也、午前為窺御機嫌出仕、万之進方明日御多門明退候二

付、朝方為手伝家来兩人遣入也、夕桑原吉郎二入来、酒を饗、暫話入、夜森岡弟

婦・子供共泊掛二来、今昼天神町二於、材木町辺町人之倅、本多侯藩中之者と及口

論、刃傷二遇、致落命候由、尤刃傷二及候者者尾藩之士与申事之由也

三日、庚子、曇、朝有微雨、寒薄、午後又寒有力、例時出勤、夕日没頃退、万之進

今日素読所御多門へ当分引移候由来、兵蔵手伝二遣入

四日、辛丑、晴、朝有霜氷、寒冷強、例時出勤、夕申鼓後退、今朝六丁目御館、上

御役人中江引渡済、直二高松藩へ引渡有之、無程讚岐守様渡場下之雁木方御揚り二

而御到着被成候由也、今夕内田善蔵御館江為窺御機嫌被出、出而及挨拶也

87 十二月

〔常州浪士二揆之内一組、
*武田耕雲齋將与して上京、
一橋公江直訴之義申立、
京師御警衛之諸侯方御手
二而撃退、余程騒動二及
候由、依而尾公御人数三
四組急々上京有之候由也、
尤未詳説を不聴、虚説二
者無之趣也〕

〔十日、今日左之通尾州公
江無屹御差上二相成也〕

東城製

*和泉川 二樽

但式斗

交肴 一折

但五尾

〔十一日、板倉周防守様今
日明星院江御出、於同院
若殿様御逢被遊候之由也〕

五日、壬寅^申、時々雨、風吹、寒冷、〔朝万之進來、今朝何れも同方へ咄二參候様申、
夜皆々參、有微響〕

六日、癸卯^酉、晴、寒冷、〔朝棄馬、例時出勤、夕八時過退、調練江出、夜長武左衛
門入来、近日同姓加州之御家老長大隅守殿御到着之由、幸好伝手も有之二付、同姓
之由緒を申通度存候旨二而、口演書取之草案添削を乞、諾置也、武左衛門家祖長貞
平者世羅郡小童村出二而、當時同村頭庄屋三郎治家之別れ二而、長谷部家之末流之
由也〕

七日、甲辰^戌、晴、有霜、冷也、〔例時出勤、夕申鼓退、久野淑人方義精院四十九日来
ル十二日之由二而、茶を贈来也、風呂を滾、森岡家内来浴、近日作州津山侯御到
着之趣二付、主水様御船屋敷を御宿陣二御立用被為在候二付、早々御明渡之義、今
日御達し有之候由也〕

八日、乙巳^亥、晴又時々曇、雪飛、寒意俄然加嚴、〔主水様御出二付、巳鼓前方出仕、
夕未鼓後退、夕撒兵之調練へ出、當時御參集之諸侯方も有之候二付、出火之節左
之ケ所二而板木を打、出火之方角を答為相知候筈二候旨心得之御移檄有之也、左之
ケ所へ仮成之火ノ見出来二相成候由、其実者尾州公方御頼二依而之事歟与相聞ル
也〕

南御門	火之見櫓	宇津之御門	鐘搦所	一本木鼻土手	同
(虫橋)	橋脇	堀川町	*革屋町	吉町目	*塩屋町
中島	天神町	油屋町	*西寺町	右各ケ所	

村上家乘 元治元年 88

十二日、尾州公方此間御差上物之御答礼与して左之通御内々御拝領被遊也

手綱 七筋
但木綿有松紋也
小菊 五束
御肴料 金五百足

十六日

御銀被下
御医師格並

奴可郡下千鳥村醫師 良達

右者生産御用奇特二相勤候二付而之義也

一組頭取扱

同村百姓 為五郎

右同様之趣意也、尤生産并製參之法共良達方者此者功者之由也

板木相図者東北二ツ拍子、西南三ツ拍子、山越遠火雨垂拍子緩、近火急拍子之様子也、図面略之

九日、丙午、晴、夜来屋上有雪、嚴寒、例時出勤、夕申鼓後退

十日、丁未、晴、寒威強、例時出勤、夕日没頃退、今日御仕向渡、如例切手矢野犀右衛門方為持来、致謹戴也、米価世羅米石二付百八拾式匁之由也、附足輕御仕向米

も同様渡る也、今日津山侯御到着之由也、伊勢御師方例年之通御被大麻・来曆贈

来也

十一日、戊申、晴、寒氣緩、今日船便、京都高謙院様へ寒氣御機嫌伺、幾田迄心み

を出、如例年海苔百枚差上ル也

十二日、己酉、晴、寒意緩、例時出勤、夕七時過退、尾州様、真蒲下夫方小屋二而

先達而火を出候者、今日右焼失小屋之跡二而御形罪有之、至而嚴重之御構二而、打

首二も可相成様子二有之候処、扣払二相成候由也、讚州高松侯今日六丁目御宿陣御

引払有之候由也、小林邦太郎来候由也

十三日、庚戌、晴、寒意強、例時出勤、夕申鼓退、石河佐渡守様長防為御見届御

越之義被為蒙仰、明曉御出立被成候筈、御目付戸川鉦三郎も被參候由也、右二付内

田善蔵江紙面を以此節為伺御機嫌可罷出処、風氣二相障他出致兼候二付、無拠御無

沙汰申上候段御断申遣也

十四日、辛亥、曇、雪飛、朝内々御用向有之、広藤道庵老江行、他適二而不

遇、主水様并右近様江寒氣為伺御機嫌出、山村静登・丹羽庄蔵・坪内久米之助を訪

上由、

89 十二月

拾式人扶持
 御用達同格
 動向只今迄之通
 大島五兵衛
 右御役向出精相勤、格別御用立候二付
 御小姓組本格
 御用部屋詰兼帶
 鼻紙代金巻向御増
 野口金兵衛
 右製蠟方御用向弥以手厚二申談可相勤、其余諸御用向を毛被仰付筈二候事
 御小姓組並御取立
 御用部屋詰
 佐々木猶馬
 御作事所へも出勤、同所御用向御作事奉行同様手厚二申談、御為筋取計可申候事
 一製蠟方御用向弥以手厚二申談候事
 一右之外臨時御用向を毛被仰付筈二候事

歸途為伺御機嫌御館江出ル、午後復道庵老を訪、謁、妙慶院へ參、水谷八十郎を訪、被留酒出ル、島本広右衛門殿へ過日到來物之謝二行、中通り・横町辺旅人雜遷、京師昨春諸藩混雜中之景へ似たり
 十五日、壬子、晴又曇、寒威嚴也、例時出勤、夕七半時退、今朝六丁目御館御戻二而、受取渡相濟、尤尚又御借用之程も難量候二付、今少し惣体之戻り合見合候様二与之事之由也、此間尾州様方御頂戴之手綱一筋御内々拝領被仰付也、夕乃之進來十六日、癸丑、夜來雪降、庭上積二寸許、寒氣甚嚴、例時出勤、夕申鼓後退、妙慶院へ兵藏代參申付、加州御家老長大隅守殿当所着有之、江波二宿陣、明日登城有之筈之由也
 十七日、甲申、晴又曇、時々雪飛、寒氣嚴也、煤掃致入、尤御時勢柄之義二付真之掃除迄二致置也
 十八日、乙酉、雨降、寒氣少緩、例時出勤、夕八時過退、少々被仰付事有之也、大島五兵衛へ使を以歎申遣又也、夜中御與江召、御酒頂戴仕、今日主水様方御到來之御肴御披手之由、予計也、当年者御時勢柄二付、御年忘も不被遊候二付而之御趣意之御様子也、深更退
 十九日、丙戌、晴、寒氣甘、例時出勤、夕七時比退、大島五兵衛昨日被仰付之吹聴として入來、佐々木直馬同断
 廿日、丁亥、晴、寒氣復嚴、例時出勤、夕七時退、木野謙蔵入來、風邪氣二付夜早臥

村上家乗 元治元年 90

廿三日

大寒

朝五時二分

廿一日、戊子、晴、又雪飛、夜來頭痛強、惡寒之気味有之、二付不致得出勤、以手紙御用人中迄及案内、終日在褥、丹羽正蔵入來之由、今朝製餅
廿二日、己丑、晴、寒氣緩、風邪快、二付、午後より押而出勤、夕日入前退、山村靜登入來之由、西向寺江兵藏代參申付

廿三日、庚寅、晴、又時々雪飛、寒威烈、例時出勤、極夕退、又御用向二付出勤、及暮退、御宇衛様方御内々御酒三樽切手二而頂戴、先達而以來御内命を蒙、窃二周旋いたし候御用向有之候二付而、御懇之御意二而御手自被下之、大島五兵衛も同様被下之、予方及内達也、御趣法之御基本、石内村製蠟御場所并奴可郡下千鳥村・高田郡上根村人參畑当夏以來御発起之處、兩様共此度御成就二至、未御利潤者不相立候得共、何角与御手筈好、此余者掛り之御役方誠実二力人さへ有之候得者、往々一廉之御利潤無疑様二相見、誠二先頼母敷義二付、今日左之面々御役所退出掛を宅江呼、一同何角打合之為告諭二及候義有之、且跡二而予近年之志願成就之小口二至候祝意、并春來外二も彼是心中祝意を含候義も有之、旁を以、今日毘沙門天縁日之造酒二托し、輕丰酒肴を振回也

- 渡辺雅登殿 佐藤益之丞殿 堀尾勝登殿 大島五兵衛
- 矢野犀右衛門 森岡万之進 桂辰馬 小島左源太
- 星野武平次 *^(邊) 渡部廉之助 平野伝右衛門 *^(邊) 岡田八十太郎
- 野口金兵衛 *^(馬方) 長束吉之進 佐々木猶馬 *^(馬方) 田宮政之進
- 土屋徳三郎 *^(馬方) 松尾角左衛門 平川静一郎 *^(馬方) 木村伊太郎

91 十二月

右之内堀尾勝登差問二而不被来、其外皆来、尤外二佐々木平太毛牛田御山所櫛之作立御用掛り故呼、山川久左衛門・河野熊之進兩人者掛り者無之候得共、御勘定所内二而只兩人外れ候故二呼之也、堀尾小見おとめ今夕病死之由、敬次郎早速参、使を以悔申遣、家来政蔵を手伝二遣又也

廿四日、辛卯、晴、寒蔽、例時出勤、極夕退、出勤掛堀尾江吊慰二行、大島五兵衛へも歎二行也

廿五日、壬辰、晴、寒蔽也、例時出勤、及暮退、今日限二而御役所御用向者相濟也、尤勘定場之方者入夜御銀見分之申出有之候二付又出勤致又也、右退出之途大島五兵衛方江兼約二而集蝶之額を見二参、雅物也、折柄到来物有之由二而酒を被饗、片岡弘も参居、深更迄寛話二及也、堀尾之方亡見当座法事速夜之由二而、敬次郎夕方被招参

廿六日、癸巳、晴、暖、朝申上事有之、出仕、夫より御乘馬江出、致乘馬也、朝堀尾寺江兵蔵為参也、御趣法役所御用向相約り候由二而、夕方御銀見分二出ル、夜家小堀尾へ悔二行、森岡之方明日六丁目御多門江歸り候由二而、夜弟婦暇乞二来、今日森岡へ家来手伝二遣又也

廿七日、甲午、晴、暖也、石河佐渡守様今日初石川鉾三郎殿杯今日長州方御歸り被成候由也、朝万之進為暇乞来、西向寺江兵蔵代参申付、常州浪士之内吉組、一橋公江言上之趣意有之由二而、中山道通上京之風聞先日頃方有之候処、全実説二而、諸所藩中之御固を打破通り、去月十七日信州内山村・平賀村江止宿、夫方望月宿江出、

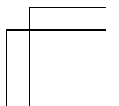
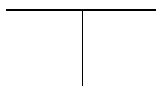
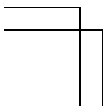
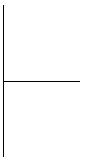
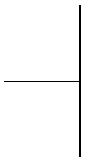
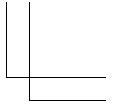
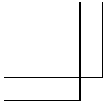
其勢豪ニして諸藩御人数下方迄も甚聞怖致候様子、十九日二者千弐百人許和田宿江出、京都方も一橋公為御討手御下、江州大津ニ御宿陣、水戸民部大輔様（松平昭徳）ニも御同様御下り被成、江戸方者三番町歩兵組跡を慕ひ追来、上方勢与戮力挟撃之手術与相聞、松本・諏訪・山村杯諸侯御人数も出、何分余程之騒動ニ有之由、京都方申来也、此砌混雑之場合ニ付、来年頭御礼被為受候義者御延引、元日惣出仕ニ而御祝詞・御帖附候様被仰出、就而者御家中年礼勤も用捨之申談有之候趣、御年寄衆方申上有之候由、依之此御方御家来中も祝詞礼勤者不致候様ニ与被仰出也、夜中堀尾笑石被来、酒を出、緩々被話

廿八日、乙未、晴、暖気也、御城表今日惣出仕ニ而月次御礼被為請、且歳末之御祝詞も御兼合ニ相成候之由也、主水様（上田）昨夕、尾州公御宿陣江御呼寄、付御出被成候処、毛利大膳父子服罪ニ付、国内鎮静之体御見届させ被成候処、異儀無之候ニ付、討手之面々御陣扱被成候様ニとの義御達し有之候由也、御奥江御歳暮之意、例年之振を以山鳥一羽御内々さし上ル也

廿九日、丙申、晴、寒威薄、朝御用向有之、出仕、夕八時過、如先達御用人堀江太左衛門殿・遠藤佐兵衛殿方手紙ニ而、面上被申談義有之候ニ付、只今御城江出候様ニ与申来、早速出ル、今日者紅葉之間ニ於而佐兵衛殿被謁、尾州公方御拝領物之義被相達也、御用達所御歩行組者今井小左衛門出、何角取持呉る也、七半時頃下城、直ニ御館江出ル、右ニ付今日者歳末之御祝詞御居間ニ而八不申上、御用向相濟候後、麻上下着ニ而御表・御奥共御次江出、御用達・老女迄御祝詞申上也、今日者御城表も

93 十二月

歳末之御祝詞無之二付、惣而平服也、予も勿論平服ニ而供連者若党・小者也、尤若党
二手槍を為持出ル、右近様方御用人鈴木内蔵、(浅野)主水様方同山村静登出居、及挨拶也、
入夜帰宅後、如例年豆ふ田楽を燎、家内団樂歳暮之祝盃を伝ふ、世上も案外穩ニ相
成、且此方様二者御仕向も御手厚ニ被成下、目出度歳暮与打寄不堪感戴也、平野伝
右衛門来、(森岡)万之進者留守中ニ来候由、今朝敬次郎両寺江為名代墓參為致也、今朝
淀稻葉侯・庭瀬板倉侯御陣払、淀侯者訓練太鼓ニ而御引取有之候由也



人皇百廿二代
 御諱
 統仁
 弘化丁未御即位、從神武
 元年辛酉二千五百廿五年

今上皇帝御宇二十年
 元治二年龍次乙丑
 平天下八年
 源家茂公 徳川家康公十四代、從安政戊午
 治国八年

源茂長公 浅野長政公十三代、從安政戊午
 御寿五十四
 齊家十八年
 紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申
 御寿五十一

(表紙)

家乘
 続編卷之廿二
 元治一年 慶応改元

兄弟
申酉之間

家乘統編卷之廿二

元治二年乙丑 村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

正月 大

元日、丁酉、晴、寒氣緩、慈君奉始家内何れも平安加寿、寅鼓興、若水、神拝、廟
 拜、蓬萊、祝詞、大福、屠蘇、齒固、読書始、吉書始、右夫々如恒規行之、味爽麻
 上下着出仕、御登城前於御居間御目見被仰付、御機嫌克御超歳、御規式済之恐悦申
 上、夫方御輿江出、御宇衛様御目見被仰付、御祝詞申上、御蓬萊被下之、巳鼓前退
 出、夕八時揃、年頭御礼被為請、入夜始ル、如例於御書院御礼申上、奏者佐藤益之
 丞、無滞相済、惣御礼中席詰いたす、酉鼓後退、今日者旦那様御城ニ而御祝詞、御
 帖済後若殿様御前江被為召、御両家様御同様御盃・御料理御頂戴被遊候由ニ而、夕
 申鼓後御下城被遊、夫方又成瀬隼人正殿江為御暇乞御出被遊、彼是ニ而御礼始り夜
 陰ニ及候也、今日御城之御盃事者御討手之諸藩御陣扨ニも相成候ニ付而之御趣意共
 歟之御様子也、右近様(浅野)二者早々御引取之義被仰出、直ニ明日御出立被成筈之由也、
 今日者兼而之被仰出通、年礼勤之咨来無之、至而閑静也、夕堀尾勝登年内之挨拶・
 祝詞旁ニ被来、折柄致祝盃、三原小林邦太郎も明日御供ニ而引取候由、暇乞ニ来也、
 万(森岡)之進祝詞ニ御礼済来候由、深江静衛為御礼出府、今夕到着之由ニ付、使を以見
 舞申遣入、素読所御多門ニ逗留也、御参集之諸侯方追々御引取、稻葉侯・板倉隴州
 侯・本多侯者昨朝御立、板倉防州侯并三浦侯・津山侯者今朝御出立之由也

97 正月

三日夕、辻清人祝詞旁入
来、酒を出

二日、戊戌、晴、午後曇、寒気大二緩、深江静衛為伺御機嫌出仕二付、巳鼓頃出仕、
謁入、麻上下着也、平野伝右衛門祝詞入来
三日、己亥、雨降、温気也、午後為伺御機嫌出仕、麻上下着也、夕伝右衛門并長
武左衛門来、酒を饗入、尾州前大納言様明四日御陣扨二付、旦那様今日為御暇乞御
旅館江御出被遊、石河佐渡守様御逢被成候之由也、左之通被仰出也

一橋中納言様

松平修理大夫様

右格別御双方御親睦被遊候付而八、以後御取扱振等尾州様・加州様之御振合二

被遊候事

松平備前守様

阿部主計頭様

板倉周防守様

四日、

黄粉餅

海苔あふりて

右献于廟

妙慶院・西向寺江代参与

して兵蔵遣入、且三宅吉

左衛門不快難義之由二付

見舞二遣入也

右格別御双方御親睦被遊候付而八、以来御内輪二而御両敬御同様二被遊候事
右近様浅野今日午前竹館御発馬被成候由也

四日、庚子、雨霽、暖、午後曇、夕為伺御機嫌出仕、今日方者平服也、平野伝右衛門
方へ含事毛有之趣二而咄二来呉様兼而申来、猶又今朝倅差越候二付直二参ル、有
饗、深江静衛・堀尾勝登・大島五兵衛会、倅能登路旧臘前髪取候祝意与見ゆる也、尾
州隠公今朝御発馬二付、若殿様為御見立海田市迄御出被遊、御旅館江者為殿様御名
代主水様御見立二御出被成候由也、御供之陣装御到着之節与者一際立派二有之、藩

中陣羽織袴当地ニ而余程新出来ニ成候由也、御家中年頭御礼来ル七日方被為請、依而礼勤モ兼而之通ニ有之候様被仰出候由也、右ニ付此御方様之御家来中者、当時勢柄之義、全御用回勤之振を以重役頭程へ玄閑又者帳迄相勤、其外近隣同席等之礼勤者略し候様ニ与被仰出也

五日、公儀大御目付衆兩人尾州公江御使者与して蒸気船ニ而被下、今日御到着之処、最早当所御陣払後之義ニ付、直ニ御跡を慕ひ、早追ニ而海田市を向被上候手組ニ相成候由也

五日、公儀大御目付衆兩人尾州公江御使者与して蒸気船ニ而被下、今日御到着之処、最早当所御陣払後之義ニ付、直ニ御跡を慕ひ、早追ニ而海田市を向被上候手組ニ相成候由也

五日、辛丑、晴、暖、御吉例之通御馬御騎初二付、麻上下着辰鼓後出勤、如例御乘

初中御馬見所北江相詰、御騎乘無御滞被為濟、恐悦申上、手馬乘候様ニとの御意有之、致騎馬也、已鼓後退、石河佐渡守様明日御陣払之由ニ付、為御暇乞午後興禪寺御旅館江出ル、御家老内田善蔵、御用人杉山弥一左衛門・飯治五百之進・三尾惣大夫出会有之也、堀尾後室被来、祝盃出候由也、夕御宇衛様御用向ニ而被為召罷出、御到来之由ニ而餡子茶巾餅頂戴仕也

六日、壬寅、雨終日滴々、寒、今日方諸役所始り候ニ付例時出勤、夕未鼓後退、初寅ニ付、毘沙祭御法楽与して福寿院弟子如例年来、星野武平次出会、無滞相濟候由也、高謙院様江御祝詞今日便ニ幾田迄文ニ而申上也

七日、癸卯、晴、暖甚、人日之祝、例時出勤、夕申鼓前退、御城表今日方御礼始り候由、旦那様御登城被遊也、堀尾江今晚咄ニ參候様申来候ニ付暮前方行、祝盃出、渡辺雅登・深江静衛会、山村静登・深町真喜太、其外岡本主馬殿・藤田敬次郎殿・堀田助六殿為祝詞来儀、静登・真喜太江者致祝盃候由也

八日、甲辰、曇後晴、少寒威復、朝方年礼勤ニ出、午後一応帰宅、昼認仕回、又出申鼓過歸ル也、左之通勤相濟也、留守江毛藤田敬次郎殿初、賀客少々有之由也

八日

節分

99 正月

九日

立春

今曉八時五分

十日、今朝御軍目付衆三人并御徒目付・御小人目付等不残御陣扨二而御出立有之候之由也

十一日、当年者旧臘以來暖氣二候故、野外春寒之気色も無之、梅花満開、最早散飛二向候も有之様子也、市中・野外共旅人も無之候得共、稀二者藩中之人も残り居候而厳島詣杯有之様子也
*長州諸隊之者於諸所致暴動候二付、慎中ながら不得止事追討二及候段、萩表より去ル八日付二而

御両家様

河瀬喜和馬

山村静登

丹羽正蔵

*中川慎太郎

坪内久米之助

須藤並人

頼東三郎殿

妙慶院

白神社

島本広右衛門殿

水谷八十郎

杉岡文績(頭力)

西向寺

深町真喜太

藤田敬次郎殿

一井嘉内

久野秀太郎

下瀬孫平殿

*大柿藤太殿

小倉道登殿

堀田助六殿

岡本主馬殿

浅野助九郎殿

右之内山村・深町二而致祝盃、水谷同断也、夜中御奥江召、昨日内記様方御拝領

之雁御披キ二而、吸物・御酒頂戴被仰付、予並御用人中・大島五兵衛罷出也、夜節

分之祝

九日、乙巳、曇寒、主水様(上田)為御祝詞御下城後御出之筈二付午後出仕、八時過二御

出被成、夕七半時頃御立座二付退、此節外向年頭礼勤始り候二付、今日一日諸役所

共休息被仰出也、藤川甚吉郎・坪内久米之助入来

十日、丙午、晴、暖、例時出勤、夕八時退、御用談二付退出後深江静衛・大島五兵

衛入来、跡二而静衛へ致祝盃、折柄堀尾笑石毛招、平野伝右衛門・岩崎良之進毛取

持旁呼、万之進(森岡)毛折柄来、饗入

十一日、丁未、晴、暄、午後方海蔵寺江致拝参、和尚達而被留、酒・酢食を被饗、

渡辺雅登・深江静衛・堀尾勝登・大島五兵衛毛拝参、一緒二被饗、帰途及暮、予者

馬二而参也、御城表今日少将様江御祝詞御帖附之由也、慈君夕方御奥へ御祝詞二

御上り被成、御酒御頂戴被成候由也、一井嘉内其外少々祝詞客来有之也

岩国通り御案内有之候由、
今日御登城之節申上有之
候由也

十二日、戊申、雨、少寒、例時出勤、夕申鼓前退、丹羽正藏・中川慎太郎祝詞入来
之由也

十三日、己酉、晴、暖甚、朝素読所講釈初へ出席、例時出勤、尤御具足開二付如
例麻上下着二而出ル、御吉例之通於御居間御手自御鏡餅頂戴被仰付也、夕八半時退、
退出掛深江静衛を訪、他適之様子二付空敷帰ル、夜雨降、風吹

十四日、庚戌、雨、少寒、御左義長二付九時前麻上下着出仕、爆竹中如例表御門前
江出ル、当年八雨中故、御馬火見せ何れも蓑笠二而乗馬也、当家馬も出、武内保之
進騎之、九半時頃相済、退、退出後大島五兵衛を呼、御用向取計、及暮相済、爆竹
祝之酒を饗、岩崎およし・三宅内外室・堀尾内室被来、祝酒を饗、慈君平野伝右
衛門方江被呼、御出被成、家小を毛達而請候得共辞而不行

十五日、廿日市出張之御
番頭中佐伊記殿之申上二
有之候処、天野保允殿出
張有之候由也、
此又後二間候得者、矢
張佐伊記殿之由也

十八日

一知行高百三拾石

深江静衛

右御役向厚力入、誠実二
致出精、町方居合も宜敷

十六日、壬子、晴又陰、余寒厳、例時出勤、夕申鼓後退、妙慶院江代参兵蔵申付
十七日、癸丑、晴、風吹、余寒最厳、今日月次御集会二付主水様御出被成、御乗馬有
之候由、尤今日者御兼約二而、龜之助様も御同道二而御出被成候由也、当家馬も御
馬場江出、敬次郎騎、予者宅二而終日御用向有之候故不出、慈君夜中辻江御出、御
宿し被成也、深江静衛・平野伝右衛門方明日御用召之為知有之、使を以見舞申遣又

101 正月

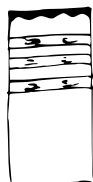
段御満足被思召、依之右
之通被成下

御步行組御雇、被下物
一並之通

御用部屋日參
伝右衛門倅

平野能登路

廿二日、袖印之義兼而被
仰出候趣毛有之候処、御
家印之義尚又左之通御改
二相成候段被仰出也



寸法八下地之通り、御家
印者惣而黒、曲尺二而五
歩、繰形壹部(分)五厘

廿三日

雨水

夜四時六分

十八日、甲寅、晴、余寒嚴凝、例時出勤、夕未鼓後退、佐藤三男三助不快之由二
付見舞使遣入、無程病死之為知有之、夜前以来之病氣全馬痺風二而、至而急症二有
之候由也、今日深江靜衛於御前知行高百三拾石二被成下為知有之、平野伝右衛門倅
毛御雇二出候也、深江方兼而含毛有之趣二而夕方參候様噂有之、歎旁參儿、御用人
御用部屋辺会、有饗也、佐藤へ使を以悔申遣入也、中山道辺常州浪士騷擾毛終二
加州御人数之手江降參二而、鎮靜二相成、一橋公毛旧臘廿六日二御帰洛被成、水戸
民部大輔様二者当月三日御帰洛被成候之由、京都安井多嘉祐方申来也

十九日、乙卯、晴、余寒冽、朝渡辺雅登を祝詞旁二訪、折柄森島兵藏御患筋之義
内々厚取持之義を頼置也、佐藤益之丞亡児を吊、矢野犀右衛門江旧冬以来無沙汰二
付、何角之挨拶旁二行、例時出勤、夕未鼓後退、退出後久野秀太郎御用向二付入
来、謁入

廿日、丙辰、晴、余寒強、朝御用向二付河瀬極人江參候処、出仕中之由二付御館江
出、謁入、歸掛此御方御館江出仕、御機嫌を窺、退也、午後又御用向二而出勤致入也
廿一日、丁巳、晴、余寒纒緩、例時出勤、夕八半時退、平野伝右衛門江倅御雇之
歎二行也、慈君夜中辻方御歸り被成也、長武左衛門来話入

廿二日、戊午、曇、午後雨、寒、例時出勤、夕申鼓前退、夜中七書講会、堀尾勝
登・岡島平之進・武内保之進來、当年初会故、跡二而酒を饗入、今朝西向寺江代參
兵藏遣入也

廿三日、己未、晴、風吹、余寒緩、御吉例御祈禱二付出勤、明星院不快二付為院代

*光明院被出、前後及挨拶、御料理出候節相伴相勤也、夕玉放見分ニ出ル、如例御祈禱之御供物頂戴被仰付、留守中受取置候ニ付、帰宅之上御用達へ紙面を以御請申出候也

廿四日、庚申、曇後雨、復余寒強、例時出勤、夕八時過退、慈君・家小夕方堀尾へ被招御出、饗有之候由

廿五日、辛酉、晴、余寒聊緩、例時出勤、夕八時比退、今日月次御講釈初二付麻上下着出ル、御内密御用向有之、在中へ微行ニ而罷越候様御内命を蒙也、其実者備後矢川村迄罷越候様ニ被仰付也、奉畏、右ニ付森島兵藏拝借之義御用人中迄及噂、御聞届ニ相成也、依而明後廿七日出足ニ致治定、申出ル

廿六日、壬戌、晴又曇、夕微雨、温也、大島五兵衛内々為暇乞入来、平野伝右衛門同為見舞入来、深江静衛来ル廿九日引取候旨ニ而暇乞旁ニ入来、夕方為窺御機嫌御表・御奥江出、深江静衛へ暇乞ニ行、堀尾江も留守頼旁ニ行、岩崎良之進江も当年未祝詞ニも不参候故卒与参、伝右衛門方江も留守頼旁ニ行也、暮前御奥江召候而御ニ所様御目見被仰付也、夜堀尾勝登暇乞入来、留而酒を饗入、折柄岩崎於よし并伝右衛門も来、田中美五郎昼方来、何角見合呉ル也、妙慶院・西向寺江清太代参^(馬越)遣又也、御奥方天満宮之御供物拝領仕也

廿七日、癸亥、晴、暄、夕曇、朝六時過微行ニ而出立致入、右之通故兵藏ニ手槍を為持、政藏ニ両掛持せ出ル也、一貫田美濃屋ニ而行厨を喫、西条四日市江夕七時前着、宿小倉屋友四郎江申付、当駅者高地、夜寒気強を覚

103 正月

卅日、矢川村者備後国安那郡也、以前者公領^{*}二而、上下村御代官之御支配^{*}二有之由、当时者福山侯之御領知与相成、先年御加増地之由也

塩川社祭神
三社
塩竈大明神
塩川大明神
塩川大明神

廿八日、甲子、晴、暄、尤朝寒冷強、夜引明比西条駅を発、道路霜如雪、新庄^{*}二而行厨を喫、夕七時過三原江着、宿同所東町^{*}二而脇本陣山科屋武八郎へ申付、三原城門之警固嚴重也、姓名之尋有之也、五時前有地震、今日本郷迄者駕籠二乗也、廿九日、乙丑、晴、夕曇、少温、曉七時頃有地震、長く且強、近来二而八珍敷地震也、其後又少震、夜明三原を立、尾道^{*}二而昼認致し、同所方宿駕籠二乗、夕七時過今津駅方三里、神辺之手前^{*}二而中津原与云所へ着、中津屋董助与云農家江宿入、芦田川を越而二丁許、道端之家也

晦日、丙寅、晴、暖也、夜明方中津原立、此所方人足相對雇^{*}二致、宿駕籠言挺、夫持共三人二而金巻歩^{*}二而参也、横尾を右二見、小川堤二沿而東北へ向上ル、夫方加茂川を右江渡、小道へ入、此辺者岩成与云所之由、八軒屋、加茂、芦原等之村あり、芦原二大宮有、加茂明神・八幡宮兩社之由、此所方三四丁行而坂路二成、気坂与云由、九折二而甚険路也、上り詰而上を芋原与云、此処方上諸所方海面見へ、其外連山如波濤、景色甚美也、少シ下り又上ル、此辺北山村之由、北山を越、下坂二成、余程下りて矢川村也、塩川明神之本社谷^{*}二有、十町程隔而神司之宅有之、境内二祠あり、神司者佐藤出羽守与云、初而謁入、倅佐久馬も出ル、一宿を乞、速二諾入、凡九時過着也、夕方風呂浴し、夫方御内御用向申談、其後明神社江詣入、社者小也、何分不絶参詣之人有之趣也、出羽守宅者相心手広也、夜酒を出入、夜雨降

村上家乗 慶応元年 104

- 四日
- 一芝山様方
- 煙草入 一具
- 扇子 三握
- 一高謙院様方
- ぶりき角盆 一
- 石盃 一
- 慈君へ
- 数珠袋 一
- 家小へ
- ふし粉 一袋
- 紅 二猪口
- 元結 拾把
- 敬次郎へ
- 墨 一挺
- 右之通頂戴之仕也

二月 小

朔日、丁卯、曇或晴、又曇、暖、早朝社参、朝五時過矢川村出立、昨日之路を還、中津原二而昼飯認、夕七半時頃今津駅江着、雄剣宮前二而福山屋喜十郎方江宿入、今日者終日致歩行也、当駅之東二福山侯之關所張番有之、往來共国并姓名を名乗而通ル也、福山侯者近頃本藩与御親睦二付而、駅々宿屋・馬継場所其外人足等迄毛至而丁寧也

二日、戊辰、霽降、甚寒、朝五時比今津駅を発、尾道へ帰、玉湊与云角力之亭二休、三津口江之夜船を為蘭合、中之間借切候而帰候分二決、午後尾道街步行、天寧寺・千光寺・泰山寺（大カ）・西国寺等江詣、泰山寺者天満宮江拜、社殿立派也、西国寺之広大立派、京師之寺院二毛不劣、中々以広島寺院之所及二者あらず、浄土寺江者不詣、何分当地者繁昌之場所也、先年此地二遊しより廿一年也、夜六時過新開浜方乗船、々者三津口二而倉屋多助船也、丸三与唱、亥鼓後解纜也、夜露

三日、己巳、晴、風吹、寒冷甚、朝辰鼓後三津口江着船、尾道方海上十三里也、夜中者西風二候得共不甚強候故、案外速二致着船也、船問屋多助方二而朝飯を認、辰下刻三津口発、今日毛終日步行二而日没頃海田市江着、府中辺方及暮、夜戌鼓前無滞致帰宅也、三津口方内海、中畑、川角、菅（田脱カ）、兼広、熊野、平谷、矢野、通り凡十里程也、帰宅之趣手紙を以御用人中江及案内也、平野伝右衛門為歡早速入来、留守中御上御静謐、家内皆々無事也

四日、庚午、晴、寒、例時出勤、御表・御輿共御次迄出、御機嫌を伺也、其後御二

105 二月

五日 御肴 一鉢
紅魚 一尾
右頂戴
鯨 一尾
酒 一樽
切手
右木原江贈、今日者至而
高価故、魚料拾五匁八分
也

八日 啓蟄
夜五時八分

所様共御目見被仰付也、初午二付、御鎮守社御祈禱之御供物如例御頒賜被仰付也、
当年も三之御丸稻荷社諸人参詣不相成旨先達被仰出、御城内淋敷也、夕八時過退、
京都芝山様・高謙院様方不相替御年玉頂戴仕ル也、堀尾勝登・大島五兵衛為歡入
来、夕歸着祝并初午祝意少々酒肴設候二付、堀尾老室・同お芳を招、後室も一緒二
被来也、長束市郎右衛門も今朝年頭之意二来候故、退出掛を参候様約し置、来饗入、
万之進も歡二来、共二饗入、堀尾両人者年頭祝盃之意也
五日、辛未、晴、寒、老女千代浦方奉文二而、此度御内御用向二付在中江罷越、御
用向無滞相勤候段御満足被思召之旨を以御鉢肴拝領仕也、返書二一心之御請申出置、
無程為御請御奥へ出ル也、不存寄御懇之御義忝頂戴仕也、敬次郎義木原慎一郎殿
江学事入門之義、先達而佐藤喜代見を以相頼候处、速二承知之返答有之候得共、此
間中予留守二付致延引、今日方致入門也、夕方喜代見同伴二而参、小学訓導を被授
候由、今日者麻上下着二而遣入、依而束脩之意酒肴を贈る也、夕方頂戴之御肴を披
干拝味仕、依而大島五兵衛・平野伝右衛門を呼而共之、折柄辻清人も御番戻を招、万
之進も近所へ用事有之候由二而不意二来、共々饗入、佐藤喜代見も木原戻りを寄候
様申置、来也
六日、壬申、雨、寒、例時出勤、夕七時退、夜戌鼓後有地震、稍強且長し、地鳴
強し
七日、癸酉、時々雨降、寒、例時出勤、夕八時過退、西向寺江兵衛代参申付
八日、甲戌、晴、風吹、寒、朝辻清人入来、今日午後草津辺迄乗切二参度二付、馬

村上家乗 慶応元年 106

九日、敬次郎午後湯川勝之進詩会ニ参ル、己斐村高野何某亭ニ而引受、酒肴之饗有之候由、高野何某八上田様御家来之由也

を借呉候様ニ申、諾也、堀尾勝登被来、御用向也、夕方為伺御機嫌罷出、夫方藤川・辻江年始祝詞旁ニ行、三宅吉左衛門病氣を訪、辻ニ而八酒出、及暮帰、清人今午後来、馬を致立用、草津迄乗切候由、夕方戻し来

九日、乙亥、曇、寒、例時出勤、夕八半時退

十日、丙子、晴、寒、例時出勤、夕八半時退、今朝月次講釈省(金季)三郎殿被講也、夕方桑原藤之丞来、酒を出、暫咄又

十一日、丁丑、晴、風吹、寒、午後為伺御機嫌罷出、佐藤益之丞江先日入室安座之歡ニ行、堀尾へ先日在中へ参候節何角之挨拶ニ行、夕方河瀬極人御用向ニ付入来、謁入、右ニ付御館へ出仕致又也、敬次郎夕方堀尾へ被招、四十九日之由也

十二日、戊寅、晴、風吹寒、朝有霜、冷強、例時出勤、夕八半時退、御用向ニ付河瀬極人江行、謁入、帰途森岡へ当年未祝詞ニモ不参候故訪之、酒を出、入夜帰、坪内久米之介江も先達而知行御増之歡ニ卒与寄也、下地五拾五石之处、六拾五石ニ御直之由也、上田辰之進様兼而此方様御養子ニ先年以來真之御薄約束被為在候处、近来御腫物ニ而兎角御困被成、全御疥癬毒ニ而容易ニ御全快ニモ難被為至御様子之由ニ而、此度御和談ニ而右御薄約束不被為在以前へ御引戻ニ被為成候由也、今朝堀尾亡兒四十九日之由、寺江代参遣又也

十三日、己卯、晴、朝峭寒、例時出勤、夕八半時頃退、御奥方八十八賀餅之由御分賜被仰付也、御宇衛様先日以來御内々被仰付候御用向骨折相勤、御満足被遊候との御事ニ而、御肴一鉢御内々頂戴被仰付、御懇之御義奉感戴也、今朝堀尾勝登法事

107 二月

鉢 花鮓 以上	鉢 ちさせん 猪口醤油	鉢 さし身 紅魚	三ツ物 八寸 白魚 井 酢漬 うと	鉢 蓮こん 石焼同 香たけ 九年甫	十六日夜 苞蒲鉢 蓮こん 石焼同 香たけ 九年甫
---------------	-------------------	----------------	----------------------------	-------------------------------	---

之節何角之謝ニ被来也

十四日、庚辰、朝曇後晴、寒冷稍減也、今日此内方彼是古江辺江山獵ニ參候由、勝登も被參候由ニ而敬次郎被誘、早曉方參也、夕八時頃、東方出火之趣ニ而、火見方板木を叩候二付、早速致出場候処、仁保島(丹力)巨那浦之由二付、御機嫌を伺退也、今朝山村靜登入来、時候見舞旁少々不私用事も有之也、入夜敬次郎歸、今日者兎二頭、狐舌匹捕獲候由也、夜雨降

十五日、辛巳、曇、暖、例時出勤、夕八半時退

十六日、壬午、雨、暖、後雨歇、例時出勤、夕八半時頃退、妙慶院江敬次郎為參也、御出入之御用達所詰御歩行組今井小左衛門を呼、極夕来、御家事二付内々周旋筋御頼之義申談、跡ニ而勝手江通し酒を出、平野伝右衛門取持ニ来、後大島五兵衛も来、深更迄寛話、相心ニ酌訂して去ル也、饗応者上之御払出ニ候得共、田中美五郎を借用、手前ニ而何も取計也

十七日、癸未、晴或曇、寒、未鼓為伺御機嫌罷出、夫方木原慎一郎殿へ敬次郎入門之挨拶二行、山中碩庵老・三木十左衛門殿江早々祝詞来儀ニ預候謝二行、妙慶院江參、又蔵田庫之進を訪、桑原吉郎二を訪、桑原ニ而酒を出、入夜帰ル、佐藤益之丞此間歡之挨拶ニ被来候由也

十八日、甲申、晴、峭寒又返、例時出勤、夕七時過退、今日藤田敬次郎殿并御坊主牛尾立佐御立入与して初而被出候二付、挨拶ニ出ル也

十九日、乙酉、晴、余寒復烈、例時出勤、夕七時前退、丹羽正蔵娘此節痘之由、家

〔十七日、此節尾州公方御使者与して御用人左之仁見江、全御挨拶之御使者与申事二者候得共、旧臘尾州公速二御陣弘之義御達し被成、御自分二も御引弘被成候義些御手違事有之候二付、公儀之御首尾不宜、右二付而猶又長州之動靜探索且鎮撫旁御差向之義与内々相聞候也

〔滝川又左衛門

去冬御参集之諸侯方御陣弘之義八、御老中阿部豊後守様方爰元御参集之稲葉侯江御奉状来、夫二依而右様御速之御所置二相成候処、右之御来状全贖物二而、決而從公儀之御達二者無之、依而此節

小方見舞二猩々を贈る也

廿日、丙戌、曇、余寒依然、朝堀尾勝登を呼、同方内室之義二付内々申談義有之、此間伝右衛門来、申聞候義有之二依而也、先達而玖波村江出張有之候森島佐伊記殿初御人数不残明廿一日引取之義被仰出候段、御年寄衆より申上有之候由也、尾州様御家老滝川又左衛門并為附屬寺山鞆負・林五郎四郎・林左門・久野良藏今日登城、御達被為在候趣も申上有之候由、滝川者御用人と兼而承及候得共、申上者右之通也、〔御宇衛様今日海蔵寺江御参詣被遊候由也、〔千比呂能美南曾古与云標題之秘録を此間拜見被仰付一覽致又、右者水藩之士石川虎藏与申者去七月頃返忠致し、加州侯江内訴二及候而内々問答之始末を記候書也、右書二而見候得者、水戸老公并当中納言様共三四年謀叛之御企二而、是迄表二攘夷を唱、国家江大忠義を御尽し被成候姿二有之候得皆御謀計二而、其実者、丑年以來外夷江戸内海へ乗入、侮慢之所行二及候も全水府方内通二而來候趣二而、天下を一応動乱為致、其機二乘して幕府を攻亡し、天下之權を掌握せんとの計策二有之候処、幕府二其人ありて掃攘二不至し八徳川家御武運之強キ処二有之趣、就而八慎徳君・温恭君之薨御者全水府之所為二有之、彦根侯非命之死、江川氏之死も皆老公之命而使為事之由二相見、実二言語道断之次第、其根元者本居之神道学二御帰依有之方右様之左道二御蹈迷、其道を以御家来鼓舞被成候故、御家来も一同二服從致、不義を正義与心得違、一國皆謀叛二与、各其方二尽力致候事之由、水野故越前侯も御一味二有之し由、切々驚入たる珍事也、由是觀之時八長州杯も全水府同服方去七月之如キ暴動二も至候事与被考、甚

109 二月

其御穿鑿強く有之候処、
備中板倉駅之上、備前新
駅辺方繼立來候もの相
見候之由也、不審成事共
也

廿一日、脇坂淡路守様御
使者今日登城之由也、板
倉周防守様御使者去ル
十九日登城有之候由、姓
名左之通

御用人

田那村勘兵衛

今日之分姓名者不聞

廿一日、長生院様八伝正
院様之御前様也、紀州高
野山江も御代參被仰付候
之由也

廿三日

春分

夜四時五分

可恐可懼之時勢也、嗚呼、夜伝右衛門來、今朝勝登江話合置候趣一応咄し置也

廿一日、丁亥、晴、余寒尤猛酷、例時出勤、夕七時前退、朝堀尾勝登被來、昨朝
之返答、何分家内生得氣二不合候故、無拋離縁之外者有之間敷との事也、依而猶笑
石老得斗咄合可申与申置也、夕堀尾笑石被來、前文之義二付申承候義有之、何分得
斗可被考旨返答有之也、夜七書会、平之進(同馬)・喜代見(佐藤)・甚吉郎(藤川)・保之進來也

廿二日、戊子、晴、余寒強、朝霜繁、午後者稍些暖を覚、例時出勤、夕七時前退、

西向寺江兵藏(森馬)參詣為致也、朝笑石・伝右衛門入來、極夕堀尾後室被來、皆以此

間以來之一件也、長生院様一百回御忌、今日於明星院一朝二座之御法事御執行有之
由、旦那様御寺詣として御出被遊、殿様御不參、御名代主水様御勤被成候由也、藏
田庫之進弟左太郎病死之由、小谷患助方昨日之日付二而為知來、使を以悔申遣入、此
間訪候節、全馬痺風之仕出二有之様子二見受候處、終二右之症二而死候由也

廿三日、己丑、晴、余寒稍甘、聊春景を覚、朝御乘馬江出、久振致乘馬也、御館

江も出ル、上田龜之助様今日御前髪御執、典膳様与御改名被成候由也、片岡弘來、
話入、主水様方御到來之御赤飯御奥方御頒賜被仰付也

廿四日、庚寅、晴、稍暖、例時出勤、夕八時半時退、西向寺江兵藏代參申付

廿五日、辛卯、晴、暖和、例時出勤、夕八時過退、中津屋後家來宿、御抱内櫃苗
之植付有之、予屋敷内江も六本植させる也、夕岩崎およし・辻清人入來、到來河漏
を饗

廿六日、壬辰、晴、暖氣甚、朝主水様江為御歡出、中村忠左衛門調、丹羽正藏江

〔龜之助様左之通御改名之由〕

上田典膳様

〔典膳様当月之初頃歟、日者寝与不承候得共、夜中只御言人密二御門外被成一六船之問屋若国屋江御出被成、大坂江便船二而御出被成度旨御頼被成候処、其体甚不審、且御言人之事故、何れも諸人無之候而八得御乗せ不申旨を申し御断申上候処、又近所之店へ御出、請人二立くれ候様御頼被成、然処其店屋之者何そ様子二も有之候而、龜之助様を承知罷在候事共大二訝、早速近所之御家人江及内通、夫方直二上田様江及内達、御迎之者参り窃御

娘痘済見舞・歎旁二行、歸り掛御館江為伺御機嫌出ル、〔午後又神田社江参ル、敬次郎も伴入、加賀守方二而如例神酒を出、夕七時過歸、敬次郎者辻・藤川江寄歸ル也、〕今朝堀尾後室被來、夕又笑石被來也、此間以來之嫁一件得斗被申値、勝登之処も居合二至候間、余者何も被相任候間、宜取計くれ候様二与之事也、〔夜中家小妙慶院・西向寺・興徳寺等江参、〕七書講会、勝登・喜代見・平之進・甚吉郎・保之進來

廿七日、癸巳、曇、暖甚、〔朝平野伝右衛門を呼、昨日之一件申談、同人義毛素方無兎角、安心之趣申聞也、〕例時出勤、夕八時過退、〔夜中伝右衛門室・堀尾内室共呼、内々厚教諭二及置也、〕今朝西向寺江兵藏代参申付

廿八日、甲午、曇、復寒、〔例時出勤、夕七時比退、〕板倉周防守様方当所へ御使者有之、御親睦御頼二付而八東城表江も藩中相見、此御方御家来江も於同所出会被有之度旨二付、致出会可然との義、御年寄衆方大御目付衆通り御達有之、依之平野伝右衛門・平川静一郎・岩崎瀨平明後朔日出立、東城表江被遣候旨被仰出、郡方方者御步行筆頭黒川左内与申仁参候由也、〔木野一馬為知之紙面達、昨日御叱二而御役御免、外様御馬回り其儘小方為御固被差置候旨被仰付候段申来ル、外方承候処、近頃不勤二付右様之被仰付二有之趣、跡役者横関源左衛門へ被仰付、勤中御出頭同格被仰付候由也、〕平野江敬次郎見舞二遣又

廿九日、乙未、曇、復返返、寒風峭、〔片岡弘入来、黄蠟漂白之義を試験入、術未至歟、白色二不至、却而黒色二变也、〕堀尾後室被來、同方嫁夜前從平野被帰、殊之外

III 三月

供仕り歸候由、如何成子細有之候而右様之御次第二有之候哉、甚之珍事与此節專之風説有之、虚実八不察候得共、兼而八御前髪、引統御乗出被為在御手組二相成居候趣内々承候義毛有之候得共、御乗出者暫御延引二相成候由、如何何様一不審之事也

二月九日

御大老

酒井雅楽頭様

程合宜敷由挨拶有之也、平野伝右衛門明朝東城出立二付、為暇乞入来、此方方毛敬次郎遣入

大坂方申来候内

正月廿五日

野州宇都宮七万七千八百五拾石

戸田越前守

名代

近藤主税之介

*野州辺賊徒及暴行候二付、為討手公儀御人数被差向、諸家江討手被仰付候節、其方江毛同様被仰付候処、右賊徒之内、其方家来共從來關係致候者毛有之、其上家来共出張彼是不都合之趣相聞、且心得方等毛等閑致候趣、畢竟家督以来家政向不行届故、終二右之義二様之次第二至候段不都束之義二被思召、依之急度可被仰付処、格別之御宥免を以領地之内二万七千八百五拾石被召上、隠居被仰付、急度慎可罷在候

三月 小

朔日、丙申、曇時々夜飛(雷脱力)、寒冷殊甚、例時出勤、夕八半時退、今朝伝右衛門出立家来を遣為見立也、夕木野謙蔵入来、同方被仰付者全外方承候通之事二有之由、畢竟昨年者暫瘰疽二而難義、其以来今以本快復二毛無之様子、右様之事二而去冬以来之御時勢二付而毛暇々精勤無之様之事与被考也、屋敷毛松田峰登屋敷へ御替被下候

村上家乗 慶応元年 112

二日、太守様、廿日市辺
江御遠馬被遊、御供馬数
十騎参候由也

由也、峰登義者旧冬岩国之飛脚を致殺害候義内分ニ難相濟、其以來爰元ニ而田坂平
大夫方ニ御預けニ相成候由之処、此度小方之屋敷を明、家内向当所へ引取被仰付候
由也、夜雪降

二日、丁酉、朝屋上有積雪、寒氣強、甚不順氣也、終日曇、午後為伺御機嫌出仕、
蔵田庫之進吊使之謝与して入來、夕長武左衛門來話

三日、戊戌、晴、些暄、朝麻上下着、為御祝詞罷出、如例御登城前於御居間御祝詞
申上、御輿へも罷出、御宇衛様御目見仕、御手付熨斗被下之也、下り候而不相更御
雜飾拜見被仰付、御備之白酒を頂戴仕ル也、森岡万之進來、祝酒を饗入、慈君夜
前八氣候ニ御中被成候歎御慄有之、今日者御平臥被成也、此節之不順氣全年頭頃之
氣候ニ准スル也

四日、己亥、晴、些暄也と云共風者至冷也、風邪氣不快候ニ付、今日者出勤不致、
終日尊上ニ用心罷在也、慈君今日も御用心被成也、主水様方此間御歎ニ出候御挨拶
御使被下、御用人中迄紙面を以御請申出候也

五日、庚子、曇、夕雨、稍暖、今日者快候得共、終致用心也、朝長武左衛門來、
神応院江花を見ニ参候様兼而伝言之趣も有之、薄々今日を期置候得共辞入、徳川
寿千代様御逝去ニ付、於爰元も今日方普請者三日、鳴物八七日停止致、火之元別而
念入候様ニ与の御移檄出ル也

六日、辛丑、晴、暖、風邪弥快ニ付、今日方例時致出勤、夕八半時頃退、大坂便
二、旧冬加州江降参之水戸浪士、正月中旬從江戸田沼玄蕃頭様并御目付衆御越御請

113 三月

十日

清明

今晚七時一分

八日、讚州高松平讚岐
 守様方旧冬為御旅館御下
 屋敷御立用被進候為御挨拶、
 左之通御拜領被遊也
 縞縮緬 拾端
 鯖子 一箱
 右縮緬者料二而白銀
 七拾枚也

取有之、越前敦賀表二而土蔵十六ヶ所江牢舎之姿二而入有之候処、去月四日大將武
 田耕雲齋を始として廿四人死刑二相成、同十五日百十九人又百廿人被殺、右之残も
 定而尽死刑二可相成様子之旨申来也

七日、壬寅、曇或晴、夕雨、俄暖、石内・古江御山所江櫛苗植付為見分已鼓前方相
 越、極夕歸ル、出掛御館江為伺御機嫌罷出、今日者渡辺雅登被行、御山方星野武平
 次・長束吉之進參也、大髭山方雨降候也

八日、癸卯、晴、暖、朝大島五兵衛来、午前為窺御機嫌出ル、九半時頃御用人遠
 藤佐兵衛殿手紙二而被申談義有之候間、早々御城江出候様二与申来、則如例中之口
 江出ル、御用達御書方御步行組岩部左平次出會、誘引二而紅葉之間御椽側江出、佐
 兵衛殿被謁也、御用向者讚州高松侯方御使者有之候由二而、此御方様江も御拜領物
 有之候旨被達也、謹而承之、罷退、直二出仕申上候也

九日、甲辰、晴、復少寒、例時出勤、夕八時退、退出後渡辺雅登同伴神応院江適
 長武左衛門誘引、庭之泉石兼而聞しに勝る絶景也、堂前之桜も亦好、和尚初而謁入、
 茶并菓子を被出、暫閑話及晚景、和尚近日上京、且今晚者敵島へ渡海之含二而、何
 角取混し不被饗段不本意之挨拶有之、帰途武左衛門方二而達而留、到来物有之由二
 而微饗二逢、入夜帰宅、山村静登過日雜祝之謝与して入来
 十日、乙巳、晴、暄、例時出勤、夕八時退、月次講釈梅園順次郎殿被講也
 十一日、丙午、朝曇後晴、暖、午後為窺御機嫌罷出、長武左衛門一昨日之謝二来
 十二日、丁未、曇、朝少雨、例時出勤、夕八時退、敬次郎山村江被招昼方行、堀

村上家乗 慶応元年 114

十六日早晨
 酢わへ
 香茸
 油あけ
 れむこん
 こんにやく
 けむ
 白みそ
 苞とうふ
 御汁 粒椎たけ
 青み
 御飯
 御香物
 御坪 わらひ
 さわく
 御生薑
 飛龍頭
 竹の子
 ふき
 しる苺
 三ツ葉
 木の芽
 御菓子
 焼饅頭
 卷せんへい
 吹よせ
 以上

尾家内皆々被行候由也、夕万之進来話、酒を饗、夜戌鼓雨降雷鳴、追々雷雨共々
 烈敷、夜半後二至雷不絶、声兩三声震、变気也
 十三日、戊申、雷鳴今曉二至罷、例時少早出勤、夕八時過退、郡御奉行佐藤源右衛
 門殿・服部権右衛門殿御立入初而被出候二付謁入、源右衛門殿者始而逢也、頭庄屋
 共御目見も有之、如例御用所二而謁入、飛驒様去ル十一日三原御出船二而、今日当
 所御着被成候由、何之御用事二而御出府候二哉、夕晴、又寒
 十四日、己酉、晴、朝寒、佐藤源右衛門殿昨日初而被出候為挨拶来儀有之被申置、
 堀田勝太郎殿来儀、謁、借銀事二付過急之内談有之、辞入、夕方為窺御機嫌罷出
 敬次郎午前方家来を連西山江探蔵二行、夕方帰、今日於海蔵寺桃岳殿・花林様・
 *心海殿御法事御執行被為在也
 十五日、庚戌、曇、寒、朝例時少早出勤、夕八時過退、今日中川慎太郎初而為御目
 見罷出、謁入、*東年城町年寄井同格等年頭御目見有之、予も如例謁入、退出掛谷口岩
 次郎御抱二付目見、如例書院台所口板間二而通り掛詞を掛ル也、服部権右衛門殿此
 間之挨拶与して被来也
 十六日、辛亥、晴、朝甚寒シ、先考御祥月二付早晨祭祀如恒規勤之、朝妙慶院江
 参詣致候処、先考御位牌出し無之、靈供も備無之候二付、小僧生龍へ逢嚙致置也、
 例時出勤、夕八時過退、慈君午後駕籠二而妙慶院江御参被成也、夜七書講会勝
 登・平之進・保之進来、辻妹子供不残連泊掛二来、当年始而也
 十七日、壬子、晴、寒シ、朝賞心流劍術見物二出ル、且堀尾江見舞、夕方主水様
 (上田)

115 三月

夕

御茶

豇豆飯

先達而高松侯方御頂戴物被為在候二付、六丁目御多門住居之面々江左之通御配分被下、且御多門明退前後両度之御貸銀悉皆御取消し被下也

金貳百足ツ、

知行格

銀五兩ツ、

御小姓組

金百足

御步行組

鳥目志々文

足輕

同七百文

小回り

十九日、午後有地震

平野伝右衛門昨日歸着

月次御集会二付而御出被成、折柄書生之席書御覽二付為席詰出ル、今日於御書院席書有之也、夜森岡弟婦泊掛二来ル、子供兩人来ル也、敬次郎今日席書へ出、諸口紙三束頂戴仕ル也

十八日、癸丑、晴又曇、暖、例時出勤、夕七時過退、平野伝右衛門今日從東城歸ル、去ル十二日松山侯^(坂倉勝勝)之御境掛り林富太郎与申仁見へ、十三日三応对有之候由也、今日馬術出精組江御馬御貸被下、祇園迄乗切有之候由、手馬者此間内方足を痛候故不出、夕森岡万之進・辻清人来、酒酢を饗入、弟婦・妹共歸ル

十九日、甲寅、晴、暄、例時出勤、夕八時過退、京都高謙院様方、来ル廿三日花林様御年回二付、何ぞ御菓子二而も被下度思召二候得共、御取急二而其御義も不被為在二付、何ぞ爰元二而調、御茶頂戴仕候様二与との御事二而金廿五足拜領被仰付也、京師も不相更不穩事二而、閑東与何角与御押合事有之、閑東兎角御不手際多候由、毛利大膳殿父子并五卿方何分二も閑東江御召下二相成候段重而尾州前大納言様江被仰出、大膳殿御父子者尾州御人数御警衛、五卿方者筑前侯・肥後侯・肥前侯之御人数警固之義被仰出候由也、夕桑原吉郎二過日参候謝入来、酒を饗

廿日、乙卯、晴、暖、午後為窺御機嫌出仕、細六郎殿来儀、謁入、坪内久米之助先日歡二参候謝入来

廿一日、丙辰、雨、復寒、例時出勤、夕八時過退、今日花林様御正当、高謙院様方頂戴之金子を以田楽を製、打寄拜味仕候也、夜七書講会

廿二日、丁巳、晴、寒、妣廟御祥月二付、早朝西向寺江詣、例時出勤、夕八時退、夕

何角之謝入来

廿一日夕

御茶

煎豆飯

掛御武具役所へ寄、見分事有之也、方関東へ御沙汰之写、左之通京都方来ル、虚実者未詳歟

大樹上洛之義老中兩人江御沙汰有之通、外夷之大患、長防所置之重典危急之世体、皇国治乱之境、別而被惱宸襟候、(又脱力)将今般毛利大膳父子出府、(三奈)実美已下之呼

下之命不穩之次第、此上相当之所置を失ひ、變動を醸候而ハ、内外不可救之勢

顯然二付、本ノマ、暫ク間、諸大名之參勤、妻子出府之義二於而八褒勅之次第モ有

之候間、去ル文久二年之令ニ復シ、猶其未大樹上洛之上、結句永世不朽之国是

熟評被聞召度候間、何分ニモ迅速発途、被安宸襟候様可致、過日老中參内之節、

右等之条々委細可有御沙汰之処、其儀無之、重而被仰出候事

廿三日、戊午、晴、暖、堀尾笑石被来、内談事有之也、今日御二所様(上由)主水様江御

出被為在由也

廿四日、己未、晴、午後曇、暖、例時出勤、夕八時退、西向寺江敬次郎參、木野

一馬屋敷替之由二付、為見舞夜前番船便ニ而清太を遣入、(鳥越)今夕歸ル、去ル十七日ニ

引徙相濟候由、松田盛登跡屋敷之由、木野跡江者横関新三郎參候由也、夜雨大二降

廿五日、庚申、雨、夕晴、又寒、例時出勤、夕八時後退、大島五兵衛亡母三回忌

取越法事之由承候二付、寺江代參遣入、夕方御奥江召罷出、今日飛驒様方御着御到

来、御披巾之由ニ而御酒頂戴被仰付也

廿六日、辛酉、晴、寒、朝御機嫌伺ニ罷出、夜前之御受老女迄申上也、堀尾へ用事

有之、行、夫方御軍備為見物与して出ル、堀尾家内今日皆々長束市郎右衛門方江被

廿五日

穀雨

朝四時七分

117 四月

廿九日、妙慶院へ備物左
 之通
 作善料 銀三兩
 靈供米 精三升
 塔婆料 銀式匁
 朔日
 御出頭役
 御歩行組支配
 伊藤徳之助
 御目付同格
 御用達定加
 佐藤喜代見
 御勘定所詰
 御当用方
 長束清次郎
 二日、御奥方実応内仏江
 花数種拝領被仰付也、奉
 感戴

行候由、敬次郎も被招行、夜七書講会
 廿七日、壬戌、曇又晴、寒し、例時出勤、夕八半時退、朝西向寺江兵蔵代參申付、
 退出後野口金兵衛来、有御用談、今日御二所様、六丁目御館江被成御坐候而、小
 幡三養先生御招、幼子を連被出候由也
 廿八日、癸亥、雨、寒、例時出勤、夕七時過退、今日八夕方飛驒様御出被成候二付
 御送迎仕、御機嫌も伺也
 廿九日、甲子、晴、寒、来月三日実応三周忌二付、妙慶院江法事之義頼遣、寺納物
 も遣入也、一昨廿七日少将様五日市辺御歩行被遊、寺田村製菓御場所へも御出、折
 柄此御方石内村製蠟之水車御覽二不意二被為成、製蠟之業等暫之間御覽被遊、殊之
 外御慰二被為成候由也

四月 大

朔日、乙丑、晴、寒、例時出勤、夕七時前退、堀尾笑石入来、嫁之義二付内談事有
 之、何分嫁之生質甚狭隘、伝右衛門夫婦教導方も兎角熟与無之二付、迎茂永熟之義
 無、寛束、且勝登処も氣二不合方之事歟、我儘之仕方も矢張有之哉与被考、彼是以速二
 離縁之運二相成候方双方之為与存候故、其趣を以及返答置也、夜伝右衛門来り、堀
 尾之方娘今晚逗留二来候由申聞、彼是異見旁存寄申述候義有之也、今日御役替少々
 有之
 二日、丙寅、晴、暄、朝者寒、為伺御機嫌罷出、伊藤徳之助・佐藤喜代見為吹聴入

二日夕
酒肴

酢醬油
井 ちらひ
巻大根

葛煮

八寸 竹子
ふき
石焼とうふ

和会物

深鉢 こんにやく
つと

茶漬

皿 酢和会

すめ

汁 すと豆ふ
しみ竹
めうか

飯

香の物

平 紅切
からし

以上

来、^{*}桑原嘉東太倅病死之由、使を以悔申遣入也、^{*}実心三回忌速夜二付、夕七時過
妙慶院弟子生龍来、於内仏回向並百万遍を繰也、相濟而酒茶漬を出入、外招候面々
左之通

辻清人 森岡万之進 平野伝右衛門 岩崎於よし

田中実五郎家内共 木原清次郎 森島米蔵母^{*}

三日、丁寅^卯、朝曇後晴、夕又作雨、暖、^{*}実心法事二付朝妙慶院江參、回向中詰、法
事申前後共左之通參詣二預也

平野伝右衛門 岩崎良之進^{*} 大島松太郎 堀尾氏代參

田中実五郎 木原清次郎 森島米蔵

例時出勤、夕暮前退、今日者御年寄辻將曹殿御内用二付而夕七半時頃被出也

四日、戊卯^辰、雨後晴、朝白雨之気色二而雷鳴数声、中一声迅雷二者無之候処大ニ震

無程北ニ当炮烟之如干烟氣湧騰、後ニ承候処、御武具役所裏川成北方第二番之櫓崩

倒候由、全裏ニ炮薬有之候処、雷火ニ而発し候もの相見、櫓者夫か為ニ崩候与被

考候趣也、^{*}例時出勤、右雷震ニ就而御表・御奥共御次迄出、御機嫌を伺ふ也、夕八

半時退、^{*}三宅益登何角之返礼入来之由也、^{*}丹羽正蔵方横関新三郎屋敷江二日ニ引

移候旨為知来也、^{*}佐藤喜代見妻夜前引越婚姻整候由、一心使を以歡申遣入也

五日、己辰^巳、晴、寒冷、不順気也、夕為伺御機嫌罷出、佐藤江此間喜代見軼役并婚姻

濟之歡兼而行、堀尾へ見舞、内室家風ニ不応候二付、平野方へ和談之上差戻、被及離

縁候段駆合相濟候二付、明日達し被致候含之由也、^{*}今日御家中惣出仕之由、且那樣

119 四月

三日、妙慶院へ塔婆備

辻氏

岩崎氏

五日、小倉恒助方、古甚右衛門七回忌取越法事之由二付、隆向寺江代参遣又也

八日

初垂蚊幘

十日、武内保之進方古純介七回忌取越法事之由、心行寺へ代参遣又也

十一日

立夏

夜五時六分

御登城被遊候処、御家中近來勝手向弥増難渋之趣、且方今之形勢も有之、格別を以当年方知行物成五步方御甘メ四ツ物成、御切米等も右二准御直被下候旨被仰出候由也、誠二天保六年一度四ツ物成被仰出候以来卅年余ニして四ツ物成二御戻、殊二当度者格別之御趣意ニ而節儉筋者少も御弛ニ無之、且御家中一統公借御捨被下、其外借銀片付方も御趣法立を以御世話被下候旨被仰出候由、切々近頃ニ無之御美政、実ニ恐悦之至、奉感戴候次第也

六日、庚午、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、飛驒様(浅野)今夕此方様御出被成、御相手

乗馬御覽被成、夫方御輿ニ而御饗心被為在候由、予者御用向有之、御送迎ニも不罷出候也、堀尾内室離縁之達今日相済候由也

七日、辛未、曇、不順ニ寒し、例時出勤、夕八時退、西向寺江代参兵蔵遣又也、

来ル十六日・十七日権現様御法事御執行二付諸事穩便二仕、火之元別而念入候様ニとの旨御移檄出ル也

八日、壬申、晴復曇、寒冷、堀尾笑石被来

九日、癸酉、晴、風吹、稍暖、例時出勤、夕九半時頃退、今日出精組御貸馬ニ而祇園辺迄乗切有之、予も手馬先日以來足を痛候故、佐藤氏馬を借用ニ而参ル、夕七半時前帰ル、木野謙蔵・岩崎良之進母人来之由、岡本主馬殿、来ル十二日江戸へ出船被致候由ニ而、暇乞として被来也

十日、甲戌、晴、寒、例時出勤、月次講釈(金子)省三郎殿被出也、夕佐藤江被招行、有饗、重々之含事有之由ニ而、兼而厚意之噂有之也、堀尾勝登・大島五兵衛・森仙太

十四日、渡辺氏良義院殿
七回忌取越法事有之由二
付、寺江代参二家来遣又
也

同夕

すめ

吸物

おこせ
まくり
柚の花

三ツ物

鉢 かまほこ
竹の子
ひしき

八寸 葛煮

鉢 大根
まき

鉢 たいさし身
たこ

吸物 鯛
あら

鉢 花鮓

以上

郎等会入

十一日、乙亥、晴、寒、堀山容齋御立入与して初而出候二付、巳鼓後出而謁入、午
後岡本主馬殿江暇乞二行、山村江節句之祝餅被惠候謝、丹羽正蔵江此間屋敷引移之
歎并内祝被贈謝旁二行、同方二而被留、夕迄話、酒出ル、島本広右衛門殿江御役成
歎二行、水谷江見舞、帰ル、夜七書講会

十二日、丙子、晴、暖、例時出勤、夕八半時過退、軍用幕巻双先達而紋染入相調
今日悉皆出来二至也、是二而軍用之品必用物凡一通り相調致安心也、佐藤益之丞此
間之返礼二被来也、堀尾笑石被来、長束市郎右衛門方養母之三十三回忌、亡妻十七
回忌、且養父故市郎右衛門来年五十回忌一緒二取越、来ル十七日二法事致候由、然
ル処右三靈共当家与者格別二懇切二致候事故、当日夕何卒話二参り吳間敷哉、下地
を吃与なく咄試呉候様市郎右衛門頼候由二而内話有之也、段々之厚意深く謝し置也
十三日、丁丑、曇、午後雨、時々暴降、全似白雨、暖、例時出、及暮退、夕方主水
様御出被成、御立座之節御送り仕、依而遅刻二相成也、飛驒様今日御出船二而三原
江御戻り被成候由也

十四日、戊寅、朝雨、巳鼓後方霽、暖気也、朝為御機嫌伺出仕、午後水谷伯母氏
御出、八十郎妻縁之義兼而久留杏蔵娘を薄約束相済居候処、此節二成八十郎好二無
之旨申、今更甚気毒成義、夫与云も何れそ朋友之内藁ヲ焚候者有之歎与被考候与之
旨二而内談有之、予存寄申置也、夕方山村静登・深町真喜太を招饗入、堀尾笑石も
相手旁二招、入夜迄緩々被話、水谷伯母君も一緒二饗入也

121 四月

十五日夕、木野謙蔵来、明後十七日小方之方へ参候由申聞、酒を出入
 六丁目大小路松浦宮吉殿極困窮之処、買掛之催促二迫、去ル三日夜夫婦諸共家隣之屋敷へ忍入、武器・着物之類大分被盜取候之処、早速二致露頭町方方参候而直二座敷牢江入、内相者白神社司野上氏二付、同家へ引取、困江入候由、宮吉殿者随分宜敷出来之人二而、年齢も廿五才二候処、実二貧苦二迫、風与出来心二而右之次第二移、其後無程御甘々米之被仰出も皆人甚愍之候之由也
 京師去月廿六日、祇園新地辺出火二而頗大火与相

十五日、巳卯、晴、暖也、例時出勤、夕八時過退、佐藤益之丞御用向二而東城表江被遣、今日出立被致也、尤無屹被相越候二付、申合而双方暇乞往来者略し候也、岩崎良之進方初職今日建候由、敬次郎被招参也、今朝御用向有之、佐藤源右衛門殿江行致応対、郡御奉行也

十六日、庚辰、晴、暖和、順候也、妙慶院へ兵藏代参申付、例時出勤、夕八時退、左之通今日被仰出也

当年方御減石御甘々之義被仰出候御趣意八過日相達、一統承知之通二候、然ル処、此御方二おもても御家来御撫育筋御手厚二被成下度思召之義者累年之御事二而、色々御含之御廉合も有之候得共、御所存二不被為任、御不本意被思召候処、此度之御甘々米実二辱思召、殊二格別之御趣意柄も有之義二付、此御方二而八御上納物御合力米動キ等之外者聊御世帯之御助足二者不被遊、悉皆御引当、猶其余も色々御取合せを以当年方左之通二被成下候段被仰出候、尤近来彼是与御趣法之筋御発起二も相成居候義二付、追々御融通之御目度相立候上者、尚段々御手厚之御含筋も有之候間、御趣意之程何れも奉恐察、弥以文武之心掛不怠、平常之暮シ向八随分勤弁相尽、非常之事柄二臨、御不覚不相備候様屹思慮有之、御役方之輩者御取締筋忽緒二不相成様、手厚二可被相心掛候、是等之趣得斗申聞候様二との御沙汰二候
 一 当年方御扶助全御仕向被下候事
 一 夏貸之員数、当年方十一月渡り御切米之内を以、増渡二被成下候事

成 北者古門前通、東者
祇園下近所、南者建仁寺
北門、西者川端迄及焼失
候由也

廿一日早晨
すわへ
油あけ
御皿 こんにやく
れんこん
うと
木くらげ
けむ

一 御役料・鼻紙代・切符之類、已後者米ニ御直シ、時々相場を以、代銀ニ而ニ季
渡リニ被成下候事

一 師役料・菓種料・稽古料等増方之義者、当暮ニ至可相達事

一 右之外、御褒美・御祝義并月々之銀渡り物等八先ツ是迄之振合ニ候事

一 年賦返納銀御払捨等之御取捨有之候事

一 不幸銀・御多門替拝借銀返納之義、是迄御定之趣モ有之候得共、自今者末々ニ
至迄年々上納致置、右等入用之節八是迄方員数相増、御下ケ銀ニ而不及返納趣

法立被成下候事

一 御趣法役所ニ而御家来中為凌借用之御銀者、利息引下ケ之御趣意有之候事

但、御役料初都而渡り方等委細之義者、御勘定所方可相達候事

藤川每登殿方、当七月十九日法信院殿十七回忌、十二月廿五日法泉院殿卅三回忌相

当之处、来ル十九日江取越、一緒ニ法事被致候二付、十八日夕家小非時ニ参候様案

内申来也、夜七書講会、家小夜妙慶院并本照寺・興徳寺等江参也、明日權現様

御法事、主水様御宮江御詰被成候由也

十七日、辛巳、晴、暖、朝長束市郎右衛門方法事二付妙風寺江代参遣又也、水谷

八十郎来、此間伯母君御頼之義二付及咄合義有之、猶考候而返答申聞筈也、今日者

此御方様御宮詰被遊候也、夕方長束市郎右衛門江行、丁寧ニ有響、堀尾勝登父子・

藤川每登殿・松本玄郁会、膳済而魚肴を出入、入夜歸ル

十八日、壬午、曇後雨降、風吹、朝藤川甚吉郎来ル、廿日夕小池良太郎初而来候筈

123 四月

すめ
御汁 すと豆腐
椎茸
青み
御飯
御香の物
葛に
さや豆
御坪 せんまい
玉ふ
おろし生姜
飛龍頭
御平 ふぎ
しめ茸
三ツ葉
ゆの花
御菓子
やき饅頭
吹よせ
卷せんへい
以上
夕
御茶
さゝけ飯

二付、其節来兵候様ニ与申、諾し置也、例時出勤、夕八時退、藤川速夜、家小者不
 参、敬次郎を名代ニ遣入、岩崎良之進方江此間職建初ニ付何れも招候得共、当时を
 憚及固辞候処、今夕酒肴を恵、良之進も来候ニ付、留而打寄祝ふ也
 十九日、癸未、雨、暖、例時出勤、夕八半時退、岩崎良之進昨日之謝二来、長束清
 次郎も此間之謝二来候由、今朝藤川法事ニ付、本照寺江敬次郎為参也
 廿日、甲申、曇、夕雨、復寒し、朝為伺御機嫌罷出、佐藤江先日被招候謝、留守見
 舞旁ニ行、夕申鼓後藤川江行、尤辻江も卒与寄、藤川ニ而久野秀太郎・小池良太郎
 会、有饗、戌鼓帰ル、全体明日大融廟御祥月忌ニ付可辞之処、此間誤而諾置候故、稀
 之噂ニも有之ニ付、御断申上候而罷越也、長束市郎右衛門不快之由、見舞使遣入
 廿一日、乙酉、雨、寒し、大融廟御祥月ニ付早晨祭祀如恒規勤之、大教廟も奉配
 祀也、例時出勤、夕八時過退、森岡弟婦、高木江法事ニ付来候由ニ而来候之由也、
 辻清人入来之由也
 廿二日、丙戌、曇、復寒、例時出勤、夕八時過退、西向寺江兵藏代参申付、藤川
 甚吉郎法事之謝入来、慈君夜中辻江御出、御泊被成也、於京都、去ル七日年号慶
 応与改元被仰出候由也
 廿三日、丁亥、曇又晴、大ニ寒、復着袷衣、夕雷鳴一両声、雨少飛、朝為伺御機嫌
 出、岩崎へ職建之歡、先日之謝旁ニ行、夕点放見分ニ出
 廿四日、戊子、晴、寒し、例時出勤、夕八時退、深町真喜太方紙面ニ而、明夕七時
 頃方嘶旁参候様、且慈君・敬次郎者八時頃方参候様ニ与案内申来、其節可参旨挨拶

村上家乗 慶応元年 124

廿四日、此間殿様御泉水江被為成候処、若殿様二者御不例二而不被為成候二付、御料理御取揃、御城江被進候処、若殿様御即席二左之通被遊候而御返事被進候由也

奉呈

春日偶成

国家多事得間難、料識春光今夕歎、恨背林莊陪遊命、病床起坐拝佳餐

博察

廿七日

小満

朝四時四分

申遣入也、夕敬次郎木原へ稽古二行掛山村・深町へ先日見へ候挨拶二遣入也、諸武芸出精之御賞有之、敬次郎義毛諸口紙式束拜領、渡辺雅登方於席被達、退而敬次郎へ御意之趣申聞、御書付為戴也

廿五日、己丑、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、昨記之通二付、夕申鼓後深町江參、慈君者御辞し被成候二付、敬次郎參也、堀尾笑石・勝登・同方後室・森仙太郎杯会、藤森小林土佐守毛折柄參合候由、段々有饗、夜二入帰、当年同方初職建也、当月晦日於正清院有章院様百五十回御忌御法事御執行被為在旨二而、御穩便之御移檄出ル也、木野一馬夫婦并於まつ夜前舟二而被出、今午前着之由、夕方方来、直二留而令宿也、今夕万之進來、酒を饗

廿六日、庚寅、晴、暖、脱袷衣、朝為伺御機嫌罷出、一馬夫婦午後興徳寺江參、明日要精院殿卅三回忌、智鏡院殿廿五回忌一緒二取越法事被致善之由也、明日者信楽廟祥月二候得共、木野家邂逅之逗留二付、祭祀者御断申上、致延引也、夕酒鮮を設饗、折柄堀尾勝登を毛招、共二饗也

廿七日、辛卯、晴又曇、暖、夕雨、朝西向寺江參、興徳寺江も參、法事者午時之由也、任挨拶別段代參者不遣候也、一馬已鼓前被帰、嫂氏・於まつ者已鼓後二帰ル、今晚天氣二候得者直二乗船、小方へ被帰候筈之由、朝例時出勤、夕未鼓後退、出勤中小池良太郎初而入来、家小謁候由、明朝者出立、三原江帰候旨申候由二付、夕方使を以挨拶申遣入、久野秀太郎方二逗留之由也、辻清人明晩方家小二參候様申候由也

125 五月

又 朔日、伊藤・菅江侮使遣

廿八日、壬辰、晴或曇、例時出勤、夕八時過退、家小今晚差問有之、辻江不參、
夜岩崎於よし来

廿九日、癸巳、晴、薄曇、朝水谷八十郎入来、夕辻清人入来、酒を出入、御奥方
竹筭五根頂戴被仰付也

卅日、甲午、晴、薄曇、例時出勤、夕八時半頃退、夕水谷八十郎江行、伯母君江兼
而御頼之久留(本意)之女孫八十郎へ縁組之義、八十郎何分好二無之趣二付、無是非破談二
被成之外有之間敷段及御返答也、酒出、極夕帰宅、御家来中借銀、御勘定奉行・御
蔵奉行請合奥書付を以借入之分者、差定之員数之余相對を以増借有之分迄御世話可
被下二付、来月十日迄二御勘定奉行手元江申出候様被仰出也、菅諸人妹今晝病死之
由、岩崎之孫女二付同方へ見舞使遣又、伊藤徳之助倅大進病死之由、永井仲之助方
為知来、三年来之長病二而、種々致療養候由之処、可憐之至也

五月 小

朔日、乙未、晴、薄曇、例時出勤、夕八時半頃退、藤川每登殿先日之謝御入来之
由、木野家来恒助来、去月廿七日夜乗船者有之候得共、舟不出、廿八日二歸着有之
候之由也、(森岡)万之進來候由、頭痛之気味有之、早々臥

二日、丙申、曇、薄曇、夕方雨、晝来微熱有之様二覺、頭悪敷候故、杉岡文磧を迎
診を乞、全火動之所為二而、肌熱者無之旨申聞、薬を患、午後脚湯を致し大二快方也
三日、丁酉、晴、薄曇、例時出勤、夕八時過退、夕文磧来診、酒を出入、家小毛兎

〔五日、將軍様尚又長州御征伐与して、当月十六日江戸御進発之義被仰出候由、尤未御先手之諸侯方等之被仰出者無之、兼々御上洛之義御所方被仰出候之趣二付、一応御上洛之上二而御軍議有之事共二哉、不審

〔七日早晨

酢和会

油揚

莧弱

御皿 すたれふ

うと

香茸

けむ

白みそ

御汁

青み

しぬ竹

苞とつふ

しぬ竹

角腹痛之気味有之候二付診を乞、薬を投入、予八日二快然也、〔岩崎良之進此間悔使遣候謝入来之由也

四日、戊戌、晴、薄暑、〔例時出勤、夕八時過退、〔右近様御二男節夫様一昨晚御卒去被成候由、全御驚風之由也、右二付為伺御機嫌出候筈二候得共、差問有之、不罷出候也、〔万之進來候由也

五日、己亥、晴、薄暑、堪時服、〔朝辰鼓為御祝詞罷出、御表・御奥共如例申上、〔夕森仙太郎来、困暮、高木来助も来、跡二而酒を出入

六日、庚子、曇、薄暑、〔例時出勤、夕未鼓後退、野口金兵衛明後日小童村江罷越候旨二而暇乞二来、同村近年大困窮二付、村成立之為御趣法所始り候二付、同所へ相詰ル也

七日、辛丑、曇、薄暑、〔常廟御祥月忌、早晨祭祀如恒規相済、近例去月廿七日二祭祀致候得共、木野家内来宿中二付、今朝右之通、信廟も奉配祀也、〔朝西向江參、〔乘馬致、〔例時出勤、夕八時半前退、〔家小夜辻江泊掛二行、明晩慈君も御還り被成候二付、御一緒二帰候筈也、行掛藤川江も參候由也

八日、壬寅、曇後晴、〔朝為窺御機嫌罷出、堀尾江笑石不快を訪、〔渡辺廉之助昨日從回村帰候二付来、〔敬次郎木原稽古済、直二辻江參、予も參候様二与兼々噂も有之候得共辞入、夜中慈君御帰、家小・敬次郎も帰、段々饗有之候由也、〔去月十八日、年号慶応与改元被仰出候之旨御移檄出ル也、京師二而八去月七日二被仰出候由、先達而安井多嘉祐方申越也

127 五月

御飯
御香物
白わへ
御坪 せんまい
こんにやく
飛龍頭
笋
御平 椎茸
ふき
三ツ葉
山椒葉
御菓子
焼饅頭
枇杷
吹寄
以上
夕
御茶
さる豆飯
八日、去月十八日
改元
慶心

九日、癸卯、雨降、例時出勤、夕八時過退、月次講釈省三郎殿被講、当月十日之御定日今日二更也、夕万之進来、(森岡)節句三不来候故酒を饗入、下瀬徳之助殿方、昨日於御城御勤定所吟味役被仰付候由為知来ル也
十日、甲辰、夜来大ニ雨下、午前方歇、例時出勤、夕八時退、長束市郎右衛門先頃以来之病氣不快、終二今晝物故之由、藤川每登殿方為知来、悔使遣、夜妙風寺江使者遣、葬二会せしむ、將軍様当月十六日御進発被仰出候二付、先達而駒場野二於而御勢揃有之、御人数四万人余、御道中者御実備之外諸事格別二御手輕之趣被仰出候由、御留守居者御大老酒井雅楽頭様江被仰付候由也
十一日、乙巳、曇、冷氣也、午後為窺御機嫌出、堀尾へ老室吊二行也、丹羽正蔵過日之謝入来、夜七書講釈、平之進(岡島)・喜代見(佐藤)・益登来(三宅)
十二日、丙午、晴、冷氣強、所謂麦寒也、例時出勤、夕八時過退、辻清人入来、酒を饗候由
十三日、丁未、晴、薄暑、例時出勤、夕八時前退
十四日、戊申、晴、薄暑、辰鼓頃方石内村製蠟場見分二行、追々何歟締合、絞蠟も能工合ニ出来也、入夜帰、渡辺雅登・大島五兵衛も同様参ル、敬次郎も始行、帰途者汗馬江回り帰也*
十五日、己酉、快晴、薄暑、例時出勤、夕八時退、去年十月片岡弘江頼、江州国友江申付置候鉄炮式挺相調、此度草野実弥致持参候由二而一夜弘方差越、立派ニ出来致又也、長束清次郎方当座法事之由、内仏へ焼饅頭甘備ル也、妙風寺江靈具料を俱

十五日
一可刺別印銃

壹挺

但馬上炮也

代八兩

一費斯答兒銃

壹挺

但着腰炮也

代式兩壹分式朱

十八日、御番頭衆左之通
被出

寺西匠作殿

森島佐伊記殿

浅野助九郎殿

寺尾隼人殿

杉田新兵衛殿

今中大衛殿

富山直衛殿

二川主税殿

同日

入梅

十六日、庚戌、晴、薄暑、朝妙風寺長束法事江代参清太遣し、妙慶院江毛代参申付、
例時出勤、夕八時退、石井寿兵衛入来之由也、夜七書講会

十七日、辛亥、晴、薄暑、朝為窺御機嫌出仕、貫心流劍術見物二出ル、渡辺雅登
御用向二付被来、堀尾勝登先日見舞候謝、昨日見へ候由、夕白雨、雷鳴一声東方
二震、佐藤益之丞今夕從東城歸着之由

十八日、壬子、晴、朝涼、例時出勤、夕八時半頃退、今日御番頭衆不残被出、西
洋炮術之業を御覽二被入候二付、小書院江出致挨拶、相濟御書院二而御酒出、至而
御手輕之事故予等者御取持二者不出、御用達二而相濟筈二候処、予等も御出し被成
候様二与皆々被申上候由二而、急二召候而出ル、一同殊之外御趣意を被忝候趣二而
緩々頂戴被仕也、今日者兼而浅野助九郎殿方御願被申上候而被出候也

十九日、癸丑、晴、夕曇、薄暑、例時出勤、夕八時前退、諸人倅、菅直之進夜前致
病死候由、岩崎へ悔使遣入、痘之由也、夕片岡弘入来、夜迄咄、酒を饗

廿日、甲寅、晴、薄暑、海蔵寺澄廟・光廟・麗廟江拜参、同寺去ル七日方江湖会執
行之由、雲水僧四十人余参居候趣也、達而被留、酒飯を被饗、九時半頃帰宅、馬二而
参、夕為伺御機嫌出仕、岩崎へ為吊慰寄、引続而之不仕合、およし殊外愁歎也、今
朝出宅前尾関利源太殿来儀、謁、此御方鉄炮組岩崎調作江先日居物之目錄相伝被致
候義二付被頼事有之也

廿一日、乙卯、晴、薄暑、朝夕者涼、例時出勤、夕八時過退、夜七書講積、勝登・
平之進・甚吉郎来

129 五月

〔庭前之枇杷稍熟候二付、初穂を一器御内々御慰二御奥江差出入也〕

廿二日、丙辰、晴、薄暑、夕涼、〔西向寺江兵藏代参申付、例時出勤、夕八時退、伊藤徳之助悔敬次郎遣候挨拶入来之由、森岡万之進胸痛之由二而昨今出勤不致候付、見舞使遣入、全持病之由、為指事二者無之趣也〕
廿三日、丁巳、曇、涼、夕より雨下、〔片岡弘入来、夕方炮術点放見分二出、又御機嫌伺二も出ル、式部様（浅野）此後竹之丸御屋敷江御引移、御住居被成候筈二候旨御移檄出ル也〕

廿四日、戊午、雨霽、有蒸気、〔例時出勤、夕八時退、夕方森岡おさよ来、直二宿、此間方高木江来候由、万之進も今日者快出致候由二而卒与来、全溜飲仕出之様二有之候由也〕

廿五日、己未、曇、夕雨、薄暑、〔例時出勤、夕八時退、夕万之進來、酒を饗、おさよ今晚も泊ル也〕

〔廿六日、夏岳君御祥月、妙慶院へ代参申付〕

廿六日、庚申、曇、薄暑、〔朝為伺御機嫌出、夕於御裏騎銃・手銃放試を致入也、御奥方昨日天満宮御祭供之御下りを頂戴被仰付也、夕万之進來、於さよ伴帰、酒を饗、夜七書講会〕

〔廿七日、御上御内祝被為在候二付、段々御宥罪筋被行候由也〕

廿七日、辛酉、晴、薄暑、〔西向寺江（森島）兵藏代参申付、例時出勤、夕八時過退、御坊主村井文甫御立入初而罷出候二付、初而謁入、御家中質素節儉取続を第一として、非常二臨事を不欠様との厚御趣意を以、享保年中懇二被仰出候御書付其儘御用、夫江當時差問之廉程御付紙を以委細二被仰出、御移檄出ル也、右二付此御方二者万延二年二月被仰出并天明六年被仰出写等江少々御付紙二而猶御添書有之、被仰出候也、要

村上家乗 慶応元年 130

廿八日

夏至

夕七時九分

用之廉者末二扣置也

廿八日、壬戌、晴、薄暑、例時出勤、夕八時退、今朝奥田政次郎入来、去ル廿三日御吉例之通御祈禱於明星院御執行有之、右御供物例何れも被下候処、同人全不都束二而取計落二相成、今更甚不相濟義、甚当惑罷在、早速恐入可申出候得共、其内々濟二相合呉候義二者至間敷哉之旨、昨日内談申聞、御用人中申值候上、全頂戴仕候分二相心得可申段及内答候二付、其挨拶厚申聞也、昨廿七日殿様少将御昇進、若殿様御養子以来御慶事、其外御祝之御廉御取束、御内祝被為、少将様・内記様・式部様江御料理被進候之由也、将軍様当月十六日御進発之趣者兼而被仰出毛有之候処、同日弥御發途、陸地御進発之旨從江戸申来候由、今日御年寄衆申上有之由也

廿九日、癸亥、雨、涼、朝為窺御機嫌罷出、夕方風雨転励、桑原吉郎二方昨年約置候御上之蒸気船御修覆調、此節宇品二帰居候二付、来月二日頃差間無之候八、内々拝見二參間敷哉之旨、良之進江伝言申越也、去ル廿七日記二有之御移檄之要用左二記

質素節儉者銘々取統之基二候得者、御示者無之とも屹度相守可申筈之処、治世安佚之風習難去より眼前非常之儀見へ涉り候時勢、行先之困窮不覚与可相成を毛不顧、偷安姑息二打過候次第二押移り、歎ケ敷事二候、就而八此度格別之思召を以不容易御世話筋も有之上者、速ニ御趣意二心し身代立直し、不覚之儀無之様、一際憤発勉強可致旨御沙汰二候事

右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相達候

131 五月

五月廿六日

此度御沙汰之趣二付、節儉筋改而可被仰出處、不時飽御示二相成居候二付、分而八不被仰出、享保度之御示其儘御用ひ被遊度思召二候、尤時勢二寄差支之儀八附紙を以相達候間、銘々堅相守、聊も忘却無之、万事実二叶ひ候様可被心掛、此余不心掛不都合之義有之候八、無是非急度可被及御沙汰候間、兼而其心得可有之候事

五月廿六日

着服之事

- 一 木綿同編 一 生平晒編 一 袴小倉綿苧之類
- 一 上下麻綿苧、但御紋付者格別之事

婦女子着服

- 一 上八着紬迄、間着絹迄晒 一 帯縞子迄
- 一 衿袖縮緬・ひろつと類并縫入物一切不相用候事
- 一 櫛・笄上品物用捨

御步行組妻子

- 一 上八着太織、間着紬迄晒 一 帯呉絹迄
- 一 衿袖上品物用捨

物書役以下

- 一 惣綿服之事、但物書役妻子、帯并下着太織迄

朔日、御用

一新知高百石

但三ツ五步成

名倉求馬

御小姓組本格

御次詰

武内保之進

平日出勤二不及、槍術

之義愈以相励候様二と

の被仰付也

御役料銀五拾匁

中根栄蔵

常々御役向厚力入致出

精候二付而之御趣意也

御家中召仕之男女着服、右二准候事

一家親類出会一汁一菜、事宜二寄酒出候節式種之外無用、同御役集會も右二准

一音信・贈答者文武之師又者医師藥代之外無用、親子兄弟舅姑八格別二候得共、規

式一通之義者相止候事

一左之廉七年之間取遣不可致、尤内輪之雜者立雜計、幟者紙幟、其外之諸道具不

可取扱候事

破魔弓 羽子板 雜祭 幟 たのち

閏五月 大

朔日、甲子、晴又曇、薄曇、例時出勤、夕八時過退、武内保之進今日御次詰被仰

付候二付、為歎敬次郎遣入、良之進杯參居、酒出候由也、夕良之進來、明日蒸氣船

内々拝見之約人名書付御軍艦奉行衆へ談候處、右御年寄衆迄被伺候事柄二付、明日

之事二者些難相成旨、尚又吉郎二方伝言申越候由、御三家御家来も士分者拝見相叶

候由申聞也、清人入来、夜七書講會、岡島平之進彦人来、同人算術稽古致度由

志厚相頼候二付、明夕方来候様諾し置也

二日、乙丑、曇、夕方雨、涼、朝名倉求馬昨日結構被仰付候為吹調来、菅諸人忌

明返礼二来、夕方渡辺雅登被来、今朝吉田兼次郎殿江被參、同方内話之義二付彼是

申承、兼次郎殿今夕者押而來儀可有之哉之趣二付待候得共、雨天二成候故歎終二不

被来、夕平之進算術稽古二来、長武左衛門此間枇杷を贈候謝入来

133 閏五月

十日
半夏生

三日、丙寅、雨、涼、例時出勤、夕八時過退

四日、丁卯、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、平之進稽古二来、將軍様去月十

六日江戸御発途、卅一日之御道中二而当月十五六日御着坂、夫方御上洛之御積二成

居、御進発者播州姫路迄之御道触二成居候由也、对州御家中近頃正激而党二分れ、

大ニ騒動二相成居候由、大坂米佃次第ニ騰貴、此節者御国米貳百八十九拾匁、肥後米

者石三百匁江出候由也、当所者却而貳百匁、未上米毛貳百五拾匁二者不至候由也

五日、戊辰、晴、稍向暑之意あり、朝下瀬徳之助殿江去月八日御勘定所吟味役被仰

付候為知之挨拶歡二行、夫方長束市郎右衛門墓所へ拜し候為妙風寺江回り帰、御館

江為伺御機嫌出ル、午後平之進來、右近様二而、盛之丞様哲之進様与此間御改名

被成候由也、夕桑原吉郎二来

六日、己巳、晴、暑、有蒸氣、夕曇雨、例時出勤、夕八時過退、夕杉岡文禎來診、予

此間以來心下少々痞之氣味有之、致服薬候付而也、最早快也、深町真喜太先頃之謝

入来之由也

七日、庚午、雨、夕風吹、例時出勤、夕八時退、西向寺江兵藏為參也、夕平之

進來

八日、辛未、晴、向暑、午前為窺御機嫌出、石井寿兵衛三女御步行組田原広吉妻

二此間縁組婚儀整候由二付歎、先使を以申遣也、午平之進來

九日、壬申、晴、薄暑、例時出勤、夕八時過退、月次講釈、省三郎殿被出也

十日、癸酉、晴、大涼、例時出勤、夕八時過退、夕平之進來

村上家乗 慶応元年 134

十五日

小暑

昼九時五分

十六日、海蔵寺へ

米 六拾袋

但老袋式合五勺入也

右結制中見舞寄附

廿日、紀州藩中此節当所へ来着、御征長二付御下りの砌、御陣所御借用之御頼有之、細工町二旅宿有之、五六人毛見へ候由紀州公者兼御跡備御蒙之处、尾州玄同公御先鋒惣督御断二付、尚又紀州公御惣督御蒙之由、將軍様者六月廿日比迄二播州姫路迄御進発之御手筈与申事二者有之候得共、弥之御様子八一円不相分候之由也

十一日、甲戌、快晴、涼、後暑、朝為伺御機嫌出、夜七書講会、(堀尾)勝登・喜代見入来

十二日、乙亥、晴、向暑、例時出勤、夕八時前退、辻清人入来

十三日、丙子、晴、向暑、例時出勤、夕八時退、平之進稽古二来

十四日、丁丑、曇、蒸、夕少雨、夕為伺御機嫌罷出、午後平之進來、夜家小堀尾

老室悔・見舞旁二行、慈君毛御出被成也

十五日、戊寅、曇、夕雨降、蒸暑、例時出勤、夕八時退、夕妙慶院へ參、木原慎一

郎殿を訪及閑話、内密話置候義毛有之也、暮前歸

十六日、己卯、朝暴雨、有小雷、暗如味爽、今日方御役所早出勤二付、辰鼓出勤、

午鼓退、海蔵寺当結制甚難渋二付、米三斗許寄附之義過日無心沙汰相聞候、左之通

今日相贈也、平之進來

十七日、庚辰、晴、向暑、夜掘尾笑石被来、内話事有之也

十八日、辛巳、晴、夜来涼、朝辰鼓出勤、午鼓後退、辻清人入来

十九日、壬午、晴、向暑強、朝夜者涼、早朝例時出勤、午鼓前退、平之進來、慈

君夕方御奥江御機嫌伺与して御出被成、庭前之桃実を御内々御上被成也、御酒を御

戴被成候由也

廿日、癸未、晴、向暑強、朝夜者有冷意、朝為窺御機嫌罷出也、夜来腹瀉数更、不

急治候二付杉岡文積江薬を乞、夕方止、夕平之進來、夜岩崎およし入来、内話事

有之、此間笑石内話一件也、武内保之進方若後室兎角心得不宜、常々虚言を以内外

を離間し、互二怨怒を為起候様之事而已を申触らし、保之進毛甚立腹、致歎息候由

135 閏五月

〔廿五日、薬法
極上小巻
一幾那 五兩
同
一新龍胆 三兩
同
一新橙皮 二兩
同小巻
一桂枝 二兩
同
一新小茴香一兩
右細末極上焼酎江浸、薬
汁濃く出候時渣を去、日
五六滴程宛朝夕服用ス
但焼酎二升江浸分量也
右者脾腑ヲ強壯ニシ、漸
ヲ以虚薄を補裨スルノ方
也、虚弱之人者量を減し
て可服
〔廿七日
土用
夕七時七分入

也、今二不始愚嚚人、不可諫化婦人也、愚存少々申述置也
廿一日、甲申、曇、極夕方雨、腹瀉者昨夕方止候得共食を減、体疲候故不致出勤、
其段御用人中江及案内也、夕杉岡文積来、此節腹瀉流行、全其類与申、瀉者無之候
得共食餌不進也、終日平臥
廿二日、乙酉、雨、涼、今日者致出勤、例刻出、午鼓前退、西向寺江代参兵藏申
付、平之進來
廿三日、丙戌、晴又曇、有蒸氣、朝為伺御機嫌出仕、堀尾へ老至膝中之見舞二行
〔夕点放見分二出也
廿四日、丁亥、雨、不暑、慈君平良村中津屋江御出被遊、辰鼓出勤、午鼓後退、暮
頃清太平良方帰ル、御途中草津辺方雨二成候由、御駕籠故何も都合宜敷候由也
〔鳥越
廿五日、戊子、晴、涼、土用前不似合不順氣也、朝河瀬喜和馬就御用向入来、謁ス、
〔早朝例時出勤、午鼓後退、予旧冬以来片岡弘相伝之薬服用致候処、殊之外惣体宜
敷、頗効を賞、其外佐藤益之丞も持薬二被用候而奇効有之趣二付、御宇衛様兎角御心
下御問、御困被遊候御様子二付、御服用御試被遊候八、御宜可被為在歟与心付、金
子元達・井沢元秀江も及相談候処、至極同意二相考候趣申聞候二付、此間製候而今
日一壘御輿江差出也、平之進來
廿六日、己丑、曇、夕晴、冷氣也、朝為伺御機嫌罷出
廿七日、庚寅、曇、土用入二候得共不順二涼、早朝例時出勤、午鼓後退、夕文積
来、予腹合弥快候二付退薬可致旨申置也、川本屋恒右衛門方敬次郎稽古指用大小を

朔日、御進発御用掛左之

通之由

御先供

井伊掃部頭殿

榊原式部大輔殿

御大老

酒井雅樂頭殿

御老中

阿部豊後守殿

松平伯耆守殿

同御陸奉行

松平伊豆守殿

御用掛御若年寄殿

立花出雲守殿

平岡丹波守殿

御奏者

内藤若狭守殿

本多相模守殿

松平伊賀守殿

稻垣信濃守殿

此両氏者講武所
奉行也

買也

廿八日、辛卯、曇、夕雨、涼、早朝例時出勤、午鼓後退、此方様御趣法之為、海田市

二而神保屋清次郎酒造株御借入、并有酒毛悉皆御買入二而、今日方売事始候由、尤

表向者御用簡茶屋太郎一名前、酒店者其儘神保屋名前也、実者時勢不被為得已之御

所置、予等御役二而八心中聊有所恥、可秘也、辻清人入来、酒を饗入、平之進來、

米価此節追々湧貴、石内米石式百六拾匁余二至候由也

廿九日、壬辰、朝風烈、雨降、已鼓前方霽、涼、已鼓後為伺御機嫌罷出、平之進

来、今朝海蔵寺へ御船二而御参詣被遊候処、風烈候二付御船荒く、被為入掛者御陸

を被為入候由、右二付夕又為伺御機嫌出ル

晦日、癸巳、晴、聊覺炎意、早朝出勤、午鼓後退

六月 小

朔日、甲午、雨終日蕭々、早朝出勤、午鼓後退、万之進來、機那製葉服試二一壇

を贈る也、夕迄話、酒を饗、平之進來、公方様御進発、去月廿五日大坂御着城被

遊候旨申来候由、御年寄衆方被申上候由也、尤当度者此御方様二者御先鋒等被為蒙

仰候儀二毛無之候得共、急速何等被為蒙仰候義毛難計之趣、向々江心得之御達有之

候由也、当度者御普代之外、国主方江者一円御先手二被仰付無之、肥後侯計御願二

依而御先鋒被蒙仰候由也、なれ共何方之風聞毛詰り御征伐二者不至し而可相濟之下

評与相聞也

137 六月

大押

紀伊中納言様

御留守居御老中

*水野和泉守殿

*本多美濃守殿

同御若年寄

*土岐山城守殿

*遠山信濃守殿

江戸御警衛

*酒井左衛門尉殿

御留守居

*水戸中納言様

*松平下総守殿

*佐竹右京大夫殿

*南部信濃守様

*上杉弾正大弼様

右之余御供掛毛有之候得

共略之

同日

大暑

明六時九分

二日、乙未、晴、聊暑中之景を覚、蒸気強

三日、丙申、雨降、有雷鳴、夕霽、有蒸気、早朝出勤、午鼓後退、長束清次郎忌明
為返礼昨日来也、平之進來四日、丁酉、曇時々雨、涼、早朝佐藤益之丞被来、内存事有之、予兼而存慮之趣を
以有体及諫解、聊悔悟之様子二相見也、辰鼓出勤、午鼓退、長束清次郎昨日跡目被仰付候付、使を以歡申遣入、今朝辻清人入来、慈君御迎与して中津屋へ兵藏遣、
日者兼而予並清人・敬次郎も御迎旁參候様二与先達而御伝語之趣も有之候得共、予者素、清人も得不參候二付、今夕方兵藏遣候也、室角峰登暑氣問安入来
五日、戊戌、晴、夕雨はらつき遠雷一声、朝御乘馬江出、久振致乘馬、御機嫌伺与して出ル、平之進來、慈君夕八時過平良村方御歸り被成、伊藤徳之助暑氣問安入来
六日、己亥、晴、尚不見暑景、例時出勤、午鼓後退、万之進來、算術研究を乞、辻清人慈君御見舞与して入来、兩人一緒二酒を饗、長束清次郎今朝此間歡之謝入
来、并堀尾後室毛入来之由也七日、庚子、雨、終日滴々、早朝出勤、午鼓後退、西向寺江代參申付、丹羽庄藏
方紙面二而、内室今曉安産、女子出生之旨為知来也、平之進來、長束清次郎此間歡使遣候謝入来、夜万之進算術切磋二来
八日、辛丑、雨、時如霽終不霽、藤川甚吉郎暑氣問安入来、午後同人方紙面二而妻先刻安産、女子出生之旨為知来、今朝堀尾笑石入来、嫁之義二付内談事有之、平
之進來、丹羽・藤川江安産之歡使を以申遣入也

十三日、敬次郎義武芸出
精二付而例之振を以御意
を蒙、左之通御褒美頂戴
仕候也

諸口紙 吉束
代六勾

十四日、公儀之蒸気船
二艘、大之分凡三十四五
間、小之分者三十間位、
殊之外美麗二有之、見物
之船多参候由也

九日、壬寅、雨歇、不暑、早朝出勤、午下刻退、佐藤喜代見問安入来之由、夜
家小興徳寺江参、明日要精院三十三回忌正当也、万之進來、公儀御軍艦奉行并御
勘定奉行、蒸気船二而昨日宇品島迄御着之由也

十日、癸卯、晴、午後稍覺炎意、早朝例時出勤、午後刻退、三宅益登問安入来之
由、平之進來、夜家小丹羽正蔵へ安産歎・見舞旁行

十一日、甲辰、晴、清暑快然也、朝御両家様江暑御機嫌伺として出、深町真喜太・
久野秀太郎・久留杏蔵・山村静登・坪内久米之介を訪、吉田謙次郎殿留守へ来儀之
由、途二遇、又々可被来由被申也、平之進來

十二日、乙巳、朝曇後晴、炎威加、山村静登・三宅益登昨日暑気問安入来之由也、
早朝出勤、午時退、山県虎之丞問安入来、夕見せ馬有之、御馬場江出ル、兩匹有
之内吉匹良馬与見ゆる也、夜万之進來

十三日、丙午、晴、炎威益加、尤清暑也、早朝例時出勤、午時退、小島左源太・長束
清次郎・久留杏蔵・名倉求馬・永井仲之助等問安入来也、平之進來、主水様御嫡典
膳様昨年以來御多病被成御坐、時々御眩暈御差起リ、近頃御惣体御薄弱二而、文武
等御学難被成、往々御職分無御心元恐入思召候二付、不被得止御廃嫡被成候段、今
日大御目付衆を以御達有之候由也、当春之風説全御実事二有之たるもの与被考、御
気毒之御事也

十四日、丁未、快晴、炎熱、久野秀太郎暑気問安入来、巳鼓後為伺御機嫌出ル、
敬次郎公儀之蒸気船見物二字品島へ参ル、堀尾笑石被行、一緒二参ル、船森仙太郎

139 六月

- 十六日 立秋 夜四時三步 高謙院様方拝領 索麵 五十把 団扇 七本
- 十八日被仰付 御側詰同格 御武具奉行 六丁目御屋敷番其儘兼帶 鱸 兵馬
- 御用部屋詰 山本円之助
- 御歩行目付 御先供頭取兼帶 由良辰太郎

網打船を借る也、夜万之進來、岩崎およし入来
 十五日、戊申、晴、炎熱甚、夕白雨快下、雷一声、早朝例時出勤、午後退出、今日例年之通附足輕夏御貸米切手渡、尤例九斗之処、当年方者夏暮等分渡二相成候故、壹石七斗式升式合渡也、世羅米相場石式百五拾三匁之由、此節之天氣二成、少々及下落候趣也

十六日、己酉、晴、炎熱、朝例時出勤、午鼓後退、妙慶院・西向寺江兵藏代參申付、西向寺者貞善童女(子カ)祥月忌也、木野謙藏今日典膳様御見小姓御免、外様御中小姓小方御固被遣候旨被仰付候段、紙面二而為知来也、京師高謙院様方暑中御尋並二中元御祝義御兼合二而、例年之如拝領物仕ル也

十七日、庚戌、晴、夜来大二涼、後熱、敬次郎を浅野助九郎殿江此間到来之挨拶名代、井木野謙造江歎、水谷へ暑氣問安、不沙汰之挨拶旁遣し、森岡へも遣、同方二而被留、夕方帰、夕万之進來、堀尾勝登被来、(船馬神社)宮島祭礼之酒を饗、御鎮守社御法樂之御供物如例頂戴被仰付也、公儀之蒸氣船今夕出舟、西之方江向走還候由也

十八日、辛戌亥、晴、朝涼、夕曇、暑、將雨終不雨、朝辰鼓出勤、午鼓退、夕木野謙造来、酒を出入、来儿廿一日夕緩々来候様約し置、小方引越者いまた治定不致候由也

十九日、壬子、晴、聊残暑之景あり、朝辰刻出勤、午刻退、平之進來、鱸兵馬昨日之為吹聴入来

廿日、癸丑、曇、蒸暑、巳鼓後為伺御機嫌罷出、平之進來、夜蒸熱甚

廿一日、甲寅、曇時々雨下、蒸熱、早朝例時出勤、午鼓退、夕方兼約之通木野謙造来、折柄每登殿も当年兎角間違候而春来一度も盃も不致候故、幸今日泊御番之由二付、出掛を申遣御出被成、一緒二酒鮮を饗也、御奥方例年之如く三原方御到来之西瓜半顆御領賜被仰付也、今夕万之進來

廿二日、乙卯、曇時々雨、炎蒸強、夕雷一声、西向寺江兵藏代参申付、鱸兵馬江歎申遣又也、平之進來、早朝出勤、午鼓前退

廿三日、丙辰、晴、熱薄、平之進來、夕点放見分二御裏江出、御機嫌伺二も出

廿四日、丁巳、晴、朝曇、雨飛後霽、残炎覺敵酷、西向寺江兵藏代参申付、早朝出勤、午時退

廿五日、戊午、朝有朦氣、後快晴、残炎敵酷、早朝出勤、午後退、月次講釈、省三郎殿被出、夜堀尾老至何角之挨拶被来、夜有電光

廿六日、己未、晴、酷熱尤甚、平之進來、夕杉岡文磧問安入来、予此節腹中少々攀急有之ニ付薬を乞、終宵炎熱

廿七日、庚申、晴、酷熱如熾、朝例時出勤、午鼓後退、御用達所詰頭取植田乙次郎殿今朝被出、自今者御立入二被成、出而及挨拶、初而謁候也、西向寺江兵藏代参申付、水谷八十郎先達而御小納戸被仰付候歎敬次郎遣入、并二丹羽江も木野謙造其後様子も不承候二付、見舞旁遣入、此間風邪ニ而来月五日小方へ引越候ニ治定致候由也

廿八日、辛酉、晴、酷熱転加、御用向二付早朝植田乙次郎殿江行、謁入、帰途卒与

141 七月

三日

処暑

昼九時九分

兩寺暮参いたす也、歸宅直二出勤、午鼓後退也、平之進來、御内輪二而八是迄俗
体二而隱名付候面々も有之候得共、自今者剃髮二無之候而八隱名不相成旨被仰出也
廿九日、壬戌、晴、残炎甚、朝為伺御機嫌罷出、申上事有之、御目見仕ル也、夜
長武左衛門来

七月 大

朔日、癸亥、晴、朝有些涼、後残炎如燬、早朝出仕、午鼓退、藤川每登殿先日之
謝御入来之由、万之進入来之由也(森岡)

二日、甲子、晴、朝涼、後酷熱、朝乘馬、為伺御機嫌罷出、夜涼、今朝久留俊
藏入来

三日、乙丑、晴、朝涼、後熱、朝例時出勤、午鼓退、平之進來、夜武左衛門来話、
今夕杉岡文禎来診、小童儀三郎此間以来当家裏之吟味処二場所留江成居候処、何
も相約り、今日石内村圍江移候由也

四日、丙寅、晴、朝涼、後炎熱、早朝例時出勤、午後退、兼而被仰出候通、今御(白服)
役料半方渡ル、予當時之御役料銀貳百五拾匁、八拾匁相場之米二して三石壹斗貳升
五合之半方、壹石五斗六升貳合五勺代、当月朔日之米価を以四百三匁壹分貳厘也、
堀尾笑石此間被仰出之趣二付、今日嘉善与改名被致候由也、差寄敬次郎を歡二
遣し置也

五日、丁卯、晴、朝涼、後炎蒸、朝為伺御機嫌罷出、夜中家小・敬次郎国泰寺施

来儿十一日秋露童女十
七回忌相当二付、今日左
之通西向寺江為持遣し、
同日朝法事執行之義頼遣
入也

一 経料 銀貳両

一 鉢米 精吉升

以上

右二付墓所磨二今日家来
遣入也

餓鬼へ参、日之中二相濟候由也、夜涼、今夕少々有雷、微雨一過
六日、戊辰、晴、朝涼、早朝出勤、午鼓後退、木野謙造入来、石井寿兵衛も入来
之由也、夕遠雷

七日、己巳、晴、朝涼、卯下刻為御祝詞麻上下着罷出、御登城前如例御祝詞申上、
御奥江も如例罷出儿、岩崎良之進明日出立、小童村御趣法場所へ罷越候由二而、為
暇乞入来之由、此方方も敬次郎を挨拶・暇乞旁遣入也、清人・万之進祝詞二来、祝
酒を饗、夕堀尾勝登困甚二被来、跡二而万之進一緒二饗入、夜辻妹帰寧、子供者
留守へ置候由二而、只保馬計連来宿也

八日、庚午、晴、炎熱酷也、朝為窺御機嫌罷出、堀尾江何角歎・挨拶旁二行、久
野秀太郎母病死之旨湯川勝之助方為知来也、夕少々雷鳴、夜蒸熱甚

九日、辛未、晴、炎熱嚴酷、例刻出勤、午時後退、朝辻清人吉弥を連入来、夕又
同人迎二入来、夜妹伴帰儿、万之進も午後方来、共々酒鮮を饗入、夕杉岡文磧来診、
最早腹部も快二付、可致退薬与申置也

十日、壬申、午後曇、風吹、熱稍薄、尤有蒸氣、例時刻出勤、午時後退、万之進
来候由、堀尾之方昨日願下二付、今日為敬次郎遣入、田所大進養女同姓嘉善引取
置、追而妻二縁組仕度与の願面也、実者長束清次郎娘也

十一日、癸酉、曇、蒸、夕遠雷、後快雨、枯乾一時二蘇有、時々有風、不至甚、終
宵淋々、実二好樹也

十二日、甲戌、曉風吹、巳鼓後方霽、早朝出勤、午鼓後退、夕方大二涼、昨夕辻

十一日
二百十日

143 七月

十八日

村方御用向時二取申談候
様被仰付

野口金兵衛
佐々木猶馬

一書役

長久米之助

二書役其儘

一村方掛

平川静一郎

但、素読所江も御用向
不差支節者成丈出席致
候様被仰出候事

清人入来

十三日、乙亥、晴、涼後熱、朝久野秀太郎母之喪を吊、水谷八十郎江御小納戸被仰
付候歎、丹羽江暑中無沙汰、安産歎旁二行、且西向寺・妙慶院・因伝寺・妙慶院・本
照寺・興徳寺江参、巳鼓前帰、御館江も御機嫌伺罷出、木野謙造弥今晚夜舟二而小
方江引越候由、為暇入来、昼飯を出、卒与致別盃也、夜両旦寺并一緒内知音之寺々
江点燈二兵蔵為参也、尤他之寺江者夜前も為参也、星野幸次郎娘昨日病死之由二付
使を以吊、且藤川江も伯母氏母之喪を差寄使を以吊心也、吉田清太郎妹病死之旨為
知来也

十四日、丙子、晴、涼、午後纒熱、朝海蔵寺江拝参、堀尾勝登伴入、帰途伝福寺江
参、巳下刻帰宅、御館江も為頼御機嫌出ル、夜両旦寺江点燈二家来遣又也

十五日、丁丑、晴、夕曇、有蒸気、朝為頼御機嫌罷出、万之進来、祝酒を饗入、
慈君夕方方江江駕籠二而御出被成也、夕伝(平野)右衛門咄二来、酒を饗入、吉田清太郎

妹病死之旨一昨日為知来也、悔使遣入、夜、寺江点燈二家来遣入
十六日、戊寅、曇、蒸熱復酷、朝例刻出勤、午鼓前退、妙慶院江兵蔵代参申付、
小者政蔵当季暇を乞候二付暇申付、代小者三木幸次口入二而松蔵与申者を抱る也、
元小人清八与申者倅之由也、夜雨

十七日、己卯、曇、蒸熱甚、夕雨、朝為頼御機嫌罷出、藤川伯母氏喪を吊、辻江見
舞帰ル、同方二而暑払酒出ル

十八日、庚辰、晴、蒸熱最甚、早朝例時出勤、午時後退、一井嘉内倅久太郎御館入

十九日
白露
今曉九時八分

与して罷出候ニ付謁入、夕山梟彦一來、酒を饗、先達而頼置候脇差鍔直し仕 致し
持参しくれる也、今日被仰付事少々有之

十九日、辛巳、晴、蒸熱甚、尤蒸氣聊昨日方減、早朝出勤、午時退、宅吉左衛
門病中之返礼入来之由、尤今以行步等甚不任意体之由也

廿日、壬午、晴、朝稍涼、後熱、為伺御機嫌已鼓後出仕、杉岡文磧、盆前菓謝之
礼入来

廿一日、癸未、曇、時々有風、蒸氣強、朝例時出勤、午時過退、夜半前方風烈敷
吹、終宵蒸熱

廿二日、甲申、曉風頗暴也、屋を莞二不至、夜明而止、時々雨降、終日曇、蒸熱、
朝例時出勤、午刻後退、今朝於正清院慎徳院様十三回御忌御法事御執行有之、且

那樣御寺詰被遊、主水様(上由)二者殿様之御名代御勤被成候由也、公儀(錢脱力)之御移檄二通出
ル、右者近頃銅直段高直二而、銅錢之釣合不直二付、真鍮錢・文久・銅小錢共夫々

天然之相場二任せ、一枚二付相応之増歩を以通用可致、尤耳白錢八引替二可相成と
の義、并古銀類引替錢有之候付、猶又増歩御手当被下候間、早々引替二差出候様二
との義也

廿三日、乙酉、晴、未刻頃方些涼氣を催、入夜滋涼、朝為伺御機嫌出仕、夕点放
為見分出也、素読所二於若年之輩算術稽古之義被仰出、今日方始り候由、敬次郎毛

出ル、毎月三之日定日也、指南者桂辰馬・森岡万之進・小島左源太・渡星野武平次・
長武左衛門江被仰付也

145 七月

廿八日、庭前之柿左之通御奥江為御慰御内々差上候也

木熟柿 七

八王子柿 卅三

右ノ五十顆

右之通御奥江差揚ル也

廿四日、丙戌、晴、朝涼、午暑、夕又涼、順氣也、朝例時出勤、午下刻前退、西向寺江代參兵藏遣又也、如例年御裏地蔵尊御祭礼之御供物頂戴被仰付也

廿五日、丁亥、晴、朝涼、午暑、朝例刻出勤、午時退、昨夕堀尾嘉善(笑)入来、同嫁今晚無吃引取候積之由被申、右二付敬次郎夜中參、輕饗有之候由也

廿六日、戊子、晴、朝朝(マ)後熱、朝為窺御機嫌罷出、槍術稽古見物二出ル、夜長武左衛門来、算話二及、秀山祥月二付、今朝妙慶院へ兵藏代參二遣又也

廿七日、己丑、晴、朝涼、午暑、例時出勤、午鼓後退、西向寺江代參兵藏遣又、夕平(岡島)之進來

廿八日、庚寅、時々曇、朝涼、後熱し、朝例刻出勤、午後退、夕平之進來、夕々々木平太来、酒を饗又

廿九日、辛卯、晴、秋暑稍復、夕涼、朝為伺御機嫌罷出、貫心流劍術見物二出、堀尾へ此間嫁引取之歎二行也、平之進來、佐藤益之丞益二亡兒臺江点燈之謝与して入来、夜長武左衛門入来、算話二及

晦日、壬辰、曇復晴、有蒸氣、早朝例時出勤、午下刻退、岩崎およし来り暫話ス、酒を饗又、今日御奥江御機嫌伺与して罷出候節、老女千代浦方、明朝日夕慈君を召候旨申聞候二付、其段辻江申遣し、慈君今晚御歸り被成候也

村上家乗 慶応元年 146

八月 大

三日、金子霜山先生物故被致候由、行年七十七歳、経義家二而八当時高名之大儒二而有之候也

金子清民、字伯成、号

八霜山人

四日

秋分

今朝四時二分

五日夕

武将盆二而

角鉢 はまち
糸作り

猪口醬油

酢漬

井 鯛

めづいか子

引替

うすくつ

八寸 つみ入
漬香茸

ちりめんふ

朔日、癸巳、晴、暑、朝卯下刻後為御祝詞出仕、御表・御輿共如例御祝詞申上也、

辻清人為祝詞入来、堀尾後室も被来、祝酒を饗、夕炮術稽古致又也、慈君夕方御

奥江御上り被成、御酒御頂戴被成候由、夜亥鼓頃御下り被成也、庭前之棗器御上

ケ被成也

二日、甲午、晴、秋暑、有蒸気、朝為窺御機嫌罷出、月次御集会二付、今朝主水

様御出被成、御乗馬被成候之由也、夜武左衛門算話二来

三日、乙未、雨、涼、朝万之進算稽古二来、今日方御役所例刻出勤二相成候故已

鼓出勤、夕未鼓後退

四日、丙申、曇雨、例時出勤、夕未鼓頃退

五日、丁酉、雨時々歇、復降、蒸暑甚、今井小左衛門御用向示談事有之、夕方呼

跡二而当春之振を以酒を饗入、大島五兵衛・平野伝右衛門取持二来也、戌鼓後迄話

ス

六日、戊戌、曇、蒸、例時出勤、夕八時過退、米原岩之助母来、夕何れも堀尾へ

被招行、有輕饗、入夜帰、今朝長武左衛門来

七日、己亥、晴、涼、例時出勤、夕未鼓後退、西向寺江代参申付、

八日、庚子、晴、涼、御用向有之、朝之内出仕、金子寿静院来、暫話、酒を出入、

右者老女幾田事也、夕乘馬、夜武左衛門来

九日、辛丑、晴、涼、慈眼廟御祥月忌、早晨祭祀如恒規相勤、慈光廟も配祀也、例

147 八月

鉢 煎
 吸物 五斗みそ
 あら
 九日早晨
 酢わへ
 にんしん
 油あけ
 御皿 こんにやく
 大こむ
 木くらげ
 けむ
 白みそ
 御汁 小椎茸
 苞豆ふ
 青み
 御坪 胡桃豆腐
 あん掛
 御飯
 御香の物
 牛房
 飛龍頭
 椎茸
 山の芋
 里いも
 せんまい
 輪袖

時出勤、夕八時過退、当九月十七日、東照宮通り御祭礼可被仰付処、当形勢柄其義御六ヶ敷、居御祭礼二而少々御手重二被仰付筈之旨被仰出也、長州家老六戸備前、徳山家老福間式部、岩国家老吉川采女・長新兵衛、右之通近日陸路当所江罷越筈之旨、今日御年寄衆へ申上候由也、夕深町真喜太入来

十日、壬寅、晴、暑し、例時出勤、夕八時退、森岡万之進来、勤事向力を入候義二付及教誨義有之也、夕桑原吉郎二来、暫話ス、酒を出ス、夜平之進来

十一日、癸卯、曇、風吹、蒸気あり、敬次郎堀尾へ被誘、朝方川下江沙魚釣二行

夕乗馬致、御機嫌窺二罷出、夜武左衛門来、右近様近年打続而之御物入二而、御世帯向殊外御逼迫、旧冬御上納米当六月迄御差延之御談二て、其通相調、差紙を以御上納之筈二而、四月比方勘定奉行沖和多理三原方当所へ出浮、専差紙御買入方取計居候処、一旦相場氣二掛御買入之差紙を不残売払、大分二御利潤二相成、就而八六月比之下価を見、買戻之手組二有之候処、案外下落二不及、只様与騰貴二成候故、御買戻方六ヶ敷、莫大之御損亡与相成、益以御逼迫相益御困窮之由、御氣毒成事也

十二日、甲辰、晴、暑し、夕涼、例時出勤、夕八時退、京都芝山様方例年之通中元御祝義与して拝領物仕、御奥附方達入也、長州家老六戸備前今日到着、旅宿八西引御堂之由、徳山・吉川家老八去ル九日着、昨日水主町御屋敷二而御受引有之、御料理被下、今朝出立有之候由、全当度両藩坂城江被召候二付、何角御頼之御趣意共歟与相聞候也、夜平之進来、夜冷氣也

十三日、乙巳、晴、冷氣也、夕曇、例時出勤、夕八時過退、万之進来、同人自今

村上家乘 慶応元年 148

御菓子

焼まん頭

巻せんへい

吹よせ

十二日

芝山様方拝領

髻盃 一

扇 五本

十三日、御年寄野村帯刀

殿又々大坂へ御用向ニ而

被遣候旨被仰出候由也、

矢張長州御用向之趣也

十五日、夜月佳也

十三日、敬次郎今日素読

所ニ於而素読始等之課試

無滞相済候由也、

但始等者孝経・大学各

百字読也

十九日

寒露

夕七時

御勘定奉行動向をも加り相勤候様被仰付候旨吹調申聞也、岩崎良之進昨夕小童村方罷歸候旨ニ而、留守中之謝入来之由、此方方も歡敬次郎遣也

十四日、丙午、曇、冷氣、午後為窺御機嫌出、夫方兼而之約束ニ而大島五兵衛・平野伝右衛門与川中江舟遊入、野口金兵衛・佐々木直馬・同平太毛行、川上三而鮎魚を取見せる、入夜亥鼓前歸、夕方雲収、深更月明也

十五日、丁未、晴、冷氣也、例時出勤、夕八時退、今日月次講釈、木原慎一郎殿初而被出也、万之進來、敬次郎深町江時候見舞二行、被留候由ニ而入夜歸、饗有之候由也、長州御使者宍戸備前今日登城、御目見被仰付、御料理被下候由也、四時過登城、夕八時頃下城之由也

十六日、戊申、晴、冷氣也、例時出勤、夕八時過退、妙慶院江敬次郎為參也、宍戸備前今日出立之由也、夜堀尾勝登被來、大学質問有之也、月明

十七日、己酉、曇、夕方雨、温、万之進算術稽古ニ來、夜武左衛門同断來、星野武平次二男病死之由、以使吊之

十八日、庚戌、晴、冷氣、例時出勤、夕八時過退、万之進今日者胸痛ニ而出勤不致候由也、今井小左衛門明日江戸江出船之由、暇乞且先日之挨拶旁入來、申置也、夜平之進來、算術天元術ニ至也、今日敬次郎を星野へ悔ニ遣入也

十九日、辛亥、晴、冷氣、例時出勤、夕八時退、長束清次郎妻夜前方堀尾へ來候由ニ而入來、酒を饗、夕致乘馬、夜平之進來、今井小左衛門へ今朝使を以挨拶、暇乞申遣入也

149 八月

廿四日早晨
 すわへ
 御皿 蓮瓜 冬瓜 菘 油あけ 白みそ
 御汁 小椎茸 苞とうふ 青み
 白わへ
 御坪 こんにやく せんまる
 御飯
 御香物 牛房 飛龍頭 椎茸 松茸 里芋 輪柚
 御菓子 かしき かしき かしき かしき
 やき饅頭 せん餅
 以上

廿日、壬子、晴、冷氣、〔巳〕鼓後為伺御機嫌罷出、〔夜武左衛門来、木野家来恒助来、一昨日主水様之御小人二被抱候由也、今夕炮術之稽古致入也〕
 廿一日、癸丑、晴、冷氣、〔例時出勤、夕八時過退〕
 廿二日、甲寅、晴、冷氣、〔例時出勤、夕申刻退、西向寺江兵藏代参申付、〔敬次郎昨日木原方稽古戻り山村江寄、入夜帰、饗二逢候由也、慈君夜辻江御泊掛御出被成也、〕夜勝登被来、〔片岡弘昨日從東城帰候由二而来候由也〕
 廿三日、乙卯、晴、冷氣、朝致乘馬、御機嫌伺罷出、夕炮術点放見分二出ル也、
 〔来ル廿五日晝七半時御乗船二而宇品江御出、上御軍艦江御乗遣、運轉之業御覽被遊候筈二付、御小姓組並以上乗試度志有之面々者可被召連候間、御目付江申出候様二との義席達二而被仰出也、〕夜武左衛門来
 廿四日、丙辰、晴、冷氣強、〔能称廟御祥月忌二付、早晨祭祀如恒規執行也、朝西向寺江参詣、〕例時出勤、夕八時半頃退、〔森岡万之進妻夜前安産、女子出生いたし候旨為知来、見舞使遣入、無滞候由、〕明日御軍艦為拝見御供之義願置也
 廿五日、丁巳、晴、暖、〔晝丑鼓後出宅、江波迄步行二而行、同所方小越二而八反之御船江乘込、夫方御艦震大丸へ御供二而乘込也、朝五時四歩二宇品島方運轉、嚴島大島井沖江四時式歩五厘二着艦、暫滞泊、御祈祷有之趣二而嚴島社人乗込有之、夕八時九歩位二嚴島発艦、七時六歩頃又宇品江帰、往来八反之御船を引而右之通也、器械何角委敷拜見、蒸気運轉之理者一応解候得共、器械之精工実二驚目之至、艦中行事之制度嚴密も亦甚至レリ、嚴島碇泊中御供外二被召列候面々何れ茂思召二而社

夕御茶

新豆飯

廿五日、森岡兎名

於好

岩崎良之進、武内保之進

兄弟・桑原吉郎二父子与

沖合へ魚釣二廿三日夜方

参候処、昨日之風二吹流

され、似ノ島へ漂着、獵

船を借、辛ふして今晝歸

候由也

震天丸

蒸気船、艫車仕掛、鉄

造

長 廿二間

幅 三間

達観丸

三本柱帆船

長

幅

荷積二千石余之由也

参被仰付、予も卒与致社参也、宇品島御帰艦後又達観丸御艦為御拜見御出被遊、予

も御供仕、達観丸も震天丸同様異国船也、尤蒸気船二者無之、三本柱与云分二而、

風を頼候分也、艦制も蒸気船二八変、粗和船之船内二類して大体之制異なる耳也、石

数者三千石も積候由、彼是昏二及、八反御船へ被為人、江波迄御乗船、同所方御揚

陸二而被為人、予も同所方歩いて亥鼓後歸宅、今日者往来共渡辺(雅登)・堀尾(勝登)同伴致入、

御家来中も御供外五十人余参候也

廿六日、戊午、晴、冷、昨今御役所休日振替二付、例時出勤、夕未鼓後退、夜家

小寺参致、夫方森岡へ見舞也

廿七日、己未、晴、午後暖、宮崎松下院殿十七回忌相当二付焼香遥拜、西向寺江

兵藏代参申付、例時出勤、夕八半時退、今朝者素読所会読江致出席也

廿八日、庚申、曇又晴、暖、例時出勤、夕八半時前退、敬次郎今朝於素読所第二

等課試相済、上等二着候由也、慈君夜從辻御帰被成、少々御風邪氣之由也

廿九日、辛酉、晴、冷氣也、朝乗馬、山村静登為時候見舞入来、折柄御用向之応

対も有之也、午鼓為御機嫌伺出仕、森岡七夜二付花染料・肴料・赤小豆飯を祝贈

る也、夕片岡弘来、入夜迄話、酒を饗入

卅日、壬戌、晴、冷氣増也、朝堀尾嘉善入来、同方縁女来月五日婚禮取結度由二而有

内談、且其節者予・敬次郎共来呉候様二与被申也、例時出勤、夕申鼓後退、万(森岡)之進

此間中之謝二来候由也、慈君此間方御服薬被成候付、夕方杉岡文積来診、未少々御

熱有之由申也、夜平之進來、近頃江波新開横水尾土橋手前之土手江屹与したる御

151 九月

廿九日、森岡江

花染料 金式百足

香料 銀五匁

赤小豆飯 一重箱

以上

長州一件二付兼而徳山・

岩国登坂之義被仰出有之

處、右兩家自然不快等二

而差問候得者、長府・清未

又者長州家老之内何れ二

而七九月廿七日迄二者必

登坂有之候様二との義、

尚又於大坂御当藩へ御追

達有之、依而昨廿八日左

之通御使者二而萩表へ御

通達有之候由也

御先手者頭

*久保田平司殿

組頭 *西川清六殿

番所御構二相成、関門出来、同所方内旅人入込猥二不相成、入船も同所方上江者不
相成事二改り、江波旧来之港堀弘二而、他国船者悉皆同所二而之受引二被仰出、依之
広島諸問屋皆々江波江引越被申付、此間頃方同所地面割渡有之、殊之外賑敷、追々
江波者繁華二相成候趣二有之由、文讀話也、如何様御番所者先日同所往来二見受候
處、屹与仕たる御構二而、大ニ川口之御締り付景色を増候也、此度江波村開地二付、
左之通町々名御改之由也

浜之町壱丁目方四丁目迄 東ノ町 中ノ町 西小川町

東中川町 西中川町 新堀壱丁目方六丁目迄 久保町

横堀 右新堀之内へ定芝居も出来候由也

九月 小

朔日、癸亥、晴、冷気増、時服可体、例時出勤、夕八半時退、万之進酒を饗、明

夕予二参候様二申、諾置也、和宮様御実母觀行院様御逝去二付、七日之間鳴物停

止、普請者不苦旨從公儀被仰出候二付、爰元二於而も同様、昨晦日方七日之間鳴物

停、普請者不苦旨被仰出也、夜堀尾勝登被来

二日、甲子、晴、暖、朝乘馬、夕為伺御機嫌罷出、夫方森岡へ歡旁二行、途妙慶院

江參、比治山妙詠寺二而日雲權現江拜入、昨年予痔痛之節、家小致祈願候由二付而

也、森岡二而有饗、入夜帰、長武左衛門算術二来也

三日、乙丑、晴、暖、例時出勤、夕八半時退、万之進昨日之謝二来

四日

霜降

暮六時四分

四日、丙寅、晴、暖、例時出勤、夕八時退、御奥方御庭之栗少許頂戴仕ル也、敬次郎誕生日、赤小豆飯を製、内輪限祝す、夜平之進來
五日、丁卯、晴、暖、夕曇、朝御乘馬江出ル、御機嫌伺二出ル、堀尾之方兼而今晚祝用之筈二候処、鳴物停止中故、来ル七日江被延候由案内有之也、夜武左衛門算術二来、夜敬次郎堀尾へ被招行、結納祝義之由也

六日、戊辰、晴、暖、例時出勤、夕八時退、夜平之進來、藤川甚吉郎入来、御奥方松茸拝領仕ル也

七日、己巳、雨、寒、久振之好潤也、例時出勤、夕八時過退、夜平之進來、堀尾江兼而之通夜中被招參ル、敬次郎も行、婚礼首尾能相整候由、祝盃并二饗有之也、深更二歸、頗及酩酊、可戒、今朝西向寺江兵藏代参申付也

八日、庚午、晴、暖、煤掃いたす也、午前方頭痛二而困、全過酒之所為也、夜武左衛門来、堀尾方慈君・家小今晚話二參候様申来候得共、煤掃二而不仕回故辞又

九日、御奥へ左之通差上ル
袖子 三拾顆

十日、森岡万之進第五女於榎今曉子下刻没、行年九歳、法諡

薰香童女
長安寺二葬

御宇衛様江御祝詞申上、御目見仕、已鼓退、御奥へ庭前柚子御内々差出入也、夕岩崎良之進來、祝酒を饗入、夜半前森岡方於榎西三日少々申分有之候処、今午後度々閉之氣味有之、以之外成容体二押移、氣遣候由為知来、早速為見舞兵藏遣候処、最早事切二及候由、切々急劇成事驚駭二不堪、残念之至也、全風邪熱甚敷、夫二疣虫添候症之由、当年九歳、万之進第五女也

十日、壬申、晴又曇、寒、朝方森岡へ為手伝兵藏遣入也、例時出勤、夕申鼓前退、

153 九月

〔森岡葬式二付、夜長安寺江家来代参申付、森岡江者松蔵をも遣入也、堀尾勝登・小島左源太為悔入来、〕夜雨
 十一日、癸酉、雨、寒、朝為伺御機嫌罷出、夫方森岡江吊慰二行也、夕長束武左衛門来、〔夜勝登被来
 十二日、甲戌、晴、秋冷進、〕例時出勤、夕八半時退、〔夜平之進來、〕今朝堀尾へ先達而之謝并一昨日預吊候之謝二行、長束清次郎方明日皆々被参候由二付、予・敬次郎共参くれ候様二与清次郎方相頼候趣、夜前勝登被申聞候趣も有之、一応者諾し置候得共、敬次郎者勿論遣候得共、予者及断度段申置也、〔例時出勤、夕八半時退、〕長束清次郎、堀尾之方祝用済之挨拶、明日之噂旁二入来之由也、〔夕万之進來、〕夜平之進來
 十三日、乙亥、晴、冷氣、〔例時出勤、夕八半時過退、〕敬次郎午後方長束清次郎方へ被招行、堀尾家内不残、山村静登・深町真喜太・石井寿兵衛夫婦・米原岩之助等会、饗有之候由也、亥鼓前帰、〔夜平之進來、〕今夕も万之進御用向二付来也、〔今朝久野秀太郎倅邦太郎、秀太郎名代与して忌明返礼二入来、秀太郎兎角申分二而歩行二艱候由也
 十四日、丙子、晴、暖、〕巳鼓後為伺御機嫌罷出、〔午後方渡辺雅登同伴、海田市江道遥、折柄交歡舎江立寄、酒造蔵内之様子を見分致入、敬次郎も携、大島五兵衛・平野伝右衛門・岩崎良之進も参り合せ伴し帰、上野吉次郎詰居、同人心配二而神保屋座敷を借、盃酌を催、及暮帰宅入、月明にして、途中二葉参詣之人絡繹たり

十九日

立冬

暮六時三分

廿二日早農

酢和会

れん根

あふらあけ

御皿

こんやく

大根

香たけ

けむ

十五日、丁丑、晴、冷気有力、例時出勤、夕八時過退、今日二葉山御祭礼、此御方様御社詰被遊、昨日八主水様御詰被成候由、敬次郎二葉山江参詣いたす、殿様御社参、御装束二被為在候由也、森岡初七日逮夜、明日当座法事致候由二而兵藏・松藏被招、夕方遣入、尤兵藏者手伝旁二午方遣入也、長束清次郎此間之謝入来之由也、辻清人入来、来儿十九日何れも参候様二与申候由也

十六日、戊寅、晴、冷氣、朝森岡法事二付、長安寺江清太代参二遣入、妙慶院江も為参也、例時出勤、夕八半時退、夜中慈君・家小、森岡へ悔二行、敬次郎も行、慈君者万之進達而留候二付御泊被成候由也

十七日、己卯、曇、夜雨、夕方為伺御機嫌罷出、東照宮御祭礼、御西殿様御社参被遊、御途中御装束二而、於御宮御衣冠二御召替御拜被遊候由、旦那様二も御拜参被遊、殿様御社参後御出、若殿様御社参之節、御例之通御目見被遊候由也、敬次郎堀尾嘉善被連拜見二参、帰途米原岩之助方江寄、饗へ逢候由也、夜慈君從森岡御還り被成、夜武左衛門来、夜雨

十八日、庚辰、雨、寒、例時出勤、夕七時過退、万之進何角之謝二来候由、慈君夜中辻江泊掛二御出被成也、岡島平之進算術二来

十九日、辛巳、晴又曇、時雨之景色あり、寒、例時出、夕八時過退、敬次郎堀尾嘉善二被誘、東照宮へ参詣、夫方神田社へ参、辻へ行、及暮帰、同方二而祭礼之饗へ逢候由也、夕伝右衛門来、予氏神之祭酒を饗入、家小、堀尾後室・同嫁・娘同伴夜中東照宮江参儿、夜中も諸人多候由也

155 九月

白味噌
御汁 小椎たけ
苞とうふ
青み
御坪 しめし茸
ちりめんふ
さわく
おろし生か
御飯
御香の物
（のち）
つへい
牛房
にんしん
油あけ
焼とうふ
御平 松たけ
こんにやく
里いも
へち柚
御菓子
焼まん頭
かき
みかむ
以上

廿日、壬午、晴又時雨、寒冷暮、朝責馬致、為伺御機嫌罷出、岩崎およし入来、
 〔夜武左衛門来〕
 廿一日、癸未、晴又時雨、寒冷一層倍、例時出勤、夕申鼓前退、木原慎一郎殿節
 句前方風邪二而被困候由、今日敬次郎見舞二行、今以寝与無之由也、〔夜勝登被来、
 慈君從辻御還り被成、十九日藤川へ被招、御出被成候由也〕
 廿二日、甲申、晴、朝寒冷強、普照廟御祥月二付早晨祭祀如恒規行之、普觀廟毛奉
 配祀也、朝西向寺へ兵藏代参申付、例時出勤、夕七時前退、森岡万之進此間以來
 又々胸痛二而出勤不致候付、夜訪之、此間葛城某江診を乞、薬を服候処、全葉動之
 様被考、同人者積氣^{*}二而八無之、元来脾膈薄弱方之事与申候由、平之進來候由
 廿三日、乙酉、晴、寒冷少甘、夕炮術見分二出、御機嫌伺二毛出、貫心流草津辺
 出稽古有之由二て、敬次郎朝方参、夜二入帰儿、御嘉例之御家祈祷二付御供物頂戴
 被仰付也、〔夜武左衛門来〕
 廿四日、丙戌、晴、暖、西向寺江代参申付、例時出勤、夕申鼓前退、浅野助九郎
 殿方自筆紙面二而潑尾魚二尾、家来二被為捕候由二而被恵、且借銀返納方之義被頼
 越、今朝堀田伊三郎殿采儀、同姓勝太郎殿一件二付被申聞候義有之、弥夜前圍へ被
 入候由、何分勝太郎殿甚不行状之趣也、右之義二付而八伊三郎殿去ル十八日二毛被
 来、出仕中二付御館二而逢し也、万之進今日方快出之由二而来、今朝高木来助入
 来、万之進病体之義二付咄度義有之由申候趣也
 廿五日、丁亥、雨、不寒、例時出勤、夕申鼓前退、今日者月次講釈御定日、先生家

村上家乗 慶応元年 156

廿四日朝、御馬養生有之、当家之馬も如例養生を頼、御馬捕酒料六匁遣又也

同日夕

御茶

新豆飯

右献于廟

廿五日夕、退出掛御奥天満宮江拜入

廿八日、長束清次郎故市郎右衛門遺愛枝垂梅予へ贈度(虫撰)、市郎右衛門別懇之訳柄を以愛觀致し呉候八、可為本懐之旨、日外堀尾嘉善へ託、厚意之尊申聞候二付及厚謝、可任其意、時節好頃を見合

不被出候故、予江講釈被仰付、顔淵問仁之章致復講也、高木来助へ御館二而逢候二付、万之進病体之義、葛城何某へ參、委敷尋合呉候之様二与頼置也、夜平之進來廿六日、戊子、朝雨後歇、暖也、朝高木来助入来、昨夕葛城何某へ行、万之進容体之義委曲及尋候処、何も氣遣候様之症二者無之、全体者強壯之質二候得共脾胃少々煩居候二付、飲食之消化難速、依而胸痛嘔吐等二相成候二相違無之、普通之溜飲積氣坏与違候二付、脾胃さへ調和致候得者速二治可申、只今之儘二捨置候而八何れ（衍力）反胃症様之事相成、只今療治場合之由申候由申聞、大二致安心、及厚謝也、少々風邪之氣二而頭痛惡寒有之、午前方臥、夕方堀田伊三郎殿来儀、押及応接、内談筋也、極夕脚湯を致、発汗二相成也、御奥方天満宮御供之御下り物如例頂戴仕ル也廿七日、己丑、曇、暖、朝辻清人お竹を連入来、西向寺江兵蔵代參申付、風邪不快候故、今日者出勤不致、御用人中江及案内也、夕杉岡文積見舞入来、診を請、為指風邪二者無之候得共、少々者熱有之候故、要慎致候様二与申也、大坂来状、將軍様去ル十五日御上洛、廿日迄も御下坂無之、色々之下説有之、長州御進発も何れ止与申、將軍様朝廷之御首尾甚不宜二付御隱居被遊、一橋公將軍二被為立共申候由、去ル十六日二異国船九艘、（加太力）加田通兵庫江乘入碇泊、揚陸も致、十八日二者大坂澳江来、大坂江も致揚陸、早速市中御触示も有之、至而平穩、何れ開港願二可有之との風説之由也

廿八日、庚寅、雨降、暖、今日者頭痛快、惡寒も止候得共、終日致用心也、海田市交歡舍新釀揚候由二付、大島五兵衛方間酒差越、出来殊之外宜敷由也、夕方雨風寒

157 十月

所望二人を可遣旨約置候
 処、夜前取寄、今日庭前
 へ裁、大二気色を増也
 四日
 霜降
 暮六時四分
 四日夜、辻殿二而左之通
 出ル
 菓子鉢
 さわし柿
 筋膳
 菓子碗
 新河たけ
 はむ切身
 猪口
 貝明身
 かいな糸作り
 せり
 酢みそ
 茶碗めし
 酒肴
 手提鉢
 九年母
 焼小鳥
 やき薯蕷
 以上

冷也、森岡へ見舞家来遣入、昨日以来又々困候由也
 廿九日、辛卯、晴、寒冷俄二暮、辻清人朝方吉弥を連入来、藤川伯母氏於留を連
 午前方御出、今日者平野へ祭二被招御出之由、夕武左衛門来、夫々酒飯を饗、於
 竹も今夕帰ル也、今日者弥快候二付、朝為伺御機嫌罷出也、夜家小・敬次郎白神
 社へ参、尤敬次郎者今昼も参也、夜益寒気暮、雪降、屋上積白、九月中二雪積候者
 珍敷事也

十月 大

朔日、壬辰、晴、寒冷強、曉来雪積寸許、例時出勤、夕申鼓前退、長束清次郎此間
 約束之梅樹申受候之挨拶入来之由也、万之進江見舞使遣入、此間者又々大二致難儀
 候処、今日者大二快候由也、夜平之進來
 二日、癸巳、晴、朝有霜、大二冷、朝乘馬、午後為伺御機嫌罷出、矢野犀右衛門不
 快を訪、余程快方之由也、夜平之進來
 三日、甲午、晴、寒冷、朝平野伝右衛門来、右近様御用部屋岡田十次郎来、昨日御用
 達所御步行組手島鷲一郎参、御年寄上席辻将曹殿方久野秀太郎・河瀬喜和馬并予三
 人江一緒二面談被致度義も有之候二付、明晩黄昏頃方同方屋敷江参候様被致度、其
 段を秀太郎方極人・予へも移合、差問之有無驚一郎迄為聞候様二との事二有之旨
 申聞候由二付、即予二於而八明晩何之差問も無之、黄昏頃方参り可申段十次郎へ相
 答具候様二与申述置也、極人方へも既二移合、同方も何之問も無之趣二十次郎申候

六日、御奥江差出
蜜柑州三顆

七日

御切米式石
一 刀差組
御勘定所詰

森島兵蔵

東城御趣法掛り

右者年来武芸心掛厚致出

精候二付而之御趣意を以

右右(仍)之通被仰付也、

但下地式人扶持、鉄炮

組也

由也、例時出勤、夕申鼓前退

四日、乙未、晴、寒冷、例時出勤、夕八半時過退、昨記之趣二付、暮六時前方辻將曹殿江行、無屹事故勝手通參、可然移合二付其通二致、久野秀太郎・河瀬極人も同時二被參、一緒二勝手居間二而白衣二而被逢、脇差も外し被居候二付、此方二も次之間二而脇差を徹し一応之挨拶致、夫方同間江進候様二被申二付致同居間、下女通二而火鉢・多葉粉出、御用向内話、其後菓子鉢二而さわし柿出、又飯・酒出、緩々談話被致、丑鼓退還、趣意者御用向与申而も為差事二も無之候得共、當時勢何時天下粉乱二可至も不被量候間、御三家内までも一致二和合いたし、共二国事を被謀度之深意与被察、何様執政之宅へ予等在被招、献酬緩話有之与申義者、中古以来珍らしき事、将曹殿度越之才感入候事也、万之進今日方快出致候由二而夕方来、夜中丹羽正藏家内入来、酒を出候之由也

五日、丙申、晴、寒冷緩、午後暖、朝為伺御機嫌罷出、夜前之御用向申上也、夕御用人中三人・大島五兵衛を招、御用向申談、五兵衛者尚跡二而話合事も有之也

六日、丁酉、曇、暖、朝致乘馬、庭前之蜜柑美敷色着候二付、御内々御奥江差上ル、為御移甘干柿を頂戴仕ル也、例時出勤、夕七時前退、辻清人入来之由也、夜勝登被来(堀尾)

七日、戊戌、晴、暖、朝西向寺江兵蔵代參申付、例時出勤、夕申鼓後退、家来同前二差置候兵蔵義、今日御切米式石、刀差組、御勘定所詰被仰付、殊之外難有狩也、同人義者去ル卯年七月以来十一ヶ年当家二相勤居候处、右様結構二被仰付、予二於

159 十月

〔九日、左之通兵蔵へ為祝
義遣又也〕

一紋付袴 一枚

一盃 一

一金 五兩

但正金也、代二ノ三百

六拾匁

右金者過分二候へ共、去
子ノ八月以來月々同人御
扶持之内を吉人扶持ツ、
段々之歎二依而受取来候
二付、其価を還し遣候意
二而、右様二取計候也

〔十一日、堀尾老室今夕安
産、男子出生之由敬次郎
承帰、見舞使遣又〕

而も感戴二不堪也、〔夕河瀬極人入来、於御館謁之、〕夜平之進來

八日、己亥、雨、温、〔未鼓前為伺御機嫌罷出也、〕星野武平次京師・大坂辺江御用
向有之、来ル十一日出立、上京被仰付也、〔夜平之進來〕

九日、庚子、晴、寒、〔例時出勤、夕申鼓後退、〕撰海異船渡来之風説色々有之内、
此間中大坂方御飛脚歸り、全兵庫開港願之趣意二而、開港御免許無之二於而八直二
兵端を開候由申立、閤老阿部豊後守様不被得已御即免被成候処、其義朝廷二而決而
御許容不被為在、段々事六ヶ敷相成、長州御征討者頓与棚江上り、將軍様二者急々
江戸江御帰府被仰出、既当月二日二者伏見迄被成御動座候処、一橋公之御諫言二因
而又御上洛、二条御城江被成御坐、同所二御滞城被為在候之由也、〔夜前以來又々
少々風邪之気味二而、夕方悪寒有之也、〕兵蔵兄森島米蔵酒肴を携、此間之礼二来
也、〔夜星野武平次を呼、申談義有之也〕

十日、辛丑、晴、時々有雪意、寒冷強、〔夜前以來悪寒益強候故不致出勤、其段御
用人中江及案内也、〕片岡弘此度鐘御用二付明後日東城江參、暫者歸り不申由二而
暇乞旁二来、夜中迄話、有合酒を饗入、兵蔵も同人江付、十二日二東城江參候由也、
〔万之進・武左衛門見舞二来〕

十一日、壬寅、曇又晴、寒、〔今日も悪寒未透与不相除候付、終日褥上二致用心也、〕
〔佐藤益之丞・岡島平之進・相庭静御内御用向二付今暁出立、佐伯在方山県在辺迄被
參候由也、〕武平次今朝出立之由、昨夕暇乞二敬次郎を遣又也、〔兵蔵明朝東城へ致
出立候付、今午前致下宿也、〕木原慎一郎殿久々不快二而被困候由二付、敬次郎を

村上家乗 慶応元年 160

十二日、大樹公方朝廷江之被仰立者、其後之風説二而八関白様御手元二而御取消二相成、叡聞二者不達二而相止候由也

見舞二遣又也、昨日方藤田良蔵并木原徳蔵弟何某来、庭之松手入、摘木を致し呉ル、尤今日者良蔵者不来也

十二日、癸卯、晴、朝有霜、寒冷、予為指事二者無之候得共、昨夕杉岡文積来診、少々脈進居候二付用心致候様二与申聞、今朝も悪寒之意矢張不相除候二付出勤不致候也、(大島)五兵衛・(平野)伝右衛門就御用向入来、(大島)夜家小堀尾へ歎・見舞旁二參、一昨々記之京撰風聞、全大樹公一旦御亡命之御姿二而終二右之御振、就而八去ル三日左之通御達し有之候由也

方今御事多之折柄宸襟ヲ不被安御次第柄も有之、於御職掌御痛心之余り御胸痛御鬱閉被為在候、就而八一橋中納言殿永々京師二被在之、事務二被相通候義二付、中納言殿江御相談、御政務御讓被遊度旨、御所江御願置被為在候、此段内意申達候様二との御沙汰二候

十月

今般還御可被遊旨昨日被仰出候処、京都江被仰立候儀も有之候二付、還御之義御沙汰止、伏見へ御滞留可被遊旨被仰出候、右之趣向々江早々可被申達候

十月三日

十三日、堀尾小児名

貞登

右之振二而閣老阿部・松前両侯甚御不首尾、独一橋公而已格別之御苦心被成、大坂町御奉行并上主水正殿才幹有之人二而、異人之心接振宜敷候由也、嗚呼、天下之大勢如何可為帰着、不案至極之時勢也

十三日、甲辰、晴、寒冷、午後少暖、今日も兎角悪寒之氣不除故不能出勤、去ル

161 十月

〔十六日、長州方登坂之人
数

家老

井原主計

同

* 穴戸備後介

付添

* 赤川又三郎

当御藩方之護送御人数

御寄合

今中大衛殿

御步行組之子弟
芸術二達候輩

廿人

御目付

* 中山半之丞殿

新組頭

* 田上仙助殿

組之者不残

同

* 足利庫之助殿

右同断

以上

七日之夜、六丁目御屋敷内二而小童村収納米之内言儀致紛失、段々穿鑿を遂候処、御蔵後東隣御貸家三好礮平与申御步行組宅之境塀二穴穿有之、米も少々遺有之、甚怪体二有之、昨朝二至右穴ヲ先方方小間結を為候而土を付塞キ有之、旁以不審之次第二有之由也、〔夕万之進見舞与して来、〕平野伝右衛門夕方御用向二付入来、近日東城江罷越候由二而、折柄留而酒を饗入、〔敬次郎夜中堀尾へ被招行、名付二而饗有之候由也、〕武左衛門為見舞入来

十四日、乙巳、曇、暖、〔夕杉岡文積来診、至而之微熱二者候得共、いまた透与者不

除、尤明日あたり者暖二候八、仕回二致候而も可然、浴者今少致用捨候様二与申也、

〔夜雨

十五日、丙午、雨降、暖、風邪未透与者無之候得共押而致出勤也、例時方夕申鼓前

退、〔藤川甚吉郎為見舞入来、〕佐々木平太明夕乗船、長崎へ赴候由二而暇乞与して

入来、留而酒を饗、〔東城水上甚大夫三男熊雄剣術為修行致出府候由二而来、乞謁候

二付通し而謁入、〕森仙太郎 方除之守護貸候謝入来之由

十六日、丁未、時雨、寒、妙慶院へ清太代参申付、〔例時出勤、夕申鼓後退、〕渡辺

雅登御趣法御用二付明日東城表江被相越候由二而、為暇乞入来有之、平野伝右衛門

も同断、今朝為暇乞来、夫々為挨拶敬次郎を遣入也、〔大島松太郎今晚乗船、下関迄

船、小倉通長崎へ御内御用二付罷越候由、暇乞与して入来之由也、〕長州御家老登坂

弥相極、明日当所着、爰元方之護送頭書之通被仰付候由也

十七日、戊申、晴、暖意、〔朝為窺御機嫌罷出、且堀尾江安産歎与して参也、〕田中

〔十七日、僕を抱
沼田郡東村北之庄

百姓長助新吉倅

十八才

〔去ル三日大坂御城代御
役宅ニ於而

阿部豊後
松前伊豆

叡慮を以官位被召上、国
元江引取、謹慎罷在、御
沙汰可相待候事

〔廿日

大雪

朝四時二分

〔廿二日、今夕長州御家老
到着有之候由也

実五郎小者を世話致し呉、今日来、直ニ召抱候分ニ相決也、沼田郡北之庄百姓長助
与申者倅新吉与申者、十八才之由也、〔夕山村静登入来、明夕隙二候八、咄ニ参候
様噂有之、尤慈君ニモ御氣向ニ被成御坐候八、御出被成間敷哉与之事ニ候得共、此
節者少々御申分ニ付而御辞被成、敬次郎も参候様ニ与申也、〔長州御家老今日之到
着者延引、右御頼与して御使者大津四郎右衛門与申仁来り、今日於御客屋御受引有
之由也

十八日、己酉、晴、暖意、〔例時出勤、夕申鼓後退、〔暮頃方山村江行、堀尾嘉善・長
束清次郎・栗原直之進会、酒酢之饗あり、亥鼓前帰、敬次郎も夕方行也、〔大坂異船
去ル九日ニ不残退帆之旨風説有之也、〔森仙太郎三男乙三郎伊藤徳之助婿養子、夜前
引越候由、歎与して敬次郎遣又也

十九日、庚戌、晴、暄、〔例時出勤、夕申鼓後退、〔夜武左衛門来、〔白川河・松前両侯
勅勘之義大坂方申来、異船退帆も実説之趣也

廿日、辛亥、晴、暄、小春之景有、〔朝致乘馬、〔今朝御乘馬之節、御番頭六人手馬為
牽御相手ニ被出候由也、〔夕杉岡文磧来、予風邪之熱弥除候由申也

廿一日、壬子、雨、寒し、〔例時出勤、夕申鼓退

廿二日、癸丑、晴、寒し、〔西向寺江清太代参申付、〔例時出勤、夕未鼓後退、〔夕風
呂ニ浴入

廿三日、甲寅、晴、朝繁霜、寒冷、〔朝辻将曹殿へ御用向有之、先夜之挨拶旁ニ行、
調を乞、勝手通り行、居間ニ而被逢也、夫方郡御奉行服部権右衛門殿江行、是又調

163 十月

歸掛淺野助九郎殿江過日肴被惠候謝二行、途妙慶院へ七參、夕為窺御機嫌出ル、
 〔炮術点放見分二出ル、堀尾勝登先日之挨拶被来、佐藤益之丞今夕在中方被帰候
 由、使を以見舞申遣入也〕

廿四日、乙卯、晴、朝有霜、寒、例時出勤、夕申鼓後退、下地之僕松蔵義今日方若
 党二取立申付候也

廿五日、丙辰、晴、暄、例時出勤、夕八時過退、不私内用有之、退出後久野秀太郎
 を訪、到来物有之由二而達而被留、酒を被饗、入夜帰、今昼堀尾後室被来候由也

廿六日、丁巳、晴、暄、小春之景有之也、朝乘馬、午後為窺御機嫌罷出、夫方河瀬
 極人を訪、他適二而不遇、山村江先夜之謝二行、直二東照宮へ拜し、神田社江參、薄
 暮歸宅、池田加賀守方二而如例神酒を出入也、東照宮当度御祭礼二付而之御修覆二
 而、殊之外御立派二相成、尤惣御修覆二者無之也、今朝吉田兼次郎殿来儀、謁入、
 内話事有之也

廿七日、戊午、晴、暄、例時出勤、夕八時半頃退、予自分建之書齋長三畳半二而、
 毎夕内用向等二而人有之候節不便利二付、猶半費余南江広候得者都合七宜敷候二付、
 今日前浜平次郎江積を申付置也

廿八日、己未、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、昨日代參急候付、今日西向寺へ
 清太代參申付也、夜勝登被来、武左衛門も来、長州御家老之内井原主計去ル廿六
 日夜急々岩国迄被引取候由也

廿九日、庚申、晴、朝冷、後暄、朝致乘馬也

三日、高謙院様方拝領

ブリキ製

菓子盆 十枚

右健徳院様御年回二付、

予者先月廿一日便二左之

通り御内々差上候也

一香茸 半斤

一紫蕨 半斤

右二品

五日

冬至

今晩八時九歩

卅日、辛酉、晴、暄、例時出勤、夕申鼓後退、朝堀尾嘉善被来、内相談事有之也

十一月 大

朔日、壬戌、曇時々微雨、後晴、寒、夜風吹、例時出勤、夕申鼓退、朝河瀬極人

入来、謁、類役集会催一件二付而也、来ル六日久野秀太郎方江会候筈二申合約候也、

例年之通、今日知行物成切手并附足輕御切米切手共相渡、致頂戴也、米価此節少々

下落、諸郡・世羅米打合二而貳百九拾三匁之由、何分高価也、夜長武左衛門来、万

之進も来、物成頂戴之祝酒を饗入

二日、癸亥、曇又晴、寒、朝御馬場へ出、致乗馬也、雲州方牽来候由二而栗毛馬出

一覽入、程宜敷候得者予か馬与引替候八、可然与兼而森仙太郎申聞候得共、前蹄不

宜候二付夫切二致又也、御機嫌為窺御奥へ出ル

三日、甲子、晴、寒冷増、例時出勤、夕申鼓前退、京都高謙院様方御書を戴、当

年健徳院様廿五回御忌二付、来月十二日御庵至二而御法事御執行被遊候二付、御茶

ノ子二而も可被下处、却而幾久敷遣候様二との御事二而、ブリキ菓子盆拾枚頂戴仕

ル、御厚キ思召奉感謝也、鑓持料相渡ル、半方米五斗代百四拾六匁分也、夕武

左衛門来、水上熊雄爰元逗留中当家裏之吟味役所を御貸被下、今日方引移候由也

四日、乙丑、晴、朝繁霜、寒冷深、例時出勤、夕八時過退、長沼流軍法之書兵要録

を大島五兵衛方借覽入、長沼淡齋之著述二而、福山藩江木氏之開板也、夕曇

五日、丙寅、曇、寒冷深、冬至也、朝武左衛門来、昨年之振を以売米之義頼置也、

165 十一月

六日、久野氏二而饗

小盆二而

吸物碗二而

—三原大根
牡蠣

猪口

小手卷

鉢

卷すし
焼あなこ
しめたけ
九年甫

酒

以上

夕為伺御機嫌罷出、森島兵衛母何角之礼二来、御切米戴候祝意与云、酒・蛤を携来、留而宿入也、夜雨

六日、丁卯、曇、時雨之氣あり、寒、例時出勤、夕八半時退、朔日之記二有之通二付、七ツ時前方久野秀太郎へ適、河瀬極人同断、緩々對話、兼而之約定二而輕干空腹補并酒被出、久留杏蔵・岡田重次郎も半方会、後者家内も被出、夜五半時頃帰宅、温公之所謂、会数而礼勤、物薄而情厚之意を主として申值候也

七日、戊辰、晴、寒冷強、例時出勤、夕八半時退、西向寺江清太代参申付、夜勝尾・武左衛門入来

八日、己巳、晴、繁霜、寒冷強、朝御乘馬江出ル、御番頭衆四人被出、引取掛為伺御機嫌御奥江出ル也、夜慈君辻江御出被成、平之進来、木原慎一郎殿来儀、月次講釈被出方之義二付相談有之也、暫被話

九日、庚午、晴、霜深、寒冷強、今日方諸向出勤御定時刻二者必出候様二との被仰出有之二付、五半時過出勤、夕未鼓退、昨日方書齋取繕平次郎来り呉る、尤今日者同人差悶候由、甚助来ル也、夜平之進来

十日、辛未、曇復晴、朝深霜、冷強、巳鼓前出、未鼓退、御奥方、從右近様御到来之三原大根二本拝領仕ル也、今日も吉岡甚助来、万之進来、同方佐代を山崎右内方倅隼太妻二所望之義、名倉求馬を以申聞候之由二而相談申聞、篤斗考候而返答可致与申置也、夜武左衛門来

十一日、壬申、曇、寒冷輕、朝乘馬、夕為伺御機嫌罷出、夫方貫心流剣術見物二出

ル、佐藤益之丞過日留守見舞敬次郎遣候謝入来有之候由也、夜平之進來
 十二日、癸酉、雨、寒、巳鼓前出勤、未鼓退、万之進猶又胸痛ニ而今日出勤不致
 候由也、夜平之進來

十三日、甲戌、時雨、不寒、例時出勤、未鼓退、万之進今日者快致出勤候由ニ而
 来、此間申聞候ます山崎へ所望之一条、其後星野幸次郎方へ及相談候処、何も予即
 考之所と同様之考故、一向及断候方ニ致決定候由申候由也、森仙太郎方兼而頼置候
 当家之馬を久保田平司殿方へ世話可致歟与申聞、何も存旨者無之ニ付、宜敷頼候旨
 申置、左候得者当家之代馬者御上黨之御馬、何れ不遠内御下ケニ可相成ニ付、夫を
 申受候得者、老馬ニ者候得共腕蹄丈夫ニ付、為ニ可相成旨申聞、是又同人江任世頼
 置也、昨日少将様方雁御拝領被遊、今夕御夜食之節御開キ被遊候付、御相伴ニ罷出
 候様ニ与御意被為在、御受申上、暮頃方御奥江罷出、雁之御料理御相伴被仰付、跡
 ニ而御酒も頂戴被仰付、戌鼓頃退也

十四日、乙亥、時々雨、暖也、朝御用向ニ而辻將曹殿江行、不快ニ而引籠被居候由
 ニ而応対無之、夫方妙慶院・興徳寺江參、歸り青野保太郎殿を訪、始而謁入、温厚
 之人ニ而緩々及談話、午時八過帰宅、此人者文武ニ被達候正直之人ニ候得共、当時
 ニ不被用、閑散之御役ニ被居候得共、兼々知音ニ相成度、積年心寄罷在候処、此間
 堀尾勝登方其意を通、伝言之趣も有之候故、今日致推參候也、岡本主馬殿留主を毛
 訪、又御館江も為御機嫌伺ひ、夜前之御受与して出ル也、深町真喜太入来、何角用
 事有之、又々可来与申置候由也、森仙太郎入来、昨日申聞候通、久保田氏之方相談

167 十一月

十五日
公儀御役人衆
大御目付
永井主水正殿
御目付
戸川鉦三郎殿
松野孫八郎殿
御徒目付
粟田耕一殿
石坂武平殿
御小人目付
龍田正作*
棟井謹作
内田鎌五郎
鈴木安兵衛
十九日
小寒
夜五時七分

約り候二付、午後二喜久^(森)二江馬を乗せ遣候様二与申置候由、其後喜久二来、馬を為牽参り呉、馬者直二久保田へ留ル也、夜平之進來
十五日、丙子、晴、寒、例時出勤、夕七時退、月次講釈、木原慎一郎殿被講也、敬次郎武芸心掛厚出精之段達御聴、御満足被遊候旨二而、御褒美与して諸口紙壹束被下置、其段御意之趣於席益之丞被達、厚御請申出、帰毛之上敬次郎へ申聞、告于廟也、公儀大小鑑察長州家老御糾問与して当所江御越、明日御着之由、右二付壹丁目筋南北町門内御旅宿構相成、両町門脇江番人被附置、夜中者六時方町内へ切二付、昼夜共同所通り扱不致候様二与の義御移檄出ル也
十六日、丁丑、晴、寒、例時出勤、夕未鼓退、妙慶院へ代参清太申付、大島松太郎・佐々木平太夜前長崎方致帰着候由、九州筋何も穩、長崎交易者益盛二被行候由也、夜勝登被来、平^(武左衛門)之進も来也、今日渡辺並星野・平野へ留守見舞与して敬次郎遣又也
十七日、戊寅、曇、寒、公儀御役人中昨日夫々御着有之候由也、旦那様月次御集二付主水様^(上申)へ御出、御宇衛様二者今朝方御出被遊候由也
十八日、己卯、曇、寒冷強、森仙太郎方此間之馬料金七両差越、致落手也、例時出勤、夕八時退、辻清人入来、慈君今晚御還り被成度二付、御迎家来差越候様二与申置候由二付、夜中御迎与して清太遣候処、少々御胸痛御気味二而御還り不被成、いつ二而も駕籠二而御迎を上候様二与申帰ル也
十九日、庚辰、晴、寒気強、初見氷、例時出勤、夕八時過退、堀尾勝登方兼而之

村上家乗 慶応元年 168

廿一日、繫入之馬

青毛南部立

歳者既二十七八歳位之由、至極馴良之馬也

価金拾二両

同日、普観廟御祥月、夕御茶・豉豆飯を献

廿二日、森仙太郎へ馬出入心配之謝、肴一鉢を贈る也

黨之御馬弥予へ御下ケニ御治定被仰出候段内々被申聞、表者御馬方江被達、同方方猶又申聞候筈之由也、慈君夜辻方御還り被成也、少々御風邪氣ニ被成御坐候得共、為差事二者不被為在也

廿日、辛巳、曇、寒氣緩、未鼓為伺御機嫌罷出、既取繕、住居替致候二付、吉岡甚助来り呉る也、豊少々手入致候二付、豊屋喜右衛門来ル也、公儀大小鑑察今日四半時国泰寺江御越ニ而、長州家老御糾問有之候由、尤長州御家老井原主計者先日引取後病氣ニ而、外二代り見へ候筈ニ候得共、未到着無之、寄兵隊も未来、穴戸備後介吉人之趣ニ相聞、いかゞ哉、夜平之進來、今朝藤田敬次郎殿寒氣見舞来儀之由

廿一日、壬午、晴、寒氣緩、朝森喜久ニを呼、馬之事を尋候処、全勝登被申通、弥予へ御下ケニ相成候間、直ニ今日方牽入候分ニ致候様申聞、馬料拾貳両之由也、尤此節既取繕中ニ付、暫時御厩江預り置呉候様ニ与申置也、例時出勤、夕八時退、夕御乘馬江出、今日方手馬を乗也、夜勝登被来、今日も既修覆、甚助来呉る也

廿二日、癸未、晴、寒氣強、例時出勤、夕八時半前退、西向寺江敬次郎為參也
廿三日、甲申、暁有雪、朝之内雪霏々、又雨、寒、夕大島松太郎・佐々木平太を呼、長崎往来之話を聞、夜酒飯を饗、長武左衛門も来、同様饗入、同人者今日漬物を見合せ呉候由也

廿四日、乙酉、晴、寒威強、例時出勤、夕八時退、西向寺江敬次郎參らする也、清人・万之進(森岡)之進入来之由、夜平之進來

169 十一月

廿五日之記、御米御拝領
左之員数之由也

一壹万俵

本藩

一七百俵

近江守様

右度々御人数被差出候二

付、為御手当御拝領被遊、

御米者最寄御代官御支配

所方御回し相成候由也

廿五日、丙戌、晴又曇、寒威大二加、例時出勤、夕八時過退、堀田伊三郎殿来儀、堀田勝太郎殿方御世話筋之義二付厚挨拶被申聞、養子も弥水野左金吾弟右膳殿二極候由也、退出後致乘馬也、夜武左衛門来、左之通被仰出有之也、尤去廿一日之事也、此二追記又

別紙写之通、大坂表方御奉書御到来被遊候二付、御書付之趣いつれも相心得候

様二との御沙汰二候事

一右二付為御手当御米御拝領被遊、近江守様二も御拝領被成候事

右之趣相組支配方未々迄——十一月廿一日

一筆令啓達候、毛利大膳父子伏罪之義御疑惑之廉々有之候二付、右為御糾大目付永井主水正、御目付戸川鉦三郎・松野孫八郎芸州広島表江被遣、大膳末家并家老共之内、且寄兵諸隊中之者も同所へ呼出し、承糾之上模様二寄惣御人数被差向候間、芸州口一之先之心得を以十二月十日限人数差出、其方二者国許相守り、臨機之取計可被致候、尤為軍目付松野八郎兵衛被差遣候間、其段可被相心得候、松平近江守義も其方江附属被仰付候間、可被得其意候、且又攻口之割合別紙之通被仰出候間、是又可被得其意、此段可相達旨依上意如此候、恐々謹言

十一月七日

小笠原吉岐守

名花押

板倉伊賀守

名花押

村上家乗 慶応元年 170

御名殿

別紙攻口割之御書付者略し而不記

廿六日、丁亥、曇、寒氣烈、朝右近様(淺野)・主水様(上田)へ寒氣為伺御機嫌罷出、久野秀太郎・

深町・久留・山村・坪内并河瀬喜和馬を毛訪、帰掛御館江毛為伺御機嫌出ル也、河

瀬極人・山村静登問安入来、河瀬者当年方寒氣務互二相始ル也、御奥方昨日天満宮

御火焼之御祭俱御下り頂戴被仰付也、夜平之進來、今日紀州御人数六百程到着、

右者石州路江御差出之御人数明日可部迄參、同所二而暫見合せ有之由也

廿七日、戊子、晴、午後寒氣緩也、例時出勤、夕八時退、退後御乘馬江出、今日

者辰之進様御久振二御出被成、御乘馬被成也、手馬を毛御乘被成、今日曾祖妣廟御

祥月、如例菓子・牡丹餅を献、西向寺江清太代參申付、法祖連夜、例年之如意込

を製し、慈君方御奥江御差上被成也、青野保太郎殿江兼約二付夜中談話二參、丑鼓

前歸、酒も出ル也、虚往美還之答有之、何角博識之人也、万之進面部江腫物出、此

間方出勤不致候由、見舞旁使遣入、信槌腫物伝染之由也、今朝星野武平次江も此間

京都方歸着之歎使遣入、同人も夕方留守中被来候由也

廿八日、己丑、晴、寒威強、例時出勤、夕未鼓後退、今朝諸品御礼有之、此度方

兼而被仰出候通り、御礼之者置目其外席詰等替る也、夕武平次を呼、京師之御用向

承、跡二而酒を饗入、夜武左衛門来

廿九日、庚寅、晴、寒威緩、午後為伺御機嫌罷出、水谷八十郎寒氣問安入来、伯

母君今以從三原御歸不被成、且母於(福田)み兎角不快之由也、堀尾後室被来廿八日、武平次歸便、高
謙院様方左之通拜領仕候
也

おほるこんふ一袋

171 十二月

四日

大寒
昼八時三步

卅日、辛卯、曇、寒威勵、例時出勤、夕八時過退、今日公儀大小鑑察国泰寺江御越、長州木梨彦右衛門御尋問有之候由也、夜木野室方家小江文采、一馬当月初方少々風邪之処、兎角眩々無之、中比方追々食餌不進、咳毛有之、全熱之結滞与医師毛氣遣候由申来儿、依而明早曉為見舞清太遣候筈二申付也、今夕致乘馬、其後堀尾嘉膳入来、内談事有之也、渡辺雅登・平野伝右衛門今夕東城方帰着之由、使を以歛申遣入也

十二月 小

朔日、壬辰、曇又晴、寒有力、例時出勤、夕八半時頃退、今日御扶助切手相渡、并附足輕之分共致頂戴、米価三百四匁之由也、夜勝登被来、雪飛、寒
二日、癸巳、晴又曇、時々雪飛、嚴寒、久野秀太郎寒氣問安入来、幸留而酒を出入、厩油石灰漸乾候二付、今日馬を牽入る也、清太今朝從木野帰、一馬先宜敷方、何毛氣遣候様二者無之旨申帰、医師を換、夫方少々快方之由也
三日、甲午、曉来有雪、寒威強、嚴凝、例時出勤、夕八時過退、退出後乘馬、方渡辺雅登・平野伝右衛門を呼、東城御用向を承、大島五兵衛毛会、寒氣烈二付、御用濟酒を饗入、今朝公儀步兵隊・騎馬隊多人數入込有之、全押軍之作法二而、太鼓を打、節制能調、隊列嚴肅、都而西洋法之由也、今日御役料残半方渡、致拝戴也
四日、乙未、曇、寒威強、嚴凝、夕方雨、寒氣甘、例時出勤、夕八半時頃退、今日毛公儀步兵隊・大炮隊多人數入込有之候由也、久留杏蔵寒氣問安入来之由也

村上家乗 慶応元年 172

七日、来ル十七日慶雲院様二百五十回御忌御法事二付、諸事穩便二仕、火之元別而念入候様御移檄出ル也

八日夜

皿鱈

吸物 蛤

薄みそ

小付飯

銚子

盃

大盆二而

れんこん

鉢

すとかま鉢

ひしき

さゝあ

九年甫

八寸

生ふり

芹

井鉢

酢牡蠣

八寸引替而

ほら

鉢

さし身

ちさせん

五日、丙申、晴、寒威強、朝伝右衛門何角之挨拶入来、午後為頼御機嫌出、丹羽庄蔵寒氣問安入来、先達頃暫御内御用二而上京、去ル卅日帰着之由也、夕渡辺雅登御用向二付入来、森仙太郎義、公儀大目付永井殿、御目付戸川殿・松野殿馬を騎乘之義野村帯刀殿通リ被相頼、此間方乘二参候由、規模之事也

六日、丁酉、曇、時々雪飛、嚴寒、例時出勤、夕申鼓前退、寒氣問安彼是有之也、昨夕桑原吉郎二来、酒を出候由也、殿様方雁御拝領被遊也

七日、戊戌、曇、寒意深、例時出勤、夕八時過退、退出後致乘馬、今日井伊掃部頭当地御着、中島誓願寺御宿陣、御陣装至而御立派、卒銃者惣而古流筒二而剣付、御家老者木俣土佐殿之由、敬次郎拜見二参也、御拝領之雁御開丰被遊候由二而、夜中御奥江召、御吸物・御酒頂戴被仰、尤予一人也、大島五兵衛も召候由之処、風邪二而御断申上候由、御主意者御養子之義二付、予・五兵衛兩人春来段々心配致候処、漸御内約り、小口二相成、御安悦被遊候二付而兩人を被召候御様子也、感戴之至也、亥鼓前退

八日、己亥、快晴、寒威緩、敬次郎当年十三歳二付、今日吉辰二も有之、鬢角を入遣入也、夕堀尾嘉善・同勝登・山村静登折柄咄二被来呉候様兼而約し置、何れも被来、敬次郎角入内祝旁饗入、辻清人も同、藤川每登殿も申遣候処、風邪之由二而不被来、万之進者引籠中故案内不致、外二栗原直之進先達而山村二而久振二逢、約し置候義も有之、旁招、是又来ル也、今朝御機嫌伺罷出、井伊兵部少輔候今日当所御通行、直二廿日市江御着之由也

173 十二月

吸物引替而

うを巻り

おほろこんぶ

ふきのとふ

鉢 かれぬ

そうめん

以上

去ル六日、左之通御移檄
出ル也

古銭類歩増通用之義、当
夏従公儀被仰出之趣も候
処、歩増通用方割合之義
其後別紙写之通於大坂町
触有之候二付、此元之義
も此後右割合通無差支通
用之事

右之趣――

大坂町触写

前略、当表歩増通用左之
通

九日、庚子、快晴、寒威大緩、例時出勤、夕八半退、万之進面部之腫物漸快、今日
方致出勤候由二而来、夕御役所退掛を呼、昨日之残酒を饗

十日、辛丑、晴、寒威減、朝御用向有之、右近様二而久野秀太郎、主水様二而山村
静登江行、及応対、已鼓後帰宅、直二出勤、夕八半時退、今日者来ル十二日健徳院

様廿五回御忌御法事二付、海蔵寺御非時二御招有有之、依而麻上下着出仕、前後挨

拶二出、御内廟御回向中竹之御間江席詰致、跡二而御位牌拝焼も仕ル也、夕乘馬

十一日、壬寅、晴、寒威薄、京都高謙院様江例年之如く寒氣御機嫌伺与して海苔百

枚差上ル、当年八海苔残殊外不出来之由二而、甚高価也、朝金子首三郎殿来儀、謁

入、堀尾後室被来、今日於海蔵寺御法事有之也、吉岡甚助来、部屋内棚を釣、

厩之手残を仕上ケ呉也

十二日、癸卯、晴、寒氣甘、卯鼓後出宅、海蔵寺江為御寺詰罷越、旦那様御參詣被

遊、御法事中相詰、焼香自拜相済、御齋頂戴仕、夕八半時頃帰宅掛御館江出、御用達

迄御機嫌を伺、退也、野外途中暖和如春日、供列若党兩人、其外如例騎馬二而參ル

也、御奥方御重之内御茶ノ子頂戴仕候也、井伊兵部少輔侯廿日市御宿陣之処、猶

又己斐村庄屋之方へ御陣替二相成候由也、今日途中市中二成候而八旅人多く、多分

陣羽織二而、全去冬之光景也

十三日、甲辰、晴、夕曇、寒威聊復、例時出勤、夕七時退、清人・万之進入来之

由、山村静登御用向二付人来、出勤中二付御館江被出、逢也、公儀御役人竹中丹

後守殿・河野伊予守殿御人数被召列、松原講武所御借用二而、今日方月六度ツ、練

村上家乘 慶応元年 174

一真鍮四文錢

壹枚二付歩増共拾式

文

一文久四文錢

同 八文

一銅小錢

同 四文

右之通二候、尤百文錢銅

錢之儀是迄之通何モ無差

支通用可致候云々

但銅小錢之内、文錢・

耳白錢之義ハ引替可相

成間、兩替屋共方へ可

差出、右代り之儀ハ、

文錢八七文、耳白錢八

六文可相渡間、不貯置

差出可申候

右之趣三郷町中――

兵之見分有之候由、夕炮声大小數十発、撃耳而喧聒也

十四日、乙巳、晴、夕曇、寒氣緩、少々風邪氣ニ而悪寒有之、頭痛モ致候二付終日

致用心、今日黒田弥五左衛門殿息宮太郎殿御立入、初而被罷出候由、右之通故不能

出謁也、来ル十七日慶雲院様二百五拾回御忌、於国泰寺御法事御執行有之由ニ而、

此間如例諸事穩便之御移檄出ル、右二付同日此方様御吉例之御煤掃今日江御振替ニ

相成也、紀州御人数今日猶又余程到着有之候由也、御家老安藤飛驒守殿モ今日御到

着之由、尤皆々江波方上陸之由也、安藤御宿陣者中島八百屋惣兵衛方之由也、高謙

院様方寒氣御尋并歳暮御祝義与して昆布二袋拝領仕ル也、久留俊蔵寒氣見舞入来、

酒を饗入、於三原右近様御奥様去ル八日御安産、御女子様御誕生被成候处、右御女

子様者一昨十二日御卒去被成候由也、右二付今日為窺御機嫌右近様御館へ可罷出之

处、風邪氣ニ而其義不能也

十五日、丙午、雨、暖、朝御用向二付遠藤佐兵衛殿・植田乙次郎殿へ行、佐兵衛殿

者不快、乙次郎殿者他適留主ニ而不遇、堀尾勝登先日之謝入来、例時出勤、夕七

時前退

十六日、丁未、曇、午後方復寒、早朝植田乙次郎殿江行、謁入、帰途妙慶院へ詣、

同院此節公儀歩兵隊之宿陣ニ相成居、位牌所之往来不相成、尤墓所之方者障無之也、

久野秀太郎御用向二付入来、謁入、例時出勤、夕七時前退、公儀大目付・御目付共

今日御上坂ニ相成、尤本藩蒸氣船御立用ニ相成候由、長州御家老者勝手ニ引取、重

而御召之節速ニ罷出候様ニ与の御違有之候得共、重而御沙汰被仰出迄其儘当所ニ罷

175 十二月

十八日
節分

十九日

立春

朝五時四分

敬次郎今日於素読所当

六月以來無懈出席之御褒

美左之通拝領致候由

諸口紙 三束

料銀廿四匁

右者五経課二付而之員数

也

在度旨願二依而御聞届二成候由也

十七日、戊未^申、晴、風吹、寒威復、慶雲院様御法事殿様御不参二付、御名代旦那様

被為蒙、今日国泰寺へ御詰被遊由也、午後為伺御機嫌罷出、伊勢御師方如例年御

被・来曆・熨斗贈来也、丹羽・水谷へ寒氣見舞無沙汰二成候付、今日敬次郎を名

代二遣入、森岡・山村・深町江毛寄帰、尤山村二而被留、饗二逢候由也、水上熊雄

明晩夜舟二而三原へ回り東城へ引取候由、暇乞二来也

十八日、己申^酉、曇、寒威嚴、午後雪飛、早朝御用向二而尚又遠藤殿へ参、謁、例

時出勤、夕七時前退、大島五兵衛先達而妹死去二付使遣候謝入来、夜節分二付御

豆糰子相濟候後、如例麻上下着、御表・御輿共御次迄罷出、恐悦申上也

十九日、庚酉^戌、曇、雪飛、復霰飛、寒威殊嚴、例時出勤、夕七時前退、御輿二而老

女干代浦方来ル廿二日夜御年忘二被為召候間、慈君并予共罷出候様二との御様子二

候之旨申聞、御請申置也、万^{森岡}之進今日者胸痛二而出勤不致候由也

廿日、辛戌^亥、晴、余寒強、例時出勤、申鼓後退

廿一日、壬亥^子、曉来有雪、有堅氷、余寒殊嚴、終日時二雪飛、朝御用向有之、辻將

曹殿江行、謁入、例時出勤、夕七時退、遠藤佐兵衛殿御頼事有之、且此後御立入

被相成候二付被出、及出会

廿二日、癸丑^丑、晴、余寒嚴、朝有水、朝御用向有之、辻將曹殿へ行、謁入、尤今日

者表玄關通り行也、此間御移檄之趣二付、若党二手槍為持候義相止、別二槍持を列

也、此間之御移檄左之通

廿三日、御奥江左之通御
内々差上候也

にし 一

あか貝 三

板屋貝 五

あわひ 二

さゝゐ 五

右代拾六匁五分也

廿五日、万之進今日者快
出之由二候得共、形容殊
之外憔悴、些案外致、右
二付高木来助へ今朝申談
置候義有之、夜又同人来
候由二候得共、予未不退
前故不得遇也

槍為持候御役々祿三百石以上之輩、鎗持被減候得者若党二手槍持され候様向々
江通達方昨年申談置候所、其後当夏御甘々米被仰出候付而八、馬持之輩若党計
被召連候義二毛有之間敷候得者、小者江槍持兼させ候而毛可相濟二付、御城内
其外共前々方鎗持込不申候場所へ手槍持込候義者用捨有之度候事

西向寺江清太代参申付、^(鳥越)例時出勤、夕七時前退、夜中兼而之通御奥江召、御年忘之

御酒頂戴仕、慈君毛御上り被成也、亥鼓退、今日御奥江御歳暮之意、貝類差上候也
廿三日、甲寅、晴、余寒強、上田辰之進様此間以来少々御不例之処、昨昼方俄二
御不出来、今晚以来御勝れ不被成候趣今晚御知せ有之候由也、例時出勤、夕七時
頃退、辰之進様美者今晚御事切、全御瘡毒御内攻之由、切々奉絶言語御痛々敷御
事也、当年御十歳、至而御伶俐二被為在、典膳様右之御振合故、追々御家之御継嗣
二毛可被為成処、実可奉惜事也、今日被仰付事少々有之也、今日者毘沙門天祭日
二付、大島五兵衛・岩崎良之進・平野伝右衛門・佐々木猶馬等役所引取掛を呼、祭
酒を饗

廿四日、乙卯、晴、余寒纒緩、西向寺へ代参申付、例時出勤、夕七時退、辰之進
様御卒去今朝御知せ有之、御宇衛様御弟御定式之御忌服被為受候付、麻上下着御奥
へ罷出、老女迄御悔申上、御機嫌を伺心也、辰之進様御遺骸今晚禅林寺江御葬送被
為在、同寺此節公儀人宿陣二相成居候二付、甚御不都合之由也

廿五日、丙辰、晴、余寒依然、朝主水様へ御悔、麻上下着罷出、御出頭樋口志津磨
応対、例時出勤、夕七時退、暮合頃方又出勤、御勘定所・御趣法役所共御銀見分無

177 十二月

廿八日、朝有雪

滯相濟、戌鼓退、今日限二而兩役所共廢休也、恐悦を唱退

廿六日、丁巳、晴、朝敵冷、後少々暖、巳鼓後為窺御機嫌出仕、伝右衛門・良之進御用向二付度々来、島本全之丞殿来儀、謁入、今日松原講武所二而歩兵隊練兵之業若殿様御覽之由、炮声数百発如迅雷相聞也、今朝高木来助来、万之進養生方之義二付段々申值、先杉岡文磧二暫任置候方二決也

廿七日、戊午、晴、余寒強、朝為伺御機嫌罷出、夕(浅野)右近様江御悔・御機嫌伺旁平服二而罷出、右者辰之進様御卒去二付御養方御叔父之御続也、夫方西向寺江參詣入、同寺も公役人衆之下陣二成候赴二而、位牌者經堂二移し有之也、万之進文磧葉相応之様子二而、少々快方之由伝言申越也

廿八日、己未、晴、余寒強、朝堀田勝太郎殿養子右膳殿被来、初而謁入、昨日願之通勝太郎殿隠居、家統右膳殿江結構被仰付候由二而、御吹調旁被来也、右膳殿者水野左金吾殿弟也、御切米廿二日二立候由也、敬次郎午後歳暮寺參申付、森岡へも見舞歸儿、先宜敷由也

廿九日、庚申、晴、寒、朝堀尾へ先達以來何角之挨拶旁行、渡辺江も同断行、堀尾嘉善何角之挨拶被来、夕麻上下着、歳末御祝詞与して出仕、如例於御居間御目見、御祝詞申上、御宇衛様二者御忌中故御祝詞者不申上、老女迄御機嫌を伺ふ也、夜如例家内団欒歳暮之祝盃を伝ふ、当年者御扶助も全被下、且御役料渡方、槍持料渡方も正米之建二相成、其上借銀御世話被下彼是二而歳計も近年二無之援二して、世上も先静謐、心中安閑成歳暮也、不堪戴(殿脱)、万之進不快二而不来、清人(仕)も不来、其外者

村上家乗 慶応元年 178

伝右衛門・内外(平野)・内外(三宅)・祝詞二来候由、来年頭御内輪之処者重役・支配頭・役頭限申置、
其外同席・親類・近隣者成合二相勤、御礼濟之勤などは麻上下、其余者平服二而不
苦旨被仰出也

179 注

注

各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文のページ数、下(漢数字)がそのページの行数である。ただし、頭書は行数を示さなかつた。

3・五 源家茂

一四代將軍徳川家茂(一八四六～一八六六)。父は和歌山藩主徳川斉順。嘉永二年(一八四九)和歌山藩主となるが、その後將軍継嗣となり、一三代將軍家定の薨去にともない安政五年(一八五八)將軍に就任。文久二年(一八六二)に公武合体策により孝明天皇の妹和宮と結婚、文久三年には二九年振りの上洛を果たし、義兄に当たる孝明天皇に尊皇攘夷を誓った。慶応元年(一八六五)五月に第二次長州征伐のため進発、大坂城に入ったが、戦鬪さなかの慶応二年七月二十日、大坂城で薨去した。

3・七 源茂長

一一代広島藩四二万六五〇〇石藩主松平(浅野)安芸守茂長(一八二二～一八七二)。維新後は名を長訓に復す。父は七代藩主重晟の三男右京長懋。文政元年(一八一八)浅野家の青山内証分家を継承、安政五年、急逝した慶熾の遺跡を継承した。

3・九 紀道興

広島藩家老東城浅野家当主、浅野豊

3・頭書

後道興(一八一五～一八八四)。実父は先々代当主孫左衛門高平。嘉永元年、先代駿河道博から家督を継ぎ家老となる。勅典、大炊、豊後の後、元治元年(一八六四)十二月に河内と改称。明治二年(一八六九)七月に、家督を養嗣子守夫(守之進)に譲り隠居した。

4・四 慈君

村上彦右衛門の父星右衛門の妾で、彦右衛門の義母。妹梅(辻清人妻)の生母。名は仙(七九〇～一八八二)。上書翰列故蔵田百太郎姪で、実家は老三原浅野家土吉光軍右衛門の娘。彦右衛門実母の死後、天保三年(一八三二)十二月に入家。彦右衛門は万延元年(一八六〇)に申し出て養母の身分とした。

4・六 御居間

家老東城浅野氏の広島上屋敷(御館)は、城郭本丸の内濠を挟んで西側の三の丸内、中濠の

- 内側、西御門の北にある。下屋敷は白島町・白神六丁目・船入村神崎にある。
- 4・七 御宇衛様 浅野道興室。名は忠(一八八)一九二。父は上田家先代の家老上田主水安節。安政四年(一八五七)婚姻。
- 4・八 渡辺雅登 家老東城浅野家士。弘化五年(一八四八)二月より用人。安政六年九月宗右衛門家督。右近様 家老三原浅野家当主浅野右近忠英(一八二九)一八九七。父は先々代当主甲斐忠敬。安政三年に先代遠江忠助(のち飛騨)から家督を継ぎ家老となる。通称は鞆負、雅楽の後、安政三年から右近と称す。
- 4・二〇 主水様 家老上田家当主上田主水安敦のち重美(讓翁)(一八二〇)一八八八。父は先々代当主主水安世。安政三年に先代安節から家督を継ぎ家老となり主水と称す。
- 4・二三 香川多仲 家老三原浅野家士。号は景翁(一八一)一八八九。三原浅野家講字所の明善堂で石井豊洲に学び、十八年間明善堂の助教を勤めた後、目付・寺社町奉行・用人を歴任して、慶応三年(一八六七)には明善堂総裁を兼ねる。
- 4・二三 久野八十助 家老三原浅野家士。元治元年(一八六四)十月死去。彦右衛門父星右衛門の実兄守衛が先代八十助の婿養子に入ったが、早く死去したため、再度婿養子として久野家に入った寛左衛門の子に当たる。
- 4・二三 久留杏蔵 家老三原浅野家士。用達所詰頭取。明治二年(一八六九)七月三原浅野家「明治維新の際の家臣」(『増補三原志稿』)では用達所詰頭取、一五石三人扶持。
- 4・二三 河瀬喜和馬 家老上田家士。用人。慶応元年十二月、上田家の征長旗本に家司として名前が見える。元治二年より「極人」と改名。
- 4・二四 山村静登 家老上田家士。用人。
- 4・二四 丹羽正司 家老上田家士。「庄司」とも表記。丹羽正蔵と木野米槌(謙造)の父。
- 4・二四 坪内久米之助 家老上田家士。久米之助の父文治は彦右衛門の父星右衛門の実兄。安政五年三月に側用達役。慶応元年十二月、上田家の征長先備に者頭として名前が見える。
- 4・二四 須藤並人 家老上田家士。慶応元年六月死去。
- 4・二五 浅野助九郎 広島藩士。安政六年に番頭、明治元年六月御役御免、並寄合、明治元年五月「役人帖」(『芸藩輯要』)では番頭同格、番外、一〇〇〇石、弘化元年(一八四四)四月父次大夫家督。
- 4・二五 岡本主馬 広島藩士。文久三年(一八六三)に新組

181 注

- 4・二五 頭。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組、片岡大記当分支配、三五〇石。
- 4・二五 妙慶院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 4・二五 白神社 城下尾道町に鎮座。広島開府前、辺りが海であった頃に岩礁の上に立てられた神社が、その後城下の総氏神になったと考えられている。その後氏子を分与し、白神組・中通組の各町と国泰寺村・六丁目村の氏神となった。祭礼は九月二十九日。
- 4・二六 島本広右衛門 広島藩士。文久元年(一八六一)奥詰、元治二年(一八六五)銀奉行。明治元年五月「役人帖」では、銀奉行、一五〇石、安政五年(一八五八)五月父甚内家督。
- 4・二六 常念寺 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院。明信院内にあった役寺。
- 4・二六 杉岡文礪 村上家の主治医の一人。文碩とも表記。
- 4・二六 八島周軒 医師。文久二年五月八島周伯死去のため、同年七月跡目相続。
- 4・二七 西向寺 城下細工町の浄土真宗本願寺派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 4・二七 深町真喜太 家老三原浅野家士。八月四日に目付本役。深町家は敬次郎実母の里に当たる。
- 4・二七 藤田敬次郎 広島藩士。歩行組藤田直助の子。幕府砲術家下曾根甲斐守の高弟であったが、文久三年、広島藩主浅野茂長が歩行組から小姓組に擢して帰国を命じ、講武所の西洋流砲術師範役に任じた。元治元年奥詰番外。明治元年五月「役人帖」では奥詰番外、二〇石三人扶持、安政元年十二月召出、文久三年正月取立。
- 4・二七 一井嘉内 広島藩士。文久二年十月時点で用達所歩行組。明治元年五月「役人帖」では側祐筆、二六石三人扶持、文政六年(一八三三)召出、慶応四年五月取立。
- 4・二八 奥 弥右衛門 広島藩士奥弥右衛門邦雅(一八一三—一八六六)。号は白水。奥家は砲術自由齋流の家だが、旧来の砲術では実用に適さないことを先見して、岩国の有阪淳蔵、ついで幕府旗本の下曾根金三郎に西洋流砲術や編隊操練を学ぶ。文久三年に藩が西洋式操練を採用すると、その定着に従事した。嘉永三年(一八五〇)歩行頭次席であったが、大目付、三〇〇石まで進んだ。
- 4・二八 下瀬孫平 広島藩士。安政六年勘定所吟味役、文久三年納戸奉行次席。元治元年子徳之助へ家督。
- 4・二八 大柿忠次郎 広島藩士。元治元年藤太と改名

- か。安政二年浦辺蔵奉行、文久三年(一八六二)納戸奉行次席。
- 4・一八 蔵田庫之進 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」(芸藩志 第二十卷)では步行組、左右步行小姓、一九石三人扶持。
- 5・二 木原清次郎 文久元年二月に彦右衛門が足知二〇石、家司役を命じられたことに伴って抱えられ、文久二年七月まで勤めた若党。露地方徳蔵の子。
- 5・三 海蔵寺 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村にある曹洞宗寺院。東城浅野家の菩提寺で、境内には歴代の墓所がある。
- 5・三 佐藤益之丞 家老東城浅野家士。安政三年(一八五〇)三月与三右衛門家督、同年六月用達、安政六年三月用人並、文久二年十月十五日に用人本役。佐藤家は与力二家の一つ。知行高一五〇石。
- 5・四 若党 家臣が抱える奉公人のうち最上級の身分。戦時には戦闘員となり主人側から離れず、槍脇を守る。従って、一年季の出替わり奉公人から採用されるが武士としての処遇を受ける。
- 5・八 少将様 九代広島藩主浅野斉肃(一八一七-一八六八)。天保七年(一八三六)十二月、左少将に叙任。慶応四年(一八六八)正月十二日死去。諡号は温徳院室は一代将軍徳川家斉の二四女末姫(泰栄院)。
- 5・八 堀尾笑石 家老東城浅野家士。堀尾勝登・村上敬次郎の父。もと精一郎、善大夫と称す。安政三年五月用達より用人。文久三年八月に隠居、勝登に家督を譲る。慶応元年七月四日に嘉善と改称。
- 5・八 内室 文久二年八月に先妻深町氏(随心院)を亡くした堀尾笑石は、同年十月、己斐村神主山田市正養女(実は長束市郎右衛門娘かね)を後妻に迎えた。以降「後室」「老室」とも表記。
- 5・一〇 御馬御乗初 この日家老東城浅野家では、早朝に各自馬を連れて麻上下で出仕し、馬場で乗馬姿を当主の観覧に供する行事があった。一時俟約のため、月番一人だけに略式化されていたが、安政七年に復活した。翌六日には三家老の「御馬御乗始」があり、藩主の観覧に供した。
- 5・二三 若殿様 広島藩世子松平(浅野)紀伊守茂勲(一八四一-一九三七)。明治元年十二月に長勲と改称。父は八代藩主斉賢の弟右京長懋の八男懋昭。安政三年に浅野家青山内証分家長訓の養嗣子となる。長訓の広島藩襲封にもない、同家を継承し、さらに文久二年に藩主茂長(長訓)の世子となる。慶応三年十二月の小御所会議で薩長と土佐藩の間に入り会議をまとめる。議定など明治政府の要職を勤めた後、明治二年には家督を継いで二代藩主と

183 注

- 5・一三 大坂御着船 朝廷から藩主父子のいづれかが上京するようにという文久三年(一八三三)十一月二十七日の命を受け、世子茂勲が十二月十五日に藩有和船宮島丸で出帆、二十八日に大坂着、晦日に京都に入った。
- 5・一四 備前侯 備前国岡山藩三万五〇〇〇石藩主松平(池田)備前守茂政(一八三九～一八九九)。茂勲は上京に先立ち、年寄辻将曹を岡山藩に派遣し、ともに公武一和に尽力するよう協議させた。
- 5・一五 辻将曹 広島藩士。通称勘三郎、文久三年正月より将曹、諱は維兵衛(一八三三～一八九四)。ペリー来航後改革派として頭角を表し、浅野茂長(長訓)が藩主となると、文久二年十月騎馬弓筒頭から年寄役に抜擢され、藩政改革を推進。元治元年(一八六四)六月に年寄上座。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では、年寄上座、二二〇〇石、弘化三年(一八四六)五月父豊前家督。慶応三年(一八六七)の大政奉還建白書提出に尽力。小御所会議では徳川慶喜の政治参加に反対し、王政復古を成功させる。これらの功績により新政府では参与、続いて内務事務局判事、大津県知事などを歴任、明治二十三年には男爵となる。
- 5・一六 家小 彦右衛門妻。木野一馬妹お並。天保七年(一八三六)四月に婚姻。
- 5・一九 岡崎様 藤原氏北家高藤流の一門、勤修寺家中御門支流に属する堂上公家。元治元年の当主は国^あ有。東城浅野家との関係は不詳。
- 5・一九 幾田 岡崎家老女。金子寿静院。
- 5・頭書 御家司・御用人 家司は村上彦右衛門、用人は渡辺雅登と佐藤益之丞。
- 5・頭書 おとみ 「富」とも表記。元治元年十二月二十三日死去。
- 6・一 敬次郎 村上敬次郎(一八五三～一九二九)は、彦右衛門の実子千代雄槌の死後、文久三年八月に彦右衛門の養子(厄介)となる。堀尾笑石(善太夫、嘉善)の次男。元治元年では十二歳。実母は深町氏(隨心院)。堀尾勝登は実兄。慶応二年十一月に江戸遊学、明治二年に英国へ留学し、明治七年に帰国。広島英語学校の教員を経て、明治九年に海軍省に奉職。少書記官、海軍大臣秘書官、大臣官房主事、経理局第一課長を経て、日清戦争では呉鎮守府監督部長。旅順口海軍根拠地主計部長として功があり、明治三十年に主計総監、その後海軍省経理局長。北清事変・日露戦争の功により、明治四十年に男爵。

- 6・五 伝右衛門 家老東城浅野家士平野伝右衛門。慶応二年(一八六六)十一月御用部屋詰御免、御多門召上げとなる。
- 6・八 米槌 文久二年(一八六二)六月に家老上田家士木野一馬の養子となる。上田家士丹羽庄司は実父庄蔵は実兄。同四年二月に謙造と改称。文久三年十月に木野一馬は、佐伯郡小方村陣屋の警衛監督となり、広島から引越しを命じられたが、米槌は回家講学所助勤であったため、広島の一類内への同居が許された。慶応二年十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。慶応四年二月の帰国後に大坂へ出奔。
- 6・九 藤川毎登 家老東城浅野家士。藤川家は与力一家の一つ。知行高三〇石。村上彦右衛門の先々代(村上家五代)藤次郎(能称院)は藤川武左衛門四男。
- 6・九 辻清人 家老東城浅野家士。彦右衛門の異母妹於梅の夫。文久二年八月児小姓筆頭、慶応二年三月同役御免。
- 6・九 原十郎一 広島藩士。文久三年に奥小姓次席。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では奥小姓次席側方、式部附頭取、三五石三人扶持、文政九年(一八二七)十月父十太家督。
- 6・九 小島易人 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では小姓組天野保允組、一五石。
- 6・二〇 山中碩庵 広島藩士。安政七年(一八六〇)江戸にて側医師並、文久三年側医師。
- 6・二〇 滝戸幸蔵 広島藩士。嘉永五年(一八五二)勘定所吟味役、元治元年(一八六四)正月に新設された生産掛(武器製造掛)吏員。明治元年川口番所詰。明治元年五月「役人帖」では小姓組、本多庫人組、三三石。
- 6・二〇 山下角大夫 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では馬廻組、片岡大記組、一一五石。
- 6・二〇 堀田助六 広島藩士。文久三年に組頭。明治元年五月「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、一六五石。
- 6・二 水谷八十郎 家老上田家士。慶応四年六月に貢と改名。彦右衛門父星右衛門の実兄又左衛門の養子。元治元年八月小納戸見習。慶応元年七月小納戸役。上田家授臣山口実造(修斎)に漢籍を学んだ後、慶応二年十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。慶応四年二月の帰国後、大坂の医家妻鹿友樵に学び、明治二年に広島藩の藩学授義。さらに鹿児島造士館で西洋翻訳書・算術等を学び帰国、翻訳書を研究する。遷喬舎、白

185 注

- 6・二四 万之進 家老東城浅野家士森岡万之進。名は邦
 績(一八三二一八六八)。彦右衛門の同母弟。文政六
 年(一八三二)十一月二十三日生。天保六年(一八三五)、
 森岡十兵衛の急死により森岡家に養子に入る。中
 小姓、側詰、目付を経て万延元年(一八六〇)十月吟
 味役作事方兼帯となるが、慶応二年四月病気のた
 め辞職。後に中小姓に復職するも、慶応四年二月
 六日に病死。
- 6・二二 木野一馬 家老上田家士。彦右衛門の父星
 右衛門の実父は上田家士木野文右衛門で、一馬は
 星右衛門の兄左守の子、村上彦右衛門は従兄弟に
 当たる。彦右衛門の室お並は一馬の妹。文久三年
 (一八六三)十月、佐伯郡小方村陣屋の警衛監督を命
 じられ(勤番中は用人次席、役料五石、引越銀三枚を下
 される)、元治元(一八六四)年二月に赴任、慶応元年
 (一八六五)二月に御叱り、御役御免となり、慶応二
 年二月七日に死去。
- 6・二六 大島五兵衛 家老東城浅野家士。嘉永三年四月
 吟味役同格、安政五年(一八五八)二月知行格御用部
 屋頭取、元治元年十二月用達同格。
- 6・四 上柳町 広島城郭の東側にある武家屋敷町で、
 最も東側にある南北筋のうち、交差する山陽道沿
 いの町である橋本町より北側の町。南側は下柳町。
 大久保宇都 広島藩士。万延元年先手者頭、慶
 応二年小姓組番頭。明治元年五月「役人帖」では
 小姓組番頭、三八〇石、嘉永四年父織八家督。
- 6・二 堀田孫六 家老上田家士。嘉永元年(一八四八)八
 月、上田家士福山篤・福山善太夫とともに広島藩
 士甚内(島本か)に就いて棒火矢を学ぶ。文久三年、
 小方村陣屋の警衛兼教授を命じられ、同四年正月
 頃小方へ転居。慶応二年九月に外様御馬回りとな
 り、広島へ転居。
- 7・二 宮崎藤九郎 家老東城浅野家士。宮崎家は与力
 一一家の一つ。知行高一五〇石。村上家の初代三
 郎右衛門(慈眼院)は、当初宮崎家に仕え、その推
 挙によつて東城浅野家の足輕に取立てられた経緯
 から、村上家は与力家の中でも特に宮崎家と親交
 がある。
- 7・四 初寅 新年最初の初寅の日は毘沙門天の縁日。
 なお、本書によれば十二月最後の寅の日も縁日。

- 7・五 福寿院 城下木挽町の古義真言宗大覚寺派寺院。東城浅野家とは関わりが深く、宝暦年中、家老浅野豊前が白檀で虚空蔵菩薩・大随求明王・愛染明王の三座像を刻し、仏舍利を台座に納めて密法を修したところ、三年で願が成就し、毎月五石の供養料を付して信仰したという。
- 7・一〇 左義長 毎年正月十四日に行われる火祭りの年中行事。「トンド」と称し、大きな焚火を行って爆竹を鳴らす。この日、広島城内八丁馬場では藩主・諸士の飼馬を集め乗馬演習を行う。夕暮れに、今門から小姓町裏堤に出て、対岸の空鞆堤で焚く大トンドの火を馬に見せ、戦地の状況に慣らす練習を行った。例年は三家老家・浅野右近忠英・上田主水安敦・浅野河内道興)からも馬と乗り手を出したが、文久二年(一八六二)は、浅野右近から願い出たにもかかわらず認められなかった。
- 7・一七 堀尾勝登 家老東城浅野家士。堀尾家は与力一一家の一つ。彦右衛門の養子敬次郎の実兄。万延元年(一八六〇)十一月召出され、小姓組、見小姓、文久三年八月、父善大夫家督、同年十月側詰御用部屋へ出勤、元治元年(一八六四)七月用人並、慶応四年(一八六八)四月用人。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では知行高一〇〇石。
- 7・二八 桑原吉郎二 広島藩士。水術師範で、文久三年十一月頭取並道具支配。慶応三年五月に歩行格となる。慶応四年三月船手道具方。村上家四世勇蔵(信楽院)が桑原家の出身であり、村上家とは親戚筋に当たる。
- 7・一九 星野武平次 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)二月に小姓組本格、同年四月山方兼帯、同年十月正大夫家督、安政六年正月当用方在宿、安政七年正月吟味役定加、山方その儘兼帯、平常はその儘趣法役所へ出勤、文久四年二月吟味役本役、山方その儘兼帯。
- 7・頭書 江戸御発途 文久三年八・一八政変後、公武合体派の諸侯が朝命を受けて上洛すると、朝廷は將軍徳川家茂と將軍後見職一橋慶喜にも上洛を命じた。家茂は十二月二十七日に江戸を発し、幕艦翔鶴丸に搭船して上京の途に就いた。
- 8・一 今門 城の外郭西側、小姓町裏の太田川(本川)堤にある門。
- 8・二 佐藤喜代見 東城浅野家士で、用人佐藤益之丞(与力)の子。文久二年二月に小姓組に召出され御次詰番外、同三年七月見小姓、元治元年八月側詰。元治二年四月目付同格用達定加。慶応二年二月守之進附。

187 注

- 8・二 予馬 文久三年(一八六三)六月八日に森仙太郎を通じて八両程で購入した栃栗毛の仙台馬。当時歳は十ヶ月過ぎで、元の所有者は広島藩年寄野村帯刀。彦右衛門にとっては初めて購入した馬であった。
- 8・三 山田多喜登 家老東城浅野家士。安政三年(一八五六)十一月側詰。安政五年四月に目付役。勤仕の余暇槍術場所へ出、武内純介門人へ稽古をつけるよう命じられる。万延元年(一八六〇)十月目付筆頭。常々は専ら槍術稽古場へ出場、弟子取立てに力を入れるようを命じられる。
- 8・四 与力 東城浅野家は知行高一万石であるが、内二〇〇石は、二代高英が寛永十八年(一六四二)家老に命じられる際に、本藩から与力知として与えられたものである。以降、幕末まで変遷はあるが、東城浅野家には二名の与力があり、別格に扱われている。嘉永年間の与力名と知行は、片岡弘(一五〇石)・佐藤与三右衛門(一五〇石)・名倉求馬(一五〇石)・深江静衡(一五〇石)・藤川每登(一三〇石)・堀尾精一郎(二〇〇石)・牧野平司(二〇〇石)・水上源左衛門(二〇〇石)・宮崎藤九郎(一五〇石)・八木真喜太(一五〇石)・由良嘉久馬(一五〇石)・吉田与一右衛門(一八〇石)。与力のうちには東城で在番する者があるが、毎年正月十五日には出府の上、御礼登城する。
- 8・五 岩崎およし 岩崎良之進母。岩崎家は家老東城浅野家士。村上家の親戚筋に当ると思われるが詳細は不明。
- 8・七 立野一郎 広島藩士。のち勉、寛一(一八三〇)・一八八五と改める。尊攘論を唱え、文久三年以降周旋方として命を受け、連年京撰・東部・長崎・長州藩等を奔走する。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」では用達所物書、二一石三人扶持。
- 8・七 永田権助 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄 前編」では用達所物書、一六石三人扶持。
- 8・八 山田養吉 広島藩士。名は浩、号は十竹(一八三三)・一九〇二)。十六歳で藩の句読師に抜擢。文久三年以降周旋方。慶応二年(一八六六)、藩命により江戸藩邸講学所に出仕。同年十一月取締として藩から洋学生を率いて出府。明治元年小姓組に抜擢されて二〇石を与えられ、修道館と改称した藩学問所の寄宿寮塾の塾頭となり、藩士子弟教育に意を注ぐ。その後、広島初の新聞『日注雑記』の編集者を経て、浅野学校から改組された修道校の初代校長などを勤めた。
- 8・八 平川静一郎 家老東城浅野家士。文久三年三月、

- 歩行組並取立て、慶応二年(一八六六)二月歩行組本格、代官添役、書役その儘兼帯。
- 8・一〇 京師二而致一面 文久三年(一八六三)二月十五日、周旋方立野一郎・山田養吉兩名が、滞京中の浅野道興をその旅館に尋ね、彦右衛門が対応している。彦右衛門は兩名ほか周旋方の印象を「皆當時有志組と唱懐慨家也」と「家乗」に記し、周旋方の名簿を頭書に記している。
- 8・頭書 龜藏 岡野龜藏。木原清次郎に代わり、文久三年七月に村上家に抱えられた小者。古江村百姓の子。
- 9・四 丹羽庄藏 家老上田家士。「正藏」とも表記。文久二年六月頃側用達、元治元年(一八六四)八月用人見習。正司の子で木野米槌(謙造)の兄。広島藩士小幡孫兵衛・吉田儀右衛門の門人で、甲州流軍学奥義相伝を得ている。
- 9・七 兵藏 東城浅野家士森島平藏。水主佐兵衛文久二年三月十八日死去。子。安政二年(一八五五)七月以來十一ヶ年にわたり村上家に勤め、文久三年七月東城浅野家の軍備人員不足を補うため足輕以下子弟が鉄炮組として一人扶持で抱えられることになると、兵藏も二人扶持鉄炮組で抱えられた。慶応元年十月七日には、年来の武芸心掛け厚きことを認められ、二石、刀差組勘定所詰、東城趣法掛を命じられた。
- 9・八 波多野權祐 家老三原浅野家士。文久二年間八月中小姓。文久三年七月に広島から三原へ引越す。明治二年(一八六九)七月三原浅野家「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、四一俵。
- 9・一〇 明星院 広島城下新開組明星院村の古義真言宗御室派寺院。浅野家が帰依する五ヶ寺の一つで、領内真言宗一派の触頭。浅野長政と同室の位牌を安置する。二葉山社の別当職を勤める。
- 9・二四 吉田与九郎 家老東城浅野家士。吉田家は与力一一家の一つ(在東城)。安政四年九月与一右衛門家督。知行高一八〇石。
- 9・一九 平野伝右衛門娘 名はむら。弘化四年(一八四七)五月四日生。四月一日に堀尾勝登に嫁いたが、慶応元年四月六日に離縁。慶応二年正月二十二日に上田家士桃井保衛の後妻となった。
- 9・頭書 石井寿兵衛 家老東城浅野家士。安政三年十一月知行格、出衛様側方頭取、万延元年(一八六〇)八月用達 (虫損不明)兼帯、慶応二年二月出頭次席同格、守之進様附。
- 9・頭書 土屋篤三郎 家老東城浅野家士。安政六年十一月勘定所詰、当用方、万延二年正月歩行組本格。

189 注

- 9・頭書 小倉恒助 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)九月父甚右衛門家督、小姓組、慶応二年(一八六〇)二月小姓組本格御見小姓。彦右衛門は文久元年(一八六二)二月に家司役を拝命した後、用人渡辺雅登と屋敷を交換することになった。それまで渡辺雅登宅を借り受けて暮らしていた小倉恒助は、引き続き彦右衛門屋敷で暮らしたが、この年正月廿八日、高木来助宅へ移ることになった。
- 10・二 御泉水 広島城東方の武家屋敷町である上流川町の北部にある庭園で、泉水屋敷・泉水館とも呼ばれた。現在では縮景園。初代藩主浅野長晟の入国翌年の元和六年(一六二〇)から上田宗箇(そうこ)により造営が始められ、歴代の藩主、特に五代吉長、七代重晟、八代斉賢の時代に整備された。
- 10・六 頼東三郎 広島藩士。名は元啓。号は誠軒(一八二九、一八九四)。父は聿庵、祖父は山陽。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では合力組(外様儒医)、一三〇石、外書物料金五両。
- 10・六 小方 浅野氏が元和五年に芸備両国に入封した際、上田重安(宗箇)は一萬石、家老として周防国との国境佐伯郡小方村に配された。小方村には給知を支配するために設けた上田氏屋敷のほか、境番所・口屋番所・紙見取役所などが置かれた。
- 10・七 宝国 彦右衛門の異母弟庫吉。母は仙慈君。天保八年(一八三七)四月二日生。天保十年正月二十六日に三歳で死去。法名宝国童子。
- 10・二 森仙太郎 東城浅野家士。文久二年二月、年来馬術出精を賞され、知行格となる。文久三年十一月、村上敬次郎が仙太郎に馬術入門。
- 10・二 御両家様 三原浅野家と上田家の両家老家。
- 10・一九 松田健蔵 家老三原浅野家士。文久二年閏八月に奥奉行御免。小納戸上席。元治元年(一八六四)八月十三日病死。
- 10・頭書 浅野飛驒 家老三原浅野家隠居浅野飛驒(一八一七、一八九二)。初名忠助、忠厚、のち忠と改名。父は藩主七代藩主重晟の六男で先々代当主遠江忠順(忠修、修)。天保十四年に先代甲斐忠敬から家督を継ぎ家老となり、遠江と称す。その前は主殿、大和、文久四年正月より飛驒と称す。嘉永六年(一八五三)のペリー来航を機に、年寄今中大学らを批判して一部藩士と藩政改革を企て、上田主水・浅野豊後の二家老とともに建白書を藩主斉肅に提出。今中罷免には成功するも、改革には失敗。安政三年に隠居。慶応四年五月の藩政改革で政事堂副総督になり、廃藩置県後の明治五年には殿島宮司となる。

- 10・頭書 旧臘廿四日夜 長州藩は、文久三年(一八六三)十二月二十四日夜、豊前国企救郡田之浦沖に停泊していた幕府汽船長崎丸(薩摩藩が借用中)を砲撃して沈没させた。
- 11・一 高木来助 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)正月当方日参、省略方御用向、同年八月小姓組に取立てられ蔵奉行差、元治元年(一八六四)八月小姓組本格、蔵奉行、慶応二年(一八六六)四月代官。高木家は森岡万之進室たつの実家。
- 11・四 三之御丸稲荷社 六代藩主浅野宗恒は稲荷社に深く帰依し、明和元年(一七六四)、郭内三之丸屋敷の八〇〇坪に及ぶ敷地に社殿を造営した。毎年二月初午には、郭内でありながら広く領民の参詣を許し、江戸時代を通じて盛況であった。廃藩置県後は廃社となったが、安芸郡府中村多家神社を再興するため、不用となっていた稲荷社の社殿を移築した。
- 11・五 相図鐘 広島藩では従来、非常時に鉦鼓を鳴らして警報すれば藩士は直ちに登城することにしてきたが、時の櫓に置いた元鐘を撞いて呼集することに改めた。このほか城の内外に置いた受継所の寺院などでも梵鐘を撞き、附近郡村まで通報することにした。受継所は「芸藩志」によると、東は
- 11・七 超覚寺 城下鉄砲町の浄土真宗大谷派寺院。
- 11・七 広寂寺 城下稲荷町東組の浄土真宗本願寺派(仏護寺触下)寺院。
- 11・七 長安寺 城下金屋町の浄土宗鎮西派寺院。元禄五年(一六九二)、家老東城浅野家の松巖院が境内の延命地藏を寄進したこともあり、同家とは関係が深い。森岡家の菩提寺。
- 11・八 御武具役所 小姓町の北端、西白鳥御門の内側にあり、文久三年十月六日に焼失した。
- 11・八 一本木鼻 城下新開組白鳥村の北端、南流する太田川が京橋川を分流する地点に面する。
- 11・八 仏護寺 城下寺町の浄土真宗本願寺派寺院。安芸国八郡の触口役寺で、末寺は五ヶ国三五六ヶ寺に及ぶ。城下では本願寺派二ヶ寺の触頭。
- 11・五 時之御櫓 広島城二之丸東隅の櫓。太鼓を打つて時を知らせたことから「時之御櫓」と呼ばれた。
- 11・七 渦御門 「宇津御門」とも表記。広島城外郭の東、外濠の内筋栗林筋を北へ、栗林御門からさらに北へ進むと宇津御門。
- 11・五 渦之門・超覚寺・広教寺・広寂寺・長安寺・町端番所、西は慈仙寺・仏護寺・浄国寺・町端番所、南は国泰寺・水主町天文台・興禅寺、北は一本木・武具役所であった。

191 注

- 11・九 慈仙寺 城下中島本町の浄土宗西山派寺院。
- 11・九 浄国寺 城下西地方町の浄土宗鎮西派寺院。
- 11・九 御船手 「芸藩志」ではこの「御船手」は「水主町天文台」となっている。水主町天文台では、船手方のために日常の天気観測を行っていた。
- 11・一〇 国泰寺 城下尾道町の曹洞宗寺院。藩主浅野家の菩提寺で、寺領四〇〇石が与えられ、城下曹洞宗寺院の触頭であった。
- 11・一〇 興禅寺 城下竹屋村の臨済宗妙心寺派寺院。
- 11・一四 石州大森表 文久三年（一八六三）八・一八政変後、長州藩に向かう尊攘浪士が増し、山陰・山陽諸国では浪士が頻りに徘徊するようになった。このため、大森代官横田新之丞から派兵依頼を受けた広島藩は、同年九月十八日、藩兵一四〇人余を派遣して同地の警備に当たらせていた。
- 11・一五 禅林寺 城下新川場町の臨済宗妙心寺派寺院。
- 11・頭書 高謙院 公家の錦小路頼理嬢。家老東城浅野家当主浅野豊後道興の先々代浅野高平室。道興は高平の妾腹男子。慶応二年（一八六六）四月十日死去。
- 12・二 紫野昌林院 京都北部、紫野にある臨済宗大徳寺の塔頭の一つ。文禄年中（一五九二―九六）に蒲生氏郷とその子秀行が造立して父の功德場とした。東城浅野家の家祖浅野孫左衛門高勝（高照院）の墓
- 12・五 佐竹玄白 広島藩士。明治元年（一八六八）五月「役人帖」では合力組（儒医×並）、一六人扶持、外薬種料。
- 12・一〇 小者 二十七日に暇を願い出た常助のこと。白砂村は佐伯郡の中北部の村。
- 12・一〇 波江藤之進 広島藩士。慶応三年先手者頭次席。清太 姓は鳥越。小回り清蔵の子。文久三年十二月、村上家に小者として雇われる。元治元年（一八六四）七月十六日に暇を許されるが、代わりがあるまで勤め、慶応二年十一月九日死去。
- 13・一六 省三郎 広島藩士金子省三郎。前名は順三郎と称す。霜山（一七八九―一八六五、通称徳之助）の次男。慶応元年八月三日の父霜山の死去にともない、家督を相続し、藩の学問所教授となる。号は琢章。明治元年五月「役人帖」では合力組（儒医）、別格。二〇〇石。金子家は東城浅野家抱えの医師であったが、安永三年（一七七四）に金子栄山（一七九一―一八〇五、通称源内）が藩に召出され、儒者として仕えた。その子華山（一七六二―一八一六、通称希三）も享和三年（一八〇三）に儒者となる。その子霜山も多年教授の地位にあった。

- 13・頭書 桂辰馬 家老東城浅野家士。天保十年(一八三九)二月に召出され、嘉永三年(一八五〇)八月に小姓組に取立てられ銀奉行、安政三年(一八五〇)三月小姓組本格、出衛側方、同年六月目付定加り、安政四年九月目付、安政六年七月吟味役同格代官、文久四年(一八六四)二月吟味役。
- 13・頭書 星野貞之助 家老東城浅野家士。幸次郎養子。元治元年(一八六四)九月歩行組に召出され御用部屋詰。慶応二年(一八六六)三月二日、村上彦右衛門の実弟森岡万之進の娘佐代と婚姻。
- 14・三 石内村 佐伯郡石内村は東城浅野家の給知で、同郡の東北端。
- 14・三 古江御山屋敷 佐伯郡古江村は家老東城浅野家の給知。村内福蔵寺境内など付近一帯が佳景地であったため、十七世紀半ばに組頭浅野勝左衛門が別荘として同家の下屋敷とした。その後、先手物頭辻五郎大夫、年寄望月蔵人と持主が代わり、安永六年(一七八〇)には藩主に献上された。同九年に安芸郡尾長村山屋敷が年寄浅野帯刀から藩主に献上され、「東御山屋敷」と呼ばれたのに対して、古江村の山屋敷は「西御山屋敷」、または翠江園、滄浪亭と呼ばれた。
- 14・四 長武左衛門 家老東城浅野家士。万延元年(一八六〇)九月に喜大夫跡目を相続、同一年正月小姓組本格。
- 14・六 鮮珠信士 広島藩士桑原七左衛門清方。文化十二年(一八一五)二月十五日に七十四歳で死去。
- 14・七 類焼 文久三年九月十九日昼、水主町から出火し、桑原吉郎二宅は類焼した。このため、桑原家は大雁木近く、同姓亮之助座敷を借用して当面落着いた。
- 14・九 長束市郎右衛門 家老東城浅野家士。長束清次郎と堀尾笑石後妻かね(己斐村神主山田市正養女の父。安政六年二月目付同格・武員奉行・船奉行其儘兼帯、同年八月御叱、文久元年十二月閉門、元治元年七月知行格。慶応元年五月十日死去。
- 14・二 芝山様 藤原氏北家高藤流勸修寺支流に属する堂上公家。当主は慶豊。慶豊の三代前に当たる国豊の室は、東城浅野家当主道興の四代前に当たる高景の娘雅姫(峯子、旭峯院、晴峯院)、二代前の国典の室は東城浅野家の先代道博四女の養子。また国典の妹久子は道博の養女となり、家老三原浅野家の甲斐忠敬室となるなど、東城浅野家とは関係が深い。
- 14・二四 清住寺 城下鷹匠町の浄土宗鎮西派寺院。桑原家の菩提寺。

193 注

- 14・二六 飯田六郎 広島藩士。文久元年(一八六〇)奥詰。明治元年(一八六八)五月、「役人帖」では奥詰、一七五石、弘化三年(一八四六)父次兵衛家督。飯田家は井口家とともに歴代大坪流馬術師範。
- 14・二七 得井勳次郎 家老東城浅野家士。満四郎子、安政六年(一八五九)十二月小姓組並御雇。文久三年七月小姓組並、馬方、書院台所日参。
- 14・二八 後松原明地 内濠を挟んで城北にある松原調馬場には松や柳が植えられ、柳の馬場と呼ばれていたが、文久二年九月、馬埒(馬場の周囲の柵)や松・柳を取払って平坦地とし、木柵をめぐらして、調馬や刀槍、大砲発射演習ができる演武場とした(後に松原講武所と称す)。
- 14・二八 講武所 文久三年正月、軍制を西洋式に改革するに当たり、城内東の明地を銃隊訓練所に充て、三月には学問所裏へ刀場槍練習所を建設した。五月にこの両所を総称して講武所と呼ぶことにした。翌元治元年(一八六四)九月に城北に松原講武所ができると、従来の講武所は東講武所と改称した。
- 14・二八 表小姓町 広島城外郭の西部は小姓町(武家屋敷町)と称され、のちに東から表・中・裏の各小姓町に分けられた。広島城三之丸との間には西御門があった。
- 14・二九 辻妹 彦右衛門の父星右衛門と仙慈君との間に生まれた異母妹梅。幼名は恒。天保五年(一八三四)正月十六日生。奥(家老東城浅野家先代室)勤めの後、嘉永三年(一八五〇)四月十日に東城浅野家士辻清人と婚姻。当時の子供は竹・八十榎(源之進)・吉弥。
- 14・〇〇 初而御参内 正月十五日に二条城に入った將軍徳川家茂に対して二十一日に右大臣宣下があり、この御礼などを兼ねて参内したところ、孝明天皇から公武一和に尽くすよう勅旨を賜った。家茂の初めての参内は前年三月七日で、三代將軍家光以来二九年振りのことであった。
- 14・〇〇 生麦村一件 生麦事件は、文久二年八月二十一日、武蔵国橋本郡生麦村(現横浜市鶴見区)付近で、島津久光の行列を乗馬のまま横切った英人四人を薩摩藩士が殺傷した事件。英国は薩摩藩に関係者の処罰と賠償を要求したが、薩摩藩は拒否。幕府が英国に謝罪し、賠償金一十万ポンドを支払った。文久三年七月の薩英戦争の契機となった。十月に薩摩藩が二万五千ポンド(六万三〇〇両)を幕府から借用して英国側に支払い講和した。文久四年二月、長崎で英国汽船二隻を購入するなど、戦後薩摩藩は英国と急速に接近し、艦船や鉄砲などの兵

194

- 器を購入した。
- 15・二 神田八幡宮 安芸郡牛田村に鎮座する同村と城下白鳥町の産土神。明治三年(一八七〇)に神田神社と改称。明治二十二年、社地が軍用地となったため宇品町に移転。
- 15・六 三宅吉左衛門 家老東城浅野家士。出頭役などを歴任し、慶応二年(一八六六)二月隠居。娘は渡辺雅登室。
- 15・八 片岡弘 家老東城浅野家士。片岡家は与力一家の一つで知行高は一五〇石。実父は与力吉田与一右衛門。病身のため退隠して子の貢に家督を譲ったが、万延元年(一八六〇)十月、病氣快方により、格別に生涯二人扶持を下され、家中に砲術を指南するよう命じられる。
- 15・九 雷管 金属性の容器に雷汞らいこう・雷酸第二水銀を主剤とする起爆剤を詰めたもので、発射薬などの起爆に用いる。
- 15・二 御船屋敷 城下新開組船入村のうち、本川の右岸にある神崎は景勝地で、東対岸水主町へは渡船(神崎渡)もあった。水運の利便地でもあったことから、広島藩上級武家の下屋敷(船屋敷)が置かれた。幕末の城下絵図には浅野河内(豊後)のほか、上田主水・岡本主馬・近藤仙之助・浅野万之丞・小
- 鷹狩登・二川主税の船屋敷が見える。
- 15・二 ドンドロ 銃の撃発用点火薬である雷汞らいこう・雷酸第二水銀の別名。
- 15・三 長束佐一郎 家老東城浅野家士。
- 15・三 平野増蔵 家老東城浅野家士。
- 15・二七 月次講釈 東城浅野家では、広島藩学問所(明二年設立)、上田家講学所(宝暦年間設立)にならい、家臣教育機関として寛政元年(一七八九)に、城内私邸中に蒙養館を設立した。家臣の子弟は八、九歳で入学し、二一、二歳で退学する。教育過程は素読、訓導、質疑の三段階であった。学規は藩学問所同様「白鹿洞書院揭示」が用いられた。教授・助教に定員はなく、句読師は子弟中から選ばれた。月御講釈(月次講釈)では、教授らによって毎月定日に五経が講釈された。
- 15・頭書 神武帝山陵御修覆 文久二年(一八六二)に宇都宮藩主戸田忠至は、幕府から天皇陵修覆の建議を認められ、総力をあげてこの事業にとりくんだ。この修陵では神武天皇陵が特に重視され、文久三年二月に完成した。將軍徳川家茂は正月二十七日に参内した時、その功により従一位に叙位された。
- 15・頭書 一之御台場 二月十五日、広島藩は幕府から文久三年十月二十一日に命じられた江戸湾第一砲台

195 注

- 16・二 貫心流 別名弓箭流。居合術を含む実践的な剣術・薙刀の流派。広島では、文化年間の細宗閑(???)一八三三)が道場を開き、藩から抱えられて以来三代にわたって広島藩に仕えた。武家の間だけでなく、幕末には在村でも農民の間で流行した。
- 16・六 小方引越 文久三年(一八一八)十月、木野一馬は佐伯郡小方村陣屋の警衛監督となり、広島から引越しを命じられた。
- 16・六 吉田清太郎 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)正月の父藤馬死去の際八歳であったため、十五歳になるまで相続を待つことになった。知行一六〇石。
- 16・二〇 戸田伝太 家老三原浅野家士。三原浅野家は、安政三年ごろ、北条流軍学の師範筑紫弥之輔(文一郎)に戸田伝太を付して江戸へ派遣し、旗本下曾根金三郎についてオランダ式兵法を学ばせた。明治二年(一八六九)七月三原浅野家「明治維新の際の家臣」では銃隊頭添役、二〇俵。
- 16・二〇 下曾根 幕府旗本下曾根甲斐守信之金三郎、一八〇六(一八七四)筒井政憲の二男に生まれ、海防に関心が高かった。天保十二年(一八四一)、高島秋帆の洋式銃隊訓練に鉄砲方として立ち会い、高島流砲術指南免許を得る。安政二年に講武所が創設されると砲術師範に任じられ、文久元年諸大夫に列し甲斐守を称した。文久三年には歩兵奉行、慶応二年(一八六六)には陸軍所修行人教授方頭取に任じられた。
- 16・二二 牛田御山 四月十五日、牛田村御建山である神山の一部を藩から借用している。御建山は、用材の確保のために設定された藩直轄林野で、樹種を問わず伐採が禁止された。
- 16・二五 野崎七左衛門 広島藩士。文久二年側詰次席、側詰膳番兼、文久三年膳方頭取、目付、慶応二年(一八六六)大目付次席。明治元年五月「役人帖」では奥詰、一七五石。
- 16・二六 堀川町 東の斜屋町に続く山陽道沿いの横町で、新町組に属す。西は平田屋橋を隔てて中通組平田屋町。
- 16・二七 庄蔵 元治元年(一八六四)七月十六日に暇。
- 16・二八 波多野清太郎 家老三原浅野家士。村上家と親交があつたが、文久三年七月に一家で三原へ引越す。
- 17・二〇 会津侯 陸奥国会津藩二八万石藩主松平肥後守容保(かたもり)一八三五(一八九三)。尾張藩前藩主徳川慶勝

- 17・二
 の実弟、桑名藩主松平定敬の実兄。文久二年（一八六二）五月に幕府参与、閏八月に京都守護職を命じられ上京。文久四年二月十五日に役料として五万石を給され、軍事総裁に転じたが、四月七日に京都守護職に再任された。
- 17・二
山階宮 あきさし 晃親王（一八二六～一八九八）。父は伏見宮邦家親王。文化十四年（一八一七）に勤修寺門跡を相続。一時勅勤を蒙り謹慎処分となったが、一橋慶喜らの奏請により文久四年正月に謹慎を解かれ、親王宣下とともに山階宮の宮号を賜り、国事御用掛に補せられた。維新後は議定、外国事務総督などに任じられた。
- 17・二
中川宮 朝彦親王（一八二四～一八九二）。父は伏見宮邦家親王。天保七年（一八三六）に仁孝天皇の養子となり一乗院門主、嘉永元年（一八四八）二品に叙され、嘉永五年青蓮院門跡を相続した。孝明天皇の信任厚く、文久二年に国事御用掛を命じられて還俗、中川宮と称し、文久三年八・一八政変では薩摩・会津二藩と協力して急進尊攘派の一掃に成功し、弾正尹に任じられて名を朝彦と改め、元治元年（一八六四）には宮号を賀陽宮と改称した。維新後は一家を立てて久邇宮を称す。
- 17・二
薩摩少将 薩摩鹿兒島藩七万石余藩主松平
- 17・二
 （島津）修理大夫茂久（一八四〇～一八九七）。二月二十二日、將軍家茂は、多年の国事周旋の功を賞し、茂久には刀を、その父久光には刀と鞍馬を賜った。英米軍艦渡来之攘斥 薩英戦争のこと。生麦事件の解決を迫る英国艦隊が鹿兒島湾に押寄せ、文久三年七月二日から四日にかけて、薩摩藩砲台との間で砲戦が行われた。鹿兒島では城下北部が焼かれ、砲台が壊滅的損害を受けたが、死傷者は九人であった。一方、英国艦隊は艦船が大破され、旗艦艦長・副長が戦死するなど、死傷者六三人を出した。
- 17・三
島津少将君 薩摩鹿兒島藩主島津茂久の父三郎久光（一八一七～一八八七）。前藩主斉彬の異母弟。茂久の襲封とともにその後見となり、藩政の実権を握った。文久二年四月に率兵上京し、以後国事周旋にあたる。同年勅使大原重徳を擁して江戸へ下り、幕政改革を促した。その帰途生麦事件を起こして、文久三年七月の薩英戦争を招く。八・一八政変後の九月に上京し、文久四年正月従四位下左近衛権少将に叙任されるとともに、参与を命じられ、雄藩による公武合体派連合の実現を計ったが実現しなかった。
- 17・二四
戸田越前侯 下野国宇都宮藩七万七千八百石藩

197 注

17・一八

長州侯 長門国秋藩三六万九〇〇石藩主松平(毛利)大膳大夫慶親(一八一九〜一八七二)。文久四年二月十一日、幕府は慶親とその子定広を糾問し、

17・一五

同氏大和守君 下野国宇都宮藩家老戸田大和守忠至(一八〇九〜一八八三)。父は宇都宮藩主の弟。重臣間瀬家を継ぎ和三郎と称し、家老となる。文久二年、幕府より天皇陵補修を命じられた藩主忠恕の代理として山陵奉行に任じられ、神武天皇陵をはじめ、畿内の陵墓修復に尽力した。文久三年正月、諸大夫格(従五位下格)を許され大和守に任じられ、文久四年正月には大名格となり御剣一口を賜る。宇都宮藩が天狗党の乱鎮撫の不手際を責められると、朝廷に働きかけて移封を取りやめさせた。慶応二年(一八六六)三月、宇都宮藩主戸田忠友から一万石を分与され、高德藩主となる。

17・頭書

時宜により征討することを決し、和歌山藩主徳川茂承を大將軍名代、陸軍総裁職松平容保を副將、老中有馬道純を差添えとし、徳島・鳥取・松江・広島・岡山・鹿児島・熊本・小倉・龍野・福山の一〇藩に出兵準備を内命した。

17・頭書

梅溪中将 堂上公家羽林家の梅溪通善(一八二一〜一八九九)。

17・頭書

日光例幣使 毎年四月十四日の日光東照宮大祭に、朝廷から金幣を奉納するために参向する勅使。元和三年(一六二七)に始まり、正保三年(一六四六)以降慶応三年まで継続された。

17・頭書

榑笥 堂上公家羽林家の榑笥隆韶(一八三三〜一八七四)。

18・一

紀州侯 紀伊国和歌山藩五万五〇〇〇石藩主徳川権中納言茂承(一八四四〜一九〇六)。

18・三

松平春嶽侯 越前国福井藩三二万石前藩主松平

- 大蔵大夫慶永(一八二八)一八九〇)。春嶽と称す。天保九年(一八三八)十月福井藩を襲封、安政五年(一八五八)六月に幕府が勅許を得ずに日米修好通商条約を締結したことに抗議して隠居謹慎を命じられた。桜田門外の変後に謹慎を許されたからは、政事総裁職に任じられ、公武合体運動を推進した。
- 18・九 藤之森社 沼田郡北下安村祇園町に鎮座する神社か。
- 18・二四 甚吉郎 家老東城浅野家士藤川甚吉郎。每登(与力)の子。安政六年七月御雇、小姓組。
- 18・二四 良之進 家老東城浅野家士岩崎良之進。安政六年二月小姓組取立、祐筆、文久元年(一八六一)十二月常介跡目、小姓組本格。
- 18・二七 三宅内外 家老東城浅野家士。蒙養館教授。嘉永三年(一八五〇)四月学事付武具方加、万延元年(一八六〇)十月小姓組本格、文久二年閏八月武具方掛御免。
- 18・頭書 浅野外記 浅野外記家は、広島藩四代藩主浅野綱長の九男、外記道徳が宝永五年(一七〇八)家士に列して興した家。元治元年(一八六四)当時の当主は中老格出雲道砥で、外記と称した人物は見当たらない。
- 18・頭書 己斐村 佐伯郡東端にあり、己斐川を隔てて広島城下新開組川田村と隣接する。
- 18・頭書 去月廿四日御参内 茂勲は二月十七日に賜暇帰藩を伝達され、二十四日に参内して朝廷から帰藩を許された。二十九日に京都を出発して三月一日に大坂に着き、八日に海路広島に帰城した。
- 19・三 水谷伯母 彦右衛門の父星右衛門は上田家士木野又左衛門の子で、「水谷伯母」の夫水谷又左衛門(大寿院)は星右衛門の実兄。
- 19・二 水主町大雁木 新開組水主町には本川(太田川)に面して藩の船屋敷が設けられ、船入には藩船が係留されていた。その南に大雁木があり、参勤交代で海路をとる場合などに利用された。
- 19・二 松浦久米之丞 広島藩士。元治元年勘定所吟味役。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では吟味役同格、学問所世話役、三〇石三人扶持、外書物料金五両、天保三年九月父彦六家督。
- 19・二四 部坂村 家老上田家の給知、安芸郡西北端の戸坂村か。
- 19・二五 野口金兵衛 家老東城浅野家士。万延元年十月鼓貝方加役御免、小姓組並に取立てられ、祐筆、元治元年十二月小姓組本格、御用部屋詰兼帯、製臘方御用向きいよいよ手厚く勤めるよう命じられる。慶応二年(一八六六)十二月半助跡目。

199 注

- 20・三 菅馬之進 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)四月に庭方御用向きの義引受け勤める。安政六年三月出頭定加、安政七年八月出頭加御免。元治元年(一八六四)五月三日死去。
- 20・三 武内保之進 家老東城浅野家士。安政六年九月純介跡目。慶応元年(一八六五)閏五月小姓組本格御次詰、慶応二年二月槍術師役、同年三月目付。
- 20・二〇 大髭山 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村にある給主御建山。
- 20・二一 森岡弟婦 高木唯一の妹で名前はたつ。弘化五年(一八四八)三月廿三日に万之進の後妻として森岡家へ入る。森岡家が士列であるのに対して高木家は歩行列であったが、彦右衛門は、たつの一人柄方発至極、家之為二相成候者と見込んで縁談に賛成した。元治元年三月当時の子供は佐代・ます・槌・信槌。
- 20・二三 内記 広島藩公子浅野内記戀縛こひづな。広島藩主浅野齊賢の弟右京長懋の七男。初め尚之丞と称す。齊賢の意思により文政九年(一八二八)に浅野左門昌倫の養子、文政十二年に年寄上座閑蔵人忠親の婿養子となり、家督(禄三六〇石)を継ぎ閑蔵人忠敬と称す。安政三年に年寄役となるが、実兄茂長(長訓)の広島藩襲封にともない、文久三年(一八六三)六月に本家に復し、内記と称す。号は松園。近江守長厚・守之進道敏の父。
- 20・一九 去冬之振 文久三年十月十八日、手馬を持つ彦右衛門と用人を除く「馬術出精之面々」には馬が貸し出され、沼田郡祇園まで総勢八名で馬の乗切りが行われた。彦右衛門は「近来之壯遊也」とその感想を「家乗」に記している。
- 20・頭書 信楽廟 村上家四代勇蔵の妻、名は阿古代。桑原秀蔵娘。法名信楽院貞受大姉。天保三年(一八三三)四月二十七日死去。
- 21・一 祇園 沼田郡南下安村祇園町は雲石街道沿いの沼田郡要地で、郡本であった。
- 21・三 御同方御向屋敷 家老上田家の上屋敷は、一丁目御門から北へ広島城の外郭に入った、一丁目筋の東側にあつた。同家向屋敷は、一丁目筋の東側に平行して通る筋を挟んで向側にある。
- 21・四 十日市 山陽道沿いの猫屋町の西端から北へ折れると雲石路が延びる。十日市町はその北の両側町。広瀬組に属す。
- 21・五 先考廟 彦右衛門の父星右衛門。家老上田家士木野文右衛門政章の第九子。名は邦韶、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南垵。弘化三年三月十六日死去。法名超徳院雲外南垵居士。

- 21・五 妣廟 彦右衛門の母で、曾祖父にあたる勇敢の娘阿重。法名は秀光院貞浄寿楽太姉。文化十年(一八三三)春、藤川保明の養女となり、二月二十五日村上家の養子となった星右衛門に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十二日死去。
- 21・六 湿瘡 疥癬虫というタニが、皮膚の角質層内に寄生しておこる皮膚感染症。「疥癬」ともいう。
- 21・九 堀田恂之助 広島藩士。嘉永五年(一八五二)用人。文久二年(一八六二)用人上席、四七〇石。東城浅野家の祖孫左衛門高勝が、堀田家祖、与三の父武助可重の甥にあたることから、その縁により浅野家に勤仕した。
- 21・一〇 伊三郎 広島藩士堀田伊三郎。文久三年奥小姓、慶応三年(一八六七)目付。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では目付、使番兼役、四〇〇石、元治元年(一八六四)九月父恂之助家督。
- 21・一〇 勝太郎 「家乗」の文久三年四月二十八日条に「堀田勝太郎殿御立入、初而被出、謁入、格登殿跡也」という記事がある。堀田家の一族と思われるが詳細は不明。
- 21・二三 厳島御台場 文久三年六月、沿海五郡の要害地に砲台が築かれたが、広島湾を防禦する設備がないことから、同年十月、頼東三郎ら広島藩士一
- 21・一六 八名が建議し、有志者の献備により、厳島の南側上飯浜に台場が築かれ、元治元年三月に完成した。同時期に能美島にも台場が建設されている。佐伯郡村々から順回りに人夫が加勢され、彦右衛門は「殊之外賑敷由也」と、文久三年十二月十四日の「家乗」に記している。
- 21・一六 大芝 沼田郡新庄村は南流する太田川の西岸にあり、対岸は安芸郡牛田村と広島城下白島村。大芝は新庄村の北東部。太田川に面し、川土手が草原に覆われたところから呼ばれた。大芝の河原では、幕末に軍事演習が行われた。
- 21・一九 土屋秀太郎 家老東城浅野家士。慶応三年九月先手銃隊頭添役仮役。
- 21・一九 長束清次郎 家老東城浅野家士。市郎右衛門子。安政四年(一八五七)三月書役より歩行組に召出され、歩行目付・先供頭取兼帯、元治二年四月勘定所詰当用方。
- 22・五 寺尾兵之進 広島藩士。明治元年五月「役人帖」では馬廻組、片岡大記当分支配、一〇五石。
- 22・六 六丁目御屋敷 家老東城浅野家の下屋敷の一つ。新開組六丁目村は白神組六丁目の南にあり、北半は武家屋敷。同家下屋敷は西側の元安川沿いにある。なお、家老上田家屋敷も六丁目村東側西

201 注

- 22・八 蒲生司書 広島藩士。文久二年(一八六二)に年寄。明治元年(一八六八)五月、役人帖^とでは年寄、一〇〇〇石、天保四年(一八三三)三月父莊大夫家督。御二所様 東城浅野家当主浅野道興夫妻。辰之進 上田家先代、主水安節の妾腹の子。浅野道興室の実弟にあたる。安政三年(一八五六)生。慶応元年(一八六五)十二月二十三日逝去。
- 22・一八 石井大膳 広島藩士。弘化四年(一八四七)番頭。文久三年雄之介(修理)に家督を譲り隠居。
- 22・一八 小幡・吉田両先生 広島藩士小幡三養(孫兵衛)と吉田鉄翁(儀右衛門)か。両名とも、文久二年に広島藩が西洋流軍制を採用する以前の甲州流軍学の軍師。鉄翁は慶応三年八月二十八日に死去したことが「家乗」に見える。
- 23・五 田中実五郎 家老東城浅野家士。足軽。
- 23・頭書 桑原内蔵二 家老東城浅野家士。天保十年二月中小姓組並に取立てられ、作事奉行、安政五年二月台所奉行・御奥付兼帯。万延元年八月奥附兼帯御免。
- 24・二五 今井小左衛門 広島藩士。文久二年十月時点で用達所歩行組。明治二年以前藩士職禄。前編^こでは用達所物書。書翰方列、二五石三人扶持、外二
- 24・二五 山本勘大夫 広島藩士。弘化五年正月に召出され、文久二年十月時点で用達所歩行組。元治二年(一八六五)正月取立られ、勘定所吟味役。明治元年五月「役人帖」では吟味役同格、青山用達所へ出勤。二〇石三人扶持。
- 24・二五 森元滝七 家老東城浅野家士。
- 24・二五 森脇孝太郎 家老東城浅野家士。
- 25・一 矢野犀右衛門 家老東城浅野家士。勘定奉行。
- 25・六 実応源心童子 彦右衛門の四男千代雄槌の法名。安政四年五月二十六日生。文久三年四月三日没。
- 25・九 勅書之写 正月二十一日に孝明天皇の宸翰を賜った將軍徳川家茂は、二十七日に再度一橋慶喜や在京諸侯などを従えて参内、小御所において重ねて勅書を賜った。なお、この「勅書之写」と二十一日の「宸翰写」は『維新史』第三巻により校訂した。
- 25・二七 藤原実美 三条実美(一八三七〜一八九二)。三条家は藤原北家閑院流の嫡流、清華家の一つ。長州藩と関係の深い尊攘派公家で、文久三年に幕府へ攘夷決行を求め、孝明天皇の大和行幸を計画したが、中川寅朝(彦親王)や会津・薩摩藩の公武合体派によ

- り、八・一八政変で朝廷から追放され、他の尊攘派公家六名と長州藩に落ち延びる。第一次長州征伐の後は福岡藩に預けられる。慶応三年(一八六七)の王政復古で復権、明治新政府では議定、副総裁、太政大臣などを歴任した。
- 25・一九 **長門宰相** 長州藩主松平(毛利)大膳大夫慶親のこと。慶親は文久三年(一八六三)正月に参議(宰相)に任じられた。
- 26・二一 **宸翰写** 同日(正月二十七日)とあるのは二十一日の誤り。正月二十一日、將軍徳川家茂は一橋慶喜や在京諸侯などを従えて参内、小御所において宸翰を賜った。これに対して家茂は、国是については一橋慶喜や諸大名の衆議を尽くして定め、奏聞することを奉答した。
- 27・二〇 **伝奏ヨリ御達写** 二月十四日の將軍勅答書では横浜鎖港に関する決意表明が不十分であり、参与諸大名の評議を経ているのではないかと内大臣近衛忠房が疑義を表したため、十五日に朝議が開かれ、一橋慶喜と参与諸侯が参列した。席上慶喜は横浜鎖港の方針を主張し、島津久光・伊達宗城がそれに反対、朝議は紛糾した。十九日に將軍は慶喜の方針通り奉答した。なお、この「御達写」と次の「御書取之写」は『維新史』により校訂した。
- 28・二一 **一橋中納言** 一橋中納言慶喜(一八三七～一九二三)。水戸藩主徳川斉昭の七男に生まれ、弘化四年(一八
- 27・四 **伊達前侍従** 伊予国宇和島藩一〇万石前藩主伊達伊予守宗城(一八二八～一八九二)。弘化元年(一八四四)に宇和島藩を襲封し、同三年侍従に任じられた。安政五年(一八五八)十一月に安政の大獄に連座して隠居謹慎を命じられたが、桜田門外の変後に謹慎を許されたからは幕政へも関与し、公武合体
- 27・四 **土佐前侍従** 土佐国高知藩二〇万二六〇〇石前藩主山内豊信(一八二七～一八七二)。隠居後は容堂と称す。將軍継嗣問題では一橋派として大老井伊直弼らと対立して隠居し、謹慎を命じられた。桜田門外の変後に謹慎を許されたからは幕政へも影響を与え、公武合体運動を推進した。

203 注

- 四七)に一橋家を相続する。將軍継嗣の有力候補になるが、安政大獄により隠居謹慎蟄居を命じられる。万延元年(一八六〇)九月に解除され、文久二年(一八六二)七月に將軍後見職に任じられ、榎中納言。文久三年十二月に朝廷参与に就任。元治元年(一八六四)三月には参与と將軍後見職を辞任し、禁裏守衛総督・摂海防禦指揮を命じられた。慶応二年(一八六六)七月に徳川宗家を相続し、十二月に五代將軍に就任した。
- 30・二七 五ツ目 婚儀の三日目または五日目に嫁の最初の里帰りがあり、「三ツ目」「五ツ目」と称して親類を招き祝った。
- 30・二〇 御脚湯 臥床して、ふくらはぎより下の下脚を湯に浸け、膝から上は蒲団で覆う。風邪や発熱の発汗療法とされた。
- 30・二五 御馬養生 「村上家乗」には、この日のほか、同年九月二十四日、慶応元年九月十四日、慶応二年四月十六日に「御馬養生」の記事がある。慶応二年の御馬養生では「灸暖治」をさせている。
- 30・一八 野原八右衛門 家老東城浅野家士。安政四年(一八五七)三月歩行目付より歩行筆頭、万延元年十月御次詰加、文久三年八月小姓組本格目付役加、元治元年九月目付役。
- 31・二 東城 元和五年(一六一九)、浅野家が広島に入封した当初は家老亀田高綱が七〇〇石を与えられ、備中国との国境の奴可郡東城に配されたが、寛永二年(一六三三)に浅野家を辞した。寛永十八年、浅野高英(東城浅野氏)が八〇〇石に与力知として二〇〇石を付けられ、一万石・家老として東城を与えられた。東城には東城浅野家屋敷があつたほか、軍事的用務から家臣団が常駐した。
- 31・二二 為御迎御馬御差出 文久三年正月、世子茂勲は將軍徳川家茂の上洛に扈從し江戸から上洛、帰藩する藩主茂長と入れ替わりに三月二十一日着京した。その前日、茂勲一行は強行軍で人馬とも疲労し、馬も不備であることから、馬借用を滞京中の家老浅野道興に依頼した。道興は家中の馬もできるだけ集めて大津まで出迎えた。
- 31・二二 御用向 文久二年閏八月に国事周旋の内勅を得た広島藩主茂長は、同年十一月八日に上洛入京した。同行上洛を命じられた家老浅野道興に従い、彦右衛門は十一月四日に広島を発して上洛した。広島へ帰ったのは翌文久三年四月四日であつた。
- 31・一六 小島左源太 家老東城浅野家士。安政三年三月小姓組並に取立てられ銀奉行、但し六丁目屋敷御

- 32・二七 長尾弘策 家老東城浅野家士。
- 32・二八 牛田御山荘 寛文三年(一六六三)、広島藩三代藩主浅野綱長は、世子時代に安芸郡新山村(現東区牛田)に別荘日新館を建設し、日新館からの景勝を新山八景に選定した。日新館と「牛田御山荘」との関係は不明だが、浅野道興の父、高平は隠居後の天保五年(一八三四)から死去する同十二年まで「牛田御山屋敷」に住居している。
- 32・二九 御建神田山 藩の直轄林野のうち、松・杉・松などの良木が育成可能なものは御建山に指定され、樹種を問わず伐採が禁止された。安芸郡牛田村では神田山など五つの山が御建山に指定されている。
- 33・二三 佐々木直馬 家老東城浅野家士。「猶馬」とも表記。安政六年八月御用部屋詰、同年十月書役、元治元年(一八四四)十二月小姓組並に取立てられ御用部屋詰、作事所へも出勤、製臘方御用向きを手厚く勤めるよう命じられる。
- 34・二 廿日市 広島から山陽道を西へ、玖波宿との間
- 34・二 大野町 佐伯郡大野村は大野ノ瀬戸を隔てて島に相對する。山陽道廿日市宿から次の玖波宿までの小休所に利用されることが多く、町場が發展した。
- 34・二 黒田若侯 筑前国福岡藩世子松平(黒田)下野守慶賢(一八三九〜一九〇二)。
- 34・三 瀑布 佐伯郡大野村にある毛保川上流の滝。「芸藩通志」には「雌雄滝大野村に在り、雄は六丈三尺、其水壮なり、雌は廿七丈余にて、長けれど婉なり、奇觀幽賞、近方類まれなり」と記す。現在では「妹背の滝」と呼ばれる。
- 34・四 宮内村 佐伯郡宮内村は廿日市西方の家老上田家給知。村の東は瀬戸内海に面す。沿岸部を山陽道が通り、その山陽道沿いの串戸湊から津和野街道が分岐する交通の要衝。慶応二年(一八六六)の長州征伐では村内明石付近が激戦地となった。
- 34・四 千年寺 佐伯郡宮内村の浄土真宗本願寺派専念寺。現在も寺の前に「一里塚跡、広島から四里」の石標が残る。なお、広島から宮内までの一里塚は高須・井口・佐方にあった。
- 34・四 鐘出之峠 専念寺から御手洗川に沿い佐原田橋を渡ると「槍出四郎峠」となり、峠を越えると大
- に置かれた宿駅。佐伯郡に属す。

205 注

- 野村へ入った。
- 34・五 五里塚松 佐伯郡大野村中山にあった。
- 34・五 六里七里之塚 六里塚は佐伯郡大野村大野浦にあつたが、七里塚は玖波村に入り鳴川にあつた。
- 34・五 玖波村 大野村の南西。西国街道のうち、広島から廿日市宿の次に当たる安芸国西端の宿駅。家老上田家の給知で、本陣のほか口屋番所、上田家炭役所が置かれた。
- 34・六 上田公炭役所 佐伯郡内の上田家給知から産出される炭などを直接集荷するため、寛政十一年(一七九九)に設置された役所。炭は広島や大坂へ運送された。慶応二年(一八六六)の第二次長州征伐の戦火により焼失した。
- 34・七 紙之役所 佐伯郡内の上田家給知では紙の生産が盛んで、上田家では元禄十三年(一七〇〇)に紙座を設置して専売制を行った。小方村には紙見取役所や紙蔵が設置された。
- 34・七 御茶屋 山陽道玖波宿の本陣。寛永九年(一六三三)に家老上田氏が庄屋平田屋居宅に設けた茶室が始まり。その眺望の素晴らしさは諸国に聞こえ、宝暦九年(一七五九)には上田家の儒者福山鳳州が洪量館と命名、文人墨客が集まる所となつた。ただし「近年御出来」とあることから、裏町に建て替えられたものか。
- 34・三 厳宮 厳宮は佐伯郡小方村、亀居城本城の南西、妙現丸のある独立丘陵のさらに西側に鎮座する神社。現在は厳神社。
- 34・三 大砲 文久三年(一八六三)六月、佐伯郡役所から、大竹村に六斤迦農カノン砲と忽徴ホイッスル砲を備えるため、目付以下の人員を派遣する旨、同村に通達されている。なお、両砲とも先込式、滑腔式の旧式大砲であるが、同じ口径でも、カノン砲は砲身が長く、高初速、長射程で命中率が高い。
- 34・三 浜手之砲台 三原市立中央図書館蔵・上田家文書「御用向日記」(慶応元年三月十二日)には「円通寺跡御台場」と「黒川御台場」の規模について図入りで掲載されている。
- 34・四 御城山 福島正則は領国の抑えとして支城制を採り、佐伯郡小方村の山上に、西の抑えとして亀居城を築城した。慶長八年(一六〇三)から工事を始め、十三年に完成したが、十六年に廢城となつた。城山の頂上に本丸、その東側に二の丸、三の丸、有の丸、なしの丸、松の丸、名古屋丸、捨の丸の各郭が構築され、三の丸の南西に詰の丸が、さらに松の丸の南西に鐘の丸、本城の南西の独立丘陵上に妙現丸があつた。

- 34・一五 西念寺 佐伯郡小方村の浄土宗寺院で、亀居城の山裾にある。
- 35・一 茂呂浜 室浜のことか。室浜は島の北面のほぼ中央、厳島神社本殿や大元社より西にある。
- 35・二 存光寺之鼻 存光寺は厳島神社本殿の東、町人町である東町のうち存光寺町にあつた曹洞宗寺院。現在の宮島棧橋付近。
- 35・二 弥山 厳島神社の裏山で、標高五二九メートル。山頂近くには巨岩が連なり、古くから山岳信仰の対象とされた。空海が開いたという伝承も残る。
- 35・四 江波築 広島湾に面する江波地区では、文化年間以降、河口付近に築と呼ばれる篠竹や木の枝を立てて、そこに付着した海苔を摘み取り、和紙を漉く要領で紙状に仕立てる漉海苔の生産が盛んであつた。また、文化八年(一二二)に丸子橋ができて広島城下と陸路往来が可能となり、同十四年には船入も完成している。
- 35・九 大融廟 村上家三代彦兵衛の法名大融院釈宗念潤誓信士。宝暦十二年(一七六二)閏四月二十一日死去。
- 35・頭書 長尾正司 広島藩士。安政七年(一八六〇)側詰膳番兼、文久三年(一八六三)側足軽頭、元治元年(一八六四)新組頭。
- 36・二 吉本恒之丞 家老東城浅野家士。安政六年六月用達差、慶応二年(一八六六)二月出頭加。
- 36・六 宗播磨守様御前様 対馬国府中藩一〇万石格)藩主宗播磨守義和(一八八〇)の室は、八代広島藩主浅野斉賢の女加代姫(信楽院)。文久の幕政改革により参勤交代が緩和され、加代姫は帰国途中に広島へ立寄り、文久三年四月二十四日から逗留していた。
- 36・七 肥前田代 肥前国田代は対馬藩の飛地で、藩校・上使屋(大名の休憩・宿泊所)・代官所があつた。
- 36・七 草津 佐伯郡草津村は広島藩領明知。家老東城浅野家給知古江村に囲まれた山陽道沿いの町場村。
- 36・二三 少将 茂勲は、この年正月二十七日の將軍参内に供奉した功により少将に任じられた。
- 36・二五 常称廟 彦右衛門の曾祖父村上家四代勇蔵の法名、常称院誓恩大超居士。文化五年五月七日死去。
- 36・二六 大教廟 村上家三代彦兵衛(大融院)の妻。法名大教院釈休誓妙順大姉。宝暦七年十一月二十七日死去。
- 36・一八 久留俊蔵 家老三原浅野家士。明治二年(一八六九)七月、「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、一二俵。
- 36・頭書 中川修理大夫 豊後国岡藩七万四四〇石藩主中

207 注

- 川修理大夫久昭^{ひさあき}(一八二〇～一八八九)。岡藩中川家へは七代藩主として、広島藩四代藩主綱長の子五代藩主吉長の弟久慶(一七〇八～一七四三)が養子に入っている。
- 37・五 蔵田百太郎 上書翰列。仙慈君はその姪実は家老三原浅野家土吉光軍右衛門の娘。
- 37・六 明珍家 江戸時代最も著名な甲冑師流派。特に鍛えのよさが特徴とされる。明珍派は室町時代後期には広く関東に分布したと思われるが、江戸時代になると、弘前・庄内・仙台・金沢・水戸・高知・姫路藩や九州諸藩に抱えられた。
- 37・頭書 山崎右内 家老東城浅野家土。嘉永三年(一八五〇)四月目付、安政六年(一八五九)三月知行格、用達役・膳番兼帯、周防様附、万延元年(一八六〇)七月御役御免。
- 38・三 膈噎^{めくろ} 食道通過障害で、嘔吐症状が表れる。
- 38・九 類瘡 瘡病は一定の間隔をおいて高熱を発する熱病の一つ。
- 38・二 御食噎 食物がのどにつかえる状態。
- 38・二三 藤岡熊太郎 家老東城浅野家土。
- 38・二六 久野秀太郎 家老三原浅野家土。文久二年(一八六二)五月ころ用人見習、その後用人。明治元年(一八六八)九月に隠居、邦太郎へ家督を譲る。
- 38・頭書 西町 城下中通組西白鳥町。城郭北側の松原通西寄りにある横町で、西は太田川。東は武家屋敷を経て東白鳥町に続く。
- 38・頭書 空鞘 城下新開組広瀬村域内で、武家屋敷町鷹匠町の北に続く町。町内に空鞘社が鎮座する。
- 38・頭書 流川^{なみながわ} 城下職町の西筋にあたる南北の武家屋敷町。北は藩主家の泉水屋敷(縮景園)に突当たる。直行する京橋筋の北側が上流川町、南側が下流川町。町筋の東側に泉水屋敷から流れる水道が通り、西南流して平田屋川に落ちた。
- 39・二三 従四位上 老中酒井忠績^{ただしげ}から、茂長の代理として一類中から一名を二条城へ登營させるよう命を受け、田付主計^{たけしげ}が登營し、文久三年三月の將軍上洛に供奉した功により従四位上に昇叙された。しかし、茂長はその事実がないことからそれを辞去。当初は許されず、七月十四日に再度江戸で辞表を提出、十月十二日に許可された。なお、田付主計は同名の旗本(御先手鉄砲頭、講武所師範役兼帯)があるが、浅野家との関係は不明。
- 39・一八 梅園順次郎 広島藩士。号は介庵(一八一六～一八八八)。嘉永七年の「官祿帖」では外様儒医組、二二石(金五両)、慶応三年(一八六七)に奥詰次席(儒者)、明治元年五月、役人帖では奥詰次席、二二石三人

- 扶持外書物料五両)、文久二年(一八六二)八月父文次郎家督。梅園家は、天明三年(七八三)に儒官となり藩学問所で古学・医学を教えた太嶺以来、直宇、雅登、文次郎と続く儒家。
- 39・一九 小鷹狩登 広島藩士。文久四年新組頭、慶応二年(一八六六)先手物頭。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では先手物頭、五三〇石外鉄砲三六挺。文久三年五月父平馬家督。
- 40・二 坪井道成 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄前編」では医師格、一〇人扶持。
- 40・二 金子元達 広島城下白神二丁目の医師。元徳の子。嘉永五年(一八五二)緒方洪庵の適塾に入門。
- 40・九 幾那きな 十七世紀に南米から欧州にもたらされた薬。熱病の解熱薬などとして使用された。
- 40・二〇 土屋政之進 家老東城浅野家士。万延元年(一八六〇)十月奥詰定加、文久元年九月御次詰加、御茶方・御活花御用向きを勤めるよう命じられる。
- 40・二三 木村外記 広島藩士。文久二年に騎馬弓筒頭、文久三年に側足軽頭、小姓組番頭。明治元年五月「役人帖」では歩行頭、五四〇石。弘化元年(一八四四)二月父此面家督。
- 40・頭書 永井仲之助 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)二月児小姓帰役、万延元年十月側方御免、元治元年(一八六四)五月出頭役、歩行支配、慶応二年二月出頭御免、用達。
- 40・頭書 奥田政次郎 家老東城浅野家士。安政六年三月知行格、同年六月児小姓、万延元年十一月出頭加、歩行組支配請引、元治元年五月出頭加御免、用達・膳番兼帯、慶応二年三月御役御免、側詰同格武具奉行。
- 40・頭書 山中十兵衛 家老東城浅野家士。安政四年四月歩行目付帰役・先供頭取兼帯、慶応二年二月歩行筆頭。
- 41・四 澄廟 澄源院は浅野道博(七九六―一八六〇)の法名。道博は東城浅野家当主浅野道興の先代。近江宮川藩一万三〇〇石主堀田正毅の子で、文化十一年(一八一四)に広島藩家老浅野高平の養子となる。名は高博・道博、通称は駿河・周防。嘉永元年八月十七日に隠居。万延元年五月二十日逝去。
- 41・一八 御奥天満宮 東城浅野家上屋敷に祀られている屋敷神か。
- 41・頭書 丸山屋清四郎 丸山屋は文久元年八月の藩主廻在の際に本陣となっている。
- 42・四 森岡松寿院 家老東城浅野家士故森岡十兵衛室。文久二年五月二十八日死去。
- 42・二五 瘡守社 特定はできないが、材木町日蓮宗妙法

209 注

- 42・二七 寺内には、住持日豊により宝暦八年に建立された瘡守社があつた。
月次御集會 長州征伐などの非常時を除き、在広の三家老間では定期的に相互連絡を目的とする集會が開催されている。一名が広島不在の場合は残りの二家老だけで開催される。その主催は持ち回り。上田家の記録と総合すると、元治元年(一八六四)六月二日、慶応元年(一八六五)正月十七日、三月十七日、五月二日、八月二日、十月十七日は東城浅野家、慶応元年二月二日、七月二日、十一月十七日には上田家で開催されている。
- 43・一 **海田市** 広島から東へ次の、四日市(賀茂郡)との間にある山陽道の宿駅。安芸郡に属す。
- 43・二 **森喜久二** 家老東城浅野家士。仙太郎子か。
- 43・四 **武田勇** 広島藩士。文久二年(一八六二)に先手者頭。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では先手者頭、七五〇石(外鉄砲三六挺)。文久元年七月父大炊家督。
- 43・四 **小林土佐守** 藤の森社神官。
- 43・八 **猿猴川** 新町組新愛宕町・台屋町の北で京橋川と分岐する太田川の支流。山陽道を新町組西愛宕町から西へ、猿猴川に架かる猿猴橋を渡って猿猴橋町に入るが、橋普請中のため渡橋できなかった。
- 43・二九 **嘉永三年之大水** 嘉永三年(一八五〇)五月二十八日の豪雨・洪水で城下の大半が浸水、つづく八月七日には暴風雨・洪水・高潮のため、領内で五月とあわせて、田畑二九万八四三四石余、社寺倒壊一三四、流出倒壊家屋四四二五軒、損家三五五八軒、死者六〇人の被害が出ている。特に城下の被害は甚大であつた。
- 44・三 **町門下金比羅** 金比羅は白島村光明院の金比羅大権現像のことか。光明院の東側は神田川。ただし、当地に町門(城下各町の主要街路の両端に、警備のために設置された門)があつたか否かは不明。
- 44・四 **林太郎八跡三郎平** 家老東城浅野家士。太郎八は安政六年(一八五九)正月作事所詰。
- 44・二四 **興徳寺** 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。木野家の菩提寺。
- 44・二九 **早出勤** 八月十五日には巳刻出勤、未刻退出に復す。元治元年はこの日から夏季の二ヶ月余が辰刻出勤、午刻退出であつた。なお、翌慶応元年は五月二十七日から早出勤となり、八月三日に復す。
- 44・頭書 **三原** 備後国御調郡の三原城は小早川隆景により慶長元年(一五九六)までに一応完成。浅野氏が元和五年(一六一九)に芸備両国に入封した際、一族の浅野忠吉が二万八〇〇石、翌年加増されて三万

- 石となり、一國一城令にもかかわらず三原城を預けられて入城、以降筆頭家老として明治維新を迎える。
- 44・頭書 因幡国鳥取藩三万五〇〇〇石藩主松平(池田)相模守慶徳(一八三七～一八八二)。六月一日、広島藩から国産を寄贈した答礼使として鳥取藩土肥謙蔵が来広し、国事に關して内議する意思を伝えた。五日に年寄辻将曹、用人遠藤佐兵衛、小姓組寺尾生十郎が一丁目客舎で応対したところ、謙蔵は幕府の失態を責め、正義の諸藩が連合して幕府を討滅することに賛同を求めた。これに対して将曹等は幕府の失態を認めながらも、幕府に忠告して容れられない場合は、諸藩と方略を協議することを主張したため、謙蔵は七日歸去した。
- 45・一〇 四月十五日出火 元治元年(一八六四)四月十五日に米沢城下で大火があり、米沢城一の丸諸役所のほか、諸士三六戸に町家・寺院など合わせて二二四八戸を焼失した。
- 45・二〇 昌寿院 広島藩八代藩主斉賢の娘美代姫(一七九六～一八七四)。出羽国米沢藩主松平(上杉)斉定(一七八八～一八三九)後室。
- 45・一六 地御前 佐伯郡地御前村は廿日市町の西方、宮内村の南東にあり、東と南は瀬戸内海に面す。
- 45・頭書 速水兼造 鳥取藩土肥謙造(一八二七～一九〇〇)の誤りか。謙造は同藩の正義派として尊攘運動に活動し、文久三年(一八六三)五月に周旋方頭取など、元治元年四月には町奉行国事掛となった。禁門の変後の九月に退役。
- 45・頭書 猫屋町 山陽道の堺町二丁目から北に分岐する雲石路から北の十日市町に続く両側町と、その途中東へ折れる横町が広瀬組猫屋町の町域。
- 45・五 貞善童子 貞善童女の誤りか。彦右衛門の父星右衛門(清九郎)と美母阿重の娘で、彦右衛門の妹。俗名お順。文政三年(一八二〇)三月九日生、同年六月十六日死去。
- 46・七 御供船 広島城下の各町は、六月十六日の厳島社管弦祭に御供船を出して参加した。美麗な船飾りをした御供船が広島から厳島へ向けて出発し、十八日に帰着した。最盛期の寛政七年(一七九五)には九〇余艘の御供船が出て、両岸又橋上見物之男女如雲上であった。その後、規制などのため船数は減ったが、見物客は川辺を埋め、嘉永五年(一八五二)には集まった群集のため京橋が落ち、死傷者が出ている。
- 46・七 御供船 広島城下の各町は、六月十六日の厳島社管弦祭に御供船を出して参加した。美麗な船飾りをした御供船が広島から厳島へ向けて出発し、十八日に帰着した。最盛期の寛政七年(一七九五)には九〇余艘の御供船が出て、両岸又橋上見物之男女如雲上であった。その後、規制などのため船数は減ったが、見物客は川辺を埋め、嘉永五年(一八五二)には集まった群集のため京橋が落ち、死傷者が出ている。

211 注

- 46・七 附足輕夏御貸米 足輕の給禄が毎年二月一日と六月十五日に支給される。給禄の本来の支給日は十一月一日で、それ以前に支給されるものを貸米と呼ぶ。本米ではなく、切手で支給されている。
- 46・八 米価 「村上家乗」によると、安政二年(一八五五)十一月、一石につき八二匁であった米価は、次第に上がり続け、同四年十一月に一〇五匁、万延二年(一八六一)二月には三三五匁となる。同年十一月には一一三匁と沈静化するが、その後また上昇して文久三年(一八六三)十一月には一六五匁となっている。
- 46・二三 宮島御祭礼 六月十七日の管絃祭は、対岸の地御前神社の神に会いに向いた厳島神社の祭神市杵島比売命を管絃船で迎えに行く祭事。同時期の宮島夏市には、宮島芝居として広く知られる歌舞伎芝居が上演され、各地から人が集まり賑わいを見せた。
- 46・二七 去ル六日未明 六月五日夜、京都三条木屋町の旅館池田屋で、京都守護職松平容保配下の新撰組が、潜伏中の長州藩等の尊皇攘夷派志士を襲撃した池田屋事件。近藤勇の手紙によると、志士の即死七名、捕縛者二三名であった。
- 46・二九 彦根藩 近江国彦根藩は二五万石。藩主は井伊
- 46・頭書 掃部頭直憲(一八四八〜一九〇四)。池田屋事件には関与していない。
- 46・頭書 田丸稻右衛門 水戸藩士田丸稻之衛門(一八〇五〜一九六五)。水戸藩尊皇攘夷派の重鎮。攘夷実行に消極的な水戸藩保守派や幕府に憤慨して三月二十七日に筑波山で拳兵した水戸天狗党の首領に迎えらる。天狗党は前藩主斉昭の神主を作つて輿中に安置することにより、斉昭の攘夷の素志継承を表明した。日光を占拠して幕府に建議し、攘夷実行を促そうとしたが阻止され、四月十日に東照宮へ参拝しただけで十四日に太平山に移り、五月晦日には筑波山へ帰陣した。田丸は天狗党鎮庄後も武田耕雲斎らと上洛をめざして各地を転戦したが、金沢藩に降伏、元治二年(一八六五)二月四日敦賀で斬死した。
- 46・頭書 烈公 常陸国水戸藩三五万石前藩主徳川権中納言斉昭(一八〇〇〜一八六〇)。
- 47・一 壬生在留之浪士 文久三年二月、將軍警護の名目でその上洛に先がけて上京した浪士たちは、その後、洛西壬生村八木邸などを屯所とし壬生浪士組などと呼ばれた。京都守護職・松平容保より、主に尊攘激派浪士の取締まりと市中警護を任せられ、八・一八政変後に新撰組を名乗った。

- 47・二〇 井上市太郎 家老三原浅野家士。
- 47・二四 真野謙五郎 家老東城浅野家士。万延元年(一八六〇)十月小姓組本格、兒小姓。
- 47・二四 室角峯登 家老東城浅野家士、慶応二年(一八六六)二月兒小姓筆頭、守之進附。
- 48・四 頭形兜 室町時代末期に発生した兜の一形式。筋兜を簡略化したもので、鉄三枚張りを基本とし、頭の形に近いことから名が生まれた。
- 48・一〇 三宅益登 家老東城浅野家士。吉左衛門子。安政六年(一八五九)七月小姓組に召出され兒小姓、慶応二年三月御用達役膳番兼帯。文久三年(一八六三)八月渡辺雅登娘と婚姻。
- 48・一〇 岡島平之進 家老東城浅野家士。安政五年六月格別に家名を立てられ小姓組、安政六年正月兒小姓、元治元年(一八六四)九月目付。慶応三年二月に堀尾嘉善(笑石)娘と婚姻。
- 48・二〇 渡辺四郎右衛門 家老東城浅野家士。安政五年二月台所奉行御免、奥詰。万延元年七月奥詰御免。文久二年閏八月武員奉行加。慶応二年三月十七日死去。村上彦右衛門の「竹馬之友」。
- 48・二二 福原越後 長州藩永代家老(宇部)福原越後元備(一八一五～一八六四)。禁門の変に敗れ、第一次長州征伐に際して自刃を命じられた。長州藩兵は六月二十一日に着坂。二十三日に越後は大坂藩邸から坂率兵上京、二十四日伏見に着いた。この日、広島藩在京年寄野村帯刀は、長州藩兵上京の景況を藩地へ報告している。
- 48・頭書 早乙女家長 江戸時代中期の甲冑細工師。常陸国住。
- 49・七 錦小路前右馬頭 堂上公家(半家)錦小路頼徳(一八三五～一八六四)。尊攘急進派公家として長州藩士らと通じて攘夷親征・大和行幸を企図したが、八・一八政変により、三条実美ら六卿と長州藩に出奔。官職を止められる。元治元年三月、赤間関砲台の巡視の途中発病して、四月に死去。東城浅野家当主浅野道興の先々代浅野高平室である高謙院は、頼徳の養父頼易の姉妹に当たる。
- 49・頭書 松井左平太 家老東城浅野家士。
- 49・頭書 御使者 長州藩使者木梨彦之進は七月四日に来広、辻将曹らが水主町別邸で応対した。木梨らは来広の目的を、隣交を親密にすること、英仏等五国の連合艦隊襲来の際は、京都守護のため藩主父子のうちが上坂するので、領内通行を予め告げることと説明した。
- 50・二六 西蓮寺 城下細工町の浄土宗鎮西派寺院。森岡家の菩提寺。

213 注

- 50・一六 因伝寺 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院
明信院内にあった役寺。堀尾家の菩提寺。
- 50・一六 本照寺 広島城下新川場町の日蓮宗勝劣派寺
院。藤川家の菩提寺。
- 50・一七 伝福寺 城下材木町の曹洞宗寺院。水谷家の菩提寺。
- 50・頭書 水主町御屋敷 七代藩主浅野重晟により、享和元年(一八〇一)から、多年の緊縮財政による藩士の気風萎靡を打開するという名目で水主町に建設された浅野家の別邸。文政八年(一八二五)から建物・庭園に大幅な改修が行われた。庭園は「与楽園」と呼ばれる名勝で、頼春水は園内の様子を記した「与楽園記」を著した。
- 50・頭書 竹之丸御屋敷 広島城本丸東御門から内濠を渡り三之丸に出ると正面にあるのが(東)講武所。学問所を挟んで南にある建物が竹之丸屋敷。茂勲が元治元年(一八六四)二月の帰国以来住居としていた。禁門の変により臨戦態勢が取られ、七月二十八日に本城へ移った。竹之丸屋敷へは慶応元年(一八六五)五月二十三日に浅野式部が移住。
- 51・一七 甘露寺殿 堂上公家(名家)甘露寺勝長。
長州若殿 長門国萩藩世子松平(毛利)長門守定広(一八三九〜一八九六)。定広は七月十三日に山口を
- 51・頭書 政蔵 慶応元年七月十六日に暇。
- 52・三 西村保五郎 広島藩士。安政二年(一八五五)勘定奉行、文久三年(一八六三)郡奉行、元治元年勘定奉行。明治元年(一八六八)五月、役人帖^{ひらき}では用人、三〇〇石、天保十一年(一八四〇)四月父大右衛門家督。久二年勘定奉行、元治元年町奉行。
- 52・四 桑原俊太 広島藩士。吉郎二の子で旧称竹吉。文久三年十一月に召出される。
- 52・七 吉弥 家老東城浅野家士辻清人と彦右衛門妹お梅の子、文久二年三月四日生。
- 52・九 常廟御日記 村上家四代村上勇威(常称院)の日記。伝来している安永七年から天明二年(一七八二)の外題は「家史(巻二)六、天明三年からは「家乗」となる。天明二、三年ころは一年間が春夏秋冬の四冊構成である。
- 52・一八 野村権祐 広島藩士。安政三年新組者頭。慶応元年大小姓頭。
- 52・一九 北川清之丞 広島藩士北川誠之丞か。明治二年以前、「藩士職祿 前編」では用達所物書、一四石

214

- 三人扶持。
- 53・一 長門守様御実兄 福原越後は周防国徳山藩主毛利広鎮ひろしんの六男で、一〇男の秋藩世子定広の実兄に当たる。
- 53・二 藤之森 山城国紀伊郡鳥居崎町(現京都市伏見区深草鳥居崎町)のうち。福原越後隊を迎え撃つため、伏見街道筋藤ノ森で大垣・彦根藩兵が守備していた。十九日早朝、大垣藩兵が福原隊に発砲して伏見まで退却させた。
- 53・三 伏見之長州屋敷 伏見長州藩邸は京橋町(現伏見区表町)にあった。
- 53・四 当御藩御屋敷 広島藩は寛永十年(一六三三)に伏見阿波橋内新町(油掛通り村上町のことか)に藩邸を構えた。享保元年(一七二六)に、京橋町医師諏訪玄泉の屋敷と交換入手し、京橋町屋敷を伏見藩邸とした。安永八年(一七七九)伏見鑑けんによると今富橋西詰西側南に広島藩邸があった。
- 53・五 京師長州屋鋪 京都長州藩邸は河原町二条下ルにあった。
- 53・六 綾小路々東洞院 綾小路通は四条通の一筋南側の通り、東洞院通は烏丸通の二筋東側の通り。この二つの通りが交差する「東洞院四条下ル」に広島藩邸があつた。禁門の変により藩邸が焼失した
- 53・二 菅平磨 家老東城浅野家士。安政五年二月児小姓御免、出衛様側方、万延元年(一八六〇)十月側方御免、その後目付、元治元年(一八六四)九月目付御免。
- 53・二 昨年の振 文久三年八・一八政変後の九月十六日、家老浅野道興は国境警備のため東城へ出兵するよう命じられ、目付大崎喜和馬に、鉄砲足輕三〇人と付属の者三〇人余を率いて十八日に出発させている。
- 53・八 今中大衛 広島藩士。安政七年(一八六〇)大小姓頭、文久二年(一八六二)番頭、慶応元年(一八六五)寄合。二三〇〇石。名は相愛。二十三日、部下の兵を率いて出帆上京したが、長州追討の命が出て、広島藩は兵隊派遣の必要なしと京都所司代から指示されたため、今中は大坂から単身上京した。
- 54・六 薩州御屋敷 薩摩藩の京都藩邸は御所の北、相国寺南二本松と、錦小路東洞院東にあつた。
- 53・一八 中西元禎 広島藩士。文久二年側医師並、明治元年(一八六八)五月「役人帖」では合力組(側医並、三〇石)外薬種料銀十枚。

215 注

- 54・八 余程死人多 長州藩側の禁門の変による死者は二〇〇余名という。
- 54・二 切腹自尽 福原越後は藤の森で負傷して帰国したが、来島又兵衛は戦死、久坂玄瑞・寺島忠三郎は鷹司邸で切腹、真木和泉など他藩から長州藩勢に加わった同士の志士も天王山に退いて切腹自刃した。
- 54・二 兵庫迄御着船 毛利定広は讃岐多度津で敗報に接し、帰藩した。
- 54・二三 長州御征討 十九日早旦、参内して長州藩士ら追討の宣旨を得た禁裏守衛総督一橋慶喜は、在京諸藩留守居を邸に召し、諸藩の部署を伝えた。
- 54・一八 三御門并外郭十二御門 南御門・西御門・北御門の「三御門」はいずれも三之丸にあり、各門を出て中濠を渡ると城の外郭に出る。外郭には南の一丁目御門から反時計回りに真鍋・立町・京口・栗林・八丁堀・東松原口・宇津・東不明・西不明・西松原口・白鳥口・今・小姓町口・矢倉下の一五門(各門に異称あり)がある(該当一二門は不明)。
- 54・頭書 嵯峨之天龍寺 京都嵯峨天龍寺(現右京区)に宿陣していた国司信濃・来島又兵衛らの隊は十九日早朝、分れて御所中立売御門、蛤御門、下立売御門方面へ向かい、一時優勢であったが、薩摩・
- 54・頭書 山崎宝寺・観音寺 山城国乙訓郡山崎(現乙訓郡大山崎町)の宝積寺(宝寺)などに宿陣していた真木和泉・久坂玄瑞らの隊は十八日朝、御所堺町御門方面へ向かったが、福井藩兵の防御を破れず、鷹司邸の裏門から福井・桑名・彦根藩兵、応援の薩摩・会津藩兵と交戦したが、支えきれずに退却した。二十一日に会津藩などの諸藩兵や新撰組が天王山・山崎を攻撃し、離宮八幡、神宮寺、大念寺、観音寺、安養院と付近の民家が焼失した。
- 54・頭書 大坂長州蔵屋敷 土佐堀通りと浪花筋が交差する北東角。
- 54・頭書 三郷之町火消 大坂には江戸の定火消や大名火消はなく、三郷(北組・南組・天満組)の町火消しが中心となり、消火活動を行った。
- 55・五 国司信濃 長州藩家老国司親相(ちかすけ)一八四丁一八六四。文久三年(一八六三)の攘夷戦で赤間関防備総奉行として諸隊を督戦、元治元年(一八六四)七月、兵を率いて上京したが、禁門の変に敗れ、第一次長州征伐に際して自刃を命じられた。
- 55・五 軍令条 萩藩主毛利慶親・定広の父子が国司信

- 濃に与えた黒印軍令状が中立売堀近辺で薩摩藩兵に押収され、二十二日、一橋慶喜から朝廷に提出された。この軍令状は、慶親父子がこの変に直接関わったと朝廷から追及を受ける理由となった。
- 56・二 梅梢院 九代藩主浅野齐肃(少将様)の生母。宮川柔輔女。慶応三年(一八六七)六月二十三日死去。
- 56・五 長州御追討 二十三日、禁裏守衛総督一橋慶喜に毛利父子征討の朝命が下され、翌二十四日、慶喜は広島藩など二藩に追討準備を命じた。
- 56・一六 御移檄 従来役格では新組頭以上、役禄では三〇〇石以上は平素従僕に槍を持たせていたが、以降は若党に持たせることとした。練兵服着用の登城については文久三年三月二十六日に許可されていた。その他、有事に際して敏捷に動けるようにすることが主眼であった。なお、この制は慶応元年十二月二十二日に復旧された(本文一七五頁、「槍持」の注を参照)。
- 56・頭書 右近様御屋敷 家老三原浅野家の上屋敷は三の丸と中濠を隔てた外、南御門を出て西にあった。外濠一丁目御門から北へ八丁馬場突き当たり。
- 57・六 前髪無之子弟 一隊五十人をさらに細分して五六名を一組にし、終夜閣内を巡邏させた。
- 57・七 温恭院 江戸幕府二三代将軍徳川家定(一八四一―一八五八)七月六日に薨去。
- 57・七 松栄寺 安芸郡尾長村の天台宗寺院。江戸寛永寺の末寺で広島東照宮の別当。浅野家が帰依する五ヶ寺(松栄寺・国泰寺・明星院・正清院・日通寺)の筆頭。
- 57・七 大光院 八代広島藩主浅野慶燾(一八三六―一八五八)安政五年九月十日に襲封五ヶ月足らずで逝去。
- 57・一八 勸兵衛 八月九日以降、家来勸兵衛の名前は見えない。
- 58・四 慈眼廟 村上家初代三郎右衛門。法名は慈眼院。積寛性利円居士。家老東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村(みど)の出身で、当初同家与力の宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足輕に取立てられたという。宝永二年(一七〇五)八月九日死去。
- 58・五 慈光廟 村上家初代三郎右衛門(慈眼院)室。法名は慈光院。積智。妙円大姉。享保十年(一七二五)十月二十四日死去。
- 58・二 実山 彦右衛門の二男幾三郎の法名実山賢秀童子。幾三郎は嘉永四年(一八五二)七月十四日生。安政二年八月九日没。
- 58・三 異船襲来 英・仏・米・蘭の四国連合艦隊は、

217 注

- 前年下関で長州藩が外国船を砲撃した報復として、八月五日に下関へ来襲した。長州藩も応戦して外艦側からも死傷者が出たが、諸砲台は破壊されるか占拠、押収され、十四日に講和を締結した。
- 58・二三 急報 八日、長州藩の六戸備前から四国艦隊下関来襲、開戦の急報が到達した。
- 58・二三 急御人数 十日、御調郡向島には番頭寺西雅楽隊と先手者頭片岡大記隊等が、豊田郡大崎島には先手者頭久保田平司隊が、佐伯郡厳島には小姓組番頭松井直馬隊、新組頭植木半助隊等が派遣された。二十日、幕府からの命令により出張兵は撤退した。
- 59・二四 渡海場 十一日付けで布達された。
- 59・二六 秋月君 四代勇蔵の実子松之助の法名秋月童子。松之助は寛政七年(一七九五)十一月七日生。寛政九年八月十三日、三歳で没。
- 59・二〇 専勝寺 城下塩屋町の浄土真宗本願寺派仏護寺(触下)寺院。
- 59・二二 吉田藤次 家老東城浅野家士。
- 59・二四 芝山様・高辻様 芝山家と東城浅野家との関係は本文一四頁の注参照。芝山邸は院山町西寄にあった。高辻家は菅原姓の堂上公家。当主は高辻おきなが修長。浅野道興の先代高博室は修長の三代前福長とみながの娘寛姫。高辻邸は新烏丸通、丸太町上ルにあつた。
- 59・二四 錦小路様 錦小路家と東城浅野家との関係は、本文一一頁「高謙院」の注参照。錦小路邸は、御所の南にある鷹司邸の東南、丸太町通りに面していた。鷹司邸は長州藩兵の放火により炎上した。
- 59・二六 朝尾彦造 京都呉服商で、広島藩家老東城浅野家などの用達を勤める。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では合力組(京都)、一〇人扶持、外銀五枚。
- 59・二六 東本願寺 禁門の変では東本願寺両堂・諸殿などが悉く焼失した。同寺は天明八年(一七八八)、文政六年(一八三三)、安政五年(一八五八)につづく四度の火災で、万延元年(一八六〇)年に両堂を再建してわずか四年目であった。東本願寺の東方にある枳穀邸きこく、涉成園も安政五年につづいて焼失した。
- 59・二七 西本願寺 禁門の変では総門・学林講堂等が焼失したが本堂は無事であった。寺内に逃げ込んだ長州藩兵数十人を広如上人が匿い、落ち延びさせた。
- 60・三 堀尾勝登実母 堀尾嘉善の先妻深町氏。文久二年(一八六二)八月十八日に癩乱症のため死去。法名随心院。村上敬次郎の実母でもある。

- 60・一〇 海獄院 東城浅野家六代当主浅野豊前高明。明和二年(一七六五)九月十八日死去。
- 60・一八 雷鳴 小姓町今門小路の佐々木彦藏宅に落雷した。
- 60・頭書 亀井隠岐守 石見国津和野藩四万三〇〇〇石藩主亀井隠岐守茲監(一八三三〜一八八五)。
- 60・頭書 松平右近将監 石見国浜田藩六万一〇〇〇石藩主松平武隆(一八四一〜一八八二)。
- 60・頭書 松平出羽守 出雲国松江藩一八万六〇〇〇石藩主松平出羽守定安(一八三五〜一八八二)。
- 60・頭書 加賀中納言 加賀国金沢藩一〇二万七〇〇〇石藩主松平(前田)権中納言齊泰(一八二一〜一八八四)。
- 60・頭書 長大隅守 加賀国金沢藩家老長大隅守連恭。金沢藩家老長家の遠祖は、遠江国長村に生まれて長氏を称し、鎌倉時代の初期に能登国で地頭職を与えられた。連竜のとき前田利家に仕え、代々三万三〇〇〇石を領した。連恭が幕末に京都を守護した功により、明治三十三年(一九〇〇)、孫克連の時に男爵が授けられた。
- 60・頭書 伊達遠江守 伊予国宇和島藩一〇万石藩主伊達遠江守宗徳(一八三〇〜一九〇五)。
- 60・頭書 松平隠岐守 伊予国松山藩一五万石藩主松平(久松)隠岐守勝成(一八三三〜一九二)。
- 60・頭書 松平阿波守 阿波国徳島藩二五万七九〇〇石藩主蜂須賀齊裕(一八二二〜一八六八)。
- 60・頭書 黒田美濃守 筑前国福岡藩四万七三〇〇石藩主松平(黒田)美濃守齊漙(一八一〜一八八七)。なお、福岡藩黒田家は松平賜姓大名であり、本来は「松平美濃守」と表記すべきである。
- 60・頭書 松平修理大夫 薩摩国鹿児島藩七万石余藩主松平(島津)修理大夫茂久(一八四〇〜一八九七)。
- 60・頭書 有馬玄蕃頭 筑後国久留米藩二万石藩主有馬中務大輔慶頼(一八二八〜一八八二)の誤りか。慶頼の先々代藩主で、父の頼徳が玄蕃頭に叙任されている。
- 61・四 去ル十四日 江戸の幕閣は、七月二十四日に一橋慶喜が二藩の攻口部署を決め、長州藩追討準備を命じたことを取消し、十三日に徳川慶勝を征長総督、松平茂昭を副将とする征長諸藩の攻口部署を発表した。
- 61・九 阿部主計頭 備後国福山藩一萬石藩主阿部主計頭正方(一八四八〜一八六七)。
- 61・二三 松平三河守 美作国津山藩一〇万石藩主松平三河守慶倫(一八二七〜一八七二)。
- 61・二四 脇坂淡路守 播磨国龍野藩五万一〇八九石藩主脇坂淡路守安斐(一八三九〜一九〇八)。

219 注

- 61・一五 板倉周防守 備中国松山藩五万石藩主板倉周防守勝静(一八三〇～一八八九)。文久二年(一八六二)三月に老中就任、元治元年(一八六四)六月に罷免されるが、慶応元年(一八六五)十月老中に再任、四年正月に罷免された。嘉永二年(一八四九)に周防守に叙任され、元治元年に阿波守、慶応元年十月に伊賀守に遷任された。
- 61・頭書 立花左近将監 筑後国柳河藩二万九千六百石藩主立花飛騨守鑑真(一八二九～一九〇九)のことが鑑真は襲封後に左近将監に叙任、嘉永六年十二月に飛騨守に遷任。
- 61・頭書 小笠原大膳大夫 豊前国小倉藩一五万石藩主小笠原左京大夫忠幹(一八二七～一八五九)。文久元年十二月に大膳大夫に叙任、元治元年五月に左京大夫に遷任。
- 61・頭書 細川越中守 肥後国熊本藩五万石藩主細川越中守慶順(一八三五～一八七六)。
- 61・頭書 奥平大膳大夫 豊前国中津藩一〇万石藩主奥平大膳大夫昌服(一八三〇～一九〇一)。
- 61・頭書 松平肥前守 肥前国佐賀藩三万七千七百石藩主松平(鍋島)肥前守茂実(一八四六～一九二一)。
- 61・頭書 京極佐渡守 讃岐国丸亀藩五万石藩主京極佐渡守朗徳(一八二八～一八八二)。なお、丸亀・
- 61・頭書 今治両藩は正しくは四国討手の後備である。
- 61・頭書 松平吉岐守 伊予国今治藩三万五〇〇石藩主松平(久松)吉岐守定法(一八三四～一九〇一)。
- 61・頭書 加藤出羽守 伊予国大洲藩六万石藩主加藤出羽守泰祉(一八四四～一八六四)。元治元年八月十六日に死去。
- 61・頭書 三浦備後守 美作国勝山藩二万三〇〇石藩主三浦備後守弘次(一八三二～一八八六)。
- 61・頭書 松平中務大輔 豊後国杵築藩三万二〇〇石藩主松平中務大輔親良(一八〇〇～一八九一)。
- 61・頭書 木下備中守 備中国藩足守藩二万五〇〇石藩主木下備中守利恭(一八三二～一八九〇)。
- 62・七 吉川監物 周防国岩国吉川家六万石当主吉川監物経幹(一八二九～一八六九)。監物は、禁門の変は福原・国司・益田三家老の責任で、藩主父子は関与していない旨を弁解し、朝廷へ謝罪する上申書等を幕府へ取次ぐよう依頼した。それに対して式部は、九日に岩国使者から長州藩陳情書を受取り、幕府に取次ぎ許可を求めており、指令を待っていることを告げ、後日の受取りを約した。なお、幕府から取次ぎ許可を得たため、二十四日に岩国へ使者を送ってこの上申書等を受取り、京都所司代へ提出した。

- 62・八 式部 広島藩公子浅野式部懋昭。八代藩主浅野齐賢の弟右京長懋の四男。初め徳三郎と称す。文政十二年(一八二九)に浅野権太夫の養子、天保五年(一八三四)番頭沢瀨岐宣喬の婿養子となり、家督(禄二二〇石)を継ぎ関外衛忠烈と称す。用人、年寄見習などを経て安政三年(一八五五)に中老格となり浅野姓を賜わるが、実兄茂長(長訓)の広島藩襲封にともない。文久三年(一八六三)六月に本家に復し、中務、文久三年十二月より式部と称す。号は松岡。広島藩世子茂勲(長勲)の実父。
- 62・二 横超院 七月二十三日に死去した西向寺隠居の法号。
- 62・一九 能称廟 彦右衛門の先々代、村上家五代藤次郎(一七八八〜一八〇八)。藤川武左衛門の四男で、寛政十一年(一七九九)に勇蔵の養子に入り、文化五年(一八〇八)に相続するが、同年八月二十四日死去。法名能称院心誓証真居士。
- 62・頭書 井口喜久 家老東城浅野家士井口喜久馬か。安政六年三月児小姓御免、奥詰、万延元年(一八六〇)八月奥附、文久二年閏八月作事奉行。
- 62・頭書 虎之丞 家老東城浅野家士山県虎之丞か。安政三年十月格別を以て家名を立てられ小姓組並。
- 63・七 兼植刀 「越前兼植」は文化二年の山田浅右衛門「懷宝剣尺」では最上大業物一二二丁、大業物二一丁に次ぐ良業物五〇のうちに挙げられている。
- 63・八 大寿院 家老上田家士故水谷又左衛門。安政五年八月二十九日死去。法名大寿院実心源性居士。彦右衛門の伯父に当たる。
- 64・四 御供触 従軍を命じられた藩士のうち、頭書には家老浅野右近、年寄蒲生司書が漏れている。総人数は家老以下士列が六八三人、諸足軽以下一七四人であった。
- 64・五 近江守 広島藩青山内証分家当主松平^{なが}浅野長厚(一八四三〜一八七三)。父は八代藩主浅野齐賢の弟右京長懋の七男内記懋縉。長厚はその四男。初め万五郎、後に為五郎と称す。文久二年、青山内証分家当主であった従兄弟の浅野長興(茂勲、長勲)が本藩の世子となったため、同家を継承し、近江守と称す。文久三年十二月、幕府から藩内に帰住することを命じられ、高田郡吉田に移住。明治二年(一八六九)請願して華族の列を退き、内証分家は本藩に合併した。
- 64・九 郡方炮薬御製之御場所 「寺田村製薬御場所」のことか。本文一一七頁の注参照。
- 64・二五 篤之助 広島藩士下瀬徳之助。「篤之助」とも表記。文久四年正月に生産掛(武器製造掛)吏員。慶

221 注

- 65・二 松平越前守 越前国福井藩三万石藩主松平越前守茂昭(一八三六～一八九〇)。
- 65・二 尾張前大納言 尾張国名古屋藩六万九千五百石前藩主徳川権大納言慶勝(一八二四～一八八三)。八月七日に征長総督に任命されたが、当初はそれを固辞、上京後の九月二十三日になって就任を受けた。
- 65・二 尾張前大納言 尾張国名古屋藩六万九千五百石、弘化元年(一八四四)十月父兵衛家督。
- 64・頭書 寺西雅楽 広島藩士。のち匠作。嘉永七年番頭。
- 64・頭書 天野保允 広島藩士。万延元年(一八六〇)大小姓頭、元治元年番頭、慶応二年(一八六六)先手者頭。明治元年五月「役人帖」では小姓組番頭、一〇〇〇石、弘化元年(一八四四)十月父兵衛家督。
- 64・頭書 石井修理 広島藩士。名は正敏、のち辰作(一八二〇～一八九二)。改革派に属し、浅野茂長(長訓)が藩主に就任すると、文久三年(一八六三)に年寄役。明治元年の藩政改革では参政。明治元年五月「役人帖」では参政、制度督、一二〇〇石、文久三年十二月父大膳家督。
- 64・一六 敬次郎誕辰 嘉永六年(一八五三)九月四日生、当年十二歳。
- 65・三 稻葉美濃守 山城国淀藩一〇万二〇〇〇石藩主稻葉美濃守正邦(一八三四～一八九八)。嘉永元年十二月に長門守叙任、元治元年四月に老中に就任し、美濃守に遷任、同年十一月に民部大輔に転任、元治二年四月老中辞任。慶応二年四月老中に再任し、征長兵を引揚げさせ、慶喜が將軍職に就任するとそれを補佐して職責を果たした。
- 65・六 真田信濃守 信濃国松代藩一〇万石藩主真田信濃守幸教(一八三五～一八六九)。八月十五日に征長出兵を免じられ、大坂警衛を命じられた。
- 65・九 板倉損津守 備中国庭瀬藩二万石藩主板倉損津守勝弘(一八三七～一九〇九)。
- 65・九 本多肥後守 播磨国山崎藩一万石藩主本多肥後守忠頼(一八二二～一八七四)。
- 65・二六 有馬遠江守 越前国丸岡藩五万石藩主有馬遠江守道純(一八三七～一九〇三)。文久三年七月老中就任、元治元年四月罷免。
- 65・二六 松平佐渡守 出雲国広瀬藩三万石藩主松平佐渡守直巳(一八三三～一九一七)。
- 65・二七 松平主計頭 出雲国母里藩一万石藩主松平主計頭直哉(一八四八～一八九七)。
- 65・頭書 大島靱負 広島藩士。安政三年(一八五六)用人。文久元年旗奉行。明治元年五月「役人帖」では並

- 寄合次席、八二〇石、天保八年(一八三七)九月父河内家督。
- 65・頭書 桜井与四郎 広島藩士。名は元憲？(一八六九)。文久三年(一八六三)用達所詰、目付、用人。明治元年(一八六八)五月、「役人帖」では参政、知郡督、三五〇石、慶応二年(一八六六)三月父織部家督。
- 65・頭書 坂本十粁 広島藩士。文久三年用人並、慶応三年郡奉行、用人。明治元年五月、「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、三三〇石。
- 65・頭書 金子徳之助 広島藩士。号は霜山(一七八九)一八六五。省三郎の父。文化八年(一八二二)以来多年にわたり学問所教授を勤める。文久三年正月に中小姓頭同格、軍方御用掛、長沼流軍学に通じていたため、七月に抜擢されて用人並となり、学問所教育任務を解かれて軍務に参与、役料を合わせて四〇〇石。慶応元年八月死去。
- 65・頭書 節夫 慶応元年五月二日に卒去。
- 66・一 松平讃岐守 讃岐国高松藩二万石藩主松平讃岐守頼聡(一八三四)一八〇三。
- 66・六 小笠原近江守 豊前国小倉新田藩一万石藩主小笠原近江守貞正(一八四〇)一八〇六。
- 66・七 小笠原幸松丸 播磨国安志藩一万石藩主小笠原幸松丸貞受(一八五〇)一八〇五。
- 66・二〇 小笠原佐渡守 肥前国唐津藩六万石藩主小笠原佐渡守長国(一八二二)一八七七。
- 66・二四 松平主殿頭 肥前国島原藩七万石藩主松平主殿頭忠和(一八五二)一八一七。
- 66・二五 有馬中務大輔 筑後国久留米藩二万石藩主有馬中務大輔慶頼(一八二八)一八八一。
- 66・二五 立花飛騨守 筑後国柳河藩一万九六〇〇石藩主立花飛騨守鑑寛(一八二九)一八〇九。
- 66・頭書 松平左金吾 幕府旗本。文久元年十月使番、元治元年(一八六四)八月長州征伐軍目付。
- 66・頭書 向井左門 幕府旗本。文久三年九月使番、元治元年八月長州征伐軍目付、慶応元年五月歩兵頭。
- 66・頭書 小笠原鐘次郎 幕府旗本小笠原鐘次郎。文久三年九月使番、慶応元年八月長州征伐軍目付、元治二年七月御役御免、寄合。
- 66・頭書 内藤弥左衛門 幕府旗本。文久二年正月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 66・頭書 大島主殿 幕府旗本。文久三年正月使番、元治元年八月長州征伐軍目付、慶応元年十二月御役御免差控。
- 66・頭書 朝倉小源太 幕府旗本。文久三年十二月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 66・頭書 水野采女 幕府旗本。安政七年(一八六〇)正月使

223 注

- 番、元治元年(一八六四)八月長州征伐軍目付、慶応元年(一八六五)七月使番御免、寄合。
- 66・頭書 服部中 幕府旗本。文久三年(一八六三)五月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 66・頭書 遠山左衛門 幕府旗本。文久三年十二月使番。
- 66・頭書 多賀敷負 幕府旗本。文久三年正月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 66・頭書 曲淵鑄市 幕府旗本。文久三年八月使番。
- 66・頭書 岩瀬敬太郎 幕府旗本。文久三年十二月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 67・頭書 天野民七郎 幕府旗本。安政四年(一八五七)正月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 67・頭書 平岩金左衛門 幕府旗本。文久三年正月使番、元治元年八月長州征伐軍目付。
- 67・頭書 内藤平八郎 幕府旗本。文久三年八月使番、元治元年八月長州征伐軍目付、慶応元年五月御役御免。
- 67・頭書 八木鉄之丞 家老東城浅野家士。元治元年九月児小姓。
- 67・頭書 桧垣他人吉 家老東城浅野家士。安政三年十二月捨次郎跡目、歩行組、但し幼年につき出勤に及ばず、文久三年十一月当分書役打込詰切替、元治元年九月右筆勤め向き見習い。
- 68・一七書 武経七書、孫子、呉子、尉繚子、六韜、三略、「司馬法」、「李衛公問對」の略。
- 68・六 於たけ 辻清人と彦右衛門の妹お梅との娘。「於竹」とも表記。生年不明(安政七年二月廿三日組放)。
- 68・六 八十槌 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。安政五年十月十四日生。元治元年十一月十一日に源之進と改称。
- 68・二三 老室 勝登・敬次郎の祖母で、堀尾眠石(五郎八)の未亡人。慶応二年二月二十四日死去。
- 68・頭書 原新五兵衛 広島藩士。慶応元年に番頭。明治元年(一八六八)五月、「役人帖」では参政、軍事督、一〇〇〇石、天保四年(一八三三)八月父多喜登家督。
- 68・頭書 近藤万之進 広島藩士。文久二年大小姓頭、慶応元年番頭。
- 68・頭書 本多庫人 広島藩士。文久三年小姓組番頭。明治元年五月、「役人帖」では小姓組番頭、留守居、二七〇石、嘉永五年(一八五二)六月父武左衛門家督。
- 68・頭書 松井直馬 広島藩士。文久三年中小姓頭、小姓組番頭、慶応三年側用人。明治元年五月、「役人帖」では側用人、五〇〇石、嘉永五年父大記家督。
- 69・二 源入良栄信士 広島藩士桑原小左衛門の法名。文化十二年十二月二十二日死去。

- 69・七 江波^{えは} 沼田郡江波新開は舟入新開の南、江波島に向けて開かれた新開地。大筒・鉄砲・棒火矢の稽古場が設けられ、嘉永六年(一八五三)十一月には始めて西洋式大砲の試射が行われた。
- 69・頭書 浅野八左衛門 広島藩士。文久三年(一八六三)側足輕頭、元治元年(一八六四)小姓組番頭。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では、小姓組番頭、七〇〇石、嘉永六年十二月父頼母家督。
- 69・頭書 風説書 八月二十二日、幕府は長州藩主毛利慶親と世子の官位と將軍の偏諱を召上げ、それぞれ名を敬親、広封に戻す。
- 69・頭書 牧野備前守 越後国長岡藩七万四〇〇〇石藩主 牧野備前守忠恭(一八二四～一八七八)。文久三年九月老中就任、慶応元年(一八六五)四月罷免。
- 70・五 普照廟 村上家二代甚兵衛、法名は普照院釈実道誓円居士。宝暦四年(一七五四)九月二十二日死去。
- 70・頭書 牧野静磨 家老東城浅野家士。文久三年九月、西洋調練稽古のため御供として東城へ。
- 70・頭書 星野幸次郎 家老東城浅野家士。文政二年(一八一九)十二月奥付、慶応二年二月目付役。
- 71・四 祭礼 広島城下の産土神、白神社・黄幡社・空鞘社・碓社などは九月二十九日、広瀬組八ヶ町と新開組空鞘町・左官町(広瀬組三ヶ町と空鞘・左官町
- 71・二六 鉄炮丁 八丁堀の一筋東、流川の一筋西にあ
- 71・七 袖印 禁門の変以降、付近諸藩では藩境や枢要地に閉門等を建設し通行人を監視するようになり、旅行者は自分の藩を証明する必要があるため、広島藩では、九月二十日、藩の戦時の袖印を携帯させることにした。
- 71・二〇 空鞘社 城下新開組広瀬村域内の武家屋敷町である鷹匠町の北に続く空鞘町に鎮座する神社。広瀬組六ヶ町と新開組空鞘町・左官町(広瀬組三ヶ町と空鞘・左官町は広瀬社氏子入交り)、船入村・西地方町・水主町新開などの氏神として、九月二十九日に祭礼が行われた。
- 71・二五 八丁堀 広島城の東側外濠に平行して通る南北筋に面する武家屋敷町。北は八丁堀御門、南は堀川町に続く。
- 71・二六 梅木小路 京橋筋の一筋北の東西筋。西から八丁堀、鉄砲町、流川の南北筋を東西に貫く。浅野八左衛門屋敷は、八丁堀筋に抜ける西詰北側にある。

225 注

- 71・二七 昇丁 流川の一筋東、柳町の一筋西にあたる南北筋の武家屋敷町。北は浅野家御泉邸の西側を通り、東白鳥町、南は胡町まで。
- 71・二七 北筋の武家屋敷町。北は浅野家泉邸に突当たり、南は東引御堂町まで。
- 71・一八 松本太郎三 家老三原浅野家士。明治二年(一八六九)七月「明治維新の際の家臣」では広式用達膳番兼帯、一五石三人扶持。
- 72・三 小倉道登 広島藩士。万延元年(一八六〇)馬方別当。明治元年五月「役人帖」では小姓組、大久保宇都組、二二石。
- 72・頭書 カラペイン カーピン(可刺別印)銃。銃身が短く馬上でも使いやすい騎兵銃。ピストールとともに翌年四月十五日に入手。
- 72・頭書 ピストール 拳銃。「費斯答兒」とも表記。このピストールは一発。慶応二年(一八六六)十一月二十二日には、当時「大流行」の六発ピストールを渡辺雅登の世話で「十七金」の大金で購入している。
- 72・頭書 江州国友 近江国坂田郡国友村では、寛永年間ごろまでは数百名が鉄砲製作に従事した。寛政頃には半減したものの、異色の技術者を輩出しながら明治維新まで存続した。
- 73・六 森岡おさよ 森岡万之進の長女。嘉永三年(一八五〇)九月十八日生。
- 73・二 由良都賀夫 家老東城浅野家士。由良家は与力一一家の一つ。知行高一五〇石。
- 73・二 三宅八太郎 家老東城浅野家士。明治二年後の「藩士職禄 後編」(『芸藩志』第二十一巻)では平船附学校係。
- 73・二 湯川勝之進 家老東城浅野家士。十月六日に征長総督就任を承諾した徳川慶勝は、七日に従軍諸藩の在京重職・留守居を招いて、十一月十一日までに指定地へ屯集すべきこと、大坂城で軍議を開くことを発表し、従軍諸藩家老の上坂を命じた。広島藩からは年寄役石井修理が軍議に出席するため十五日に広島を出帆した。
- 74・一八 肥前老侯 肥前国佐賀藩三五万七〇〇石前藩主松平(鍋島)閑叟(なりまさ)齊正(一八二五～一八七二)。
- 75・五 湯浅勝之助 家老三原浅野家士。明治二年七月「明治維新の際の家臣」では、玄関取次、一五石三人扶持。
- 75・二三 おとめ 藤川甚吉郎妹。「於留」とも表記。
- 75・二三 小池良太郎 家老三原浅野家士。
- 75・二六 長谷川惣蔵 名古屋藩士。名は敬一八〇八～一八

- 八六。征長総督徳川慶勝の側近。「芸藩志」によれば、慶勝は長州藩との戦争を避けて時局を收拾することを望み、その周旋のため惣蔵を広島へ派遣したという。
- 75・一八 名倉求馬 家老東城浅野家士。名倉家は与力一家の一つ。知行高一五〇石。万延元年(一八六〇)八月出頭役。慶応元年(一八六五)閏五月新知高一〇〇石。
- 76・四 同娘 堀尾笑石娘おちか。勝登の妹、村上敬次郎の姉。
- 76・六 東引御堂 城下新町組に属する東引御堂町は、山陽道沿いの斜屋町の北側に並行して通る横町。
- 76・九 甲州流 近世兵法の一流派で、流祖は小幡勘兵衛景憲。中国古兵法の理念として、武田信玄の兵法戦略をくみ入れた。甲陽軍鑑が基本兵書。景憲の門弟は二千人余といわれ、和歌山藩主徳川頼宣、桑名藩主松平定綱といった有力諸大名も多い。景憲に実子がなく、甥の小幡憲行が学統を継ぎ、広島藩に伝わる。広島藩では、甲州流軍学を五代藩主浅野吉長の代から採用している。文久二年(一八六二)十二月、藩主茂長が軍制改革に着手し、翌三年正月に西洋砲術と隊列訓練を行うことを布達した。
- 76・二〇 世羅米 備後国世羅郡のうち宇賀・志歩・小童・西上原・田打村が東城浅野家の給知。全給知の二八%を占める。
- 76・二五 戸川鉦三郎 幕府旗本。文久三年六月目付、慶応元年五月罷免、同年十月目付再役、慶応二年七月大目付。
- 76・二五 宇品島 安芸郡仁保島村西南の広島湾に浮かぶ小島で、江戸時代には広島的重要な外港の一つであった。明治二十二年(一八八九)の宇品築港によって陸続きとなる。
- 76・二六 寺西盛人 広島藩士。文久二年代官、文久三年目付、慶応二年大目付、軍艦奉行。明治元年五月「役人帖」では大目付格軍艦奉行、一七五石、弘化四年(一八四七)十月父直人家督。
- 76・二七 寺尾生十郎 広島藩士。名は由麿(一八三四、一八九四)のち小八郎。文久三年用達所詰となり、年寄辻将曹のもとで用務に参画。慶応二年側詰次席。明治元年五月「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、一一〇石。
- 76・二七 防州山口 文久三年四月、長州藩主毛利慶親は政情に対処するため、居城の萩城から山口に移った。禁門の変後に長州藩では保守派が主導権を握り、藩主父子は十月三日・四日に相次いで山口が

227 注

- 77・一 広藤道庵 広島藩士。弘化四年(一八四七)側医師並、明治元年(一八六八)側医師。
ら萩に帰った。
- 77・六 竹屋町 広島城下中通組に属す。平田屋川東岸の町で、川の対岸が東寺町。
- 77・七 海雲寺 城下新川場町の曹洞宗寺院。阿部主計頭は七日に着陣し、正清院を本陣、海雲寺など一〇ヶ寺を下陣とした。
- 77・二三 尾州公之御下陣 征長総督徳川慶勝の下陣は白神社と西向寺など三〇ヶ寺。慶勝は十六日に着陣し、家老浅野右近屋敷を本営とし、翌年正月四日に退陣した。
- 77・二七 成瀬隼人正 尾張藩付家老(三万五〇〇石)・犬山城主成瀬隼人正正肥(一八三五―一九〇三)。成瀬は七日に着陣、翌年正月二日に退陣した。
- 77・一八 浅野守之進殿屋敷 広島藩士浅野守之進道敏(のち守夫、一八五五―一九三八)は右京長懋三男内記懋績の六男。父懋績が文久三年(一八六五)に沢家から本家へ復帰後、沢家三六〇〇石を継承、浅野の称号を許される。慶応二年(一八六六)十二月、家老東城浅野家浅野道興の嗣子となり、明治二年七月に家督を継承。明治三十三年に父道興の功により男爵。元治元年当時の屋敷は、一丁目御門から城
- 77・一九 郭内八丁馬場への突き当たり南西角
中島辺寺院 薩摩藩兵は慈仙寺など城下中島組の六ヶ寺と、天神町北組民家を下陣とし、十二月六日に退陣した。
- 78・五 式部様之奥方 於勇。広島藩士沢讃岐喬(三石)の娘で、茂勲らの実母。明治十五年九月二日卒。
- 78・八 京口御門 京口門は広島城外郭を東西に走る八丁馬場の東詰に当たる。京口門を出て東へさらに進むと西国街道の京橋に出る。
- 78・九 左官町妙頂寺 城下新鍛冶屋町の日蓮宗一致派寺院。城下同派の触頭。板倉周防守は九日に着陣、妙頂寺を本陣(下陣は本覚寺など一ヶ寺)とし、翌年正月二日に退陣した。
- 78・二五 御使番衆 幕府旗本で軍目付、使番の松平左金吾・向井左門・小笠原鐘次郎の三名は十一月十日に到着、はじめ松平は中島本町秋田儀右衛門宅、向井は元柳町佐伯屋柳助宅、小笠原は天神町近江屋理三郎宅に止宿したが、後にいずれも白神一丁目御用屋敷に移転した。翌年正月十日に出立。
- 78・一九 台命御達 幕府目付戸川鉾三郎は、海蔵寺において、長州藩家老毛利隠岐・志道安房に対して、毛利大膳父子追討の命を宣告した。広島藩からこれに出席したのは遠藤佐兵衛(用人)、服部権右衛

228

78・頭書

超専寺 城下寺町の浄土真宗本願寺派寺院。仏護寺十二坊の一。板倉撰津守は十日に着陣、浄専寺を本陣、光福寺と徳心寺を下陣とし、超専寺は含まれない。十二月二十九日に退陣した。

79・頭書

専立寺 専立寺は城下新町組京橋町ではなく、新開組金屋町にある浄土真宗本願寺派仏護寺触下寺院。

78・頭書

浄専寺 城下寺町の浄土真宗本願寺派寺院。

79・頭書

保馬 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。元治元年十一月九日生、慶応三年六月十八日死去。

79・四

持明院 城下木挽町の古義真言宗大覚寺派寺院。本多肥後守は十日に着陣、持明院を本陣、福寿院・西応寺・安楽院を下陣とし、翌年正月元日に退陣した。

79・頭書

毛利隠岐 長州藩一門大野毛利家当主毛利隠岐熙頼(一八〇三―一八七二)。

79・四

備前御家老 岡山藩家老池田加賀・池田出羽の下陣は誓願寺・空鞆社・元成寺。十二月十日に退陣した。

80・四

益田 長州藩永代家老(須佐)益田右衛門介親基(一八三三―一八六四)。元治元年、兵を率いて上京したが、禁門の変に敗れ、第一次長州征伐に際して自刃を命じられた。

79・一五

三浦備後守様御到着 この日到着したのは美作国勝山藩主三浦備後守弘次ではなく、世子三浦玄蕃頭顯次(一八四七―一八九五)。玄蕃頭は十一日に着陣、専立寺を本陣、源光院など四ヶ寺を下陣とし、翌年正月元日に退陣した。

80・五

実検 十八日に迫った追撃期限を前に、長州藩主毛利敬親は、益田右衛門介・国司信濃・福原越後に切腹を命じ、その首級は十三日に吉川家兵に警護され、長州藩家老志道安房等により広島に護送された。十四日、未だ下広途次の総督徳川慶勝に代わり成瀬隼人正が、国泰寺本堂において幕府大目付永井主水正、目付戸川鉾三郎、広島藩家老浅野豊後ほか諸藩家老列席のもと、首実検を行った。

植田乙次郎

名は常設?一八九三。安政五年(一八五八)に用達所詰となり、以降国事周旋に尽力。元治二年(一八六五)郡廻り、慶応二年(一八六六)勅定奉行。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組、浅野造酒

廣島藩士

のち与右衛門と称す。

229 注

- 80・二 鶴小屋 いわゆる水小屋のこと。
- 80・三 西御門 家老東城浅野家上屋敷のある広島城三之丸から西御門を出て内濠を渡ると小姓町。
- 80・四 南御門 南御門は城郭三の丸の南、中濠との間にある。
- 80・五 おます 彦右衛門の実弟森岡万之進の二女。嘉永五年(一八五二)九月二十四日生。慶応四年(一八六八)二月六日の万之進没後に高木来助二男時太郎を婿養子とする。
- 80・頭書 御本陣 脇坂淡路守は十五日に着陣、仏護寺を本陣、報専坊など四ヶ寺を下陣とし、十二月二十九日に退陣した。
- 81・一 攻懸被見合 長州藩三家老の首実検が終わり、長州藩謝罪の実効が顕れたとみなされたため、征長督府では総督不在のまま長州藩追撃期日の延期を決定した。広島藩は急使を芸州口先鋒諸藩へ派遣してそれを伝達した。
- 81・二 石河佐渡守 名古屋藩家老石河佐渡守光晃(一八二一―一八八二)。光晃の国事尽力の功により、明治三十三年(一九〇〇)子の光熙に男爵が授けられた。
- 81・三 堀江太左衛門 広島藩士。安政六年(一八五九)用人。明治元年五月「役人帖」では用人、一一〇〇石、天保十四年(一八四三)十二月父大進家督。
- 81・五 岩部左平次 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄 前編」では用達所物費用達所歩行筆頭、二〇石三人扶持、外二人扶持役扶持。
- 81・頭書 永井主水正 旗本永井主水正尚志(一八一六―一八九一)。老中阿部正弘に抜擢され、勘定奉行勝手掛、外国奉行、軍艦奉行を歴任するも、安政大獄に連座して差控となる。その後召出され、元治元年(一八六四)二月に大目付となる。第一次長州征伐のため十一月十四日に着陣。『広島市史』第三巻などによると、はじめ白神一丁目豊島屋円助宅に止宿し、のち三位小路今村文之進宅に移る。長州藩との交渉に当たり、十二月二十九日に退陣。慶応元年五月に辞職するも、十月に大目付に再役。十一月に再び来広。
- 81・頭書 大島吉之助 薩摩藩士西郷隆盛(一八一八―一八七七)。薩摩藩の下級武士に生まれ、藩主島津斉彬に抜擢された。斉彬の死後、二度の離島暮らしを経て文久二年(一八六二)に政務に復帰した。元治元年の第一次長州征伐では征長軍参謀に任じられ、長州藩に対する緩和策を総督徳川慶勝に具申して、長州処分を委任され、岩国で吉川監物に長州藩三家老処分を申し入れるなど奔走した結果、西郷案に沿った収拾がはかれることになった。十一月

- 二日来広。
- 81・頭書 政常 尾張国の刀工。代々槍の名工としての評価も高い。
- 81・頭書 稲葉長門守 淀藩主、老中稲葉民部大輔正邦のことか。本文六五頁の「稲葉美濃守」注を参照のこと。稲葉は十一月七日に着陣。本陣は真鍋御用屋敷、下陣は清岸寺など五ヶ寺であった。
- 81・頭書 真鍋御屋敷 広島城中濠の南、東西にのびる八丁馬場から南の外濠に向けては、西から一丁目筋・真鍋筋・立町筋の三本の道が南北に走る。真鍋筋と八丁馬場が突当る南西角にあった関家の屋敷は、文久三年（一八六三）正月の軍制改革の際に収用され、年寄以下の諸奉行が会同し協議が行われることになった。四月、他用に供されることになり、その会同は行われなくなった。
- 81・頭書 一丁目筋 八丁馬場から南の外濠に向けては三つの門があり、最も西側の門が一丁目御門。そこから南へ延びる道が一丁目筋。
- 81・頭書 八丁馬場 城郭三の丸から南御門を出て中濠を渡り、家老三原浅野家上屋敷などを過ぎて出るのが東西に貫く八丁馬場。八丁馬場の西は小姓町口御門、東は京口御門。
- 81・頭書 三位小路 八丁馬場の西詰、右手の小姓町口御門から出ずに、中濠に突当たり南へ折れるのが三位小路。寛文四年（一六六四）に広島へ配流された公卿従三位滋野井教広（一六二〇～一六八九）の屋敷があつたことからその名前がある。
- 82・一 尾州公御旅館 徳川慶勝の本陣は郭内八丁馬場西端、家老浅野右近の上屋敷が当てられた。浅野右近は竹之丸屋敷に入った。
- 82・七 普観廟 村上家二代甚兵衛（普照院）の室。法名は普観院釈受安妙喜大姉。明和四年（一七六七）十一月二十一日死去。
- 82・九 小林彦右衛門 家老三原浅野家士。
- 82・二三 御材木場 城下西白島町の太田川河岸に設けられた役所。材木や薪類は藩の専売制の下に置かれているため、上流の村から船や筏で積下されて材木場で検査され、各地の材木蔵や納屋所に送られることになっていた。
- 82・頭書 紀州 紀伊国和歌山藩五万五〇〇〇石。藩主は徳川権中納言茂承（一八四四～一九〇六）。第二次長州征伐では先鋒総督に任じられた。
- 82・頭書 安藤帯刀 和歌山藩付家老安藤飛騨守直裕（一八二一～一八八五）か。帯刀と称したが、天保六年（一八三五）十二月からは飛騨守を称す。元治元年（一八六四）十一月晦日に広島へ着陣、尾長村国前寺を本

231 注

- 83・八 真藩下 城下新開組国泰寺村のうち、西堂川下東堤下は「まかも」と称された。以前真菰まこもが生じていたためという。
- 83・二 御遠夜 十一月二十八日は浄土真宗の宗祖親鸞入寂前日(御遠夜)に当たる。「安芸門徒」の各家では煮込や牡丹餅を作るのが風習。
- 83・一 五脚 五脚は、文久三年(一八六三)の八・一八政変によって京都から長州藩に脱走し、官位を剥奪された七名の尊攘派公卿のうち、死去した錦小路頼徳・沢宣嘉を除く、三条実美・三条西季知・東久世通禧・四条隆調・壬生基修のこと。奇兵隊を始めとする長州藩急進派諸隊は、征長軍撤兵の条件の一つとされた五脚の幕府引渡しを不満として、十一月十七日に五脚を奉じて長府の功山寺へ抛り、氣勢を上げた。その後福岡藩からの説得もあり、元治二年(一八六五)正月十四日、五脚は福岡藩へ移転した。
- 84・一 津田三郎兵衛 広島藩士。安政二年(一八五五)納戸奉行、文久三年用達所詰。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では尾道町奉行、一六五石、天保八年(一八三七)十二月父為兵衛家督。
- 84・二 鱸兵馬 東城浅野家士。安政七年二月、奥詰勤向きその儘、吟味役同格、山崎右内引受の御用向きへ加わりを命じられる。万延元年(一八六〇)七月奥詰御免。同年八月知行格、出衛様側方頭取、同年九月六丁目屋敷番兼帯。同年十月側方頭取御免。
- 84・五 十二御門内同様之振 十一月五日、征長諸藩兵が駐屯し征長総督徳川慶勝の来広も近づいたため、鉄砲町を始めとする城下市街の諸門を開閉し、各要所へは新たに番所を増設するなど警戒体制を厳重にしていた。
- 84・六 三原大根 御調郡東野村の大浜大根は、「三原大根」と称され、絶品であった。
- 84・a) 豊島屋 円助は沼田郡祇園町から広島へ進出した新興商人で、天保年間ごろから木綿改所頭取、扱亭改所頭取、綿座預り切手の発行元になるなど、藩権力と強力に結びつくことにより急速に勢力を拡大し、桑原と名乗った。
- 84・b) 桑原秀太郎 豊島屋一族で、幕末から明治初年にかけて広島城下で最有力の豪商の一人。明治二年以前「藩士職禄 前編」では、郡町農工商扶

- 持人のうち最多の一八〇人扶持を藩から得ている。戸川鉾三郎は十一月四日に到着、十二月十四日に山口へ諸隊反乱鎮静見分のため派遣され、二十七日に帰着、二十九日に出立した。
- 84・(c) 松平上総介 幕府旗本。文久三年(一八六三)十二月先手次席講武所師範役。元治元年(一八六四)九月征長総督徳川慶勝へ加り、十一月十一日に到着し、はじめ中島新町満足屋佐七宅に止宿、十二月二十日に中島本町藤井和七郎宅に移り、正月七日に出立した。
- 84・(d) 岩田三蔵 幕府旗本で徒目付。十一月四日に到着し、紙屋町金升屋久右衛門宅に止宿、十二月十四日に山口へ派遣され、二十七日に帰着、二十九日に出立した。
- 84・(e) 一丁目御用屋敷 一丁目御用屋敷は、一丁目御門から北へ広島城外郭に入った一丁目筋の西側にあった。
- 84・(f) 水本龍太郎 幕府旗本で勘定格徒目付。十一月四日に到着し、白神一丁目小島一右衛門宅に止宿、十二月十四日に山口へ派遣され、二十七日に帰着、二十九日に出立した。
- 84・(g) 粟田耕一 幕府旗本。「芸藩志」や「広島市史」第三巻では粟田耕一。十一月十日に到着し、中島
- 本町伊予屋官次郎宅に止宿、正月十日に出立した。加藤熊蔵 加藤と高橋はいずれも幕府旗本で御小人目付。十一月四日に到着し、紙屋町高美屋真之助宅に止宿、十二月十四日に山口へ派遣され、二十七日に帰着、二十九日に出立した。
- 85・(h) 正清院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。広島藩主浅野家が帰依する五ヶ寺の一つ。広島藩浅野家初代藩主長晟の室振姫(徳川家康養女)は、広島入国前の元和三年(一六七)八月二十九日に和歌山で死去した。法名は正清院殿泰興安大禅定尼。長晟は元和七年に振姫の位牌を安置するため広島に正清院を開基した。
- 85・(i) 毛利左京 長門国府中(長府)藩八万石当主元周(一八二七～一八六八)。
- 85・(j) 毛利淡路 周防国徳山藩四万石当主毛利元蕃(一八一六～一八八四)。
- 85・(k) 毛利讃岐 長門国清未藩一万石当主毛利元純(一八三丁～一八七五)。
- 85・(l) 脇屋卯三郎 元治元年十月十九日、幕府は神奈川奉行支配組頭脇屋卯三郎が長州藩士と通信した罪を責め、自刃を命じている。
- 85・(m) 松平大炊 常陸国宍戸藩一万石藩主松平大炊頭頼徳(一八三～一八六四)。元治元年、天狗党の乱

233 注

- の鎮庄を命じられたが失敗した上、頼徳自身も天狗党に同情的な部分があったために幕府より責任を追及され、同年十月に官位を剥奪され切腹した。六戸藩も改易された。
- 85・〇
水戸殿 常陸国水戸藩三万石藩主徳川権中納言慶篤(一八三丁一八六八)。
- 86・二
二葉山御祭礼 広島城下新開組明星院村の二葉山社は、藩主浅野齊肅が藩祖長政を追悼し、藩政再建の精神的支柱とするために建立された。天保六年(一八三五)遷宮。社領は三〇〇石。祭礼は、毎年九月十四・十五日の両日に行われるが、元治元年(一八六四)は長州征伐のため十二月一日となった。明治六年(一八七三)に県社となり、饒津神社と改称。
- 86・一〇
主水様六丁目御中屋敷 家老上田家中屋敷は六丁目村東側、西堂川の右岸にあった。東城浅野家下屋敷は同村西側、元安川左岸にあった。
- 86・二三
天神町 材木町の通りの東側を平行して通る豎町。中島組に属す。南は水主町へ続く。
- 86・二四
刃傷 征長総督徳川慶勝は、十一月十八日、在
- 86・〇
磐城国白河藩一〇万石藩主阿部豊後守正外(一八二八〜一八八七)。元治元年六月老中就任、慶応元年(一八六五)十月勅許なく兵庫開港を決めた責任で官位剥奪の上、老中罷免。慶応二年六月に隠居し、四万石減封され陸奥国棚倉へ転封。
- 86・頭書
阿部豊後守 磐城国白河藩一〇万石藩主阿部豊後守正外(一八二八〜一八八七)。元治元年六月老中就任、慶応元年(一八六五)十月勅許なく兵庫開港を決めた責任で官位剥奪の上、老中罷免。慶応二年六月に隠居し、四万石減封され陸奥国棚倉へ転封。
- 87・四
長大隅守殿御到着 金沢藩世子松平(前田)筑前守慶寧は禁門の変の際、長州兵が敗走するのを見て急に近江国海津駅まで退却するという失態を犯したため、金沢藩主松平(前田)齊泰は、幕府に対して征長に従軍することを哀訴した。このため、金沢藩は征長先鋒を命じられ、藩主代理として同藩家老長大隅守が三二〇〇名余を率いて広島まで出張することになった。
- 87・五
長貞平 小童村長氏の本姓は長谷部氏。平家打倒の兵を起こした以仁王に仕えた長兵衛尉長谷部信連は、捕らえられ伯耆国日野郡に流された。足利尊氏に従った長刑部丞信吉が、暦応三年(一三四〇)に備後国甲奴郡上下村の地頭職に任じられ、後に護国山(翁山)に城を築いた。文禄元年(一五九二)ころ、長右衛門大夫元則が小童村の麓山

- 城主となり、毛利氏に従ったが、防長移封後は小童にとどまり土着したと伝えられる。貞平はその後の長家当主か。
- 87・六 **世羅郡小童村** 世羅郡東北部の家老東城浅野家給知。平安末期以降京都祇園社領で小童保と呼ばれた。
- 87・六 **頭庄屋** 世羅郡五〇町村は東組・西組・南組・北組・中組に分かれ、各組には一名の割庄屋が置かれていた。これとは別に、東城浅野家給知である小童・宇賀・巻歩・田打・西上原の世羅郡五ヶ村と豊田郡久芳村、計六ヶ村には一名の頭庄屋が置かれた。
- 87・八 **義精院** 十月二十三日に死去した久野八十助の法名。
- 87・二五 **火ノ見** 十二月七日、城下や近在の火災を報知するため「警板橋」を城下一三ヶ所に設置した。本文では新川場町が脱落している。また虫損部分には京橋脇。なお、火見櫓を新設したのは十一月六日で、このほか、広島藩は征長諸藩兵屯在に備え、城下を警備するため城下諸門の開閉を始め、要所へ番所を増設した。
- 87・一八 **革屋町** 新町組堀川町から山陽道沿いに西へ平田屋橋を渡り、平田屋町、播磨屋町から西へ続く
- 87・一八 **横町** 中通組に属す。
- 87・一八 **塩屋町** 広島城外郭から南に向かう三つの門のうち、西側にある一丁目御門から南へ出る筋の東側に平行して通る道筋のうち、北端にあるのが紙屋町で、その南に続く両側町が白神組塩屋町。
- 87・一九 **油屋町** 雲石路を東に折れた横町で、広瀬組に属す。東は鍛冶屋町へと続く。
- 87・一九 **西寺町** 広島城下北西部にあり、北の沼田郡楠木村から横川橋を渡って城下に入る雲石路に面する。浄土真宗仏護寺ほか寺院が集中する。新川場町南のいわゆる東寺町に対して西寺町とも呼ばれた。広瀬組に属す
- 87・〇 **武田耕雲齋** 水戸藩士武田耕雲齋一八〇三—一八六五は、執政として藩主徳川斉昭の尊攘運動を支持して藩政を支えたが、その死後は藩政から遠ざけられた。藤田小四郎らが天狗党を率いて挙兵すると、当初はそれを諫めたが、天狗党の首領になるよう要請されてやむなく了承した。天狗党は京都の一橋慶喜に窮状を訴えるために中山道を進んだが、慶喜ら幕府軍の追討を受けて敦賀で降伏し、断罪された。
- 87・〇 **和泉川** 東城は良質な水と酒米にめぐまれ、江戸時代から有名な酒所として知られていた。

235 注

- 88・六 伊勢御師 毎年伊勢御師三村梶助大夫から御被大麻と来暦が贈られる。
- 88・頭書 奴可郡下千鳥村 東城町の北方にあたる東城浅野家の給知村。村の東南は備中国上神代村と境を接する。周囲を高山に囲まれ、日当たりが悪いため、農業には適さず、牛馬の生産飼育や、農間には鉄穴流しへの出夫、馬による砂鉄や銚の運送に当るなどして生計を立てていた。
- 90・八 高田郡上根村 高田郡南西部、雲石街道沿いの村で、東城浅野家給知。村内の上根峠は雲石街道の要衝であつた。「芸藩通志」には「多くは淨田なり、中にも横田新田国王などいへる所は泥濘尤深く、其底測がたし、土人耕作に苦む」とある。
- 90・二七 渡辺廉之助 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)九月小姓組本格、代官、万延元年(一八六〇)七月割奉行兼帯。文久二年(一八六二)閏八月武具方掛。慶応二年(一八六六)四月吟味役・代官・割奉行兼帯。
- 90・二七 岡田八十太郎 家老東城浅野家士。安政四年三月小姓組に取立てられ、勘定書詰、その儘趣法方出勤、文久三年十一月小姓組本格。
- 90・二八 長束吉之進 家老東城浅野家士。安政五年四月山方御免、露地奉行兼帯、安政六年九月作事奉行添役、山方兼帯、露地奉行兼帯御免、万延元年十月小姓組に取立てられ、作事奉行定加、御山方その儘兼帯。文久元年十一月当分趣法役所出勤、文久二年閏八月本務作事奉行加わりの方へ出勤、慶応二年四月蔵奉行・作事奉行・山方兼帯。
- 90・二八 田宮政之進 家老東城浅野家士。安政四年三月歩行組御雇。安政六年九月嘉仲太跡目、歩行組。
- 90・二九 松尾角左衛門 家老東城浅野家士。万延元年十月作事所諸品方、慶応二年四月作事奉行添役。
- 90・二九 木村伊太郎 家老東城浅野家士。
- 91・一 佐々木平太 家老東城浅野家士。佐々木直馬兄。
- 91・二 山川久左衛門 家老東城浅野家士。万延元年十月勘定所銀方。文久二年正月歩行組本格。
- 91・二 河野熊之進 家老東城浅野家士。安政五年二月歩行組並に取立てられる。
- 91・二七 常州浪士 天狗等の拳兵は攘夷を促進する目的であつたが、次第に藩内抗争の色彩を帯び、保守派や幕府軍から圧迫を加えられ、企ては瓦解した。十一月一日、武田耕雲斎を將とする一軍は、その心情を京都の一橋慶喜を通じて朝廷に訴える目的で水戸領を発した。途中、諸藩軍と抗戦しながら下野から武蔵、上野を経て国境の内山峠を越えて十七日から信濃国に入り、同日は南佐久郡平賀宿、十八日は北佐久郡望月宿、十九日は小県郡

- 和田宿に止宿した。一方、その報を聞いた一橋慶喜は自ら出陣を奏請して許され、十二月三日に京都を出発、四日に大津で軍議を開き、先鋒の実弟松平昭徳に東近江を進ませ、大溝藩等に西近江を進ませた。武田隊は美濃路を経て越前に入ったため、西近江路に主力を集め、十七日を以て総攻撃の日としたが、同日武田等は金沢藩に降伏した。
- 92・二
水戸民部大輔 常陸国水戸藩前藩主徳川斉昭の一八男松平民部大輔昭徳あきのりのち徳川昭武、一八五三(一九一〇)。京都で国事に尽くし死去した兄昭訓にかわり上京して御所守衛にあたり、禁門の変で活躍。その功により侍従兼民部大輔に任じられる。天狗党の西上に際しては実兄の一橋慶喜の命により、藩兵を率いて追討軍の先頭に立った。慶応二年(一八六六)にはパリ万国博覧会に派遣されるとともに、清水家を相続。その後西欧五ヶ国などを親善訪問し、パリに留学するが、実兄の水戸藩主徳川慶篤の訃報を受けて明治元年(一八六八)十一月に帰国、水戸藩主となる。
- 92・三
三番町歩兵組 幕府は安政元年(一八五四)から軍制改革を行い、講武所を設置するとともに銃隊訓練も始めたが、改革は進まなかった。そこで、文久二年(一八六二)に幕府は兵賦令を布告して旗本から人員を出させ、歩兵隊を編制した。文久三年には西丸下、大手前、小川町、三番町に屯所が設けられ、訓練が行われた。
- 92・四
松本 信濃国松本藩六万石。藩主は松平(戸田)丹波守光則(一八二八〜一八九二)。
- 92・四
諏訪 信濃国高島藩三万石。藩主は諏訪因幡守忠誠ただまき(一八二二〜一八九八)。元治元年(一八六四)六月幕府老中格、七月老中昇進、慶応元年四月罷免。
- 92・四
山村 信濃国木曾の福島関所に居を構える木曾代官。木曾地方と山川の支配権を与えられ、福島関所を管轄した。二代目以降甚兵衛を名乗り、木曾代官を世襲した。諸侯ではなく、幕府旗本と同時尾張藩士という二重臣籍を持つ存在であった。
- 92・二五
遠藤佐兵衛 広島藩士。文久三年用人並、用人、慶応三年並寄合次席。
- 93・二
鈴木内蔵 家老三原浅野家士。
- 96・一六
深江静衛 家老東城浅野家士。与力二家の一つ。一五〇石。東城在番。
- 98・覆書
公儀大御目付衆両人 正月四日、幕府より征長総督徳川慶勝への上使として大目付大久保紀伊守忠宣、目付山口駿河守直毅が来広した。両人は総督を追跡して豊田郡本郷宿で、毛利大膳父子と七卿を江戸へ拘引する旨の幕令を交付した。しかし、
- 92・二五
三番町歩兵組 幕府は安政元年(一八五四)から軍制改革を行い、講武所を設置するとともに銃隊訓練も始めたが、改革は進まなかった。そこで、文久二年(一八六二)に幕府は兵賦令を布告して旗本から人員を出させ、歩兵隊を編制した。文久三年には西丸下、大手前、小川町、三番町に屯所が設けられ、訓練が行われた。

237 注

- 99・二 中川慎太郎 家老上田家士。用人。慶応元年（一八六五）十二月、上田家の征長先備に番頭として名前が見える。
- 99・五 大柿藤太 広島藩士大柿忠次郎が藤太と改称。長州諸隊之者 十二月十六日に高杉晋作が下関で挙兵したことを契機に、長州藩諸隊が決起し、正月六日には美祢郡給堂で鎮撫隊を破った。その通報を受けた広島藩では事情探索のため、藩士深町三郎左衛門を岩国へ派遣したところ、長州藩主から、諸隊追討のことを広島へ通報する旨の依頼書が届いたため、深町はそれを広島へ持ち帰った。
- 100・二四 森島佐伊記 広島藩士。安政四年（一八五七）番頭。慶応二年並寄合、森島隊は廿日市駅に屯在した後、玖波村へ転陣したが、二月二十一日、暴動平定の報を得た藩庁から帰陣を命じられた。
- 100・二七 亀之助 家老上田家先代の主水安節五男。名は安靖（一八四九〜一九〇七）。後に節宣、典膳、亀次郎と改名。主水安敦の嗣子となるが、慶応元年に病弱のため廃嫡。上田家は、明治三年（一八七〇）に安敦の養子重遠（幕府旗本浅野長祚（二男）が継承するも同九年に病気のため家督を辞し、重美（安敦）が再度継承、翌十年に亀次郎（安靖）が継ぐことになった。
- 101・頭書 袖印 広島藩の肩章・袖章は三画龍（三つ引）であった。西洋流軍制が導入されると陣服が改められて窄袖・洋袴となり、肩章は廃止された。これにかわり歩行組以上は新たに袖先に三画龍をつけることとした。
- 101・頭書 光明院 城下白島村の古義真言宗御室派寺院。
- 102・一七 備後矢川村 備後国安那郡矢川村。同郡の北西部で、神石郡と境を接する。福山藩水野家が元禄十一年（一六九八）に断絶した後、幕府領となったが、嘉永六年（一八五三）に阿部家への加増地として福山藩に加えられた。
- 102・一八 一貫田 安芸郡上瀬野村一貫田は海田市宿安芸郡と四日市宿（賀茂郡）との間の小休所で、街道の左右に茶店が立っていた。「芸藩通志」の村絵図には藩の御茶屋が描かれる。
- 102・一八 西条四日市 賀茂郡西条四日市宿は、広島県の東、海田宿の次にある山陽道の宿駅。
- 103・一 新庄 賀茂郡新庄村は、山陽道沿い四日市宿の
- 101・二 馬痺風 ジフテリアのこと。
- 101・五 常州浪士騷擾 武田耕雲斎ら水戸藩浪士は一橋慶喜出陣の報を聞き、十二月十七日に金沢藩に降伏した。

238

- 103・二 東、本郷宿(豊田郡)との間にある村。
- 103・二 東町 御調郡三原町は三原城により東西に分割され、城中を通る山陽道でつながれていた。城の東側の東町には本陣があった。
- 103・二 山科屋武八郎 藩の公式接待所である客屋は、三原町の場合、東町と西町双方に設けられ、文政(ごろ、東町では中町の山科屋(平三郎)の家が代々あてられた。
- 103・三 本郷 豊田郡本郷宿は四日市宿の東、三原町との間にある山陽道の宿駅。
- 103・五 尾道 御調郡尾道宿は三原城下の東、広島藩領東端にある山陽道の宿駅。
- 103・六 今津駅 沼隈郡今津宿は尾道宿の東、安那郡神辺宿との間にある、福山藩領山陽道の宿駅。
- 103・六 神辺 安那郡神辺宿は今津駅の東、備中国後月郡高屋駅との間にある山陽道の宿駅。
- 103・六 中津原 東流から南へ折れる芦田川を渡ると深津郡中津原村。東方には高屋川が流れ、芦田川と合流する。両川に挟まれた狭長な地域に集落が開ける。
- 103・九 横尾 深津郡千田村は交通の要衝で、高屋川を渡った山陽道沿いの横尾には小規模の町並があった。
- 103・二〇 加茂川 芦田川の支流の一つで、南流して岩成で芦田川に合流する。
- 103・二〇 岩成 中津原村から矢川村へは、高屋川を渡らずに山陽道から分かれ、芦田郡府中市へ向かう街道に出た後、さらに岩成(下岩成・上岩成)で右に折れる。加茂川を渡り北上すると、安那郡八軒屋・上加茂・中野・芦原村と続く。
- 103・二 加茂明神・八幡宮 安那郡芦原村に鎮座する。貞観六年(八六四)に京都賀茂別雷神社(上賀茂神社)の分霊を勧請したと伝わる。保延三年(一一三七)には宇佐八幡宮より八幡大神を勧請し、以来八幡宮と称した。近世には代官や藩主の崇敬篤く、隆盛を極めた。現在は賀茂神社。
- 103・二 気坂 安那郡粟根村木坂を登坂口に、九十九折れに約三キロ上ると北山村芋原に至る。北山村中央を南北に縦断し下ると矢川村となる。
- 103・二四 塩川明神 天治年間(一一二四～一一二六)、現在も宮司である佐藤家が奥州塩竈神社から分霊を奉じ、この地に留まり奉斎したと伝えられる。明治十一年(一八七八)に旧広島藩家老上田讓翁が鳥居を奉納している。
- 103・頭書 公領 元禄十一年(一六九八)に福山藩水野家が断絶となり、備後六郡と備中二郡、計一〇万石が幕

239 注

- 104・七 玉湊 玉湊は当時の宿屋。関取を輩出したこともあり、四股名を屋号にしたという。
- 104・五 御親睦 文久三年(一八六三)十一月二十六日、広島藩主浅野茂長は、岡山藩主池田茂政・福山藩主阿部正方と互いに懇親兩敬の待遇を定め、相互交流を親密にすることにした。
- 104・四 関所張番 今津宿の西方、沼隈郡高須村と御調郡後地村との間、防地峠は広島・福山藩領の境界で、番所が建てられていた。
- 104・三 雄剣宮 沼隈郡今津村、山陽道の北、南に張出した丘陵上に鎮座する。『延喜式』に沼隈郡三座の一つにあげられた高諸神社に比定される。近世には剣大明神、「おつるぎさん」と称した。現在は高諸神社。
- 104・九 天満宮 西国寺山の南麓に鎮座する神社。菅原道真が筑紫に下向するとき里人に麦飯と醴酒を供され、そのお礼として衣の袖に自画像を描き与えたという。延久年間(一〇六九〜一〇七四)に祠を建て祀り、御袖天満宮と称した。
- 104・八 三津口 賀茂郡三津口村は尾道から船で西へ、竹原沖を進み、三津口湾を囲むように位置する漁村で、漁港としても知られた。
- 104・九 千光寺 尾道千光寺山中腹にある真言宗系の単立寺院。
- 104・九 泰山寺 真言宗単立寺院大山寺か。御袖天満宮の別当寺であったという。
- 104・八 天寧寺 尾道千光寺山東南麓にある曹洞宗寺院。当初は臨済宗であったが、永祿年間(一五五八〜七〇)に再興されたときに曹洞宗に改宗。
- 104・二 浄土寺 浄土寺山南麓にある真言宗泉涌寺派寺院。
- 104・二 先年 元治二年(一八六五)から二十年前の弘化二年(一八四五)四月二十四日、彦右衛門は讃岐国金毘羅山参詣へと旅立った。その途次の二十五日から二十六日にかけて尾道に立寄り、諸寺院に参詣し

- 104・二五 府中 山陽道を海田市から船越峠を越えたと安芸郡府中村、矢賀村岩鼻を経て広島城下に入る。
- 104・二六 内海 内海から兼広までは賀茂郡。
- 104・二六 熊野 熊野から矢野までは安芸郡。
- 105・九 木原慎一郎 広島藩士。号は桑宅(一八六〇-一八八一)。父は医師木原宗林。藩儒坂井虎山に学び、藩主浅野茂長に認められて文久二年(一八六一)に藩校教授に登用、元治元年(一八六四)奥詰(儒者)明治元年(一八六八)五月、役人帖^二では奥詰儒者、二〇石三人扶持。
- 105・二 小学 朱子が劉子澄に命じて編集した初学入門書。内編は立教・明倫・敬身・稽古の四篇、外編は嘉言・善行の二篇で、二巻六篇からなり、礼記・論語などの古典から引用して作法や修身道徳を説く。
- 106・二四 御疥癬 疥癬虫というダニが、皮膚の角質層内に寄生しておこる皮膚感染症。「湿瘡」ともいう。
- 107・四 仁保島旦那浦 安芸郡仁保島村旦那浦は、杵木・淵崎・本浦・大河・日宇那・向灘とともに仁保島七浦と称される。仁保島村は、もとは広島湾東部に浮かぶ島であったが、寛文二年(一六六二)に東新開と西新開が造成され、広島城下と陸続きになった。
- 107・二四 三木十左衛門 広島藩士。安政六年(一八五九)に奥詰。明治元年五月「役人帖」では奥詰書物奉行(加役番外)、一七五石、弘化元年(一八四四)正月父茂大夫家督。
- 108・一 狸々 ここでは、疱瘡の病気をした子供の頭に、まじないとしてのせる紅木綿の手拭のこと。
- 108・五 寺山鞆負 名古屋藩士。目付役。
- 108・五 林五郎四郎 名古屋藩士。留役頭。
- 108・五 林左門 名古屋藩士林左門(一八三五-一八八八)。文久三年、徳川慶勝上京に従い、元治元年の第一次長州征伐にも参加、諸藩との連絡のために奔走する。慶応二年(一八六六)九月に使番格で藩の在京役となる。
- 108・五 久野良蔵 名古屋藩士。「芸藩志」では寺山と林両名のほか、下条新之助(留役)、菊池辰太郎(同上)等とする。
- 108・二 五年 嘉永六年(一八五三)、癸丑(六月、米国ベリイ艦隊の浦賀来航のこと)。
- 108・二四 慎徳君 江戸幕府二代將軍徳川家慶(一七九三-一八五三)。嘉永六年六月二十二日に死去。法号は
- 107・四 仁保島旦那浦 杵木・淵崎・本浦・大河・日宇那・向灘とともに仁保島七浦と称される。仁保島村は、もとは広島湾東部

241 注

- 108・二五 慎徳院殿天蓮社順警道仁大居士。
彦根侯 近江国彦根藩三万石前藩主井伊掃部頭直麿(一八二五～一八六〇)。幕府大老。安政の大獄を断行したが、安政七年(一八六〇)三月三日、水戸藩浪士らにより桜田門外で暗殺された。
- 108・二五 江川氏 幕府旗本で、伊豆国田方郡葦山の世襲代官である江川太郎左衛門英龍(一八〇一～一八五五)。号は坦庵。渡辺崋山や高野長英ら尚齒会的人物を知り、海防問題などの必要性を痛感する。蛸社の獄後、高島秋帆から砲術を学び、塾を開いて人材を育成、反射炉の建設や鉄砲の鑄造を行った。ペリー来航後、阿部正弘に認められて勘定吟味役となり、台場を築くなど海防に参画したが、二年で病没した。
- 108・二六 本居之神道学 後期水戸学は、荻生徂徠の新しい儒学や、本居宣長の国学思想などから影響を受け、藤田幽谷や会沢正志斎等が中心となり独自の思想を形成し、水戸藩主徳川斉昭の保護のもと、熱烈な尊王攘夷運動を展開することになった。
- 108・二八 水野故越前侯 遠江国浜松藩主水野越前守忠邦(一七九四～一八五二)。肥前国唐津藩六万石藩主であったが、文化十四年(一八一七)に浜松へ移封(天保十年(一八三九)に二万石余を加増 弘化二年(一八四五)に
- 108・頭書 滝川又左衛門 名古屋藩士。「芸藩志」では家老としている。征長総督徳川慶勝は、広島出發後に長州藩諸隊暴発の報を聞き、長州藩鎮静の上奏もその実がなくなったことを憂い、滝川等を広島へ派遣し、諸隊暴動の状況を探察させた。二月十三日、広島藩使者が岩国城へ登城したところ、ちょうど長州藩からも使者があり、暴動鎮定について報告した。広島藩使者は、広島で滝川等に直接藩情を説明するよう勧告して帰広した。
- 108・頭書 公儀之御首尾 江戸の幕閣要路は、総督が急いで撤兵したのは禁裏守衛総督一橋慶喜の画策と誤解し、その撤兵を快く思わなかった。
- 109・八 長生院 浅野長政室末津姫(一五五七～一六一六)。末津姫の前名は良々(や)で、織田信長家臣浅野長勝の養女。豊臣秀吉室の北政所(禰々)は義姉妹に当たる。元和二年(一六一六)二月二十二日に江戸で逝去。法号は長生院一宝宗玉大姉。墓所は真壁伝正寺と高野山悉地院にある。
- 109・二七 河漏 河漏(かろうめん)は蕎麦のこと。

- 109109
・頭書 中村忠左衛門 家老上田家士。
- 109
・頭書 備中板倉駅 備後国神辺宿から山陽道を東へ備中国に入ると、高屋・七日市・矢掛・川辺を経て板倉宿に至る。板倉宿は備前国との国境近くであり、次の宿駅は備前国岡山宿。
- 109
・頭書 伝正院 伝正院殿前霜台功山道忠大居士は浅野長政(一五四七-一六一二)の法名。初代広島藩主浅野長晟の父。慶長五年(一六〇〇)関ヶ原の戦後、嫡男幸長に家督を譲って隠居し、慶長十一年に隠居料として常陸国真壁に五万石を支給され、慶長十六年に死去した。墓所は真壁伝正寺と高野山悉地院にある。
- 110110
・二 岩崎瀬平 家老東城浅野家士。
- 110110
・二 黒川左内 広島藩士。明治二年(一八六九)以前「藩士職禄 前編」では、勘定所歩行筆頭格、郡用屋敷詰、一四石三人扶持外。
- 110
・一六 横関源左衛門 家老上田家士。文久三年(一八六三)、佐伯郡小方村陣屋の警衛副監督に任じられた。
- 110
・頭書 一六船 毎月一と六のつく日(五日おき)に出発する定期船。この記事から当時、広島・大坂間に定期船があったことが知れる。
- 111
・八 野州辺賊徒 元治元年(一八六四)四月、日光占
- 111111
・一七 松田峰登 家老上田家士。剣術指南家。文久三年に小方村陣屋の警衛兼教授。元治元年十二月九日、酒に酔い、佐伯郡黒川村で福岡藩の飛脚を斬りつけて殺害し、隠居逼塞。なお、この事件で監督の木野一馬も「御叱」に処せられた。
- 111
・頭書 酒井雅楽頭 播磨国姫路藩一五万石藩主酒井雅楽頭忠績(一八二七-一八九五)。文久三年六月に老中に就任、元治元年六月に罷免、元治二年二月大老就任、慶応元年(一八六五)十一月罷免。
- 112112
・一 田坂平太夫 家老上田家士。
- 112112
・二五 神応院 沼田郡新庄村の曹洞宗寺院。はじめ国泰寺の塔司で、国泰寺の南側にあったが、藩主斉
- 拠をはかった天狗党は、尊攘派の幹部のいる宇都宮藩に同調を求めたが、拒否された。宇都宮藩ではこの対応をめぐり対立が生じ、不満分子の一部が天狗党に合流した。また、幕府から追討令が出た後に出兵はしたが、大きな戦果を上げることができなかった。このため、元治二年正月二十五日、宇都宮藩は二万七八五〇石を減封され五万石となり、忠恕は隠居謹慎、養嗣子忠友に家督を譲り、陸奥国棚倉藩に転封を命じられたが、家老戸田忠至の功により移封は中止となった。
- 療疽 手足の指末節の急性化膿性炎症。

243 注

- 114・四 服部権右衛門 広島藩士。文久二年勘定奉行、
- 114・三 佐藤源右衛門 広島藩士。文久三年郡奉行、慶
 応三年に大目付格で広島西町奉行。明治元年(一八
 六八)五月「役人帖」では大目付同格宮島奉行、一
 四〇石、天保五年(一八三四)七月父源兵衛家督。
- 113・一 越前敦賀表 正月十八日に若年寄田沼意尊と
 大目付黒川盛泰らが入京し、武田耕雲齋ら水戸藩
 浪士八一八名の引渡しを受けた。その身柄は二十
 九日に金沢藩から引渡され、敦賀の商家から徴発
 した土蔵に囲い置かれた。その待遇は過酷を極め、
 悲惨であったという。二月四日に武田耕雲齋ら二
 四名が斬罪、十五日以降三五二名が斬罪または死
 刑、百余名が遠島に処された。
- 112・一九 田沼玄蕃頭 遠江国相良藩一万石藩主田沼玄
 蕃頭意尊(一八一八〜一八七〇)、文久元年九月若年寄
 慶応二年(一八六六)十月罷免。
- 112・二五 徳川寿千代 御三卿の田安德川家当主徳川寿千
 代(一八六〇〜一八六五)。安政の大獄により隠居した
 父慶頼にかわり、文久三年(一八六三)正月に三歳で
 相続したが、元治二年(一八六五)二月四日に夭折し
 た。
- 114・九 桃岳 家老東城浅野家先代道博の子又吉の法
 号。安政四年(一八五七)五月十七日生、安政六年三
 月十四日に三歳で死去。
- 114・九 花林様 天保四年三月二十一日に東城浅野家六
 丁目下屋敷で、於豊様が三歳で病死しており、三
 三回忌に当たる。浅野道興の父高平と高謙院の子
 か。
- 114・二〇 心海殿 「家乗」によれば、文化十三年五月六
 日に六丁目下屋敷で浅野高平の妾腹の女子が誕生
 し(母はおしづ)、同八日に死去している。現在、海
 蔵寺には「心海 性禅(智方) 少女」文化十三丙子年五月
 初七日」と刻まれた墓石が残されている。「家乗」
 の記述とは命日が異なるが、「家乗」の誤りであ
 る。なお慶応元年は五十回忌に当たる。
- 114・二 東城町年寄 例年三月十五日前後は東城町から
 町年寄等が来広して、東城浅野家当主のお目見え
 がある。文久元年は三月十八日年寄治郎助と清四
 郎の両人に御目見えがあった。
- 115・二 谷口岩次郎 家老東城浅野家士。
- 114・三 御不手際 幕府は毛利大膳父子と五卿の江戸召
 致を図り、大目付駒井朝温等を長州藩へ派遣しよ
 うとしたが、徳川慶勝はそれに反対し、朝温もそ

245 注

119・二 権現様御法事 慶応元年は徳川家康一五四丁

知を与える「地方知行制」を採用していた。その所得は五ツ物成で、たとえば一〇〇石取りであれば現米五〇石を得るが、その二割は軍役として藩に納めたため、四〇石(四ツ物成)が上限であった。さらに藩財政困難の折から、藩は家中から借米(かりまい)を行っていた。同様に一〇〇石取りで三ツ物成りであれば三〇石だけを得ることになり、二五石五ツ物成の五〇石に対し半知というが下限であった。一〇〇石以下の切米取りの者もこれに準じた。慶応元年(一八六五)四月、広島藩は、長州征伐などによる家中経済の困窮を考慮し、三十年余ぶりに借米を解消したことになる。

119・五 借銀片付方 藩は、家中の公債を棄却したほか、私債は押米(おさえまい)・家中の者が町方金融から借銀する場合、一〇〇石取り以上の給人の場合は代官、切米取りの者は勘定所吟味役が保証人となり、知行物成や切米を抵当にするの制を利用し、家禄一〇〇石につき一〇石、一〇石につき二石を押収して債主へ交付し、利子は五朱と定めた。小禄の歩行組以下には利子五朱のうち一朱半は藩庁が肩代わりすることにした。

119・二 四ツ物成 広島藩では、一〇〇石の侍士には給

119・頭書 古甚右衛門 家老東城浅野家士故小倉甚右衛門。安政六年(一八五九)八月五日に六十歳で死去。恒助の父で、「芳実謹厚之人柄二而、御蔵奉行二而者誠二用立」つ人物であったと、「家乗」に記す。

119・頭書 隆向寺 城下白神六丁目の浄土真宗本願寺派寺院。

119・頭書 古純介 家老東城浅野家士故武内純介。安政六年七月十日に四十四歳で死去。彦右衛門の「竹馬之友」で、香取流槍術師範であった。

119・頭書 心行寺 城下新開組白島村(白島九軒町)の浄土宗鎮西派寺院。

120・九 故市郎右衛門 先代長束市郎右衛門は文化十四年(一八七七)四月十七日に死去。彦右衛門の父清九郎(星右衛門)は、御中小姓、七石式人扶持也、篤実之人二而人之世話など信切二致せし、「可惜哉」と「家乗」に記す。

120120・二七 薫ヲ焚 扇動する、または中傷すること。良義院 家老東城浅野家士渡辺宗右衛門。法名は良義院傑山宗英居士。文化十年から「当役」

- を四十七年間滞りなく勤め、知行も二五〇石に至り、勤中抜群之忠義を被尽、御国中江名を被震候与申程であったという。安政六年(一八五九)七月十四日、七十六歳で死去。
- 121・頭書 松浦宮吉 広島藩士。安政四年二月儀助家督。二三石三人扶持。
- 121・頭書 祇園新地辺出火 祇園新地は、四条通を挟んで北は新橋通から南は建仁寺まで、西は大和大路通(大和橋)から東は東大路通に至る地区。八坂神社の門前町として鎌倉時代初期から生まれた。元治二年(一八六五)の火災は「祇園新地焼け」と呼ばれる。
- 122・二 法信院 藤川叔母氏の法名。嘉永二年(一八四九)七月十九日死去。
- 122・二 法泉院 藤川於貞の法名。天保四年(一八三三)十二月廿五日死去。
- 122・二五 妙風寺 城下東白鳥町の日蓮宗一致派寺院。長束家の菩提寺。
- 122・一八 松本玄郁 家老東城浅野家侍医。文久二年(一八六二)八月二十日に松本良伯が死去した際、子の千代蔵が幼年であったため、金子元達の弟元郁を良伯娘の婿養子として松本家の名跡を相続させ、千代蔵を元郁二男とした。同年九月小姓組、文久三年十一月御叱、差控となる。
- 124・七 有章院 江戸幕府七代將軍徳川家継(一七〇九-一七六六)。正徳六年(一七二六)四月三十日に薨去。法名有章院殿照蓮社東譽徳宗大居士。
- 124・八 於まつ 木野一馬の娘。安政二年三月二十四日生。
- 124・二 要精院 父星右衛門の実兄で、家老上田家土木野左守。星右衛門の父、木野文右衛門政章の七男で、兄の三男政清から家督、知行百石、出頭兼徒士頭となつたが、天保四年六月十日、五十一歳で没した。
- 124・二 智鏡院 木野一馬の先妻。天保十二年十月二十七日死去。
- 124・二五 嫂氏 木野一馬の後妻。並村上彦右衛門室、家小の兄嫁に当たる。
- 126・頭書 江戸御進発 幕府は四月十八日、「不容易企てがある長州藩の征討のため五月十六日を期して將軍が「進発」することを布達した。十三日には行軍の部署を定め、先手総督は名古屋藩前藩主徳川茂徳、旗本後備は和歌山藩主徳川茂承、その他旗本備えを発表した。
- 127・六 駒場野 武蔵国荏原郡上目黒村の一部で、原野が広がり將軍家の鷹場となつていた。幕末にな

247 注

- 128・二三 江潮会 天下の禅僧が集まり修行することで、
五〇五月二十二日に死去。
- 128・二三 麗廟 麗照院殿畠山貞珠大姉は東城浅野家先代道博室高辻福長の娘寛姫の法名。嘉永三年(一八五〇)五月二十二日に死去。
- 128・二三 光廟 光照院殿龜岳宗朴大居士は東城浅野家祖浅野孫左衛門高勝(一五三八-一六二三)の法名。初め堀田助左衛門尉道世または道也と称す。天正十年(一五八二)に浅野長政に嫡子幸長の守役として召出され、幸長の側近として苦楽をともにし、浅野姓を許される。慶長十八年(一六三三)五月二十九日死去。墓所は大徳寺塔頭昌林院。
- 127・二六 汗馬 佐伯郡井口村の西、皆賀村との境を流れる八幡川河口の左岸井口村側一帯をさす。中世から近世初頭まで「阿瀬波」という呼称が残っていたらしい。「汗馬」、「阿勢婆」という表記も残る。
- 127・二六 老室吊 ここまで堀尾「老室」は笑石の母故眠石室を指していたが、ここでは、彦右衛門は十日に死去した長東市郎右衛門の娘である笑石室のかねへ悔やみに行つたと思われる。閏五月十四日、同二十三日の「老室」も同様。
- 128・二六 岩崎調作 東城浅野家士。
- 128・二六 寺尾隼人 広島藩士。安政六年(一六五九)番頭。
- 128・二六 杉田新兵衛 広島藩士。安政六年番頭。明治元年五月「役人帖」では番頭同格(番外)一〇〇〇石、文政十年父新蔵家督。
- 128・二六 尾関利源太 広島藩士尾関理源太。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では小姓組、本多庫人組、四一石。
- 128・二七 享保年中 享保十一年(一七二六)十一月、広島藩では、家中士卒・寺社方・郡方・町方・革田方など身分別にきわめて詳細な儉約令が發布された。広島藩の儉約令は以後も強化されながら度々出されるが、この享保儉約令が規準とされた。
- 129・二八 万延二年二月 万延二年二月三日、東城浅野家では、質素節儉について度々發布しているにもかかわらず、近年緩みがちになっているとして、改

- めて文武に心掛け、音物や節句の雛・幟まで儉約を徹底するよう布達している。
- 129・二九 天明六年 村上家四代(勇威(常称院))の天明六年(一七八六)の「家乗」には儉約令の写しを見ることができない。広島藩では、宝曆改革で、家中に対して格式にとられない諸事省略を要求し、宝曆四年(一七五四)から七年間の儉約令を連続して発布している。東城浅野家でも同様な儉約令を発布したと思われる。勇蔵は、天明六年三月二十九日に広島を出発し四月十二日まで、広島から東城浅野家の給知村を廻村しているが、儉約令の徹底がその目的の一つであった。
- 129・頭書 夏岳君 法号夏岳妙祐信女。墓所は妙慶院。村上家関係者と思われるが詳細は不明。享和二年(一八〇二)五月二十六日に百回忌を迎えている。
- 130・七 御内祝 藩主浅野茂長が左少将に昇進したのは万延元年(一八六〇)十二月十六日、青山内証分家当主であった浅野長興(茂勲)を世子としたのは文久二年(一八六二)十二月二十五日であった。この慶事やその他の祝事をまとめて手軽に内祝いを催すことになり、二十七日、先々代藩主斉藤、茂長の実弟内記・式部を城内本丸に招いて饗応した。この慶事により恩赦が行われている。
- 130・二 御上之蒸気船 当時広島藩が所有する蒸気船は、文久三年三月六日、横浜で英人ゲレンチから八万九〇〇ドルで購入した震天丸(鉄製蒸気内車汽船、長さ二五間、一八トン、八〇馬力、原船名は「リヨン黎民」と、同年十二月十七日、長崎で佐賀藩から一万両で購入した飛雲号(木製スクーネル船、長さ一八間二尺、トン数・馬力は不明、阿蘭陀製、達観丸と改名し軍用運輸船として使用)の二隻。修復が終わったのは震天丸。この両艦の見学は八月二十五日に実現した。
- 132・二 御軍艦奉行 広島藩では文久三年五月に軍艦方役所を置き、軍艦(蒸気船)を管理させることになった。初代奉行は道家牧太。この後慶応元年(一八六五)八月には軍艦奉行添役を置き、飯田旗之助と神谷兔毛が就任している。
- 132・二六 吉田兼次郎 広島藩士。慶応二年に使番。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、三六〇石。
- 132・頭書 中根栄蔵 東城浅野家士。万延元年八月小姓組本格・御輿付。
- 133・四 播州姫路迄 予め布達された將軍進発の行程は、膳所から大津を経て伏見に出、淀に至り、京都には宿泊せず、直ちに大坂から姫路城に入るとい

249 注

- 133・四 対州御家中 対馬藩では尊攘派と保守派との対立が深刻であった。第一次長州征伐で長州藩が謝罪恭順すると、藩主宗義達の伯父勝井五八郎ら保守派が、それまで藩政を主導していた尊攘派の家老大浦教之助らを処刑した。しかし慶応元年(一八六五)五月、勝井らも尊攘派によって暗殺されるなど、混乱が続いた。
- 133・五 肥後米 大坂の米価は肥後米が標準であった。文久三年(一八六三)一〇〇匁余であった肥後米の価格は、元治元年(一八六四)に三二五匁余、慶応元年は五二三匁と高騰する。
- 133・九 哲之進 家老三原浅野家当主右近忠英の子。のち忠純。文久三年六月二十五日生。明治九年(一八七〇)九月に家督、明治三十三年五月に男爵を授けられる。
- 133・一六 田原広吉 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄前編」では、郡用屋敷詰、一〇石三人扶持。御陣所御借用 征長総督徳川茂承は慶応元年五月十二日に第二次長州征伐の征長総督に就任し、
- 134・頭書 尾州玄同公 尾張国名古屋藩前藩主徳川権大納言茂徳(一八三〇〜一八八四)。号は玄同。美濃国高須藩一〇代藩主松平義建の五男。先代名古屋藩主徳川義勝は実兄、会津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬は実弟として生まれ、嘉永三年(一八五〇)に同藩一一代藩主松平義比(よしかの)となつたが、安政五年(一八五八)七月、徳川慶勝が隠居謹慎となつたため名古屋藩主となる。文久三年九月に隠居し、養子義貞(よしひさ)実父徳川慶勝)に藩主を譲る。慶応二年十二月、一橋慶喜が將軍になると一橋徳川家当主(一橋茂栄)となつた。
- 134・頭書 御先鋒惣督 徳川茂徳は、元治二年四月五日に先手総督を命じられたが辞去、五月十二日、和歌山藩主徳川茂承に先手総督を命じた。
- 135・九 平良村 下平良村は佐伯郡廿日市町の西方で、山陽道が通る。東南は瀬戸内海に面する。上平良村は下平良村の北西。
- 134・頭書 細工町 白神一丁目の一筋西側の縦町で、白神組に属す。西は元安川に臨み、南は山陽道沿いの西横町。
- 134・頭書 尾州玄同公 尾張国名古屋藩前藩主徳川権大納言茂徳(一八三〇〜一八八四)。号は玄同。美濃国高須藩一〇代藩主松平義建の五男。先代名古屋藩主徳川義勝は実兄、会津藩主松平容保、桑名藩主松平定敬は実弟として生まれ、嘉永三年(一八五〇)に同藩一一代藩主松平義比(よしかの)となつたが、安政五年(一八五八)七月、徳川慶勝が隠居謹慎となつたため名古屋藩主となる。文久三年九月に隠居し、養子義貞(よしひさ)実父徳川慶勝)に藩主を譲る。慶応二年十二月、一橋慶喜が將軍になると一橋徳川家当主(一橋茂栄)となつた。

- 136・三 神保屋清次郎 安芸郡海田市で天下送り役を勤めるとともに、酒造株を有する酒造家。姓は千葉。嘉永三年(一八五〇)には酒造高四〇石を許可する酒造鑑札を得ている。
- 136・二三 大坂御着城 將軍家茂は長州藩に「不容易企てがあるとの名目で、五月十六日に江戸を、進発」したが、中途から「上洛」に変更、閏五月二十二日京都に入つて参内、二十五日に大坂城へ入つた。
- 136・一七 御先鋒 熊本藩江戸留守居青地源右衛門が、当初幕府に対して九州方面の先鋒を命じられるようお願いが出たが、藩主細川慶順らは出兵を危惧した。その他ほとんどの大藩は征長進発に反対した。
- 136・頭書 榊原式部大輔 越後国高田藩一五万石藩主榊原式部大輔政敬(一八四三～一九二七)。
- 136・頭書 松平伯耆守 丹後国宮津藩七万石藩主松平(本庄)伯耆守宗秀(一八〇九～一八七三)。元治元年(一八六四)八月老中就任、慶応二年(一八六六)七月罷免。
- 136・頭書 松平伊豆守 蝦夷国松前三万石藩主松前伊豆守崇広(一八二九～一八六〇)の誤りか。同人は元治元年七月老中格に就任、十一月老中に昇進、慶応元年四月に將軍進発の随行を命じられた。十月罷免。
- 136・頭書 立花出雲守 岩代国下手渡藩一万石藩主立花出雲守種恭(一八三六～一九〇五)。文久三年(一八六三)九月より若年寄。
- 136・頭書 平岡丹波守 安房国船形藩一万石藩主平岡丹波守道弘。文久二年八月より若年寄。元治元年九月に一万石を与えられ、船形御霊に陣屋を構えて立藩した。
- 136・頭書 内藤若狭守 信濃国高遠藩三万三〇〇〇石藩主内藤若狭守頼貞(一八四〇～一八七九)。
- 136・頭書 本多相模守 信濃国飯山藩二万石藩主本多相模守助実(一八一九～一八七七)。
- 136・頭書 松平伊賀守 信濃国上田藩五万三〇〇〇石藩主松平伊賀守忠礼(一八五〇～一八九五)。なお松平・稲垣の両名は講武所奉行ではない。講武所奉行で広島へ出張したのは渡辺甲斐守孝綱と遠藤但馬守胤城。
- 136・頭書 稲垣信濃守 志摩国鳥羽藩三万石藩主稲垣信濃守長明(一八三〇～一八六六)。
- 137・頭書 水野和泉守 出羽国山形藩五万石藩主水野和泉守忠精(一八三三～一八八四)。文久二年三月老中就任、慶応二年六月罷免。
- 137・頭書 本多美濃守 三河国岡崎藩五万石藩主本多美濃守忠民(一八一七～一八八三)。
- 137・頭書 土岐山城守 上野国沼田藩三万五〇〇〇石藩主土岐山城守頼之(一八二七～一八七三)。

251 注

- 137・頭書 遠山信濃守 美濃国苗木藩一万二石藩主遠山信濃守友禄(一八一九〜一八九四)。
- 137・頭書 酒井左衛門尉 出羽国庄内藩一七万石藩主酒井左衛門尉忠篤(一八五三〜一九一五)。
- 137・頭書 松平下総守 武蔵国忍藩一〇万石藩主松平下総守忠誠(一八四〇〜一八六九)。
- 137・頭書 佐竹右京大夫 出羽国久保田藩二〇万五八〇〇石藩主佐竹右京大夫義泰(一八五〜一八八四)。
- 137・頭書 南部信濃守 陸奥国盛岡藩二〇万石先々代藩主南部信濃守利济(一七九七〜一八五五)。藩主美濃守利剛(一八二八〜一八九六)の誤りか。
- 137・頭書 上杉弾正大弼 出羽国米沢藩一八万石藩主上杉弾正大弼斉憲(一八二〇〜一八八九)。
- 138・二 公儀御軍艦奉行 当時の幕府軍艦奉行は木下大内記利義・石野筑前守則常・岡部駿河守長常の三名。
- 138・二 御勘定奉行 当時の幕府勘定奉行は松平对馬守正之・井上信濃守清直・松平備中守康正・土屋豊前守正直・小栗上野介忠順の五名。
- 139・頭書 山本円之助 家老東城浅野家士。
- 139・頭書 由良辰太郎 家老東城浅野家士。文久二年(一八六二)八月に保人跡自家督、歩行組。
- 142・一五 田所大進 田所家は安芸郡府中村の総社神宮。
- 142・二六 妻 嘉善長男で堀尾家当主勝登の妻に縁組みするという意か。嘉善は文久二年十月に長束市郎右衛門娘かね己妻村神主山田市正養女を後妻に迎え、文久四年正月四日にとみ同年十二月二十三日死去が、慶応元年(一八六五)十月十一日には貞登が生まれている。勝登は元治元年(一八六四)四月一日に平野伝右衛門娘むらと結婚したが、慶応元年四月六日に離縁している。なお、慶応三年正月十六日、堀尾「内室」に生まれた女子は、勝登とこの後妻(長束清次郎娘)との間に儲けられた女子と思われる。
- 142・頭書 秋露童女 彦右衛門の長女松濃。法名は芙蓉院秋露童女。弘化四年(一八四七)三月十八日誕生、嘉永二年(一八四九)七月十一日、三歳で死去。
- 143・二五 松蔵 十月二十四日に若党に取立てられるが、その後明治元年(一八六八)まで「家乗」には名前が見えない。慶応二年正月十六日に「楠惣太者勤方充分ニ無之処も有之ニ付、暇申付」という記事があるので、松蔵は惣太と改名したもののか。
- 143・一九 久太郎 広島藩士一井嘉内子。明治二年以前「藩士職禄 前編」では用達所物書、一〇石三人扶持。
- 144・二 公儀々之御移檄 開国後、金だけでなく銅価

- 146・一四 **米原岩之助** 家老東城浅野家士。慶応二年(一八五五年)八月二十四日(七月二十六日)に三歳で没した。生年は天保十三年であるが、この年は、村上家乗に欠落があり、誕生日は不明。
- 145・六 **秀山** 彦右衛門の長男正介の法名。正介は天保十五年(一八四四)七月二十六日に三歳で没した。生年は天保十三年であるが、この年は、村上家乗に欠落があり、誕生日は不明。
- 145・二 **御裏地藏尊御祭礼** 毎月二十四日は地藏尊の縁日。これは東城浅野家上屋敷裏手の地藏尊か。なお、西塔橋さいとうばしの東詰め、白神社の向いの、クスノキに刻まれた七尺以上もある楠木地藏は、白島正観寺地藏尊とともに、広島では指折りの地藏で、大縁日の七月二十四日には大勢の参詣客が詰め掛けたという。
- 147・一 **東照宮通り御祭礼** 慶安元年(一六四八)に勧請された広島尾長の東照宮の祭礼は九月十七日。それとは別に、家康の三三回忌に当たる慶安三年以降、徳川家康の薨去五十年ごと、正徳五年(一七一五)、明和二年(一七六五)、文化十二年(一八五五)の四度、九月十六日・十七日の両日にわたり、通り御祭礼が開催された。通り御祭礼では十六日、御旅所の広瀬村広瀬明神まで、城下の目抜き通りを貫く神輿渡御行列があり、藩主がそれを上覧したほか、多くの見物客が沿道の両側に集まった。この都市祭礼はしだいにイベント化され、文化十二年の祭礼では、城下五つの町組から各一台、創意工夫を凝らし美を尽くした石引台、計五台が行列に加わり、十七日の還御行列も渡御行列と同様に練物が市街地を通るようになり、多数の士民が見物した。家康二五〇年忌にあたる慶応元年は、「通り御祭礼」が催される年に当たるが、長州征伐のために行われず、東照宮で大祭礼すまひまつり、居御祭礼いごまつりが行われた。
- 147・二 **穴戸備前** 長州藩一門家老三丘穴戸家当主穴戸親基(一八二七〜一八九四)。第二次長州征伐では芸州口の指揮役となって征長軍を破る。

格も国際標準よりもはるかに安かったため、銅が海外に流出し、日本の銅価格を押し上げた。市場には銅銭・真鍮銭・鉄銭という様々な素材のものや、品位・状態の劣悪なものが入り乱れ、銭相場は混沌となったが、幕府にはそれを鎮静化できず、天然相場制の採用を認めざるを得なかった。両替商が協議し奉行所の認可を得て決められた相場は、鉄銭一文に対し、文久銭は八文、耳白銭(正徳)享保期に発行された縮字背文・潤縁無背の寛永通宝が六文、その他の銅銭が四文、真鍮の四文銭が二文に相当するというものであった。

147・一

六〇二月小姓組並取立て。

東照宮通り御祭礼 慶安元年(一六四八)に勧請された広島尾長の東照宮の祭礼は九月十七日。それとは別に、家康の三三回忌に当たる慶安三年以降、徳川家康の薨去五十年ごと、正徳五年(一七一五)、明和二年(一七六五)、文化十二年(一八五五)の四度、九月十六日・十七日の両日にわたり、通り御祭礼が開催された。通り御祭礼では十六日、御旅所の広瀬村広瀬明神まで、城下の目抜き通りを貫く神輿渡御行列があり、藩主がそれを上覧したほか、多くの見物客が沿道の両側に集まった。この都市祭礼はしだいにイベント化され、文化十二年の祭礼では、城下五つの町組から各一台、創意工夫を凝らし美を尽くした石引台、計五台が行列に加わり、十七日の還御行列も渡御行列と同様に練物が市街地を通るようになり、多数の士民が見物した。家康二五〇年忌にあたる慶応元年は、「通り御祭礼」が催される年に当たるが、長州征伐のために行われず、東照宮で大祭礼、居御祭礼が行われた。

穴戸備前 長州藩一門家老三丘穴戸家当主穴戸親基(一八二七〜一八九四)。第二次長州征伐では芸州口の指揮役となって征長軍を破る。

253 注

- 148・**頭書**

野村帯刀 広島藩士。字は景璉(一八四一―一八七六)。改革派に属し、浅野茂長(長訓)が藩主に就任すると、文久元年に年寄役に抜擢され、藩政改
- 148・**一六**

天元術 算盤では解けない代数方程式などの計算を、算盤と呼ばれる表の上に算木を置いて計算する代数学。
- 147・**一七**

何角御頼 六月二十三日、幕府は尋問のため、徳山藩主毛利元蕃と岩国の吉川家当主吉川経幹を大坂まで呼出し、広島藩にその護衛を命じた。来広した徳山・岩国使者と六戸備前は、いずれも上坂不可の藩内事情を述べ、その上坂猶予を願い、広島藩に周旋を願いだした。
- 147・**一五**

西引御堂 雲石街道沿い、寺町の南にある町。広瀬組に属す。
- 147・**一〇**

差紙 藩勘定所が発行する米券。差紙は売買され、米現物の需給に関係なく投機の対象となった。
- 147・**一〇**

奉行本役 文久三年(一八六三)八月に広島から三原へ引越し。
- 147・**三**

吉川采女 岩国吉川家士。職役。名は直堅。
- 147・**三**

長新兵衛 岩国吉川家士。用人。
- 147・**一〇**

冲和多理 三原浅野家士。多左衛門次男。勘定奉行本役。文久三年(一八六三)八月に広島から三原へ引越し。
- 147・**三**

福岡式部 長州藩支藩徳山藩家老。名は寿昭(一八〇七―一八八五)。
- 151・**九**

定芝居 小鷹狩元凱は、沼田郡江波村に劇場が
- 150・**九**

宮崎松下院 家老東城浅野家士(与力)の故宮崎本蔵。嘉永二年(一八四九)八月二十七日死去。
- 150・**五**

江波村開地 広島城下では、前年より警戒のために町門の開閉を厳しくして他藩人の監視を強化し、藩士邸内で他藩人を寄留させたり、会見することを禁じたが、商事に托して市中に出入りする者の監視は困難であった。このため、江波村に商港を開き、他藩との商事はすべてこの開港場において行わせることとした。十一月七日、広島藩は、丸子橋付近に番所を構え、他藩人が集まる江波へ家中がみだりに出入りしないよう布達している。
- 150・**五**

似ノ島 広島湾に浮かぶ周囲約一〇キロの島で、江戸時代には安芸郡仁保島村に属した。標高約二七八メートルの山は「安芸小富士」と呼ばれる。
- 150・**九**

於好 森岡万之進とたつの娘。「幸」とも表記。
- 148・**頭書**

長州御用向 野村帯刀は、徳山・岩国当主が提出した上坂猶予の歎願書、六戸備前が提出した広島藩への周旋依頼書などを老中阿部正外に提出したが、これらは九月十六日に却下された。
- 148・**頭書**

革を推進した。明治元年(一八六八)に番頭。明治元年五月「役人帖」では番頭、一〇〇〇石、文政九年(一八二〇)十月父次郎右衛門家督。

- できたのは万延二年(文久元年、一八六一)の春で、「広島地方における濫觴」であったと記す。「広島蒙求」。また、三浦白水は、天神町の材木業者吉岡屋勘兵衛が、「江波村の今の射的場付近の畑地埋立のあった時、其砂の時機を利用して」建てた定小屋が、文久元年三月四日に舞台開きを行い、これが広島の芝居興行場ができた起源だと記す。「尚古」第三号、一九〇八年十月。
- 151・二
和宮 仁孝天皇の第八皇女で孝明天皇の妹。名は親子(一八四六〜一八七七)。文久元年に將軍徳川家茂に降嫁。慶応二年(一八六六)七月に家茂が大坂城で薨去すると雑髪して静寛院宮と称した。
- 151・二
観行院 権大納言橋本実久の娘で、仁孝天皇の典侍、和宮の母。名は経子(一八二六〜一八六五)。仁孝天皇崩御後に剃髪して観行院と号す。文久元年十月、和宮の入興に従い江戸へ下向。
- 1511151・二六
妙詠寺 城下新開組金屋町の日蓮宗勝劣派寺院。
日雲権現 妙詠寺内の自雲社が。江戸の岡田孫右衛門は痔に苦しみ、医薬の効果がなかったことから、日蓮宗信仰による病氣祈願に努めたが、全治せず、延享元年(一七四四)、死後は痔病に苦しむ人を救いたいと誓いを立てて病死した。法名は秋山自雲居士、浅草本性寺に葬られる。痔痛の人が
- 151・頭書
久保田平司 広島藩士。名は秀徹、のち秀雄(一八三丁一八九〇)。万延元年先手者頭、慶応元年八月に広島西町奉行、慶応三年に用人、明治元年(一八六八)五月「役人帖」では用人、四九〇石、安政六年(一八五九)父部家督。王政復古に力を尽くし、慶応三年十二月参与となるが、四年三月に帰藩し、藩政改革により公議人となる。
- 151・頭書
登坂 八月十八日に幕府は、上坂を命じた徳山・岩国両当主が病気で上坂できなければ、清末・長府藩当主、長州藩家老のうち申し合わせて九月二十七日までに上坂するよう、その伝達を広島藩に命じた。
- 153・一八
神保屋座敷 神保屋は、本陣や脇本陣ではないが、山陽道の宿駅である海田市でときに上級武士の宿泊も引き受けていた。このため店とは別に腕木門(御成門)を設け、千鳥破風入母屋造の玄関構えがしつらえられていた。玄関を入ると欄間や襖
- 152151・頭書
西川清六 広島藩士。文久三年組頭。
於槌 森岡万之進とたつの第五女。安政四年六月十二日生。

255 注

- 156・二五 加田 紀伊国加太浦。紀淡海峡を挟んで淡路島由良に対する。
- 156・二五 異国船 英・仏・米・蘭の四国代表は、下関借金三分の二を放棄する代償として、条約勅許、兵庫先期開港、税率改正の三条件を幕府に要求するため、九月十三日、軍艦九艘を率いて横浜を出帆し、紀淡海峡を通過して十六日に兵庫沖に停泊した。十七日、英国通訳官・仏国通弁官が仏艦で大坂天保山沖へ赴き、老中との会見を求めたため、二十三日に老中阿部正外が兵庫の艦上で会見した。
- 156・二三 御上洛 將軍徳川家茂は、九月十五日に大坂城を発して上洛、二十一日に参内の上征長の勅許を得、二十三日に下坂した。
- 156・七 反胃症 食べたものをすぐに嘔吐するもの。食道狹窄証、嘔吐症。
- 156・一 顔淵問仁之章 「論語」のうち「顔淵第十二」。「顔淵問仁」(顔淵仁を問う)で始まる。顔淵は孔門十哲のうち随一の秀才。
- 156155・九 積氣 胸部または腹部の痙攣痛。胃痙攣。
- 157・二四 手島鷲一郎 広島藩士。明治二年以前「藩士職禄 前編」では用達所物書、書翰方列、一八石三人扶持、外二人扶持役扶持。
- 157・二三 岡田十次郎 家老三原浅野家士。明治二年(一八六九)七月「明治維新の際の家臣」では、中小姓役付無役共、一〇石三人扶持。
- 158・九 中古以来 広島藩でも当初は三家老が政務を取っていたが、宝永六年(一七〇九)五代藩主浅野吉長が職制改革を推し進め、家老は実務から外されて顧問的な地位に置かれ、抜擢された年寄役が政務を取ることになった。
- 159・八 江戸江御帰府 九月二十三日、老中阿部正外は兵庫沖で四国代表と会見し、条約勅許と兵庫先期開港問題の回答を延期した。朝廷は朝裁を経ず、断で兵庫開港を四国代表に約した老中阿部正弘と、それに賛同した老中松前崇広の官位剥脱、謹慎を命じた。これに対して將軍徳川家茂は、十月二日、条約勅許と兵庫開港を奏請し、將軍職を辞して江戸へ帰る旨の上書を関白二条斉敬に提出した。関白はそれを認めず参内を命じた。十月四日、一橋慶喜が伏見で、開港を奏請するので辞任を思いとどまるよう家茂を説得したため、家茂は同日二条城へ入った。

256

- 159159・二七 相庭静 家老東城浅野家士。和礼指南。
- 160・二七 佐伯在々山奥在辺迄 佐伯郡には家老東城浅野家の知行地が五ヶ村(古江・石内・高井・玖島・友田・下伏谷)、山奥郡には二ヶ村(本地・今田)にあった。
- 160・一 木原徳蔵 御露地方。彦右衛門が万延二年(一八六二)二月から若党に抱えた清次郎の父。
- 160・二七 井上主水正 幕府旗本井上主水正義よしあや。元治元年(一八六四)七月目付、慶応元年(一八六五)七月大坂町奉行、同年十月勘定奉行兼帯勝手方。九月二十六日、若年寄立花種恭とともに英国公使パークスに会い、阿部正外が四国代表に約束した条約勅許などに関する回答期限延期に成功した。その際、井上は血判を用いるため、公使の眼前で指を刀で切ろうとしたという。
- 160・頭書 関白様 関白二条斉敬なりゆき(一八二六～一八七八)。公武合体派の公卿として孝明天皇の信頼が厚く、文久三年(一八六三)八・一八政変後の同年十二月に左大臣に昇進するとともに関白に就任。慶応二年暮れの孝明天皇崩御後も明治天皇の摂政となるが、同三年十二月の王政復古により天皇親政となり、摂関は廃止された。
- 161・二二 水上甚大夫 東城浅野家士。水上家は与力二二家の一つ。知行高二〇石。
- 161・二七 長州御家老登坂 幕府は再三、長州支藩主と岩国吉川家当主の上坂を命じ、訊問の上長州藩処分を決しようとしたが、長州藩はそれを受け入れなかった。九月二十一日、幕府は二十七日までに長州支藩主らが上坂しなければ再征の兵を進める旨奏問し、勅許を得た。このため、長州藩では支藩主ではなく、長州藩寄組井原家当主井原主計親章(一八一六～一八六〇)を家老格とし、藩士山奥半蔵を中老雇いの宍戸備後助と改称させて広島に派遣した。十月十六日、長州藩は井原等の来広を広島藩まで伝えてきたが、実際の到着は二十二日であった。
- 161・頭書 宍戸備後介 長州藩士。前名は山奥半蔵、後に宍戸たまた幾(一八三九～一九〇二)と改称。第二次長州征伐に際し、家老宍戸備前の末家格となり、自ら起草した長州藩の正当性を主張する「長防臣民合議書」を携えて再三にわたり来広し、幕府の問罪使と応接するが、慶応二年五月に小田村素太郎とともに拘留される。
- 161・頭書 赤川又太郎 長州藩士。名は淵(一八二八～一八七四)。江戸昌平黌で学んだ後、帰国して秋明倫館都講、右筆となる。慶応二年宍戸備後助等とともに長州藩名代として来広。

257 注

- 161・頭書 中山半之丞 広島藩士。文久二年(一八六二)目付。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、一一〇石。
- 161・頭書 田上仙助 広島藩士。元治元年(一八六四)新組頭。明治元年五月「役人帖」では新組頭、三四〇石、元治元年二月父勇助家督。
- 161・頭書 足利庫之助 広島藩士。文久三年組頭、元治元年新組頭、明治元年五月「役人帖」では大筒奉行、一四五石、弘化三年(一八四六)十二月父左平太家督。
- 162・五 大津四郎右衛門 長州藩士。のち唯雪(一八三〇-一八八七)。文久二年に京都留守居役となり、翌年の八・一八政変で七卿を擁して帰藩、元治元年には恭順派により幽囚されるが、慶応元年(一八六五)に赦され、明倫館頭人山口詰となる。
- 162・八 栗原直之進 家老上田家士。慶応元年閏五月に出頭役。広島藩士井口庫人門人で、馬術興義皆伝不残退帆。十月四日、一橋慶喜らが参内して条約勅許を奏請、朝議は紛糾したが五日に勅許となり、七日に兵庫で三国代表へ通告した。このため翌八日に四国連合艦隊は兵庫を退帆した。
- 162・頭書 沼田郡東村北之庄 北之庄村は元和五年(一六一九)安芸国御知行帳に安北郡寛文四年(一六六四)に高宮郡と改称、「北の庄村」と見える。寛文四年に
- 164・二 健徳院 家老東城浅野家当主浅野豊後道興の先々代浅野高平の法号。道興は高平の妾腹男子。天保十二年(一八四一)十二月十二日死去。
- 164・二六 長沼流 長沼澹齋たんさいを始祖とする軍学流で、江戸で山鹿素行の山鹿流と対照的に名声を博す。義兵・王覇・将徳を説き、練兵士道・心変戦法論を
- 163・一八 岩国迄被引取 井原は病氣と称して広島滞在を願い、幕府の動静を探っていたが、藩主の意を受けると称し、六戸備後助を残して二十五日に帰藩した。井原は慶応二年六月に家禄を削減され、退隠謹慎を命じられた。
- 164・四 類役集會 慶応二年以降は、在広の三家老三原浅野家・上田家・東城浅野家重臣間で相互連絡を目的とする三家持回りの定期的な集會が開催されているが、元治元年・慶応元年の両年は十一月六日の一回だけ。
- 162・頭書 新吉 慶応二年五月二十八日、奉公期間の途中ながら暇を願い出、聞き届けられている。
- 中筋古市村と東野村に分れたという、「北之庄」は同郡小田・矢口を含めた四村の称でもあった。東野村は高宮郡南端、太田川西岸の小村で、家老上田家の給知。なお沼田郡には東原村があるが、「北之庄」には含まれない。

258

164・一六

兵要録 長沼澹齋が著した兵法書、一二二巻。福山藩主阿部正弘は福山藩が採用する甲州流軍制に不満を持ち、嘉永六年(一八五三)、会津藩主松平容保に懇望して、同藩の長沼流軍制を採用することとした。江戸会津藩邸へ内用人安藤織馬と軍学者小川直隆・吉沢忠恕を派遣し、黒河内十太夫についてその奥義を学ばせた。その後、安藤織馬は誠之館講武所のち先勝堂で『兵要録』を講じた。

また、会津藩の承認を得て、『兵要録』を、安藤織馬が主管となり、江木繁太郎などが校訂し、嘉永七年に五冊本として刊行した。

164・一七

長沼淡齋 軍学者長沼澹齋(一六三五―一六九〇)。若年から、中国兵法を深く研究し、孫呉七子の兵書を基本に、寛文六年(一六六六)頃『兵要録』一二二巻を著わす。節制実学を主とする長沼流新兵法学を確立し、一時門人千余人といわれた。

164・一七

江木氏 福山藩士江木繁太郎(一八二〇―一八八二)。名は哉、号は鱒水。安芸国豊田郡戸野村の出身で、福山藩医・五十川義路の娘と結婚し、同家の先祖である江木姓を名乗った。京都で頼山陽に学び、天保八年(一八三七)福山藩校弘道館の講書を命ぜられ、後に福山藩儒として江戸在勤となる。阿部正

165・六

温公之所謂 「小学外編」善行七九の「会すること数々にして礼勤まり、物薄くして情厚し」で始まる一文。温公は司馬光(一〇一九―一〇八六)のこと。人と交わるには、贈り物や饗応などよりも、まごころを込めて相手に接することを重んじる。実際には物品より心が大切であるということ。

166・八

代馬 慶応二年(一八六六)六月十六日、彦右衛門はこの馬に騎乗して第二次長州征伐のため佐伯郡石内村まで出陣した。慶応三年十二月八日、広島藩用人今村文之助へ一五両(正味八両二分二朱余)で譲渡。

166・二四

青野保太郎 広島藩士。嘉永七年騎馬弓筒頭、慶応元年並寄合次席。

167・七

御旅宿 大目付永井尚志の旅宿は白神一丁目の御客屋、目付旅館は同町豊島屋。

167・覆書

松野孫八郎 幕府旗本。文久四年(一八六四)正月使番、慶応元年閏五月目付。

167・覆書

石坂武平 幕府旗本石坂武兵衛。慶応三年二月勘定格御徒目付から小十人格撤兵差図役勤方。

167・覆書

龍田正作 以下鈴木安兵衛までの四名はいずれ

弘が老中になってから政治顧問を命じられる。第二次長州征伐や箱館戦争では参謀として福山藩兵を率いた。

259 注

- 168・六 幕府旗本。小人目付。
 長州家老御糾問 幕府大目付永井尚志は国泰寺で長州藩正使六戸備後助を尋問した。備後助は永井があげる八か条の詰問を巧みに釈明・陳弁する一方、幕府が流説に托して再征の兵を起こそうとすることを非難し、尋問は七時間に及んだ。
- 168・七 寄兵隊 幕府は長州支藩主らの大坂召致を断念して、広島で長州藩の訊問を行うこととし、十月二十七日、大目付永井尚志らを広島へ派遣するので、長州支藩主と長州藩家老、奇兵隊中の主立つた者三、四名を十一月までに出広させるよう、広島藩に命じた。
- 169・二 水野左金吾 広島藩士。文久三年(一八六三)普請奉行、慶応三年(一八六七)勘定奉行。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では勘定奉行、二一五石、嘉永七年(一八五四)十二月父市允家督。
- 169・二 右膳 広島藩士堀田右膳。明治元年五月「役人帖」では小姓組、浅野八左衛門当分支配、二二三石
 御米御拝領 征長進軍部署を布達した翌日の十一月八日、在坂老中板倉勝静は再度の広島出兵を考慮し、手当米の給与を通知した。この手当米は後日備中倉敷代官桜井久之助から時価代金で交付された。
- 169・三 松野八郎兵衛 幕府旗本。文久三年使番、第二次長州征伐で軍目付に任じられ来広。
- 169・二六 小笠原孝岐守 肥前国唐津藩六万石世子小笠原長行(一八三丁一八九一)。文久二年九月老中格就任、文久三年六月罷免、慶応元年九月老中格再任、十月老中昇進、慶応二年十月罷免。
- 170・二 攻口割 進撃路は芸州口・石州口・上関口・下関口・萩口の五方面であった。芸州口は、広島藩が芸州口の一の先、浅野長厚が附属、彦根藩が中軍先鋒一の先、与板藩と高田藩が附属。津山藩が同一の見差(同次第出張)、明石藩が同一の見二番(差同次第出張)、福井藩が大坂まで出張、岡山藩と龍野藩が応援(差同次第出張)という布陣であった。
- 170・二 虚往実還 無の心で師を訪ねると、無形の感化や徳化を受けて帰宅すること。
- 170・二九 於ふみ 水谷八十郎の実母か。八十郎は、中小姓の広島藩士福田家から水谷家へ婿養子に入った。
- 171・二 木梨彦右衛門御尋問 長州藩士木梨彦右衛門(一八二丁一八八九、後に相原治人と改称)は第二次長州征伐に際し、井原主計に代わり老中雇として慶応元年十一月二十五日に来広し、晦日に国泰寺で諸隊代表者とともに永井尚志の尋問を受けた。この時の応答は二十日の六戸備後助尋問とほぼ同

260

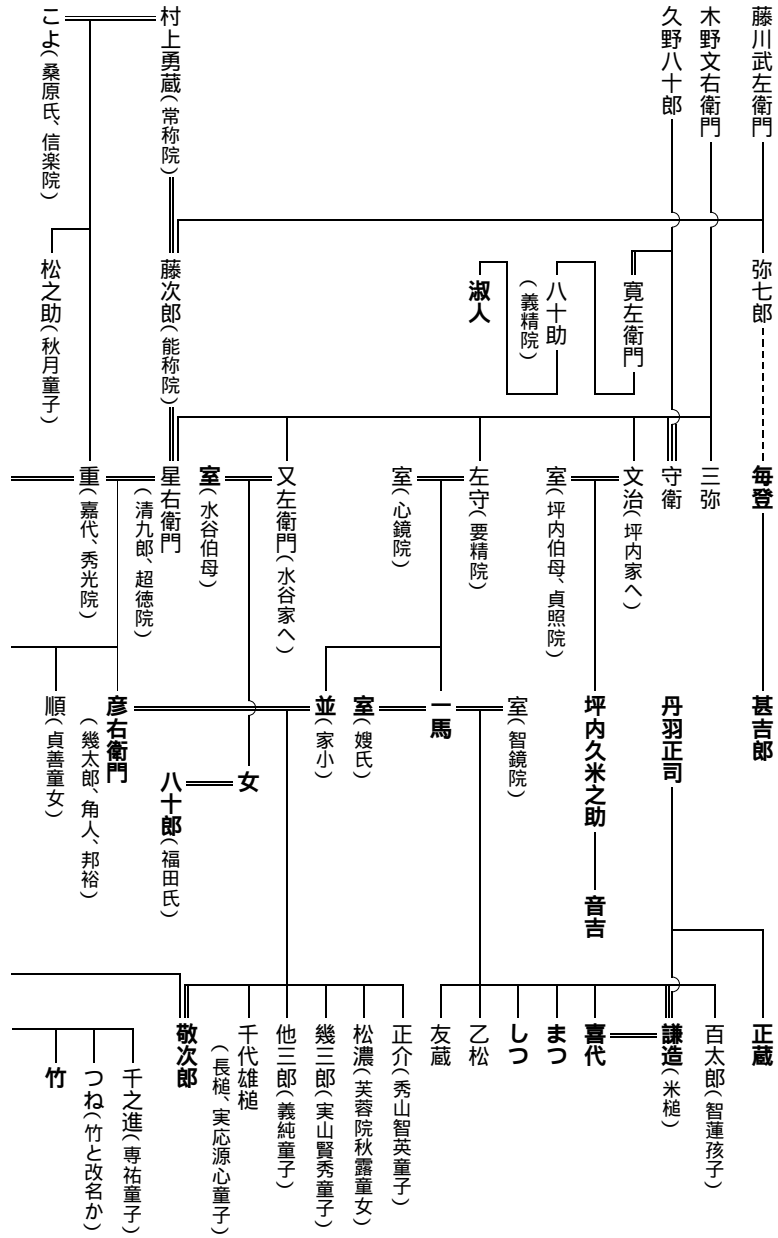
- 171・二五 公儀歩兵隊 幕府歩兵隊約二千人は十一月十五日から漸次大坂を出発し広島へ向かい、十九日に広島の各寺院や民家がその宿舎に当てられた。彦根・与板・高田などの征長諸藩兵の広島集結期日は十二月十日と定められていたため、その期日が近づくにつれ、藩内沿道や諸藩兵が駐屯する広島は混雑を極めた。
- 172172・八 誓願寺 広島城下天神町の浄土宗西山派寺院。
- 172172・九 木俣土佐 彦根藩第一家老。嘉永三年(一八五〇)に井伊直弼が彦根藩主となると同時に家督を継ぎ一万石の仕置家老となる。万延元年(一八六〇)の椋田門外の変で直弼が暗殺されて以後も、藩主直憲を擁し、一〇万石減封された彦根藩の藩勢回復に努めた。
- 172・二 御養子 東城浅野家当主浅野道興には男子がなかったため、慶応二年(一八六六)十二月十五日、浅野内記懋績の六男で、藩主茂長の甥守之進を養子に迎えた。
- 172・一八 井伊兵部少輔なまや 越後国与板藩二万石藩主井伊直安(一八五二〜一九三五)。
- 172・頭書 慶雲院 初代広島藩主浅野長晟の兄、浅野幸長よしなが後室の法名。池田紀伊守恒興の娘。元和二年(一六
- 173・一八 竹中丹後守 幕府旗本竹中丹後守重国しげのくに(一八二八〜一八九一)。元治元年(一八六四)五月大番頭、十月陸軍奉行、慶応元年五月御進発御供。
- 173・一九 河野伊予守 幕府旗本河野伊予守通胤、文久三年(一八六三)二月歩兵頭、元治二年四月歩兵奉行。
- 174・三 黒田弥五左衛門 広島藩士。元治元年に側詰次席、慶応四年五月十八日の藩政改革で大目付。七月二十一日の藩政改革では大目付兼判事。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では大目付、政事堂へ出勤、一三〇石、天保八年(一八三七)八月父弥五衛門家督。
- 174・七 中島八百屋惣兵衛 『広島市史』第三巻では、安藤飛騨守の本陣は中島本町藤井和七郎宅。
- 174・九 右近様御輿様 家老三原浅野家当主浅野右近忠英室は公家の東園基敬二女茂代。文久二年二月に婚姻。
- 174・一八 本藩蒸気船 大目付永井尚志らの一行は、広島藩軍艦震天丸に乗組み、宇品沖を抜錨して大坂へ帰った。
- 175・一八 槍持 元治元年八月、広島藩では家中の槍持従僕を減員し、若党に槍持を兼ねさせた本文五六頁「御移檄」の注を参照)。本来槍を門内に入れること

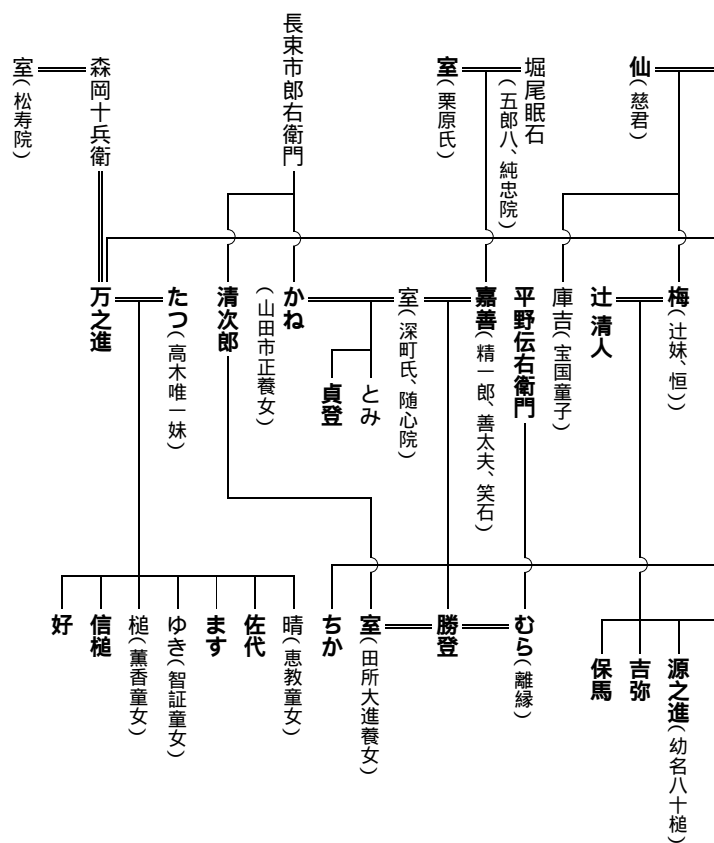
261 注

- 176・一八
樋口志津磨 家老上田家士。文久三年(一八六三)に佐伯郡小方村陣屋の警衛兼教授。慶応元年(一八六五)十二月、上田家の征長旗本に使番として名前が見える。
- 177・三
島本全之丞 広島藩士。大小姓並、慶応三年勸定所吟味役。明治元年(一八六八)五月「役人帖」では吟味役、一五石三人扶持、外物書料金五両、安政六年(一八五九)六月召出、父広右衛門。
- 177・三
練兵 広島に駐屯する幕府歩兵隊は、十二月十三日から毎月一六三八の日に、講武所において訓練や発砲の演習を行った。
- はできなかつたが、若党は城内や役所の昇降口まで主人に随行するため、槍も持ち入ることになった。慶応元年に家中の物成が四ツ物成となり、公借が棄却されるなど家中経済にも余裕ができたため、槍持従僕の制を復旧させることとした。

関係系図 19

村上家乗関係系図(分明分のみ) コシックは慶応元年の生存者





人名・寺社名索引 17

ら

頼 東三郎 10, 99

り

隆向寺 119
良義院(渡辺宗右衛門) 120
良達(奴可郡下千鳥村医師) 88

れ

麗庵(麗勝院 浅野道博室) 128
烈公(徳川斉昭) 46 水戸老公

わ

若殿様(若殿〔浅野茂勲〕 5, 18, 19, 21,
31, 36, 44, 50, 55, 56, 83,
87, 96, 97, 124, 130, 154,
177
脇坂淡路守(安斐) 61, 65, 80, 83, 85,
109 龍野侯
脇屋卯三郎 85
渡辺
四郎右衛門 48, 54, 60, 63
雅登 4, 12, 16, 21, 30, 33, 49,
61, 64, 77, 90, 98, 99,
101, 113, 124, 127, 128,
132, 150, 153, 161, 171,
172
廉之助 90, 126

16

- 168, 170, 172, 173, 175
~177
- 森島
佐伊記 100, 108, 128
兵蔵 9~11, 13~16, 19, 29, 31
~36, 41, 44, 45, 47~53,
57, 58, 60, 62, 63, 67~
75, 81, 82, 86, 89~91,
97, 100~102, 105, 109,
110, 117, 119, 121, 123,
129, 133, 135, 137, 139,
140, 143, 145, 149, 150,
152, 154~156, 158, 159
- 兵蔵母(米蔵母) 118, 165
米蔵 118, 159
森元滝七 24
森脇孝太郎 24
- や
八百屋惣兵衛(中島) 174
八木鉄之丞 67
薬師寺小兵衛 52, 72
八島周軒 4
安井多嘉祐(京都) 59, 101, 126
八十野 9 小倉恒助母さた
矢野犀右衛門 25, 30, 60, 88, 90, 101,
157
- 山県
虎之丞 62, 138
彦一 144
山川久左衛門 91
山崎
右内 37, 47, 165
隼太 165, 166
山下角大夫 6
山階宮(晃親王) 17 伏見入道御宮
山科屋武八郎(三原東町脇本陣) 103
山田
多喜登 8, 41
多喜登後妻 41
養吉 8
山田屋(紙屋町) 84
- 山中
十兵衛 40
碩庵 6, 72, 107
- 山村
静登 4, 29, 47~49, 62, 68, 77,
83, 88, 90, 93, 98, 99,
107, 113, 120, 138, 150,
153, 162, 170, 172, 173
- 内室 56
- 山本
円之助 139
勘大夫 24
- ゆ
湯浅勝之助 75, 142
有章院(徳川家継) 124
湯川勝之進 73, 106
由良
辰太郎 139
都賀夫 73
- よ
要精院(木野左守) 124, 138
横関
源左衛門 110
新三郎 116, 118
吉岡甚助 165, 168, 173
吉田
兼次郎 132, 138, 163
清太郎 16, 143
清太郎妹 143
鉄翁 22
藤次 59
与九郎 9, 13, 15, 17, 21, 30,
31, 37
吉本恒之丞 36, 41, 70
淀稻葉侯(淀侯(稻葉正邦) 86, 93
稲葉美濃守
- 米原
岩之助 153, 154
岩之助母 146

人名・寺社名索引 15

- 茂長公 3, 95 御名 ,大守様 ,
 殿様
 美濃屋(安芸郡上瀬野村一貫田) 102
 三宅
 吉左衛門 15, 41, 47, 76, 97, 106,
 144
 吉左衛門室 73
 内外 36, 178
 内外室〔家内〕 18, 76, 100
 八太郎 73
 益登 48, 68, 118, 127, 138
 宮崎藤九郎 7~10
 宮崎松下院(本蔵) 150
 宮島 46, 139 鼈鼠(社)
 妙詠寺 151
 妙慶院 4, 8, 10, 14, 19, 21, 25,
 29~31, 33, 39, 46, 50, 51,
 58, 60, 68, 72, 74, 75, 81,
 89, 97, 99, 100, 102, 107,
 110, 114, 117~119, 121,
 122, 128, 129, 134, 139,
 143, 145, 148, 151, 154,
 161, 163, 166, 167, 174
 明星院 9, 41, 70, 87, 101, 109,
 130
 妙頂寺 78, 85
 妙風寺 122, 127, 128, 133
 三好磯平 161
- む**
 向井左門 66, 84
 棟井謹作 167
 村井文甫 129
 村上敬次郎 6, 8, 11, 12, 14, 17, 19~
 21, 24, 25, 29~32, 34~
 36, 38, 39, 41, 42, 45, 46,
 49, 50, 52, 56, 57, 59, 60,
 62~64, 68, 69, 71, 73~
 75, 79, 81, 91, 93, 100,
 104~107, 110, 111, 113
 ~117, 121, 123, 124,
 126, 127, 129, 132, 135,
- 137~142, 144, 145, 147
 ~150, 152~155, 157,
 159, 161, 162, 166~168,
 172, 175, 177
 室角峯登 47, 137
- も**
 毛利
 淡路 85
 隠岐 79
 左京 85
 讃岐 85
 大膳(敬親) 76, 79, 80, 92, 115,
 116, 169 宰相公,長
 〔州〕侯,長門宰相,松平大
 膳大夫
 長門(広封) 76
 長州若侯,松平長門守
- 森**
 乙三郎 162
 喜久二 43, 47, 167, 168
 仙太郎 10, 40, 43, 119, 124, 126,
 138, 161, 162, 164, 166
 ~168, 172
- 森岡**
 弟婦(たつ)〔万之進妻〕 20, 64, 86,
 91, 115, 123, 149
 好 150
 さよ 73, 129
 松寿院(十兵衛室) 42
 槌 152 薫香童女
 信槌 170
 ます 80, 165, 166
 万之進 6, 9, 13~15, 18, 20, 21,
 23~25, 29, 31, 37, 38,
 42, 50, 52, 54, 56, 59, 62
 ~64, 67, 69~71, 73, 75,
 80, 84, 86, 87, 89~91,
 93, 96, 99, 105, 112, 114,
 115, 118, 124~127, 129,
 136~144, 146~148, 150
 ~159, 161, 164~166,

[松平つづき]

伊賀守(忠礼) 136
 沓岐守(久松定法) 61, 66
 右近将監(武聡) 60, 65
 越前守(茂昭) 65
 近江守(浅野長厚) 64~66, 80, 169
 大炊(頼徳) 85
 大蔵大輔(慶永〔春岳侯〕) 18
 越前前中将
 隠岐守(久松勝成) 60, 65
 主計頭(直哉) 65
 上総介 84
 相模守(池田慶徳) 60, 65
 因州侯
 左金吾 66, 84
 佐渡守(直巳) 65
 讃岐守(頼聡) 66, 86, 113
 高松侯
 下総守(忠誠) 137
 修理大夫(島津茂久) 60, 66, 97
 薩侯
 大膳大夫(毛利慶親) 69
 宰相公,長〔州〕侯,長門
 宰相,毛利大膳
 出羽守(定安) 60, 65
 主殿頭(忠和) 66
 中務大輔(親良) 61
 長門守(毛利定広) 53
 長州若侯,毛利長門
 肥前守(鍋島茂実) 61, 66
 肥前侯
 備前守(池田茂政) 61, 65, 97
 備前侯
 三河守(慶倫) 61, 65 津山侯
 美濃守(黒田斉溥) 66
 黒田美濃守,筑前侯
 伯耆守(本庄宗秀) 136
 松野
 八郎兵衛 169
 孫八郎 167, 169, 172
 松前伊豆守(崇広〔松前伊豆 松前侯〕)
 136, 160, 162

松本

玄郁 122
 太郎三 71
 松山侯(板倉勝静) 115 板倉周防
 守,備中松山侯
 真野謐五郎 47
 丸山屋清四郎(東城町人) 41
 満足屋(中島町) 84

み

三浦
 玄蕃頭(顕次〔玄蕃,三浦侯〕) 79,
 85, 96
 備後守(弘次) 61, 65, 79

三木

幸次 143
 十左衛門 107

水谷

伯母(又左衛門室) 19, 45, 62,
 120, 122, 125, 170
 八十郎 6, 30, 47, 62, 79, 83, 89,
 99, 120, 122, 125, 140,
 143, 170

水野

和泉守(忠精) 137
 右膳 169 堀田右膳
 采女 66
 故越前侯(忠邦) 108
 左金吾 169, 177

水本龍太郎

84

三尾惣大夫

83, 98

水戸〔当〕中納言(徳川慶篤〔水戸殿〕)

85, 108, 137

水戸民部大輔(松平昭徳)

92, 101

水戸老公(徳川斉昭)

108 烈公

水上

熊雄 161, 164, 175

甚大夫 161

湊屋周兵衛(東城町人)

41

源

家茂公 3, 95 公方様,將軍,

大樹(徳川)家茂

人名・寺社名索引 13

- 星野
 幸次郎 70, 166
 幸次郎娘 143
 貞之助 13, 16, 67
 武平次 7, 13, 20, 30, 80, 90, 98,
 113, 144, 148, 159, 170
 細 六郎 115
 細川越中守(護久) 61, 66 肥後侯
 堀田
 伊三郎 21, 155, 156, 169
 右膳 177 水野右膳
 勝太郎 21, 114, 155, 169, 177
 恂之助 21
 助六 6, 98, 99
 孫六 6, 10, 34
 堀江太左衛門 81, 92
 堀尾
 嘉善(嘉膳 隠居 笑石) 7, 9, 12~
 15, 20, 21, 25, 30, 32, 38,
 44, 45, 50, 76, 92, 99,
 109, 110, 116, 117, 119,
 120, 124, 126, 134, 137,
 138, 141, 142, 145, 150,
 154, 156, 162, 164, 171,
 172, 177
 勝登 7~9, 16, 22, 24, 29, 38,
 46, 49, 50, 57, 60, 63, 68,
 76, 83, 90, 91, 96, 97, 99,
 101, 102, 105~110, 114,
 117, 119, 122, 124, 128,
 134, 135, 139, 142, 143,
 148~151, 153, 155, 158,
 163, 165~168, 171, 172,
 174
 勝登実母 60
 後室(かね)〔笑石内室 老室〕 5, 12,
 23, 35, 40, 68, 76, 81, 98,
 105, 109, 110, 124, 127,
 134, 135, 137, 140, 146,
 154, 159, 163, 170, 173
 貞登 160
 とみ(富 ,とめ) 5, 48, 81, 91
 内室(勝登室むら)〔嫁〕 68, 71,
 100, 108, 110, 117~119
 平野伝右衛門娘
 娘 76, 154
 芳 105
 嫁(嘉善縁女) 145, 150, 154
 田所大進養女,長束清
 次郎娘
 老室(眠石室) 68, 105
 本照寺 50, 60, 75, 122, 123, 143
 本多
 庫人 68
 相模守(助実) 136
 肥後守(忠鄰)〔本多侯 本多様〕 65,
 78, 85, 86, 96
 美濃守(忠民) 137
 ま
 前浜平次郎 163, 165
 曲淵鑄市 66
 真木兵左衛門(東白鳥町) 80
 牧野
 静磨 70
 備前守(忠恭) 69
 孫二(佐伯郡小方村船主) 34
 益田右衛門介 80
 松井
 左平太 49
 直馬 68
 松浦
 久米之丞 19, 22
 宮吉 121
 松尾角左衛門 90
 松蔵(村上彦右衛門小者 若党 元小者清
 八子) 143, 153, 154,
 163
 松田
 栄吉 73
 健蔵 10, 17, 71
 峰登〔何某〕 34, 111, 112, 116
 松平
 阿波守(蜂須賀齊裕) 60, 65

12

- 彦根侯(井伊直弼) 108
久留
杏蔵 4, 47, 73, 138, 165, 171
杏蔵娘(女) 120, 125
俊蔵 36, 141, 174
尾州(徳川 玄同公(茂徳)) 134
尾州公(徳川慶勝) 尾公, 尾州隠公, 尾州様, 尾州前大納言) 73 ~ 75, 77, 80 ~ 82, 84, 87 ~ 89, 92, 97, 98, 108, 115
尾張前大納言
肥前(鍋島 閑叟侯(老侯)) 74
肥前侯(鍋島茂実) 115 松平肥前守
備前侯(池田茂政) 5 松平備前守
日高勘兵衛(村上彦右衛門家来) 57, 58
備中松山侯(板倉勝静) 63
板倉周防守, 松山侯
一井
嘉内 4, 24, 99, 143
久太郎 143
一橋公(中納言(一橋慶喜)) 28, 29, 87, 91, 92, 97, 101, 156, 159, 160
妣廟(村上彦右衛門実母, 秀光院) 21, 22, 115
平岩金左衛門 67
平岡丹波守(道弘) 136
平川静一郎 8, 59, 90, 110, 143
平野
伝右衛門 6, 8, 12, 13, 17, 18, 20, 21, 23 ~ 25, 29, 30, 32, 33, 35, 38, 49 ~ 51, 56, 63, 67, 76, 90, 93, 97, 99 ~ 102, 104, 105, 107 ~ 111, 115, 117, 118, 143, 146, 148, 153, 154, 157, 160, 161, 171, 172, 176 ~ 178
伝右衛門室(平野室) 71, 110
伝右衛門娘(むら) 9, 12, 13, 15, 35, 117 堀尾内室
能登路 97, 101
増蔵 15
広藤道庵 77, 88, 89
ふ
深江静衛 96 ~ 102
深町真喜太 4, 47, 49, 57, 60, 68, 72, 98, 99, 120, 123, 133, 138, 147, 153, 166
普観廟(村上家二代甚兵衛室) 155, 168
福寿院 7, 78, 98
福田ふみ 170
福原越後(筑後) 48, 50, 51, 53, 54, 80
福間式部 147
福山侯(阿部正方) 63, 77, 103, 104
阿部主計頭
福山屋喜十郎(沼隈郡今津宿) 104
藤岡熊太郎 38
藤川
伯母 143, 157
甚吉郎 18, 24, 68, 72, 75, 99, 109, 110, 122, 123, 128, 137, 152, 161
甚吉郎妻 137
每登 6, 23, 30, 75, 122, 125, 127, 140, 141, 172
とめ(留) 75, 157
藤田
群左衛門 41
敬次郎 4, 67, 98, 99, 107, 168
良蔵 160
藤之森社 18
伏見入道御宮(晃親王) 17 山階宮
普照廟(村上家二代甚兵衛) 70, 74, 82, 155
藤原実美 25 三条実美
二川主税 128
二葉山社(二葉, 二葉山) 86, 153, 154
仏護寺 11, 80, 85
ほ
宝国(村上彦右衛門亡弟庫吉) 10
法信院(藤川叔母) 122
法泉院(藤川貞) 122

人名・寺社名索引 11

- 137, 138, 153, 154, 156,
157, 162
清次郎妻 74, 148
清次郎娘 142
田所大進養女,堀尾嫁
中津屋
後家(佐伯郡平良村) 14, 15, 45,
109
董助(沼隈郡中津原村) 103
豊助(佐伯郡平良村) 19
長門宰相(毛利敬親〔慶親〕) 25 宰
相公,長〔州〕侯,松平大膳
大夫,毛利大膳
中西元禎 53
長沼淡齋(澹齋) 164
中根栄蔵 132
長橋局 74
中村忠左衛門 109
中本吉太郎 34
中山半之丞 161
名倉求馬 75, 132, 138, 165
成瀬隼人正 77~81, 96
南部信濃守(利濟) 137
- に
- 西川清六 151
錦小路前右馬頭(錦小路様〔頼徳〕) 49,
50, 59
西本願寺(京都) 59
西村
桂蔵(京都) 59
宗通(京都) 59
保五郎 52
丹羽
正司〔庄司〕 4, 14, 21, 31, 42, 45,
47, 59
正蔵〔庄蔵〕 9, 10, 42, 46, 59, 60,
62, 72, 79, 88, 90, 99,
100, 109, 118, 120, 127,
137, 138, 158, 172
正蔵内室 137
正蔵娘 107, 110
- 庭瀬板倉侯(板倉勝弘) 93
板倉撰津守
- の
- 能称廟(村上家五代藤次郎) 62, 149
野口金兵衛 19, 64, 89, 90, 117, 126,
143, 148
野崎七左衛門 16
野原八右衛門 30, 60, 67
野村
権祐 52
帯刀 148, 172
- は
- 梅梢院(浅野斎肅生母) 56
長谷川惣蔵 75
波多野
権祐 9
清太郎 16
八幡宮(安那郡芦原村) 103
服部
中 66
権右衛門 114, 162
畠山直衛 128
林
五郎四郎 108
三郎平 44
左門 108
太郎八 44
富太郎 115
速水兼造(土肥兼造) 45
原
十郎二 6
新五兵衛 68
- ひ
- 桧垣他人吉 67
東本願寺(京都) 54, 59
樋口志津磨 176
肥後侯(細川護久) 115, 136
細川越中守
彦根侯(井伊直憲) 53 井伊掃部頭

10

常助(村上彦右衛門小者) 16
 坪井道成 40
 坪内久米之助(介) 4, 47, 88, 99, 106,
 115, 138
 津山侯(松平慶倫) 63, 87, 88, 96
 松平三河守

て

貞善童子(童女 村上彦右衛門妹順) 46,
 139
 手島鷺一郎 157
 寺尾
 生十郎 76, 79
 隼人 128
 兵之進 22
 寺西
 匠作(雅楽) 64, 80, 82, 128
 盛人 76, 79, 80
 寺山鞆負 108
 伝正院(浅野長政) 109
 天寧寺(尾道) 104
 伝福寺 50, 63, 143
 天満宮(御袖天満宮,尾道) 104
 天龍寺(京都嵯峨) 54

と

桃岳(浅野道博子又吉) 114
 東照宮 147, 154, 163 御宮
 遠山
 左衛門 66
 信濃守(友禄) 137
 戸川鉾三郎 76, 78, 79, 81, 84, 88, 91,
 167, 169, 172
 土岐山城守(頼之) 137
 得井勘次郎 14, 67
 徳川
 家茂 27~29 公方様,將軍
 [様],大樹[公],源家茂公
 寿千代 112
 土佐前侍(山内豊信) 27
 豊島屋(円助,白神一丁目) 84
 戸田

越前守(忠恕)〔越前侯〕 17, 111

伝太 16

大和守(忠至)〔和三郎〕 17

殿様(浅野茂長) 14, 15, 21, 39, 40,
 58, 67, 80, 97, 109, 124,
 130, 144, 154, 172, 175
 御名,大守様,殿様,源
 茂長公

鳥越清太(村上彦右衛門若党) 12, 34,
 51, 52, 54, 55, 102, 116,
 128, 135, 154, 161~163,
 165, 167, 170, 171, 176

な

内藤

平八郎 67

弥左衛門 66

若狭守(頼直) 136

永井

仲之助 40, 41, 52, 125, 138

主水正 81, 84, 167, 169, 172

長尾

弘策 32, 37

正司 35, 36

中川

修理大夫(久昭) 36, 61

慎太郎 99, 100, 114

中川(河)宮(朝彦親王) 17, 51, 53
 尹宮

中島清甫 41, 70

永田権助 8

長束

市郎右衛門 14, 36, 46, 49, 50,
 69, 70, 73, 74, 105, 116,
 120, 122, 123, 127, 133,
 156

市郎右衛門孫男 74

市郎右衛門娘 73

吉之進 84, 90, 113

故市郎右衛門 120

佐一郎 15

清次郎 21, 29, 117, 123, 127,

人名・寺社名索引 9

- 田所大進養女 142
長束清次郎娘,堀尾嫁
- 田中実五郎 23, 24, 29, 30, 44, 51, 58,
102, 107, 118, 161
- 田那村勘兵衛 109
谷口
岩次郎 114
喜作 37
- 田沼玄蕃頭(意尊) 112
- 田上仙助 161
- 田原広吉 133
- 田丸稻右衛門(稻之衛門) 46
- 田宮政之進 90
- 為五郎(奴可郡下千鳥村) 88
- 旦那様(浅野道興) 9, 10, 15, 17, 19,
20, 22, 36, 39, 43, 47, 53,
55, 56, 60~62, 79~82,
86, 96~98, 109, 118,
144, 154, 167, 173, 175
浅野河内,御上,紀道
興,御前,此(御)方様,
旦那様
- ち**
- 智鏡院(木野一馬先妻) 124
- 筑前侯(黒田斉溥) 115
黒田斉溥,松平美濃守
- 筑前屋栄助(東城町人) 41
- 茶屋太郎一 136
- 中将君(松平容保) 51 会津侯
- 長
大隅守 60, 87, 89
久米之助 143
貞平 87
新兵衛 147
武左衛門 14, 16, 32, 74, 87, 97,
101, 112, 113, 132, 141,
144~149, 151~155, 157,
159, 161~165, 167~170
- 長安寺 11, 42, 152~154
- 超覚寺 11
- 長(州)侯(毛利敬親(慶親)) 17, 43, 49,
70 宰相公,長門宰相,
松平大膳大夫,毛利大膳
- 長州若侯(若殿(毛利広封(定広))) 51,
54 (松平)長門守,毛
利長門
- 長助(沼田郡東野村北之庄 新吉父) 162
- 長生院(浅野長政室) 109
- 超専寺 78
- 澄廡(澄源院,浅野道博) 41, 128
- 千代浦(東城浅野家老女) 9, 22, 31, 41,
73, 105, 145, 175
小倉恒助母さた
- つ**
- 辻
妹(梅(辻清人室 村上彦右衛門妹))
14, 15, 40, 41, 44, 46, 52,
53, 57, 68, 78, 114, 115,
142
- 吉弥 52, 142, 157
- 清人 6, 8, 13~15, 18, 23, 24,
29, 30, 32, 36, 38, 40, 41,
43, 44, 46, 50, 53, 56~
58, 68, 70~72, 81, 83, 97,
105, 106, 109, 115, 118,
123~125, 127, 132, 134,
136, 137, 142, 146, 154,
156~158, 167, 168, 172,
173, 177
- 将曹 5, 44~46, 50, 64, 81,
118, 157, 158, 162, 166,
175
- たけ(竹) 68, 71, 73, 81, 156,
157
- 保馬 79, 142
八十榎(源之進) 68, 78, 79
- 津田三郎兵衛 84
- 蔦屋文助 16
- 土屋
秀太郎 21
徳(篤)三郎 9, 90
政之進 40

8

- 47, 62, 67, 69, 70, 74, 75,
79, 99, 125, 133~135,
140~142, 144, 150, 151,
156, 160~162, 177
- 杉田新兵衛 128
杉山弥一左衛門 98
鈴木
 内蔵 93
 安兵衛 167
鱸兵馬 84, 139, 140
須藤並人 4, 99
- せ**
誓願寺 172
清住寺 14, 15, 45, 50, 69, 72
政蔵(村上彦右衛門小者) 51, 91, 102,
143
清八(村上彦右衛門元小者 松蔵父) 143
生籠(妙慶院小僧) 29, 114, 118
席次郎(庄屋) 64
千光寺(尾道) 104
先考(廟)(村上彦右衛門父星右衛門 超徳
院) 21, 114
鮮珠信士(桑原七左衛門) 14
専勝寺 59
専念寺(千年寺)(佐伯郡宮内村) 34
専立寺 79, 85
禅林寺 11, 176
- そ**
宗播磨守(義和)御前様(浅野齐賢娘信衆
院) 36
曾祖妣廟(村上家三代彦兵衛室) 170
 大教廟
園部玄仙 45
空鞆社 71
- た**
大教廟(村上家三代彦兵衛室) 36, 83,
123 曾祖妣廟
大光院(浅野慶熾) 57, 67
泰(大)山寺(尾道) 104
- 大寿院(水谷又左衛門) 63
大樹(公) 12, 14, 15, 25, 26, 116,
160 公方様, 將軍(徳
川)家茂, 源家茂公
大守様(浅野茂長) 112 御名, 殿様,
源茂長公
大融(廟)(村上家三代彦兵衛) 35, 36,
123
多賀鞆負 66
高木来助 11, 22, 42, 62, 126, 155,
156, 176, 177
高辻様 59
高野何某(佐伯郡己斐村) 106
高橋清八 85
高松侯(松平頼聡) 83, 88, 113, 115
 松平讃岐守
高見屋(紙屋町) 85
宝寺(宝積寺, 京都山崎) 42, 54
滝川又左衛門 108
滝戸幸蔵 6, 72
武内
 保之進 20, 21, 31, 68, 69, 100,
101, 109, 110, 114, 119,
132, 134, 150
 保之進若後室 134
武田
 勇 43, 47
 耕雲斎 87, 113
竹中丹後守 173
田坂平太夫 112
豊屋喜右衛門 168
立花
 出雲守(種恭) 136
 左近将監(鑑寛カ) 61
 飛騨守(鑑寛) 66
田付主計 39
龍田正作 167
龍野侯(脇坂安斐) 78 脇坂淡路守
伊達
 前侍従(宗城) 27
 遠江守(宗徳) 60, 66
立野一郎 8

人名・寺社名索引 7

- 益之丞 5, 14, 21, 30, 33, 42, 49,
79, 83, 90, 96, 101, 106,
107, 119~121, 128, 135,
137, 145, 159, 163, 166,
167
益之丞内室 106
真田信濃守(幸教) 65
三郎治(世羅郡小童村頭庄屋) 87
三次(小回り) 23
三条実美 116 藤原実美
三之丸稻荷社 11, 14, 105
- し
- 塩川明神(安那郡矢川村) 103
慈眼廟(村上家初代三郎右衛門) 58, 146
慈君(村上彦右衛門継母) 4~8, 11, 18
~20, 25, 29~33, 35~42,
44~47, 49, 52, 63, 67~
72, 74, 78, 79, 81, 83, 96,
99~102, 104, 112, 114,
123, 124, 126, 134, 135,
137, 143, 145, 146, 149,
150, 152, 154, 155, 162,
165, 167, 168, 170, 175,
176
慈光廟(村上家初代三郎右衛門室) 58,
75, 146
志道安房 79
穴戸
備前 147, 148
備後介 161, 168
慈仙寺 11
実応(実応源心童子〔村上彦右衛門亡子
千代雄槌〕 25, 29~31,
117, 118
実山(村上彦右衛門亡子幾三郎) 58
芝山様 14, 59, 73, 104, 105, 147,
148
洪江藤之進 12
島津少将(三郎〔島津久光〕 17, 27
島本
広右衛門 4, 76, 78, 89, 99, 120
- 全之丞 177
持明院 78, 85
下瀬
徳〔篤〕之助 64, 72, 127, 133
孫平 4, 64, 99
下曾根金三郎 16
秋月君(村上家四代勇蔵子松之助) 59
周五郎(佐伯郡地御前村) 45
秀山(村上彦右衛門亡子正介) 145
秋露童女(村上彦右衛門亡子松濃) 142
松栄寺 57, 58
將軍〔様〕 26, 27, 82, 126, 127, 130,
133, 134, 156, 159
公方様, 大樹〔徳川〕家茂,
源家茂公
浄国寺 11
昌寿院(上杉育定室 浅野育賢娘) 45
少将様(浅野育肅) 5, 46, 99, 117, 130,
166
常〔称〕廟(村上家四代勇蔵) 36, 38, 52,
126
正清院 85, 124, 144
浄専寺 78, 85
庄蔵(村上彦右衛門小者) 16, 34, 39,
47, 51
浄土寺(尾道) 104
常念寺 4
昌林院(京都) 12
白神社 4, 11, 71, 99, 121, 157
白川〔河〕侯(阿部正外) 162
阿部豊後守
神応院 112, 113
心海(浅野高平娘) 114
新吉(村上彦右衛門小者, 長助子) 162
心行寺 119
慎徳院(君〔徳川〕家慶) 108, 144
神保屋(千葉)清次郎(安芸郡海田市) 136
信〔楽〕廟(村上家四代勇蔵室) 20, 22,
36, 124, 126
- す
- 杉岡文碩〔碩〕 4, 35, 38~40, 42, 44~

- 88, 98, 104, 105, 115,
139, 164, 170, 173, 174
- 広寂寺 11, 38
- 恒助(木野家来) 63, 125, 149
- 興禅寺 11, 81, 82, 98
- 興徳寺 44, 45, 50, 110, 122, 124,
138, 143, 166
- 河野
伊予守 173
熊之進 91
- 光廟(光照院, 浅野高勝) 128
- 幸兵衛(佐伯郡白砂村, 常助父) 12
- 光明院 102
- 国泰寺 11, 67, 79~81, 83, 141,
168, 171, 174, 175
- 小島
左源太 31, 60, 90, 138, 144, 153
左源太後妻 31
- 御前(浅野道興) 69 浅野河内, 御上,
紀道興, 此[御]方様, 旦那様
- 小鷹狩 登 39
- 小谷恵助 109
- 此[御]方様(浅野道興) 53, 58, 67, 78,
79, 86, 113, 122, 136, 154
浅野河内, 御上, 紀道
興, 御前, 旦那様
- 小島易人 6, 21, 22
- 小林
邦太郎 88, 96
土佐守 43, 124
彦右衛門 82
- 小森佐渡守 18
- 権現様 119, 122
- 近藤
主税之介 111
万之進 68
- 厳宮(佐伯郡小方村) 34
- 金比羅 44
- さ
- 西向寺 4, 9, 10, 13, 15, 16, 19,
22~24, 31, 35, 36, 38,
- 41, 42, 44, 46~50, 52,
54, 55, 59, 60, 62, 63, 67,
70~72, 74, 75, 77, 82,
90, 91, 97, 99, 101, 102,
105, 109, 110, 115~117,
119, 123, 124, 126, 129,
133, 135, 137, 139, 140,
142, 143, 145, 146, 149,
150, 152, 155, 156, 158,
162, 163, 165, 168, 170,
176, 177
- 西国寺(尾道) 104
- 宰相公(毛利慶親) 55 長[州]侯,
長門宰相, 松平大膳大夫,
毛利大膳
- 西念寺(佐伯郡小方村) 34
- 西蓮寺 50
- 早乙女家長 48
- 酒井
雅楽頭(忠績) 111, 127, 136
左衛門尉(忠篤) 137
- 榊原式部大輔(政敬) 136
- 坂本十尋 65
- 桜井与四郎 65
- 佐々木
猶(直)馬 33, 64, 89, 90, 143,
148, 176
- 平太 91, 145, 148, 161, 167,
168
- 佐竹
右京大夫(義堯) 137
玄白 12, 38
- 薩摩少将(島津茂久[薩侯]) 17, 77
松平修理大夫
- 佐藤
喜代見 8, 14, 15, 50, 61, 63, 67,
68, 105, 109, 110, 117,
118, 123, 127, 134, 138
- 源右衛門 114, 121
- 佐久馬 103
- 三助 101
- 出羽守 103

人名・寺社名索引 5

- 平之進 49
- 木野
一馬 6, 10~12, 15, 20, 33, 44,
63, 74, 110, 116, 124, 171
一馬室〔嫂氏, 内室〕 7, 124, 171
謙造〔謙蔵, 米槌〕 6, 11, 14, 15, 17,
20, 42, 48, 74, 79, 89, 111,
119, 121, 139, 140, 142,
143
友蔵 7, 44, 45
まつ 124
紀 道興〔浅野道興〕 95 (浅野)河
内, 御上, 此御方様, 旦那様
木下備中守(利恭) 61
木原
慎一郎 105, 107, 126, 134, 148,
149, 155, 159, 165, 167
清次郎〔村上彦右衛門元若党〕 5,
29, 30, 118
徳蔵弟 160
木俣土佐 172
木村
伊太郎 90
外記 40
京極佐渡守(朗徹) 61
御名〔浅野茂長〕 61, 65, 170
大守様, 殿様, 源茂長公
今上皇帝(孝明天皇) 3, 95 統仁
- <
- 草野実弥 72, 73, 127
櫛笥殿(隆韶) 17
国司信濃 55, 80
国蔵(小使) 23
国名局 74
久野
邦太郎 153
秀太郎 38, 72, 99, 101, 123, 124,
138, 153, 157, 158, 163~
165, 170, 171, 173, 174
秀太郎母 142, 143
八十助 4, 47, 48, 72, 75 義
- 精院
淑人 75, 87
良蔵 108
久保(紙屋町) 84
公方様 7, 136 将軍, 大樹,
(徳川)家茂, 源家茂公
久保田平司 151, 166
蔵田
庫之進 4, 107, 109, 112
左太郎 109
百太郎 37
倉屋多助〔賀茂郡三津口村船問屋〕 104
栗原直之進 162, 172
黒川左内 110
黒田
美濃守(齐溥) 60
筑前侯, 松平美濃守
宮太郎 174
弥五左衛門 174
若侯〔黒田慶賛〕 34
- 桑原
叔婆 45
嘉東太 118
吉郎二 7, 14, 24, 31, 32, 45, 47,
57, 69, 71, 86, 107, 115,
130, 132, 133, 147, 150,
172
内蔵二 23
秀太郎 84
俊太 52
藤之丞 106
薰香童女 152 森岡槌
- 付
慶雲院〔浅野幸長後室〕 172, 174, 175
健徳院〔浅野高平〕 164, 173
源入良栄信士〔桑原小左衛門〕 69
建仁寺〔京都〕 122
- こ
小池良太郎 75, 122~124
高謙院〔浅野高平室〕 11, 12, 50, 59,

4

恒助母さた 9 八十野
 古碁右衛門 119
 道登 72, 99
 小倉屋友四郎(西条四日市宿) 102
 統仁(孝明天皇) 3, 95 今上皇帝
 尾関利源太 128
 雄剣宮(沼隈郡今津村) 104
 小幡三養 22, 117
 御宮 122, 154 東照宮
 尾張前大納言(徳川慶勝) 65
 尾州公
 温恭院(徳川家定) 温恭君 57, 58,
 108
 温公 165

か

海雲寺 77
 海嶽院(浅野高明) 60
 海蔵寺 5, 17, 19, 41, 50, 60, 62,
 78, 79, 83, 99, 108, 114,
 128, 134, 136, 143, 173

夏岳君 129
 香川多仲 4, 57
 瘡守社 42
 香椎宮(筑前国) 17, 41
 加島作右衛門 82
 梶山容斎 120
 加州侯(様) 前田齊泰 97, 108
 家小(村上彦右衛門室) 5, 7, 11, 12,
 15, 17~19, 25, 29, 30,
 32, 34~37, 48, 50, 63,
 69, 70, 74, 79~81, 91,
 100, 102, 104, 107, 110,
 122~126, 134, 138, 141,
 150~152, 154, 157, 160,
 171
 和宮 151
 片岡 弘 15, 16, 58, 69, 70, 72, 73,
 82, 91, 109, 110, 127~
 129, 135, 149, 150, 159
 桂 辰馬 13, 90, 144
 葛城(何)某 155, 156

加藤
 熊蔵 85
 出羽守(泰社) 61

金子
 元達 40, 135
 寿静院 146 幾田
 省三郎 13, 15, 39, 73, 106, 119,
 127, 133, 140, 173
 徳之助(霜山) 65, 66, 146
 金屋半助(東城町人) 41
 亀井隠岐守(茲監) 60, 65
 蒲生司書 22, 62
 加茂明神(安那郡芦原村) 103
 花林(浅野高平娘) 114, 115
 河瀬喜和馬(極人) 4, 22, 77, 78, 99,
 101, 106, 135, 157~159,
 163~165, 170

川本屋恒右衛門 135

菅
 馬之進 20, 37
 猶人 37
 直之進 128
 平磨 53, 67
 諸人 37, 38, 47, 52, 128, 132
 諸人妹 125

観行院(和宮実母) 151
 神田社(神田八幡宮) 15, 110, 154, 163
 観音寺(京都山崎) 54
 関白(二条齐敬) 160
 甘露寺殿(甘露寺勝長) 51

き

儀三郎(世羅郡小童村) 141
 紀州公(徳川茂承) 紀州侯(紀伊中納言)
 18, 134, 137
 義精院 87 久野八十助
 北川清(誠)之丞 52, 53

吉川
 采女 147
 監物(経幹) 62, 80, 81

木梨
 彦右衛門 171

人名・寺社名索引 3

- 主水(安敦) 4, 5, 21, 22, 30, 42,
53, 64, 67, 79, 80, 82, 86
~ 89, 92, 97, 99, 100, 109,
110, 112, 114, 116, 120,
122, 144, 146, 149, 154,
167, 170, 176
- 植田乙次郎 79, 140, 174
上野吉次郎 153
宇佐宮(豊前国) 17, 41
牛尾立佐 107
内田
鎌五郎 167
善蔵 82, 86, 88, 98
梅園順次郎 39, 45, 68, 70, 78, 80,
113
梅溪中将(通善) 17, 41, 43
- え
- 江川氏(太郎左衛門英龍) 108
江木氏(繁太郎 鱒水) 164
越前前中将(松平慶永 春岳) 27
松平大蔵大輔
越前屋幸蔵(東引御堂町) 77, 81
遠藤佐兵衛 79, 81, 92, 113, 174, 175
- お
- 御宇衛様(浅野道興室) 4, 7, 11, 18~
20, 22, 38, 49, 76, 86, 90,
96, 98, 106, 108, 112, 135,
152, 167, 176, 177
横超院(西向寺隠居) 62
御裏地藏尊 145
大柿
忠次郎 4
藤太 99
御奥天満宮 41, 42, 82, 102, 129, 156,
170
大久保宇都 6
大島
吉之助(西郷隆盛) 81
五兵衛 6, 8, 9, 15, 24, 29, 30,
32, 33, 37, 49, 50, 58, 61,
64, 76, 77, 83, 84, 89~
91, 97, 99, 100, 102, 105,
107, 113, 119, 127, 146,
148, 153, 156, 158, 160,
164, 171, 172, 175, 176
- 五兵衛妹 175
五兵衛(亡母) 22, 116
主殿 66
松太郎 118, 161, 167, 168
靱負 65
太田孫平 6
大津四郎右衛門 162
岡崎様 5, 41, 49, 50
小笠原
壹岐守(長行) 169
近江守(真正) 66
幸松丸(貞孚) 66
佐渡守(長国) 66
鍾(鐘)次郎 66, 84
大膳大夫(忠幹) 61, 66
岡島平之進 48, 67, 68, 101, 109, 110,
114, 127, 128, 132~141,
145, 147, 148, 150, 152~
157, 159, 165~168, 170
- 岡田
重(十)次郎 157, 165
八十太郎 90
小方屋源兵衛(東城町人) 41
岡野
亀蔵(村上彦右衛門小者) 8
新五 23, 24
御上(浅野道興) 69
浅野河内, 紀道興, 御前,
此(御)方様, 旦那様
岡本主馬 4, 48, 52, 59, 98, 99, 119,
120, 166
沖 和多理 147
奥 弥右衛門 4, 67
奥田政次郎 40, 47, 130
奥平大膳大夫(昌服) 61, 66
小倉
恒助 11, 20, 22, 119

2

有馬

玄蕃頭(慶頼カ) 60
遠江守(道純) 65
中務大輔(慶頼) 66

粟田耕一 84, 167

安藤

帯刀(直裕カ) 82
飛騨守(直裕) 174

い

井伊

掃部頭(直憲) 136, 172 彦根侯
兵部少輔(直安) 172, 173

飯田六郎 14

飯沼五百之進 82, 98

幾田(岡崎家老女) 5, 50, 88, 98, 146

金子寿静院

井口喜久馬 62

池田加賀守(神田八幡宮神官) 15, 110, 163

井沢元秀 29, 30, 32, 135

石井

寿兵衛 9, 10, 13, 15, 23, 29~31,
47, 128, 133, 142, 153

寿兵衛三女 133

修理 64, 73, 77, 79

大膳 22

石川虎蔵 108

石河佐渡守 81, 82, 88, 91, 97, 98

石坂武平 167

板倉

周防守(勝静)〔伊賀守,周防,周州侯,
防州侯〕 61, 65, 78, 79,
83, 85, 87, 96, 97, 109,
110, 169

備中松山侯,松山侯

摂津守(勝弘)〔摂州侯〕 65, 78, 85,
96 庭瀬板倉侯

巖島(社) 33 宮島

伊藤

大進 125

徳之助 117, 125, 129, 137, 162

稲垣信濃守(長明) 136

稲葉美濃守(正邦)〔稲葉侯,稲葉様,稲葉
長門守,稲葉民部大輔〕
65, 81, 84, 96, 108
淀稲葉侯

井上

市太郎 47, 67

主水正 160

井原主計 161, 163, 168

今井小左衛門 24, 84, 92, 107, 146, 148

今中大衛 53, 128, 161

いよや官次郎 84

岩崎

佐嘉登 62

瀬平 110

調作 128

よし(後室,良之進母) 8, 23, 29,

30, 32, 35, 40, 50, 57, 69,
76, 82, 100, 102, 109, 118,
119, 125, 128, 134, 139,
145, 155

良之進 18, 21, 23, 24, 29, 30, 35,
38, 45, 48, 50, 51, 76, 99,
102, 118, 121, 123, 126,
130, 132, 142, 148, 150,
152, 153, 176, 177

良之進妻〔嫁〕 62, 69

岩瀬敬太郎 66

岩田三蔵 84

岩部左平次 81, 113

因州侯(池田慶徳) 44 松平相模守

因伝寺 50, 143

尹宮(朝彦親王) 26 中川(河)宮

う

上杉弾正大弼(斉憲) 137

上田

辰之進 22, 67, 68, 106, 170, 176,
177

典膳(亀之助) 100, 109, 110, 138,
176

人名・寺社名索引

凡 例

算用数字はページ数を示す。

配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。

原則として原文のまま収録し、名前しか分からない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属村名、職名などを()で補うようつとめた。同一人物で2つ以上の呼称がある場合、[]で示したり、で参照できるようにした。

女性名の「於」「お」字は省略した。

採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

あ

会津侯(会津中将〔松平容保〕 17, 18,
27, 51, 59 中将君

相庭 静 159

青野保太郎 166, 170

赤川又三(太郎) 161

朝尾彦造(京都) 59

朝倉小源太 66

浅野

右近(忠英) 4, 8~10, 12~14, 16
~18, 38, 44, 64, 65, 80
~82, 84, 88, 96, 97, 147,
157, 165, 170, 177

右近奥様 174

河内(道興) 86 御上, 紀道興,
御前, 此〔御〕方様, 旦那様

外記 18

式部 62, 73, 78, 129, 130

式部奥様(奥方) 78

助九郎 4, 49, 52, 73, 75, 99, 128,
139, 155, 163

哲之進(盛之丞) 133

節夫 65, 126

内記 20, 78, 99, 130

八左衛門 69, 71

飛騨(遠江) 10, 31, 114, 116, 117,
119, 120

守之進 77

足利庫之助 161

阿部

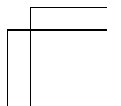
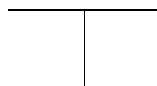
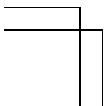
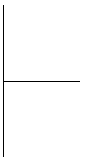
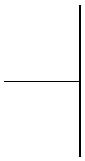
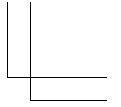
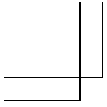
主計頭(正方〔阿部様〕 61, 65, 83,
85, 97 福山侯

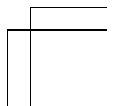
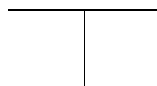
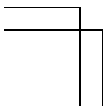
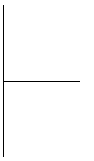
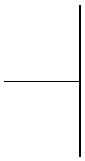
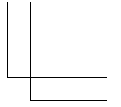
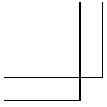
豊後守(正外〔豊後 阿部侯〕 86,
108, 136, 159, 160, 162
白川〔河〕侯

天野

民七郎 67

保允 64, 80, 82, 100





むらかみ かじょう げんじ がんねん けいおうがんねん
村上家乗 元治元年・慶応元年 広島県立文書館資料集 5

平成20年(2008)3月31日発行

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052
広島市中区千田町三丁目7-47
TEL (082)245-8444

印刷 株式会社タカトープ rint メディア

〒730-0052
広島市中区千田町三丁目2-30
TEL (082)244-1110

